



令和7年度～令和11年度



令和7年3月
調布市

はじめに

市は、平成17年4月に調布市子ども条例を施行いたしました。本条例では、子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」とし、「子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組む」ことを基本理念としています。

この理念に沿い、平成17年度に、市の子ども・子育て施策の総合的な計画となる「調布っ子すこやかプラン」を策定し、施策の着実な推進を図ってまいりました。

プラン策定以降、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く課題は、多様化、複雑化してきており、これまで以上に柔軟な対応が求められています。

このような中、今回策定した「第3期調布っ子すこやかプラン」は、新たに定められたこども基本法に基づく市町村こども計画として策定し、調布市子ども条例における「子どもは調布の宝、未来への希望」とする基本的な考え方を継承しつつ、これまで取り組んできた待機児童対策や子育て家庭への支援等、法定の各種事業を実施することに加え、前計画に引き続き、母子保健の推進や子ども・若者への支援、子どもの貧困対策等の計画と一体的に策定しました。さらに、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を総合的に展開する計画とすることで、複数の分野にまたがる横断的な対応ができるよう検討したものです。

本計画の策定にあたり、学識経験者、子育て支援関連団体、公募市民の皆様を委員とする調布市子ども・子育て会議の中で専門的な見地から御議論いただくとともに、アンケート調査や意見交換会、ワークショップ、ヒアリング、パブリック・コメントなどを実施し、広く子ども・若者、子育て家庭の皆様から御意見を頂戴いたしました。御協力いただいた皆様に心より御礼を申し上げます。

本計画の理念に基づき、今後、調布の「宝」、「未来への希望」である子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向けて各施策を展開してまいります。

令和7年3月

調布市長

長友貴樹



目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象	4
5. 計画の策定体制と策定手法	4
(1) 調布市子ども・子育て会議	4
(2) 第3期調布っすこやかプラン策定に向けての検討会	4
(3) ニーズ調査の実施（調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査）	4
(4) 子ども・若者，子育て当事者からの声・意見を聴く取組の実施	5
(5) パブリック・コメント手続の実施	5
6. SDGs の視点	5
第2章 ニーズ調査及び子ども・若者，子育て当事者からの声・意見を聴く取組	7
1. ニーズ調査	8
(1) 調査の実施概要	8
(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	9
(3) 子ども・若者支援に関するニーズ調査結果の概要	16
2. 子ども・若者，子育て当事者からの声・意見	21
(1) 目的	21
(2) 実施内容	21
(3) 実施結果	22
第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	31
1. 子ども・子育てをめぐる動き	32
(1) 国の動向	32
(2) 東京都の動向	38
2. 調布市の現況	39
(1) 総人口	39
(2) 子ども・若者人口	41
(3) 世帯の状況	43
(4) 婚姻等の状況	44
(5) 妊娠届出状況（母子健康手帳交付状況）	45
(6) 出生数・合計特殊出生率の動向	45
(7) 女性の就業状況	46
(8) 児童福祉費の推移	46
(9) 保育所の状況	47

(10) 児童館の状況.....	51
(11) 学童クラブの状況	52
(12) 放課後子供教室事業「あそびバ」(旧ユーフォー) の状況.....	53
(13) 青少年ステーション CAPS の利用状況	54
(14) 子ども・若者総合支援事業(ここあ) の状況	54
(15) 母子世帯・父子世帯の状況.....	56
(16) 就学援助の状況.....	57
(17) 発達の遅れや障害のある児童・生徒への支援の状況	57
(18) 不登校児童・生徒数	59
第4章 計画の基本理念等.....	61
1. 計画の目的.....	62
2. 計画の基本理念.....	62
3. 計画の基本的方向	63
4. 基本目標	64
5. 施策の体系.....	66
第5章 施策の展開.....	69
基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	73
基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進.....	74
基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	80
基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり	85
基本施策1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実.....	94
基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実.....	99
基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援.....	100
基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	103
基本施策2-3 相談支援, 学習・交流の場の充実	110
基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減	116
基本目標3 多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	121
基本施策3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実.....	122
基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実.....	129
基本目標4 特に支援を必要とする子ども・若者, 子育て家庭への支援の充実	149
基本施策4-1 様々な悩みや不安, 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	150
基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	158
基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援.....	165
基本施策4-4 ひとり親家庭への支援.....	171
基本施策4-5 子ども・若者, 子育て家庭への貧困対策	176
第6章 計画の推進に向けて	183
1. 計画の推進.....	184
2. 計画の達成状況の点検及び評価	184
(1) 目標値と評価指標.....	184

(2) 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）	184
第7章 資料編	185
1. 調布市子ども条例	186
2. 「子ども 夢 すこやか まちづくり」 ～ いじめや虐待のないまち宣言 ～	192
3. 第3期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス	193
(1) 令和5年度及び令和6年度調布市子ども・子育て会議委員名簿	193
(2) 第3期調布っ子すこやかプランの策定プロセス	194
4. 年齢別・子育て支援サービス一覧	196
5. 調布っ子すこやかプラン（市町村こども計画）の分野別計画等との関連	197
6. ライフステージ別の施策一覧	203
7. 子どもの権利条約	207

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

国の少子化対策は、1990年に合計特殊出生率（15歳から49歳までに生む子ども¹の数の平均）が1.57と判明した「1.57ショック」を契機に始まりました。

国は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

平成17年には、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備するため、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指してきました。

市においては、平成17年4月に「子どもは調布の宝、未来への希望」として、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年度から平成26年度までの行動計画として、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援前期・後期行動計画）」を策定し、各種施策の着実な推進を図ってきました。

平成24年には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、国の新たな子ども・子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることとなり、これを踏まえ、市では平成27年に「第1期調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：平成27年度～令和元年度）を策定し、施策の着実な推進を図りました。

さらに、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）、「子ども・子育て支援法」の改正、及び「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）等を踏まえ、令和2年に市は「第2期調布っ子すこやかプラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、待機児童対策をはじめとする、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

令和5年4月には、子ども・若者が抱える様々な課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として「こども家庭庁」が発足するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されるなど、社会における子ども政策の新たな推進体制の整備が進められています。

この度、「第2期調布っ子すこやかプラン」の計画期間が令和6年度で終わることを受け、市は、国や東京都、社会の動向を踏まえながら、子どもの育ち、子育て環境、子ども・若者の健やかな成長と自立を総合的かつ継続的に支援する取組の推進を図るため、「第3期調布っ子すこやかプラン」を策定します。

¹ 「子ども」「こども」「子供」の表記について

「子ども」：子どもの権利条約や調布市子ども条例、子ども・子育て支援法において、「子ども」は18歳未満と定義し、市では「子ども」の表記を使用

「こども」：こども家庭庁では、こども基本法において、「こども」は心身の発達の過程にある者と定義し、平仮名表記の「こども」の使用を推奨

「子供」：東京都ではこれまで「子供」の表記を使用しており、東京都の計画や政策に係る箇所など一部「子供」の表記を使用

市では調布市子ども条例や組織、施設等の既存の名称、表記との整合を図るため、本計画では法令その他の固有名詞を除き、原則として「子ども」の表記を使用しています。

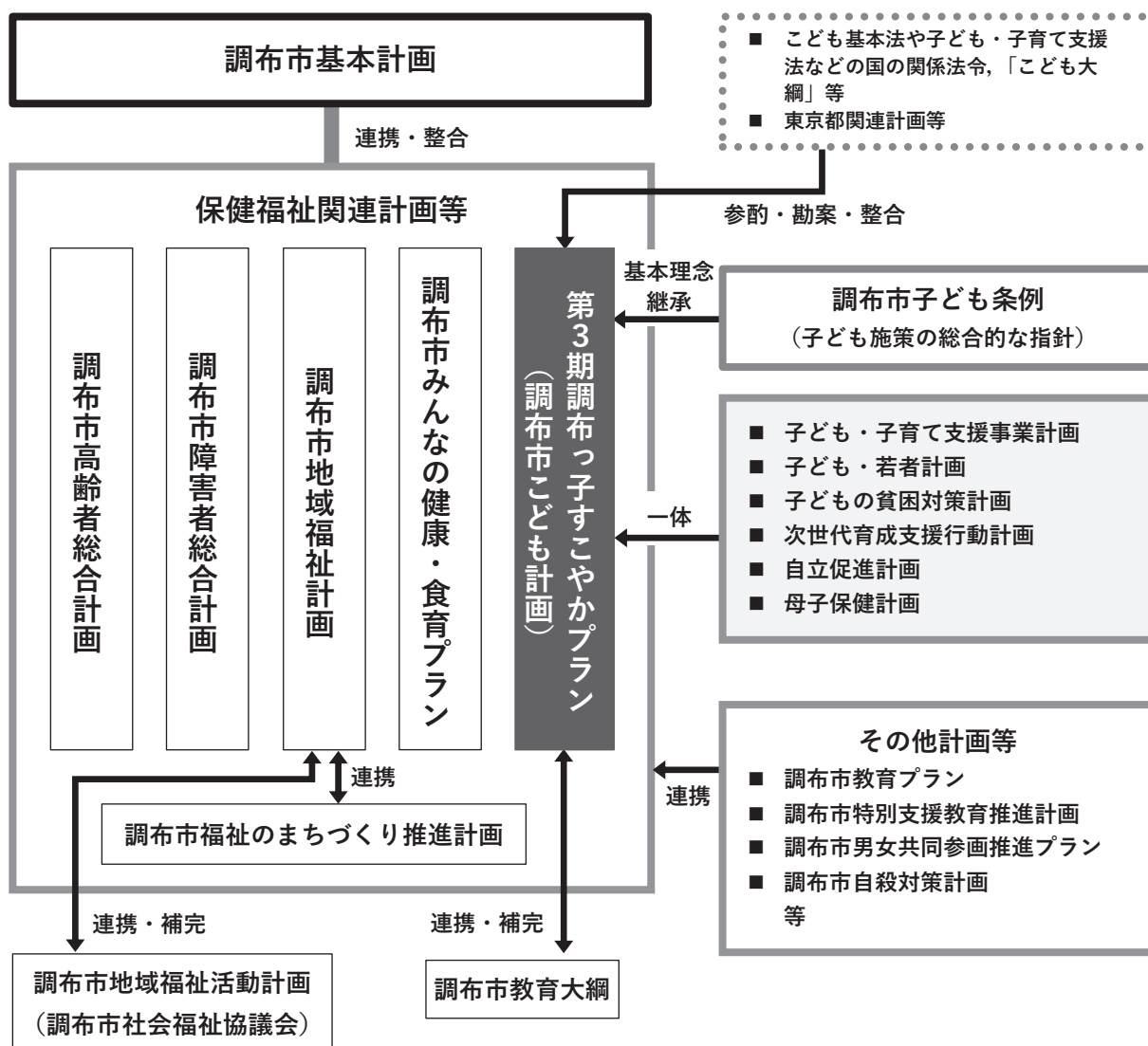
2. 計画の位置づけ

市では、「子どもは調布の宝、未来への希望」として子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し、平成17年4月から施行しています。本計画はこの「調布市子ども条例」を基本理念とし、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、「市町村こども計画」として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」、「自立促進計画」、「母子保健計画」と一体的に策定するとともに、障害児(者)支援や児童虐待防止対策、教育環境の整備等の取組を含めて、子ども・子育て支援施策を総合的に展開する計画です。

あわせて、本計画の上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら、市が策定するその他の計画、関連法律等と連携を図り推進していきます。

■計画の位置づけ（イメージ）■



3. 計画の期間

本計画は、5年間（令和7年度～令和11年度）を計画期間とします。但し、国や東京都の施策の動向、社会情勢の変化状況を踏まえて、必要に応じて見直すものとします。

■計画の期間■



4. 計画の対象

「こども基本法」では、心身の発達の過程にある者を「こども」と定義しており、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援を目指しています。

こども基本法の目的や理念を踏まえ、本計画の対象は、0歳から概ね40歳未満のすべての子ども・若者、子どもを育てる家庭、地域、企業、団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が個別に設定されているものがあります。

5. 計画の策定体制と策定手法

（1）調布市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、「調布市子ども・子育て会議条例」（平成25年条例第47号）の規定に基づき、公募による市民の代表、子育て支援事業従事者、学識経験者等で構成する「調布市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

（2）第3期調布っ子すこやかプラン策定に向けての検討会

子ども・子育て支援に関連する事業の所管課で構成される検討会において、計画の検討を行いました。

（3）ニーズ調査の実施（調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査）

市内在住の就学前児童・小学生の保護者、中学生・高校生世代、高校卒業年代から39歳までの市民を対象に、子ども・子育て支援等に関する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケートを実施しました。

(4) 子ども・若者，子育て当事者からの声・意見を聴く取組の実施

「こども基本法」(令和5年4月1日施行)、「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、子ども・若者，子育て当事者の視点を尊重し，その意見を聴き，施策への反映の検討を行う認識の下，多様な手法を検討し，声・意見を聴く取組を実施しました。

(5) パブリック・コメント手続の実施

令和6年12月から令和7年1月にかけてパブリック・コメント手続を実施しました。

6. SDGsの視点

SDGs(エスディージーズ)(Sustainable Development Goals)とは，平成27年9月の国連サミットにおいて，日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「誰一人取り残さない」ことを目指し，持続可能で多様性のある社会の実現のため，平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール(目標)が定められました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



日本では，平成28年12月にSDGs実施指針が策定され，自治体においても，各種計画，戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに，関係団体等との連携強化などによりSDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

市では，市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながらSDGsの目標達成につなげるまちづくりを進めています。この計画においても，調布市基本計画で定めたSDGsの17の目標のうち，子ども施策に係る1(貧困をなくそう)，2(飢餓をゼロに)，3(すべての人に健康と福祉を)，4(質の高い教育をみんなに)，5(ジェンダー平等を実現しよう)，8(働きがいも経済成長も)，10(人や国の不平等をなくそう)，11(住み続けられるまちづくりを)，12(つくる責任つかう責任)，16(平和と公正をすべての人に)，17(パートナーシップで目標を達成しよう)を念頭に取組んでいきます。

第2章

ニーズ調査及び 子ども・若者、 子育て当事者からの 声・意見を聴く取組

1. ニーズ調査

(1) 調査の実施概要

本調査は、「第3期調布っ子すこやかプラン」（令和7年度～令和11年度）策定のための基礎資料として、対象となる子どもの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見や、13歳から39歳までの市民の生活実態、意識を把握することを目的に実施しました。

調査対象と調査方法、回収結果については以下のとおりです。

■調査の実施概要と回収結果■

調査種別	子ども・子育て支援に関する ニーズ調査		子ども・若者支援に関する ニーズ調査	
	就学前児童の 保護者	小学生の 保護者	中学生・高校生 世代	高校卒業年代～ 39歳
調査対象	就学前児童のいる世帯	小学生のいる世帯	中学生～高校生世代の市民	高校卒業年代～39歳の市民
配布数	2,000	2,000	2,000	2,000
抽出方法	無作為抽出			
調査方法	郵送法（WEB回答併用）			
調査時期	令和5年12月～令和6年1月			
調査地域	調布市全域			
有効回収数	1,162	1,072	728	476
有効回収率	58.1%	53.6%	36.4%	23.8%

※ グラフ上、基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載しています。

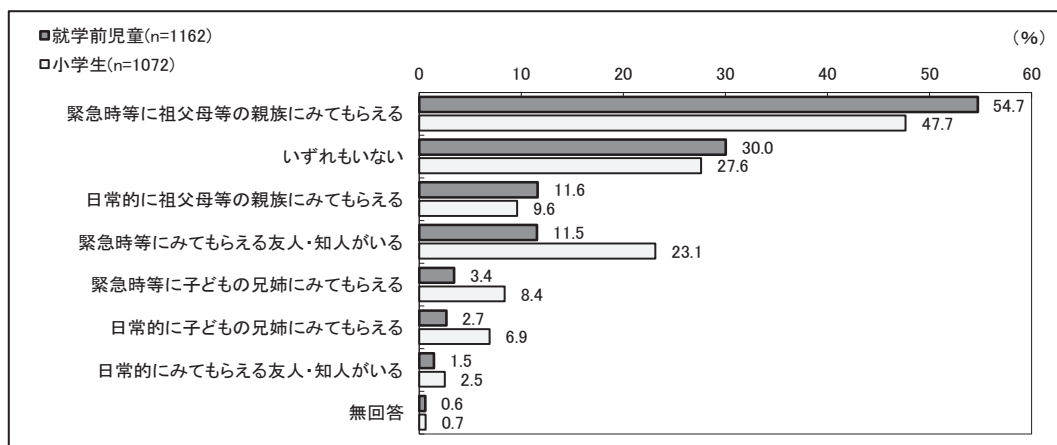
(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

① 日頃子どもをみてもらえる人の有無

就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、「緊急時等に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も多くなっています。

一方、いずれもいない方が、未就学児童で30.0％、小学生で27.6％と回答者の約3割を占めています。【複数回答】

■日頃子どもをみてもらえる人の有無■



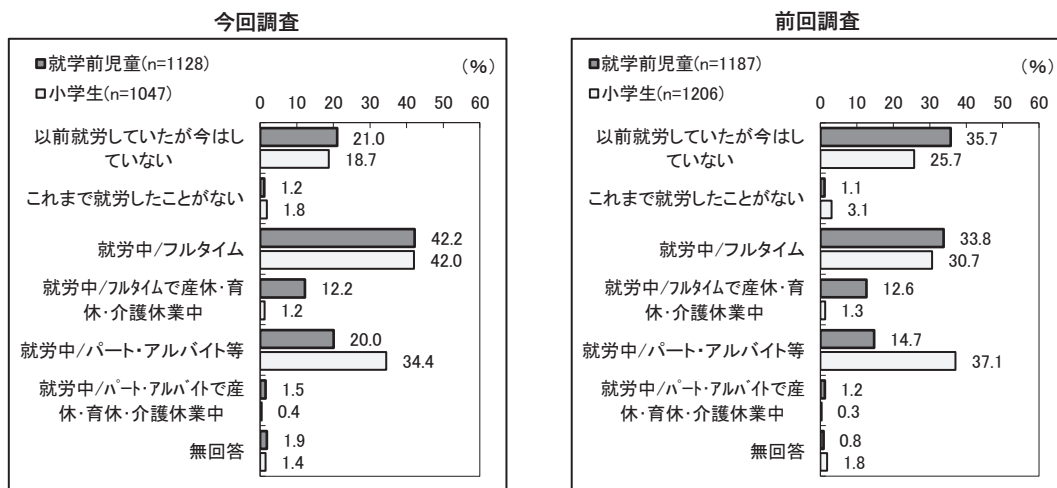
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

② 母親の就労状況

就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、「就労中／フルタイム」が最も高い割合を占めており、およそ4割程度の母親はフルタイムで就労していることがわかります。

また、前回調査（平成30年度）と比較して、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともにフルタイムの就労が増加してしています。

■母親の就労状況■

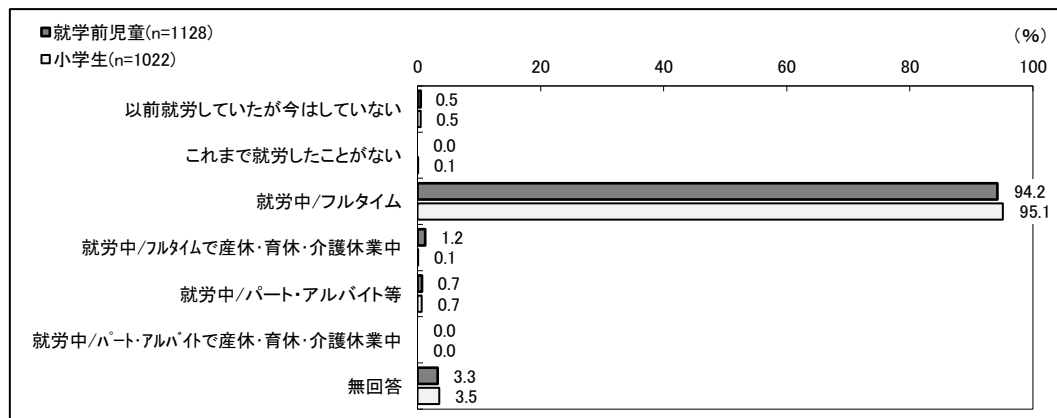


(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

③ 父親の就労状況

父親の大半は、「就労中／フルタイム」と回答しています。

■父親の就労状況■

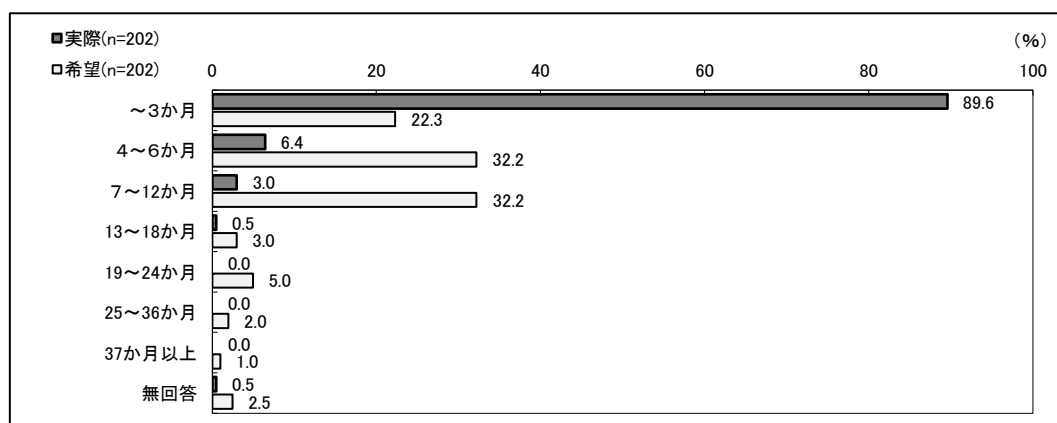


(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

④ 父親：育児休業取得期間

父親：“実際の育児休業取得期間”では「～3か月」の復帰が89.6%と大半を占めましたが，“理想とする育児休業取得期間”では「～3か月」を希望する回答が22.3%となっており，実際の育児休業期間と理想の育児休業期間との間にギャップ（67.3ポイント差）がみられ，“3か月超”を希望する回答が75.4%と7割以上を占めています。

■父親：育児休業取得期間■



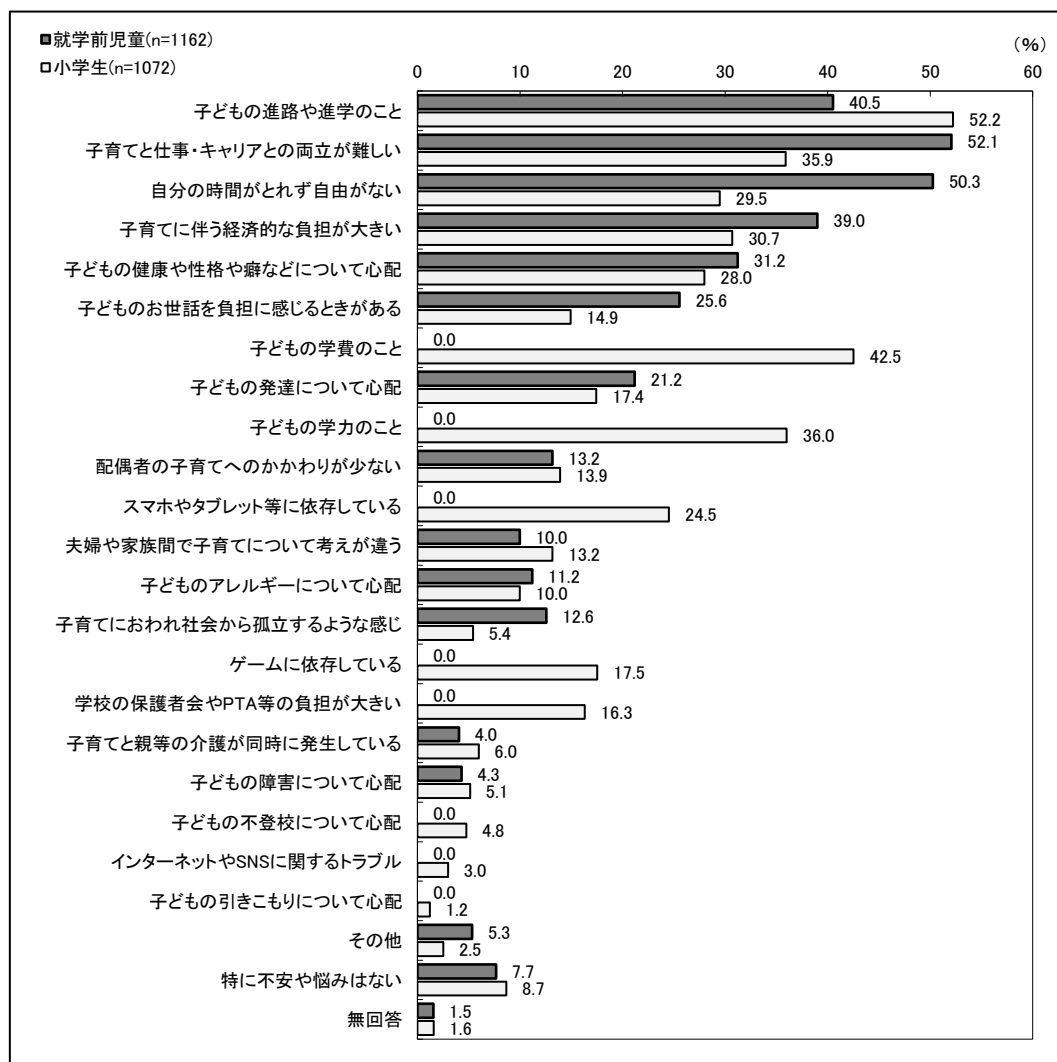
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者）

⑤ 子育てでの不安や悩み

就学前児童の保護者では、「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」(52.1%)、「自分の時間がとれず自由がない」(50.3%)が過半数を占めています。

小学生の保護者では、「子どもの進路や進学のこと」(52.2%)が最も高い割合を占めており、「子どもの学費のこと」(42.5%)、「子どもの学力のこと」(36.0%)等がこれに続いています。【複数回答】

■子育てでの不安や悩み■



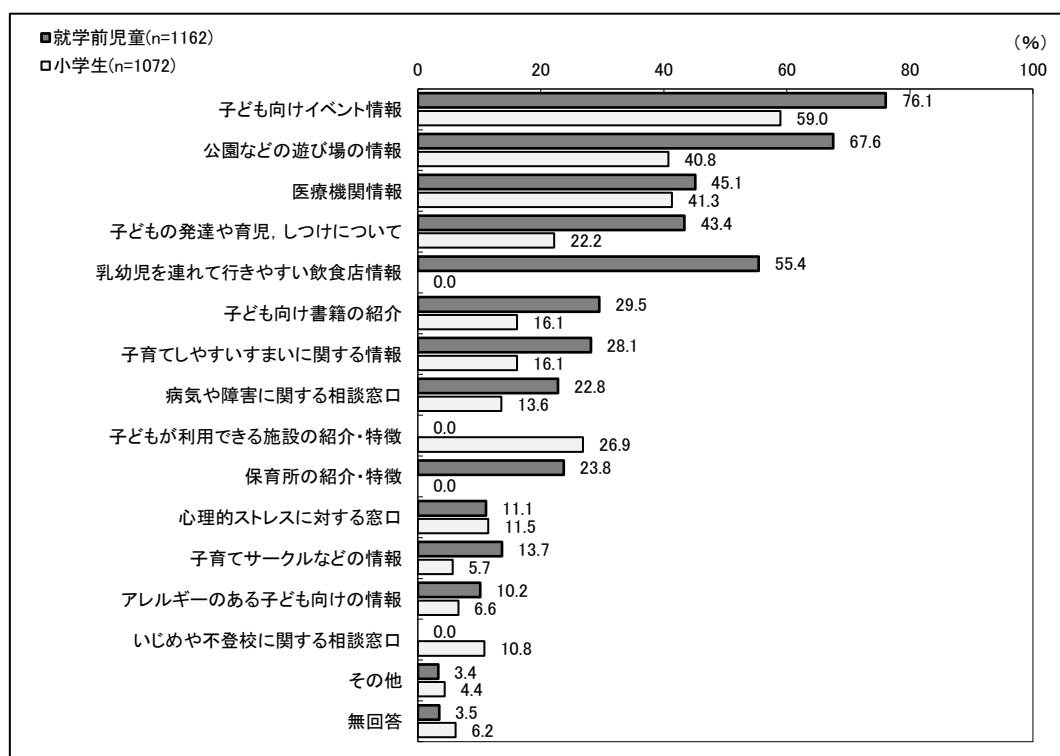
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

⑥ 子育てに関して欲しい情報

就学前児童の保護者では、「子ども向けイベント情報」(76.1%)、「公園などの遊び場の情報」(67.6%)が6割以上と高い割合を占めています。

小学生の保護者では、「子ども向けイベント情報」(59.0%)が最も高い割合を占めています。【複数回答】

■子育てに関して欲しい情報■

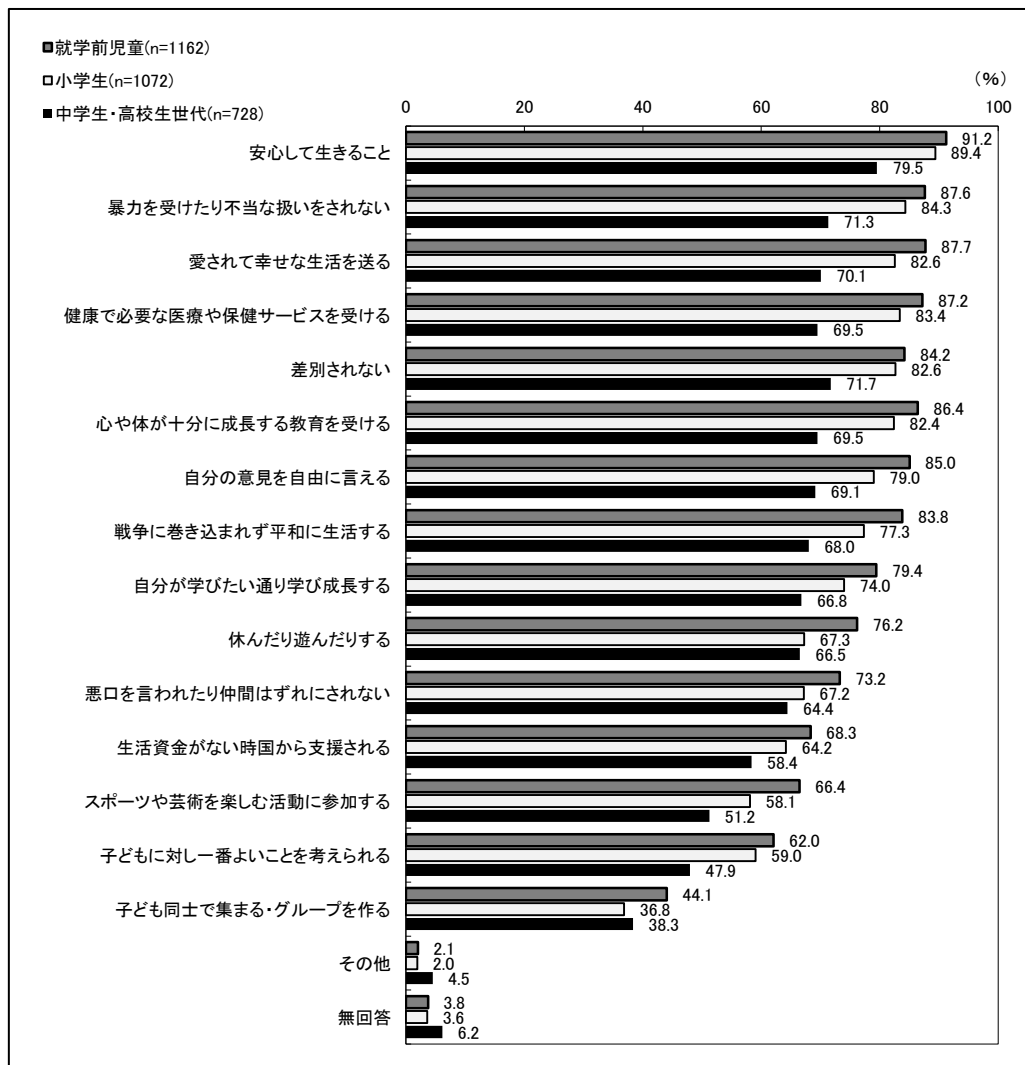


(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童の保護者・小学生の保護者)

⑦ 大切だと思う子どもの権利

就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生・高校生世代のすべての調査対象において、「安心して生きること」が最も高い割合を占めています。【複数回答】

■大切だと思う子どもの権利■



■大切だと思う子どもの権利（上位3項目）■

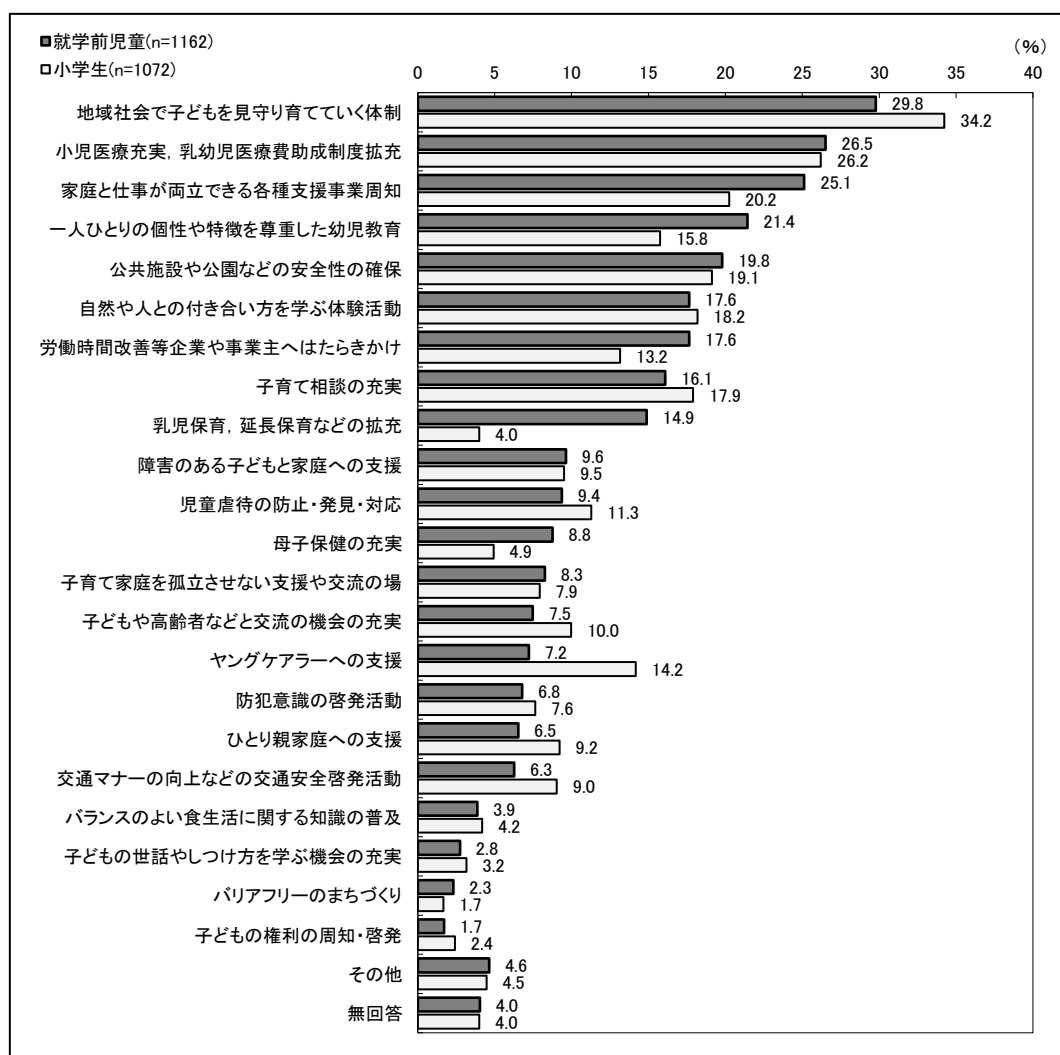
	就学前児童の保護者	小学生の保護者	中学生・高校生世代
1位	安心して生きること		
	91.2%	89.4%	79.5%
2位	愛されて幸せな生活を送る	暴力を受けたり 不当な扱いをされない	差別されない
	87.7%	84.3%	71.7%
3位	暴力を受けたり 不当な扱いをされない	健康で必要な医療や 保健サービスを受ける	暴力を受けたり 不当な扱いをされない
	87.6%	83.4%	71.3%

(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

⑧ 行政や関係機関の取組として必要なこと

就学前児童の保護者、小学生の保護者いずれも、「地域社会で子どもを見守り育てていく体制」が最も高い割合を占めており、“地域ぐるみで子どもの育ちを支える”取組が重要とされています。【複数回答】

■行政や関係機関の取組として必要なこと■



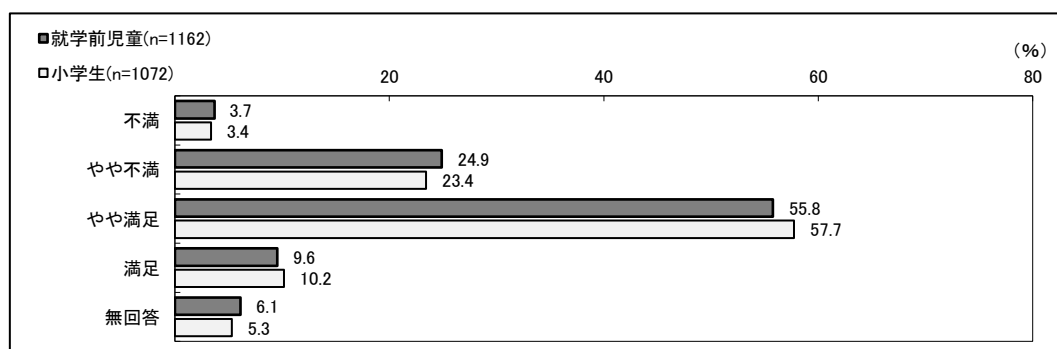
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

⑨ 市の子育て環境や支援への満足度

就学前児童の保護者では、「やや満足」(55.8%)と「満足」(9.6%)を足し合わせた“満足”が65.4%、「やや不満」(24.9%)と「不満」(3.7%)を足し合わせた“不満”が28.6%となっています。

一方、小学生の保護者では、「やや満足」(57.7%)と「満足」(10.2%)を足し合わせた“満足”が67.9%、「やや不満」(23.4%)と「不満」(3.4%)を足し合わせた“不満”が26.8%となっています。

■市の子育て環境や支援への満足度■



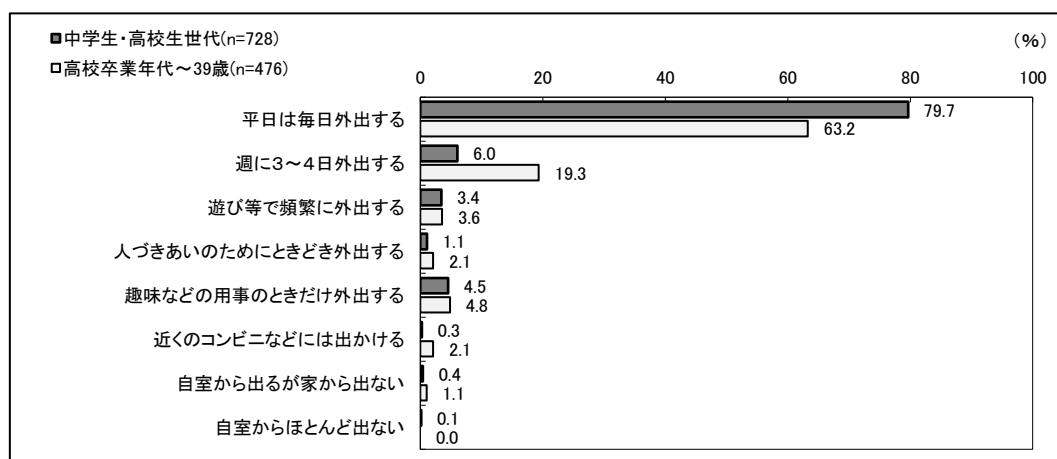
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

(3) 子ども・若者支援に関するニーズ調査結果の概要

① ふだんの外出状況

「平日は毎日外出する」と「週に3～4日外出する」を足し合わせると、中学生・高校生世代で85.7%，高校卒業年代～39歳で82.5%と8割以上の回答者は定期的に外出しているとみられます。

■ふだんの外出状況■

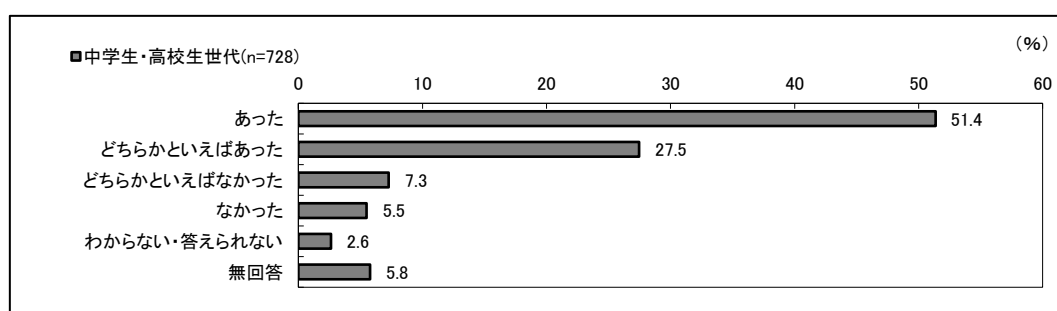


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (中学生・高校生世代・高校卒業年代～39歳)

② うまくいかず気分が落ち込んだ経験

「あった」(51.4%)と「どちらかといえばあった」(27.5%)を足し合わせた“あった”が全体の78.9%を占めています。

■うまくいかず気分が落ち込んだ経験■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (中学生・高校生世代)

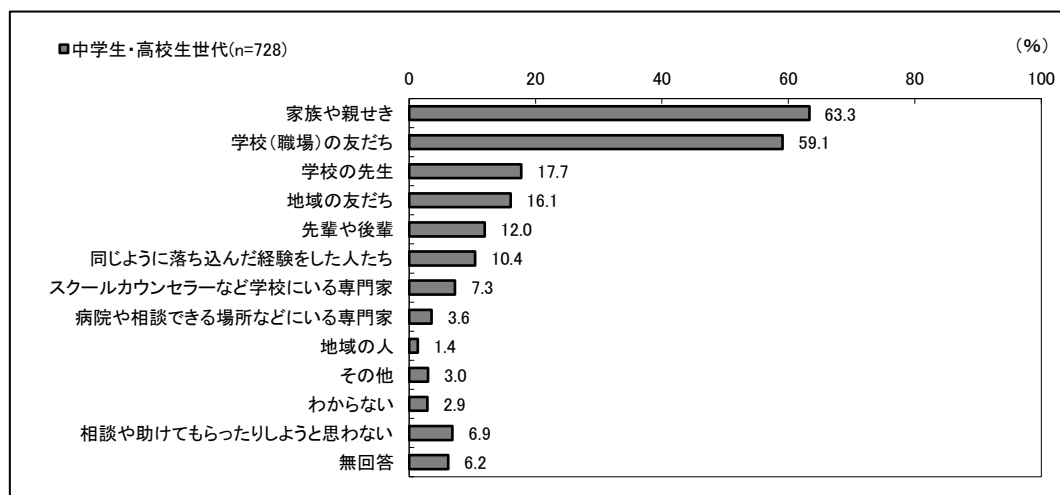
③ 相談したり助けてもらったりしやすい人

「家族や親せき」(63.3%)、「学校(職場)の友だち」(59.1%)が高い割合を占めており、回答の過半数を占めています。

「学校の先生」(17.7%)、「地域の友だち」(16.1%)、「先輩や後輩」(12.0%)等がこれに続く結果となりました。「相談や助けてもらったりしようと思わない」は6.9%でした。

【複数回答】

■相談したり助けてもらったりしやすい人■

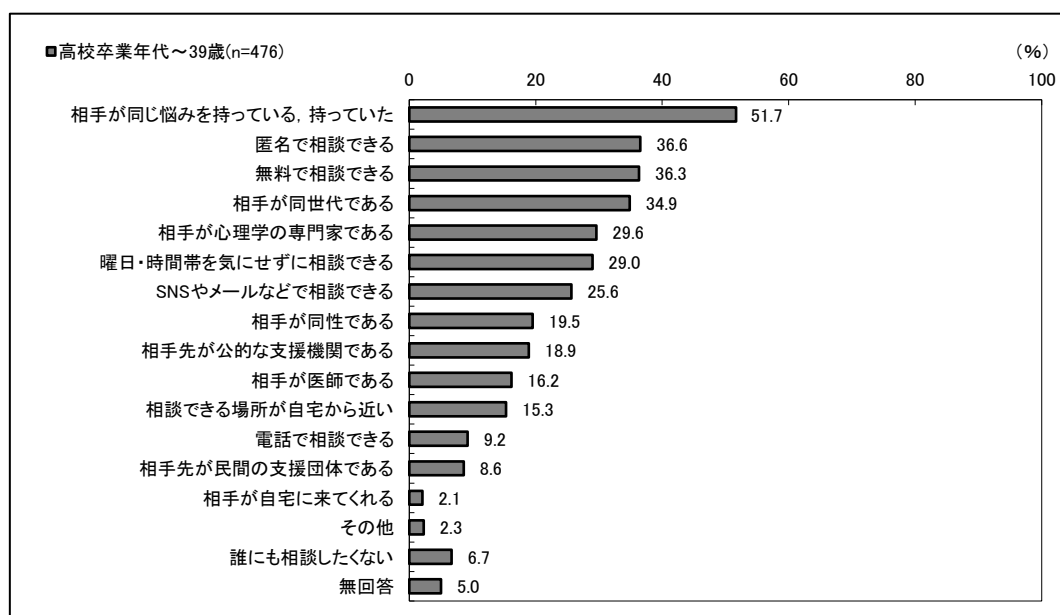


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)

④ 家族や知り合い以外で相談したい人・場所

「相手が同じ悩みを持っている、持っていた」が回答の過半数（51.7%）を占めています。
「匿名で相談できる」（36.6%）, 「無料で相談できる」（36.3%）, 「相手が同世代である」（34.9%）等がこれに続く結果となりました。
「誰にも相談したくない」は6.7%となっています。【複数回答】

■家族や知り合い以外で相談したい人・場所■

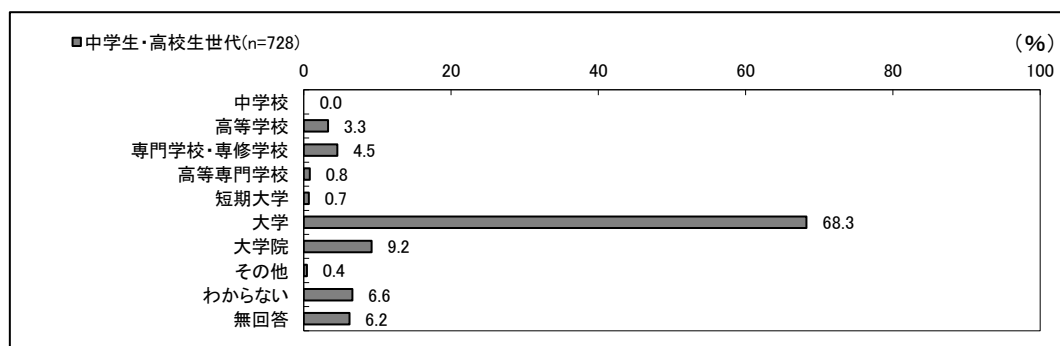


（資料）子ども・若者支援に関するニーズ調査（高校卒業年代～39歳）

⑤ 希望する進学段階

「大学」（68.3%）が最も高い割合を占めており、全体の7割近くは大学進学を希望しています。

■希望する進学段階■



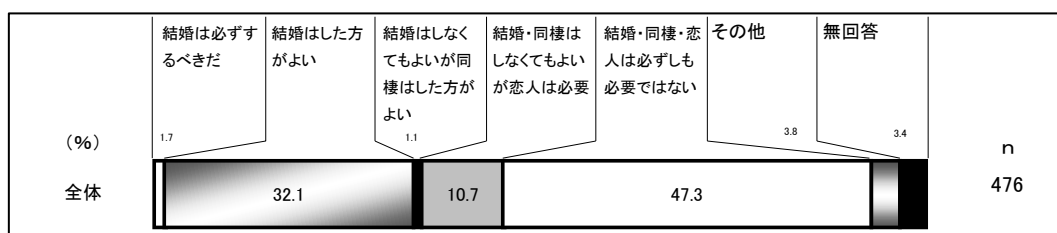
（資料）子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

⑥ 結婚や同棲の必要性

「結婚は必ずするべきだ」(1.7%)と「結婚はした方がよい」(32.1%)を足し合わせた“結婚はした方がよい”は、33.8%で、結婚の必要性を感じているのは3人に1人とどまっています。

「結婚・同棲はしなくてもよいが恋人は必要」(10.7%)と「結婚・同棲・恋人は必ずしも必要ではない」(47.3%)を足し合わせた“結婚・同棲はしなくてもよい”は、58.0%で、回答者の半分以上を占めています。

■結婚や同棲の必要性■

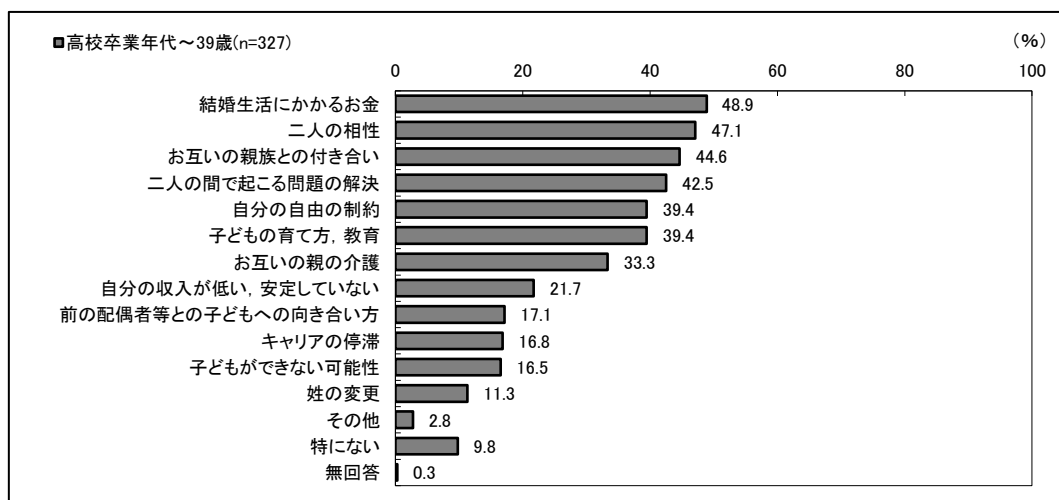


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(高校卒業年代～39歳)

⑦ 結婚について不安を感じること

「結婚生活にかかるお金」が48.9%で最も高い割合を占めています。【複数回答】

■結婚について不安を感じること■

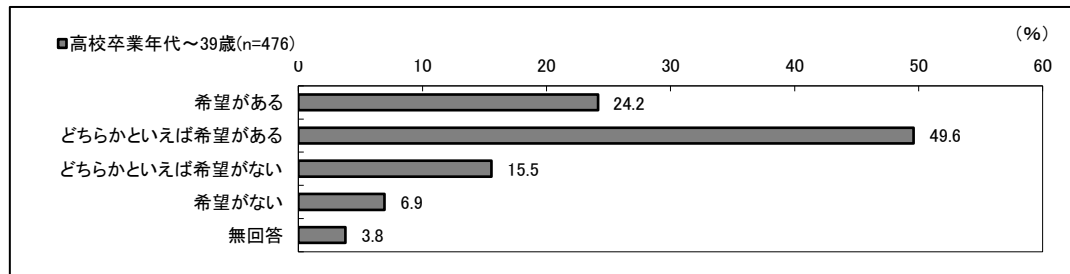


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(高校卒業年代～39歳)

⑧ 将来について明るい希望を持っているか

「どちらかといえば希望がある」(49.6%),「希望がある」(24.2%)を足し合わせた“希望がある”は全体の73.8%となっています。

■将来について明るい希望を持っているか■

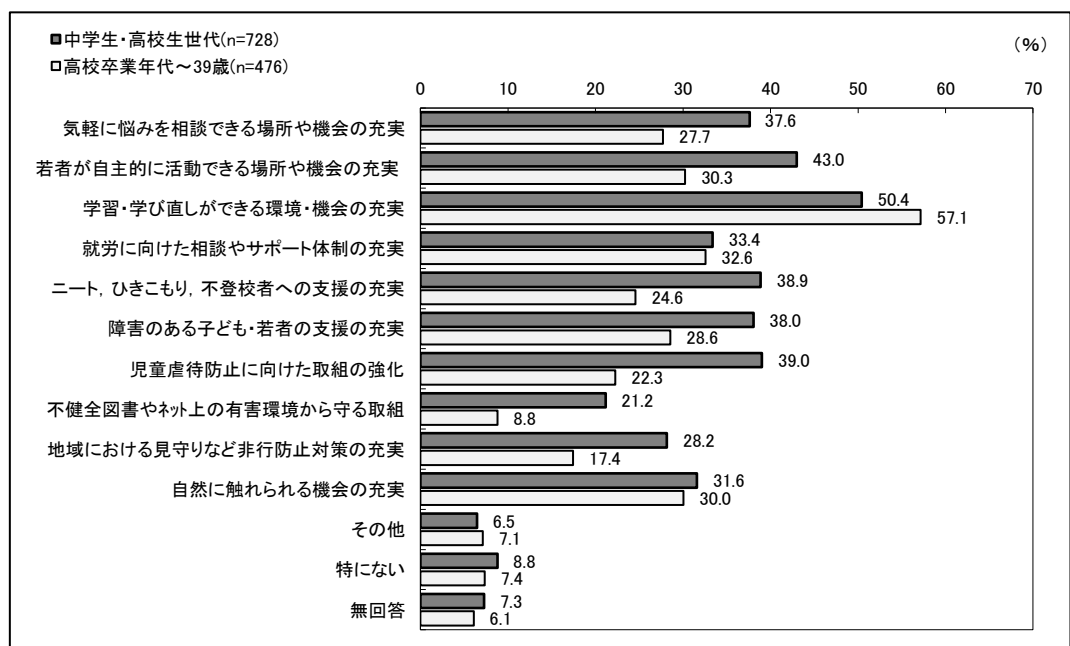


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(高校卒業年代～39歳)

⑨ 市が特に取り組むべきこと

「学習・学び直しができる環境・機会の充実」(中学生・高校生世代:50.4%,高校卒業年代～39歳:57.1%)が最も高い割合を占めています。【複数回答】

■市が特に取り組むべきこと■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代・高校卒業年代～39歳)

2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見

(1) 目的

「こども基本法」第11条では、「地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」、また、「調布市子ども条例」第21条でも、「子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めること」と規定されていることから、子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組を行いました。

(2) 実施内容

子どもの居場所、困りごと、悩みごと、相談、意見・権利の尊重、市の子ども・子育て支援などについて、子ども・若者、子育て家庭から広く声・意見を聴くため、関係機関や団体の協力を得ながら、下記のとおり実施しました。

実施内容	対象	件数
調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	■ 就学前児童の保護者 ■ 小学生の保護者	2,234
調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査	■ 中学生・高校生世代の市民 ■ 高校卒業年代から39歳までの市民	1,204
調布っ子ミーティング	■ 小学校4～6年生	4
調布っ子の声・意見募集	■ 18歳以下の子ども及び39歳以下の若者	39
子ども・子育て会議	■ 大学生(令和5年度・令和6年度の委員)	4
ユースミーティング	■ 大学生	9
調布っ子アンケート	■ 小学校に通う子ども ■ 児童養護施設等の子ども ■ 障害のある子ども ■ 不登校児童・生徒 ■ 日本語を母語としない子ども ■ 児童館・学童クラブ・あそびバ・CAPS利用者 ■ 子ども・若者総合支援事業ここあ利用者 ■ 通信制高校卒業支援事業給付金利用の高校生 ■ 子ども食堂利用者(子ども・保護者)	1,092
その他の意見聴取	■ 子ども・若者基金活用事業対象者 ■ 児童養護施設を退所した大学生等 ■ 乳幼児健康診査受診の乳幼児の保護者 ■ 多胎児(ふたご・みつご)家庭 ■ 子ども・若者総合支援事業ここあ利用者 ■ 青少年の居場所 Kiitos ■ 調布っ子応援プロジェクト対象者の保護者 ■ ひとり親家庭	1,561

(3) 実施結果

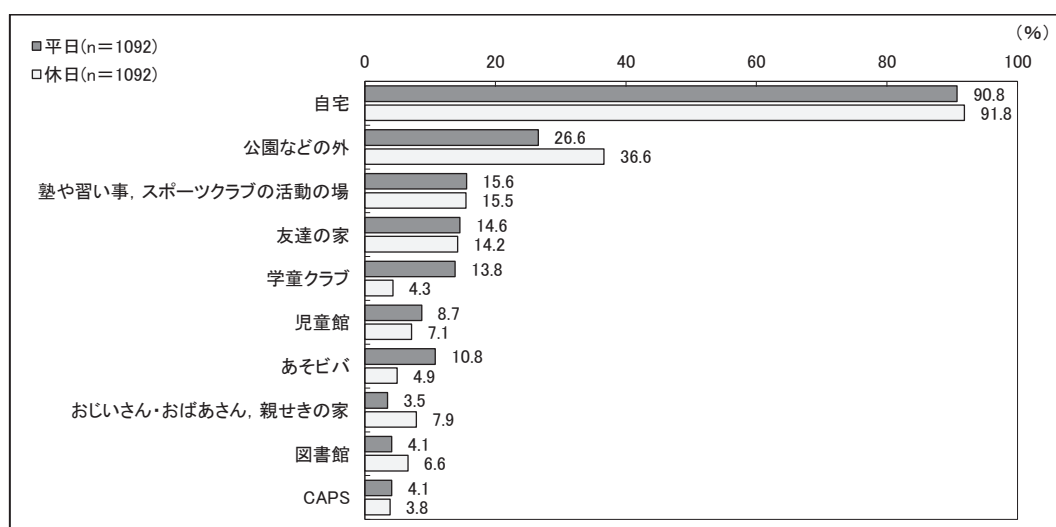
寄せられた声・意見は基本目標1や基本目標2を中心に計画や施策等への反映を検討しています。

※声・意見については、掲載にあたり一部抜粋や原文から一部整理しているものもあります。

① 子どもの居場所について

ふだん（学校や教室が終わってから）、休日のいずれも、「自宅」の割合が9割以上と最も多く、「公園などの外」、「塾や習い事、スポーツクラブの活動の場」の割合がこれに続きます。【複数回答】

■ふだん（学校や教室が終わってから）や休日に過ごす場所■



(資料) 調布っ子アンケート

■どんな場所があると良いか？（子ども・若者からの声・意見一部抜粋）■

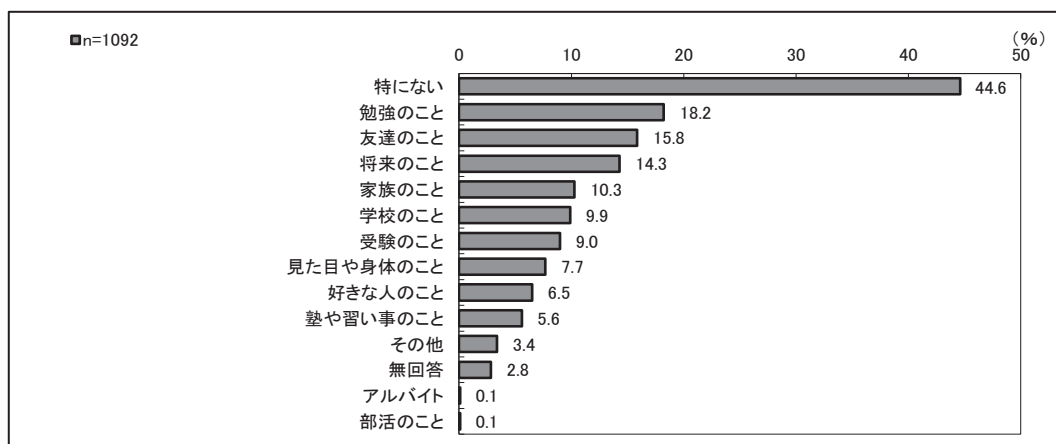
- スポーツ・運動ができる場所
- 友達と交流できる場所
- ボール遊び、球技ができる場所（サッカー・野球・バスケットボール等）
- 自然がたくさんあるところ
- 雨でも遊べる場所
- 動物と触れ合える場所
- 室内で友達と遊べる場所、室内で友達とおしゃべりできるところ、気軽に話せる場所
- だれでも、どんなときでも、年齢・性別関係なく、無料で相談できる場所や使える施設
- 大きな遊具がある場所、アスレチックができる場所、遊具がある公園
- 静かに読書や勉強ができる場所
- カードゲームなどができるテーブルとかがある公園
- 頼れる人や話せる人がいるところ
- キレイなトイレがある公園
- 夜間に相談できたり、安心できる居場所
- 一日中いて飽きない場所
- CAPSのような中・高校生向けの居場所
- 1人でも楽しく居られる場所、1人で静かに入れる場所
- 大人でも気兼ねなく過ごせる場所
- 友達とゲームやスマホをして遊べる場所
- 交通公園のような自転車が乗れる場所

② 子どもの困りごと・悩み事について

「特にない」の割合が最も多くなっています。

一方、1割以上が「勉強のこと」「友達のこと」、「将来のこと」、「家族のこと」で困っていることや悩んでいることがあると回答しています。【複数回答】

■困りごと・悩み事■



(資料) 調布っ子アンケート

■困り事・悩み事（子ども・若者からの声・意見一部抜粋）■

- カウンセラーなど学校で少し疲れた時に相談や休める場所をもう少し増やしてほしいです。
- 積極的に話を聞いてほしい。相談を聞いてほしい。解決策を一緒に考えてほしい。
- 不審者の対策をしてほしい。
- 犯罪がおこらないように、見守りをしてほしい。
- お祭りをしてほしい。ゲーム大会を開いてほしい。
- 受験（高校受験や大学受験）や進路が不安。テスト勉強、宿題が大変。
- 大学にかかる費用が心配。
- 家だと、勉強に集中できないことがあり、学習の場所を変えようと思ったこともありますが、近くにそういった場所が無く困っています。
- 自分のやりたいことが分からない。将来就きたい職業が定まっていない。
- 家族の介護に悩んでいる。
- 親との関係に悩んでいる。
- 周り自分と距離感が遠いので孤独感がある。
- 人間関係を築くのが難しい。
- スマホ依存症で困っています。
- 自由に悩んでいることを言える場所がほしい。お悩み相談箱を作ってほしい。
- どんな人でも利用しやすいように電話やメール、面会など様々な相談体制があればいい。
- いつでも逃げられる場所、頼りにできる居場所があるといい。
- 家族に少し言いづらいことや言いたくないことを、だれかに言うことや勇気が出ない。
- 親に話したくない時に無料ですぐに相談できる場所がほしい。
- 子ども選挙を実施してほしい。
- 自分自身が結婚、妊娠した際に子育て等の支援、制度が整えられてほしい。
- 女性だからとキャリアも失いたくないし、子育てもしっかりしたい。
- 結婚したいが、経済的な心配がある。
- 子育てにかかるお金の不安がある。
- 障害のある子どもや若者の居場所や社会にかかわれる機会が少ない。
- 性別のことで悩んでいて LGBTQ+について相談したい。同性と結婚できるパートナーシップ制度があったらいいと思います。
- 結婚して家庭を持ちたいが金銭的な心配がある。
- 仕事と家事の両立、育児へのストレスがすごい。1人の時間が全くといっていい程ない。
- 地域の子育て支援(制度や行政サービスだけでなく、子育てサロンや子ども食堂、地域イベントなど)を充実させてほしい。
- 自転車乗り方・交通安全教室をしてほしい。
- 子どもが利用したり子連れで利用できるトイレがもっと公園(いろいろな)にあると助かります。
- 各種申請についてオンライン、ZOOM など活用してほしい。

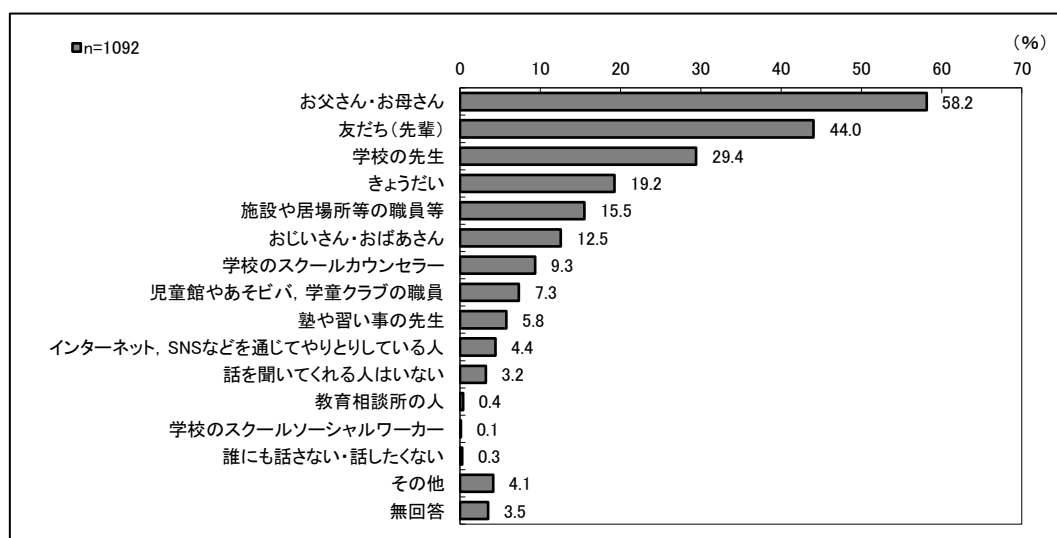
③ 相談できる人・相談方法について

相談できる人について、「お父さん・お母さん」の割合が5割以上と最も多く、「友達（先輩）」、「学校の先生」、「きょうだい」、「施設や居場所等の職員等」の割合がこれに続きます。

また、相談方法について、「直接会って話す」の割合が6割以上と最も多い一方、「X（旧Twitter）, Instagram など SNS」は1割に満たない結果となりました。

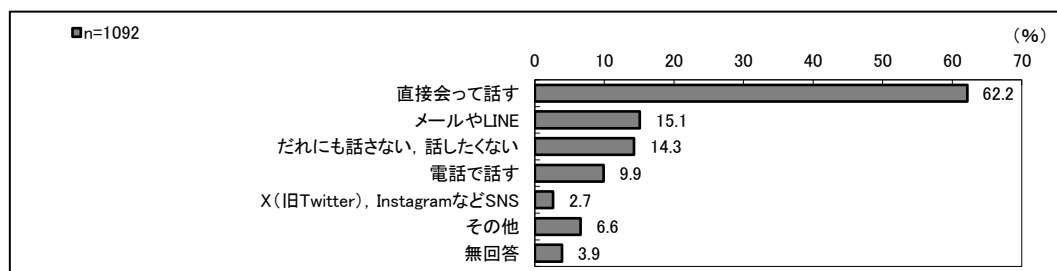
【いずれも複数回答】

■相談できる人（話を聞いてくれる人）■



（資料）調布っ子アンケート

■相談方法■



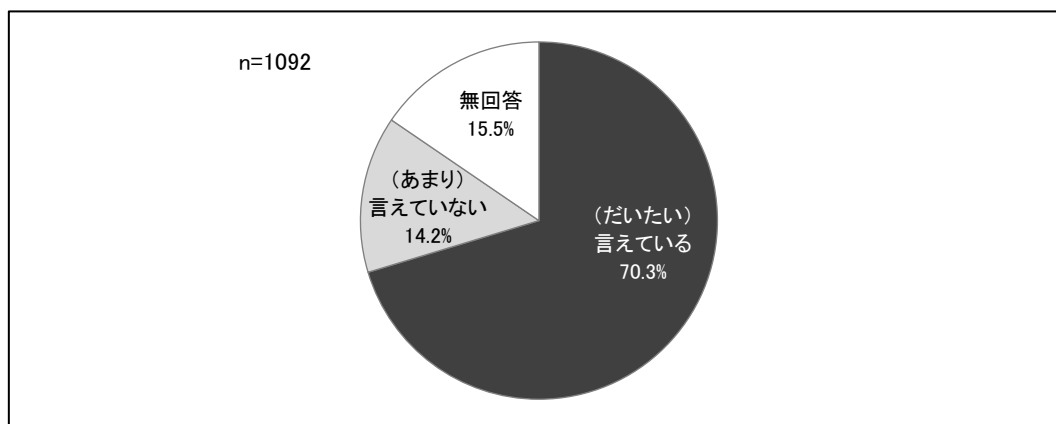
（資料）調布っ子アンケート

④ 子どもの意見表明について

お家や学校、大人などに自分の意見や思いを自由に言えているかについて、「(だいたい)言えている」の割合が7割以上と最も多く、「(あまり)言えていない」の割合は1割程度の結果となりました。【単一回答】

また、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見を言える箱を置くなど身近なところでできる方法などの回答が多くありました。【複数回答】

■子どもの意見表明■

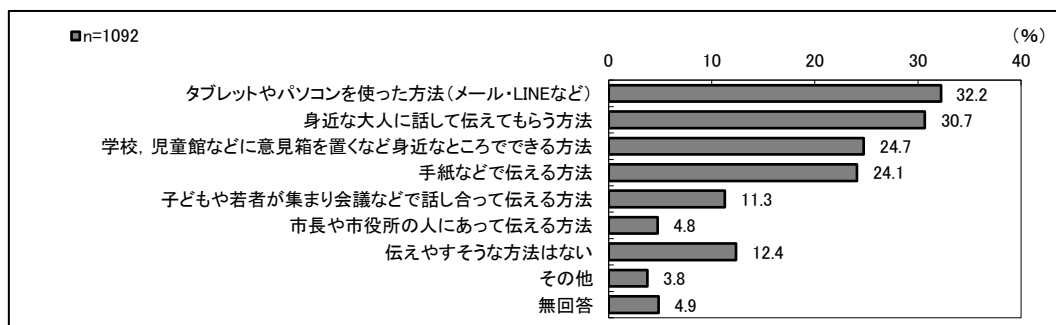


(資料) 調布っ子アンケート

■どんな時に自分の意見が言えないか？（子ども・若者からの声・意見一部抜粋）■

- おこられているときやしかられているとき、大人がこわいとき
- ケンカしたとき
- なにかをきめるとき
- 意見が反映されていないとき
- 学校でこまったとき
- 周りの事を考えたとき、自分の意見は言うべきではないと思ったとき
- 面と向かって話すとき

■どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか■



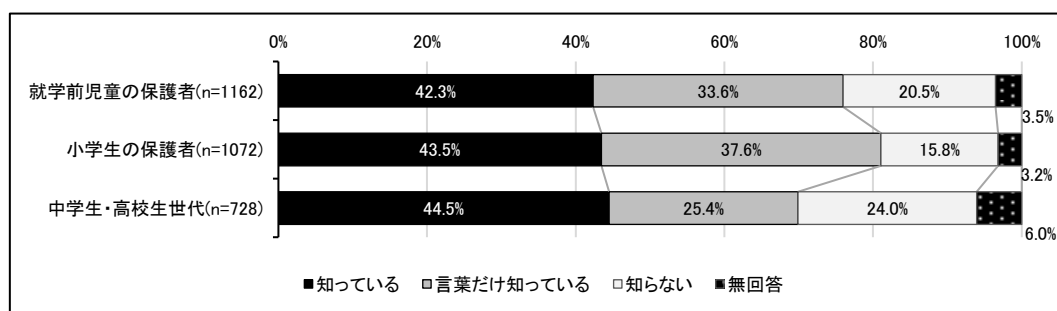
(資料) 調布っ子アンケート

⑤ 子どもの権利について

子どもの権利に関する認知状況について、全ての調査対象で「知っている」の割合が5割に満たない結果でした。【単一回答】

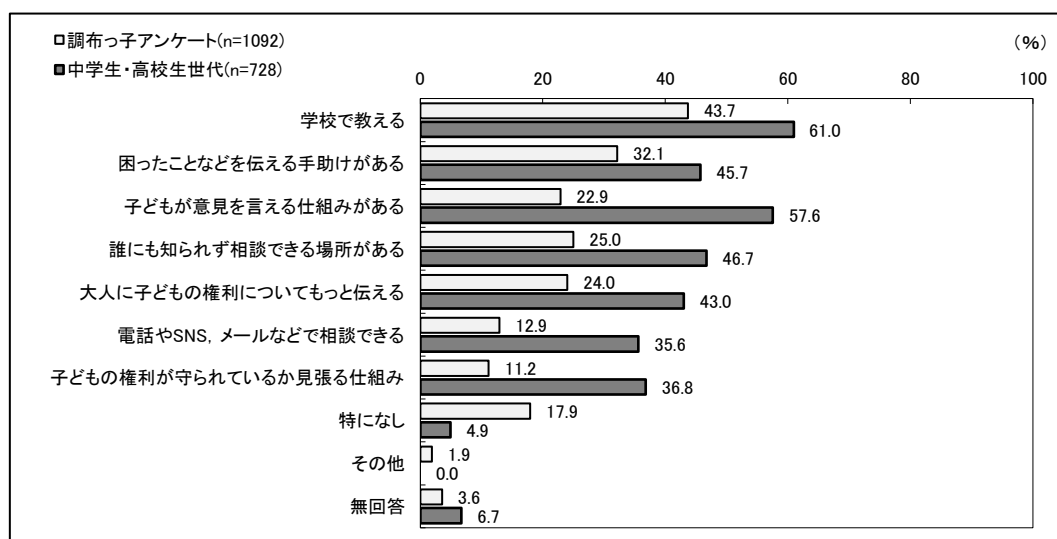
また、子どもの権利を守るため必要な仕組みについて、「学校で教える」、「子どもが意見を言える仕組みがある」、「困ったことなどを伝える手助けがある」が高い割合となっています。【複数回答】

■子どもの権利認知状況■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■子どもの権利を守るため必要な仕組み■



(資料) 調布っ子アンケート，
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

⑥ 調布のまちをよくするためのアイデアや調布市に対して思っていること、自分たちにしてほしいこと、聴いてほしいこと

■子ども・若者からの声・意見（一部抜粋）■

- お悩み相談所をつくる。
- 地球温暖化や環境についてもっと教えてほしい！ゴミをちゃんと減らしたいです。リサイクルを知ってほしい。
- 住みやすい！調布市はきれいでいいと思う。
- 調布市の魅力を伝える。
- 中学で貸与されるタブレット端末で出来る使い道を増やす。
- 中学生・高校生でも参加しやすいイベントがあるといい。
- 誰もがニコニコしている世界を実現して欲しい。
- インクルーシブ遊具がもっと欲しい。もっと複合遊具を設置された公園が増えてほしい。
- ボール遊び、球技ができる公園（サッカー・野球・バスケットボール等）がほしい。
- 雨の日でも遊べる場所がほしい。
- 図書館の本について中・高校生向けの本を増やし、コーナーを設けてほしい。
- 児童館のように屋根があって子ども同士が交流できる場所を増やしてほしい。
- 児童館やあそびバに相談ボックスとか作ったりしたらいいと思う。
- 困窮世帯に対する給付金の配布など最低限度の生活の保証があるといい。
- 障がいのことを理解してもらう。
- 外国人は支援にたどり着く前に言語の壁があるので、外国人の支援体制があるといい。
- 子どもたちの声を尊重し、ありのままでいいのだと受け入れていくべきだと思います。

⑦ 調布市における子育て支援や子育て環境に関して、意見・要望など

■意見（子育て当事者からの声・意見一部抜粋）■

「✓」印の意見については計画や施策等への反映、既に実施済み

【妊娠・出産、母子保健・医療】

- 妊娠時の検診から出産までにかかる各種医療費の全額助成
- ✓ 医療費の18歳までの無償化をしてほしい。
- おむつの無料定期便をはじめてほしい。おむつが無料でもらえることよりも、定期的に気軽に相談を聞いてくれる人が訪問してくれることが魅力的。
- 感染流行対策から18歳までのインフルエンザ予防接種助成又は無料にしてほしい。

【保育園】

- ✓ 認可保育園の予約などで途中入園し仕事復帰できるようにしてほしい。
- ✓ 保育園入園時の書類がすべて手書きで、重複する内容も多いので共通フォーマットにできる部分はWeb化、オンライン申請できるようにするなど負担軽減してほしい。
- 理由を問わずに乳幼児期の子どもを安全・安心に預けられる環境を充実してほしい。

【相談支援、学習・交流の場の充実】

- 産後うつや育児ストレス等で母親が孤立しないよう、産後ひと月で訪問してくださる保健師が継続して子育てに並走するなど継続的に相談できるシステムをつくってほしい。
- ✓ 子育て支援が電話や場に行かなくてはならず忙しく働く保護者が利用しづらいのでインターネットやオンラインでの相談、予約受付の拡充をしてほしい。
- ✓ 子育て全般で母親の負担が大きいため、妊娠時から子どもの成長に合わせて、父親の子育て意識を上げる活動やイベントを実施してほしい。
- ✓ 双子、年子、三子以上への相談窓口、相談支援など相談しやすい環境が欲しい。
- 子ども授かりたいと思う人への、病院の紹介、相談できるところがあると良い。

【発達の遅れや障害】

- 発達の遅れや障害児のいる家族への相談やカウンセリングの支援を充実してほしい。
- 放課後デイサービスの増設、時間の延長をしてほしい。
- ✓ 特別支援教室と通常級との交流をしてほしい。

【経済的支援】

- ✓ 学校の給食費を無償化してほしい。
- ✓ 児童手当の所得制限を撤廃してほしい。児童手当の支給を18歳までにしてほしい。
- ✓ ベビーシッター利用助成を東京23区のように年間144時間の利用助成にしてほしい。
- ✓ 第2子以降保育料を無償化してほしい。
- ✓ 健診や相談機関に相談など行けるように双子などの移動費の支援をしてほしい。

【情報提供・情報発信】

- ✓ 乳幼児健診や子育て支援情報など、適切なタイミングで適切な情報が手に入るようにアプリを作成する等スマホから情報を得やすいようにしてほしい。
- 子育て中の家庭に向けてLINEやインスタなどSNSを活用した情報発信してほしい。
- ✓ 「元気に育て調布っ子」の冊子について、アプリ移行するなどスマホから手軽に見られるようにするなど検討してほしい。

【遊び場、居場所】

- ✓ つつじヶ丘、仙川エリアにプレイセンターのような子どもとの遊び場を作してほしい。
- ✓ 長期休みの学童での弁当や給食提供を希望者だけ注文や週1回でもよいので試行的に導入してほしい。
- ボール遊びができる公園や子どもが遊べる遊具のある公園を増やしてほしい。また、マップなどにまとめてほしい。
- 幼児向けの児童館開放時間が短いので終日解放や土日解放を増やしてほしい。
- 小学校高学年（4～6年生）の学童クラブやあそびバが利用しづらい雰囲気がある。高学年用の施設を分ける、高学年が利用しやすい、楽しめる学童クラブや児童館づくりなど対応をしてアピールをしっかりとしてほしい。
- 学童クラブに希望者が全員は入れるよう、施設や枠を増やしてほしい。
- 子どもや市民等と協働でプレーパークをつくってほしい。
- トイレの更新、清掃やトイレのない公園にトイレをつけてほしい。

【学校教育・生涯学習】

- ✓ 18歳選挙権のいま、小・中学校の段階で、政治に対して主体的に考えることができるように学校教育での主権者教育へ力を入れてほしいです。選挙など大人になる時に必要となる知識を子どもの頃から知る機会を与えてほしい。
- ✓ SNSの利用や性教育について、自分の子どもにちゃんと教えていても周りの子が守っていないければ結局意味がないので、義務教育の場で徹底してしっかり教えてほしい。
- ✓ 子どもたちの自転車の乗り方など交通マナーについて学習が必要だと思う。
- 小学校の校舎に入れる時間が8:15のため、親の朝の出勤が早いと子どもは夏の暑い日や雨の日に外で待っています。登校前30分でも校庭開放して頂けると安心です。また、子どもにとって最もなじみのある小学校の校庭で朝と放課後遊ぶことができると安心です。開放している小学校の事例もあり、検討してほしい。

【給食・子ども食堂】

- ✓ 地産地消など食の安全を一番に考え、安全・安心な食べ物を給食で使ってほしい。
- ✓ 子ども食堂を増えるよう市の支援をしてほしい。子ども食堂、フードバンクなど自分が利用してよいかわからなくて、誰が対象かなどわかりやすく周知してほしい。

【その他】

- 子どもの成長を安心して見守ることができる施設があれば、子どもの権利を守ることや、子どもの権利の理解も深まっていくことにつながるのではないかと思います。
- 共働きと育児の両立の支援をしてほしい。
- ✓ ヤングケアラーについて、孤立しないための取り組みの周知や支援をしてほしい。
- 【聴かせて!調布っ子の声!】良い取り組みだと思います。
- 調布は子育てしやすいなと日々感じます。子育てサポートをしてくれる場所（すこやか、プレイセンター、児童館など）が豊富であることと、赤ちゃんのスキンケア・離乳食に関する講座や、ふれあい体操・ピラティスなどの親子向けイベントが多いことが特に嬉しいです。保育園の相談に伺うといつでもすぐく親身になってくださいます。

第3章

子ども・若者、 子育て家庭を 取り巻く状況

1. 子ども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

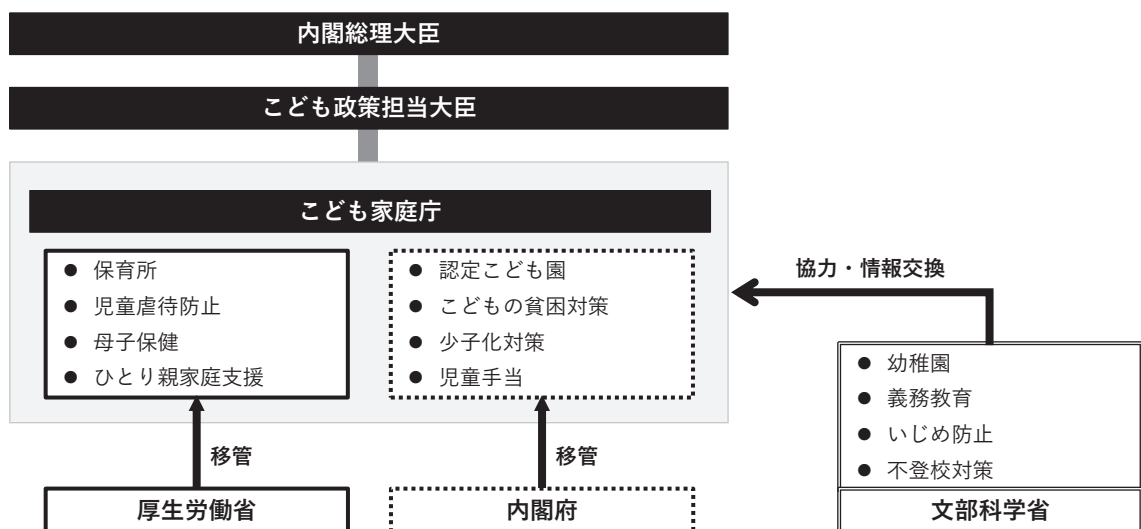


こども家庭庁の発足とこども基本法の施行

令和5年4月1日、こどもに関する行政事務の縦割りを解消し、こどもに関する総合的な支援を行う司令塔と位置付けられた「こども家庭庁」が発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

「こども基本法」において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが求められています。

■こども家庭庁のイメージ■



CHECK

市町村子ども計画

「こども基本法」では「市町村子ども計画」の策定を努力義務としており、「市町村子ども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案して策定することとされています。

また、「市町村子ども計画」は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体のものとして策定することができるとされています。

「こども大綱」はこどもまんなか社会を目指していることから、市町村子ども計画の策定にあたっては、子ども・若者、子どもを育てる家庭の意見を聴き、反映を検討し、社会全体で子ども・子育てを支えていく視点に立つことが求められます。

■一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例■

法令	計画	策定指針（大綱含む）
こども基本法 第10条	自治体子ども計画	こども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県（市町村）子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱（こども大綱に一元化）
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条	都道府県（市町村）計画	子供の貧困対策に関する大綱（こども大綱に一元化）
—	—	少子化社会対策大綱（こども大綱に一元化）
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県（市町村）行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 成育医療等基本方針に基づく評価指標

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

これに伴い「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」等が、「こども大綱」に一本化されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指しています。

■こども大綱のイメージ■

子供の貧困対策に関する大綱 令和元年11月29日 閣議決定	少子化社会対策大綱 令和2年5月29日 閣議決定	子供・若者育成支援推進大綱 令和3年4月6日 子ども・若者育成支援推進本部決定
【重点施策】 - 教育の支援 - 生活の安定に資するための支援 - 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 - 経済的支援	【主な施策】 - 結婚支援 - 妊娠・出産への支援 - 仕事と子育ての両立 - 地域・社会による子育て支援 - 経済的支援	【基本的な方針・施策】 - すべての子供・若者の健やかな育成 - 困難を有する子供・若者やその家族の支援 - 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 - 子供・若者の成長のための社会環境の整備 - 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

こども大綱

令和5年12月22日
閣議決定

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろう）の打破に取り組む
- 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

「こどもまんなか社会」とは

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

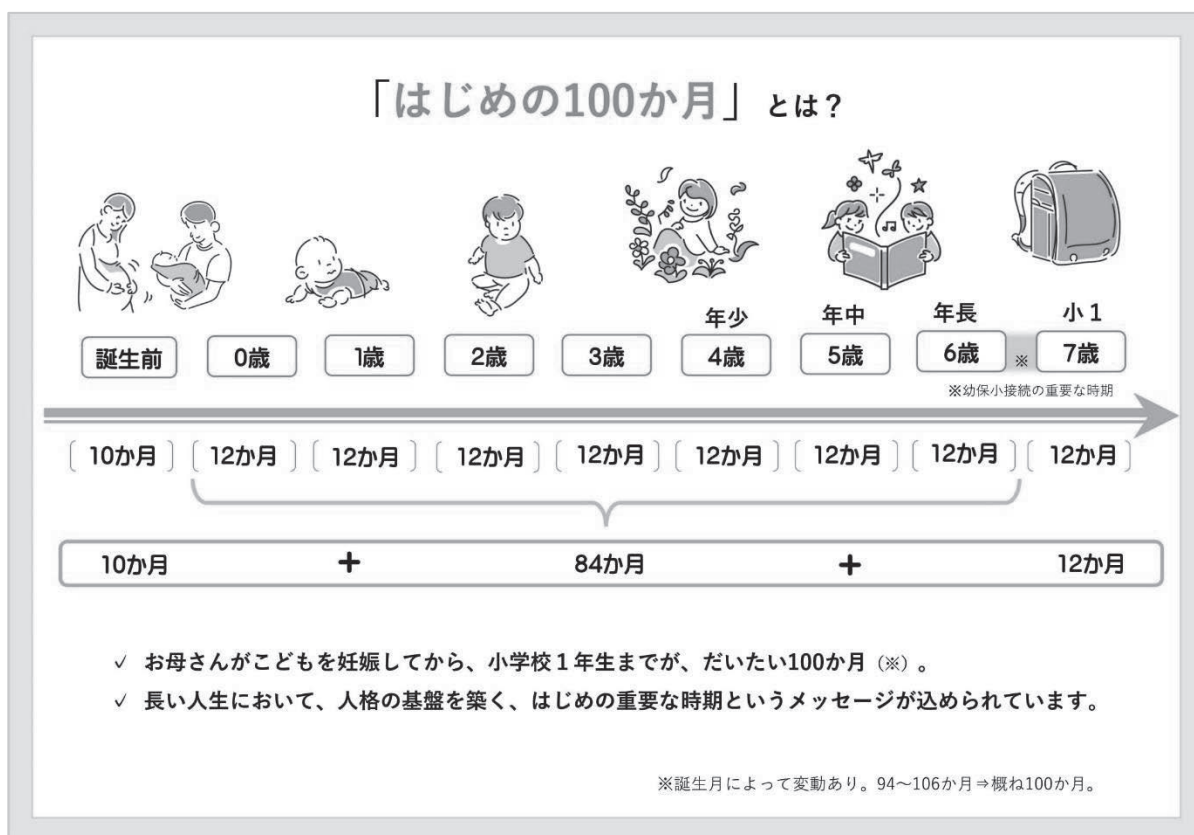
CHECK

「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進

国は、「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとしています。

令和5年12月22日、すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的として、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）が閣議決定されました。

■はじめての100か月とは■



（資料）こども家庭庁 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめての100か月の育ちビジョン）【やさしい版】

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和３年１２月２１日閣議決定）において、策定することが定められていた「こどもの居場所づくりに関する指針」が、令和５年１２月２２日に閣議決定となりました。

こどもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民など広くこどもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、こどもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待されています。

■こどもの居場所づくりにおける基本的な視点■

ふやす

多様なこどもの居場所がつくられる

- ・ 地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・ 学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・ 新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・ 持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・ 災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ

こどもが居場所につながる

- ・ 居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・ こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・ 自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

ふりかえる

こどもの居場所づくりを検証する

- ・ こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・ こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・ どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・ 居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・ 環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

みがく

こどもにとって、より良い居場所となる

- ・ 居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

※ これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

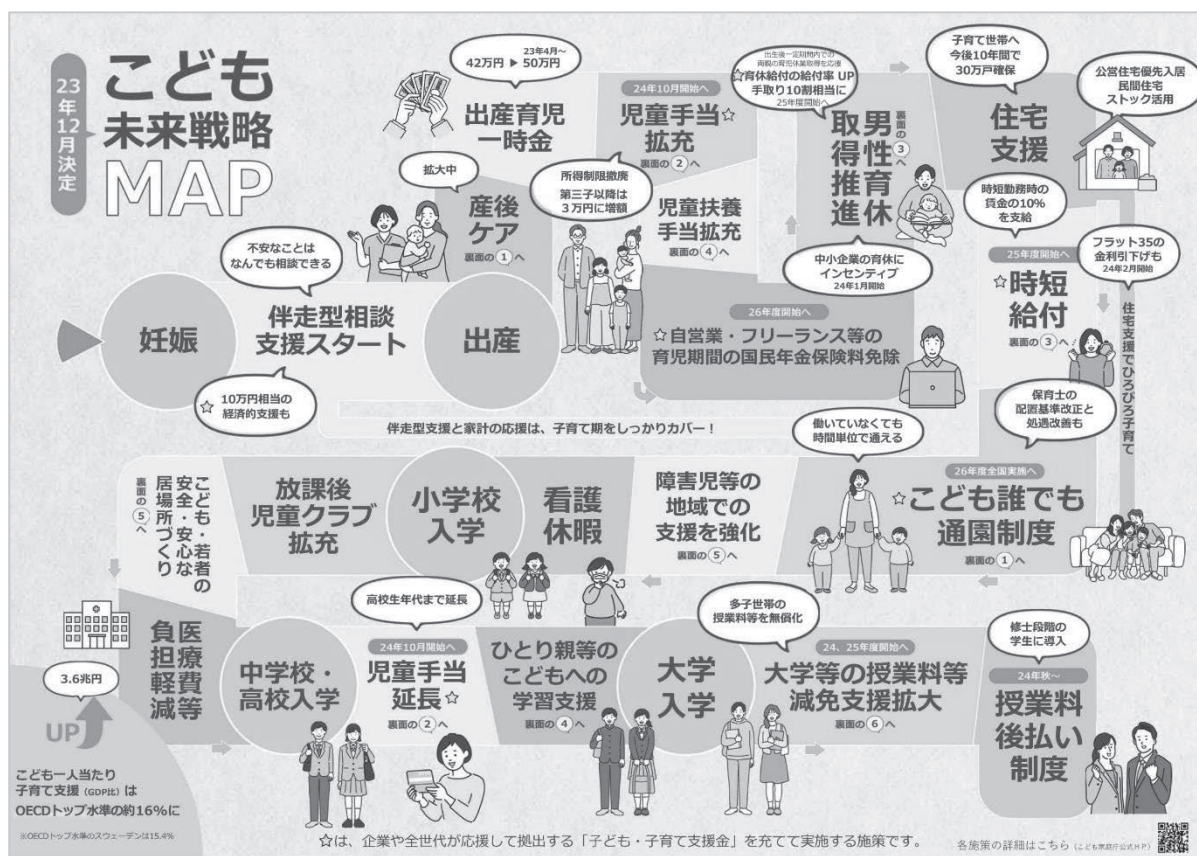
（資料）こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針＜概要版＞より作成

CHECK 子育て未来戦略

国は、「若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会」を目指すべき社会の姿とし、令和5年12月22日、「こども未来戦略」を策定しました。

「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3点を基本理念としてこども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むとしています。

■ こども未来戦略 MAP ■



(資料) こども家庭庁 こども未来戦略 MAP (リーフレット)

(2) 東京都の動向

CHECK 深刻な少子化と人口減少

令和6年5月に厚生労働省が公開した「人口動態統計（概数）」によると、東京都における令和5年の合計特殊出生率が全国で初めて1.00を下回り、0.99であったことがわかりました。

人口の一極集中により、首都東京では人口増加が続いてきましたが、今後は自然動態の悪化により人口が減少局面を迎えていくとみられています。

CHECK チルドレンファースト

東京都では、将来の宝である子供を主人公と捉えたチルドレンファースト社会の実現を目指し、保育所や幼稚園の整備・拡充、子育て支援サービスの充実、働き方改革と育児休業制度の推進等、幅広い分野の子供・子育て支援策に取り組んでいます。

CHECK 東京都子ども基本条例の施行

令和3年4月1日には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都子ども基本条例」が施行され、東京都の子供政策の動きは加速しています。

CHECK こども未来アクション

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子供目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子供政策を総合的に推進しており、令和4年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築する「子供政策連携室」が設置されました。

困難を抱えた子供を守り支え、すべての子供が健やかに成長できるよう、一人ひとりに寄り添った支援が求められる中、様々な子供の声や想いに耳を傾け、「子供の最善の利益」という観点から、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2025（令和7年1月）」を策定しています。

2. 調布市の現況

(1) 総人口

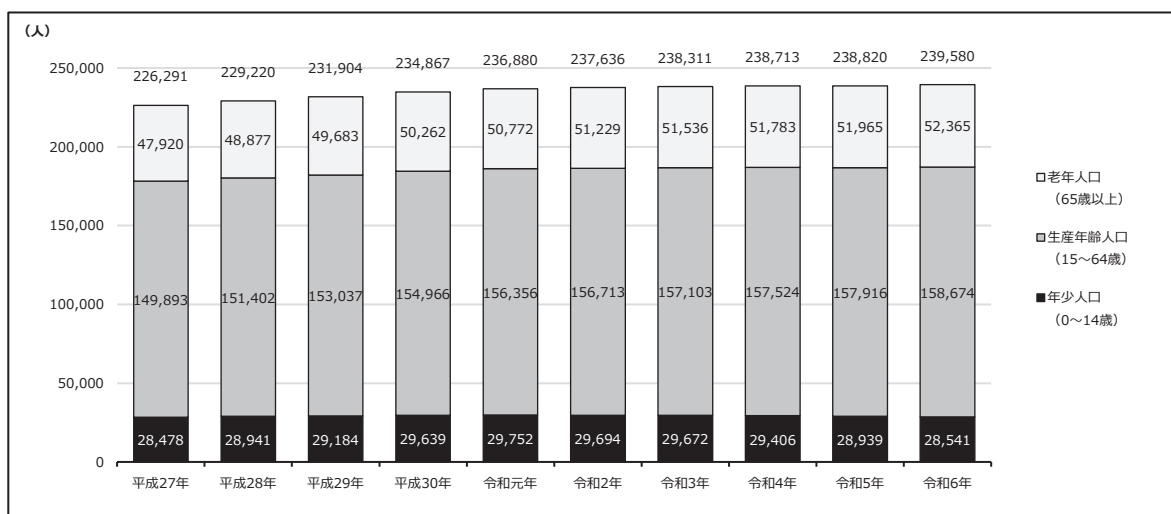
① 年齢3区分別人口の推移

過去10年間の市の人口は増加傾向で推移しています。

年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口は、令和元年ピークに減少に転じています。

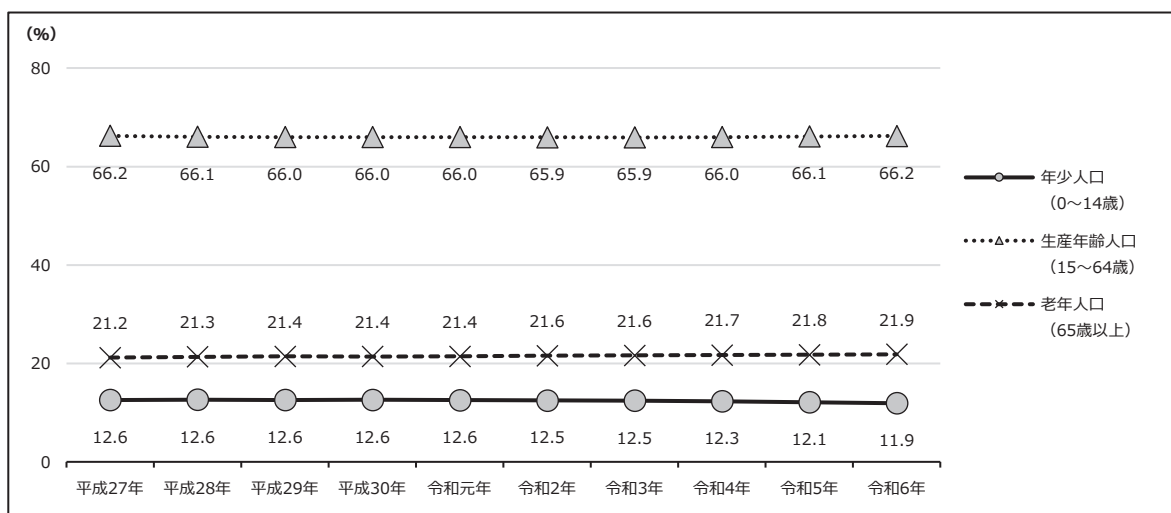
また、年齢3区分別人口割合でも、0～14歳の年少人口は、令和元年ピークに減少に転じ、令和6年は12%を下回っています。

■年齢3区分別人口の推移■



(資料)「住民基本台帳」各年10月1日時点

■年齢3区分別人口割合の推移■



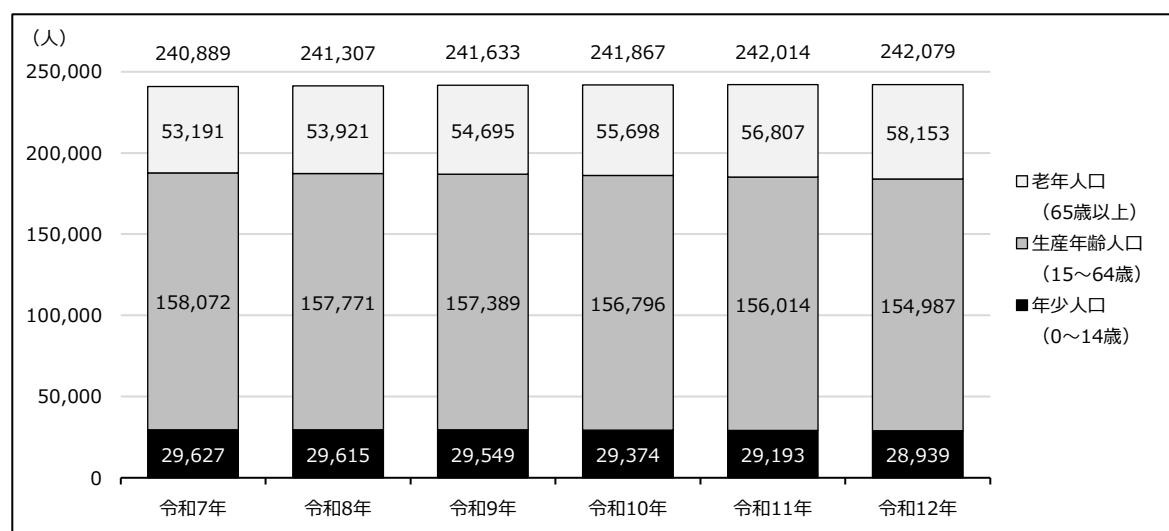
(資料)「住民基本台帳（外国人を含む）」各年10月1日時点

② 年齢3区分別将来推計人口

第3期調布っ子すこやかプランの計画期間における将来人口は増加すると推計されていますが、0～14歳の年少人口は減少傾向で推移すると見込まれます。

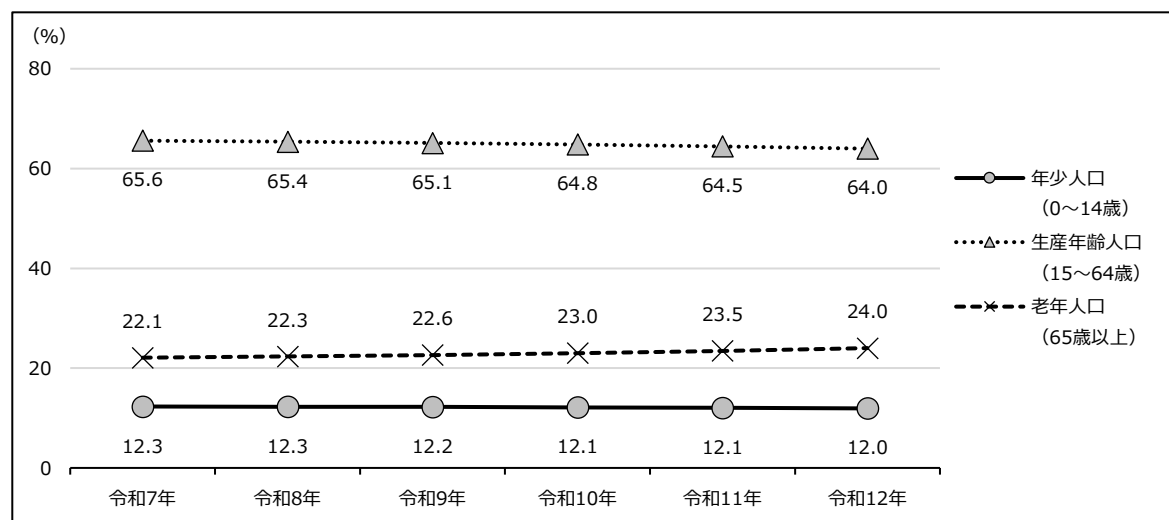
年齢3区分別人口割合の将来推計では、年少人口や15～64歳の生産年齢人口の割合が減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合が増加し、少子高齢化の影響が現れると見込まれます。

■年齢3区分別人口の将来推計■



(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計(令和4年3月)」

■年齢3区分別人口割合の将来推計■



(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計(令和4年3月)」

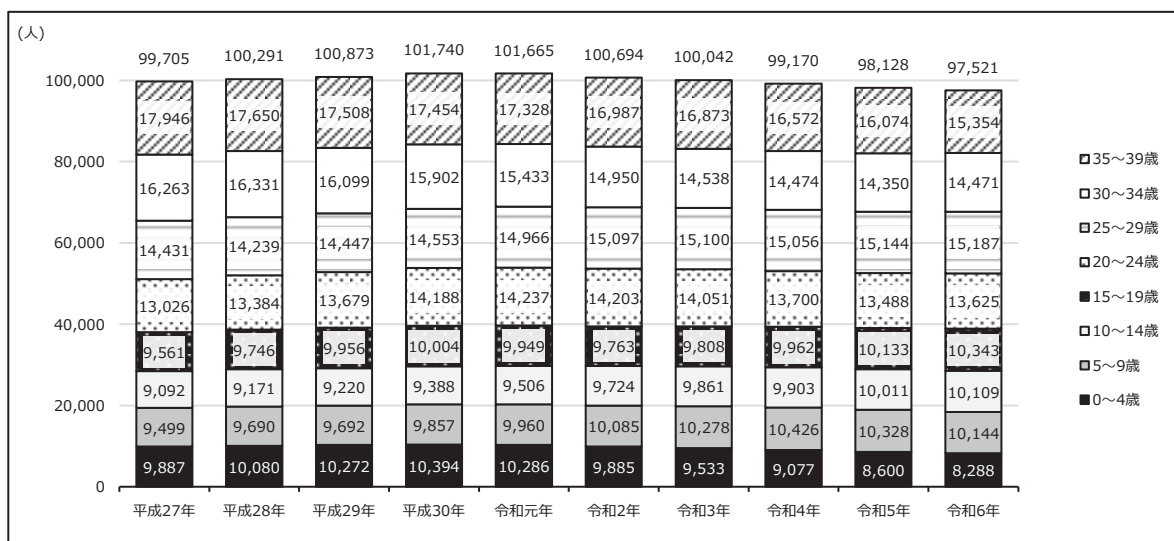
（2）子ども・若者人口

① 5歳階級別子ども・若者人口（0～39歳）の推移と将来推計

過去10年間の子ども・若者（39歳以下）の人口を5歳階級別でみると、令和元年以降、減少傾向で推移しています。過去10年でピークとなった平成30年10月1日時点と令和6年10月1日時点と比較すると、合計人口は4,219人の減少となっています。

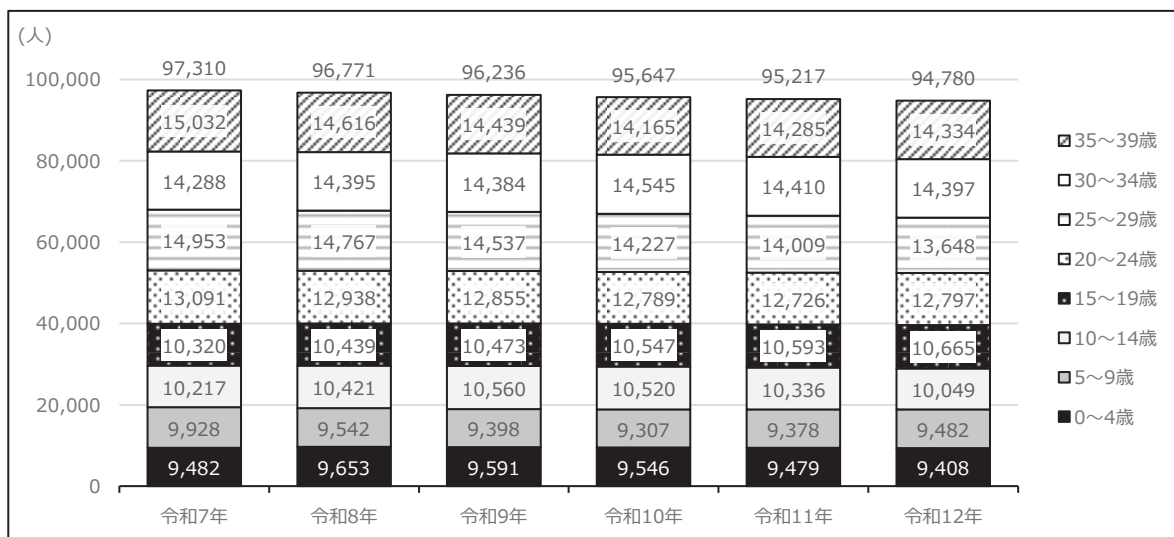
子ども・若者（39歳以下）の人口の将来推計では、今後も緩やかに減少していくと見込まれます。

■ 5歳階級別子ども・若者人口の推移 ■



（資料）「住民基本台帳（外国人を含む）」各年10月1日時点

■ 5歳階級別子ども・若者人口の将来推計 ■



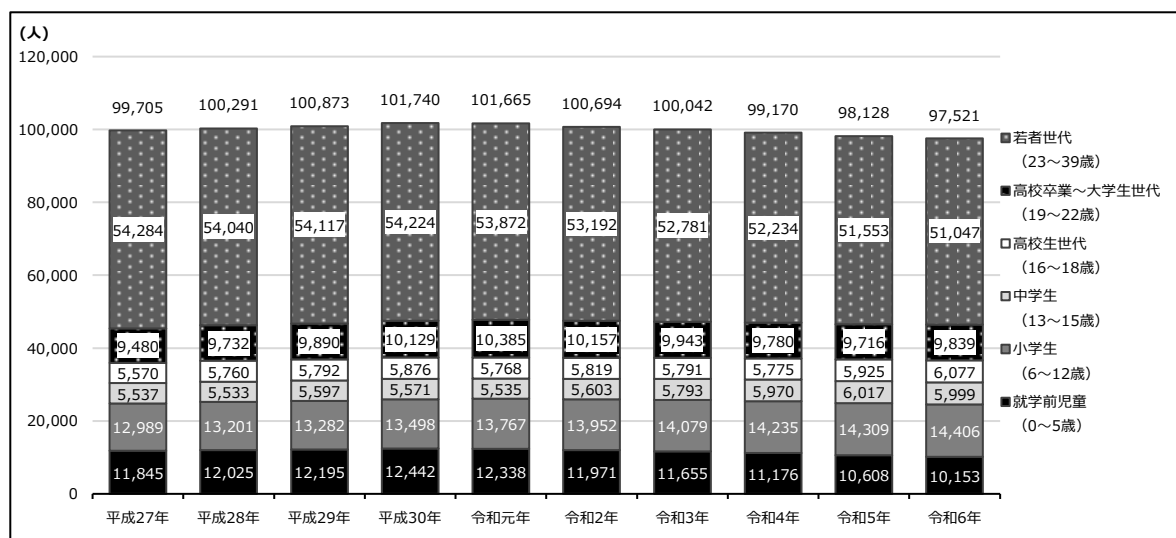
（資料）調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計（令和4年3月）」

② ライフステージ別子ども・若者人口の推移と将来推計

過去10年間の子ども・若者（39歳以下）の人口をライフステージ別でみると、就学前児童及び若者世代の人口が減少傾向で推移しています。

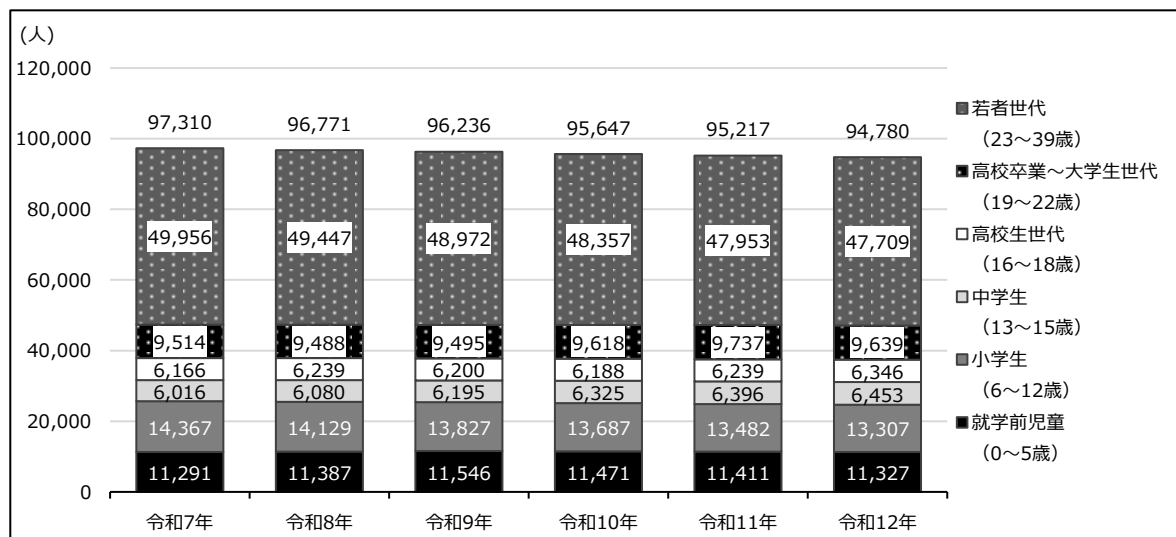
小学生～大学生世代の人口は緩やかに増加傾向で推移していますが、就学前児童の人口が減少していることから、令和7年～令和12年にかけては、小学生の人口も減少傾向となることが見込まれます。

■ ライフステージ別子ども・若者人口の推移 ■



(資料)「住民基本台帳（外国人を含む）」各年10月1日時点

■ ライフステージ別子ども・若者人口の将来推計 ■

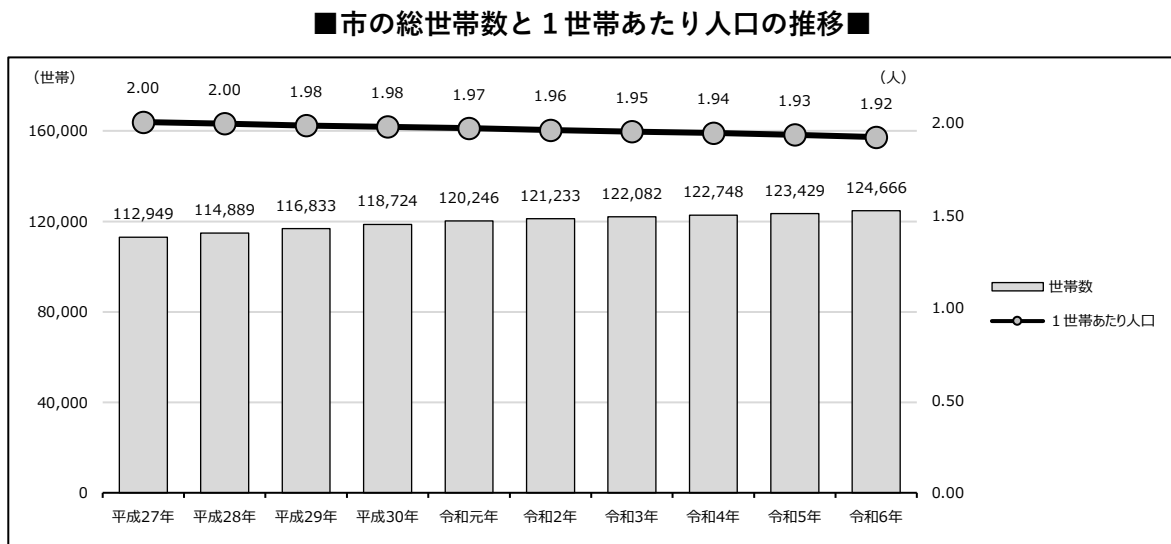


(資料) 調布市行政経営部企画経営課「調布市の将来人口推計（令和4年3月）」から算出

(3) 世帯の状況

① 総世帯数と1世帯当たり人員の推移

市の世帯数は増加している一方で1世帯当たり人口は減少しています。

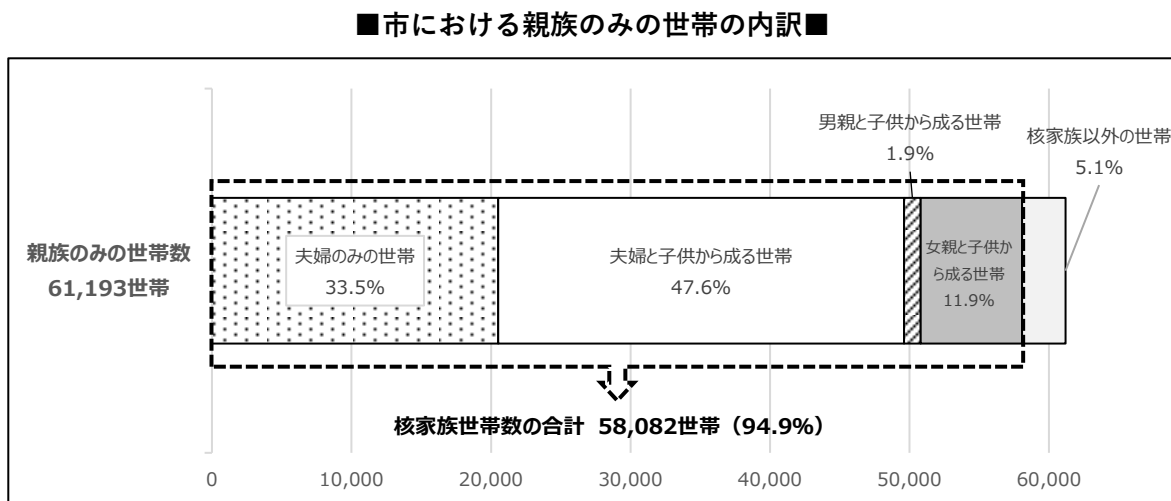


(資料)「住民基本台帳(外国人を含む)」各年10月1日時点

② 核家族世帯の状況

市における施設等の世帯以外の一般世帯数のうち、親族のみの世帯数は61,193世帯となっています。

また、親族のみの世帯のうち、核家族世帯数は58,082世帯で、全体の94.9%が核家族世帯となっています。



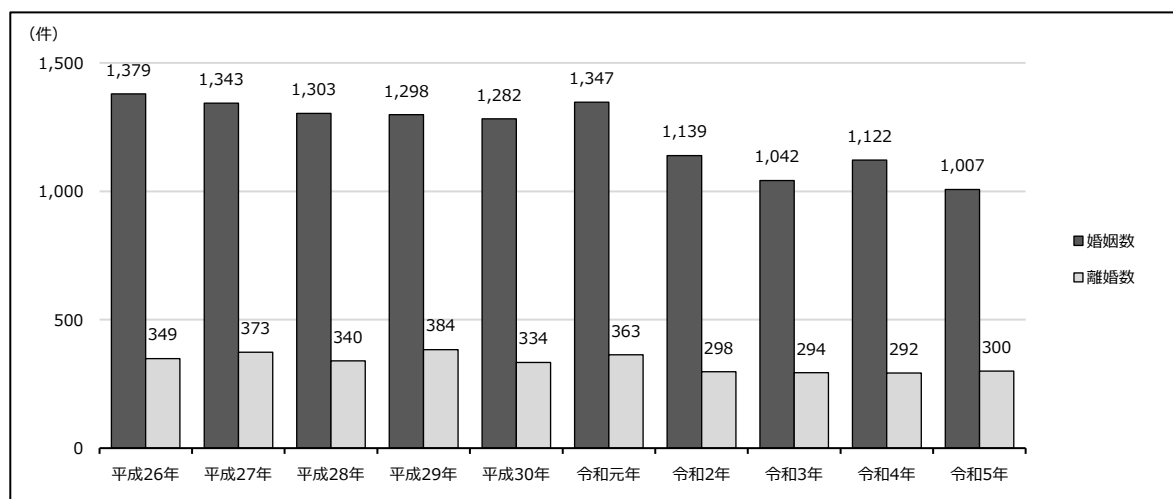
(資料)総務省「国勢調査」令和2年

(4) 婚姻等の状況

① 婚姻数・離婚数の推移

市における婚姻数は、平成26年と令和5年を比較すると、372人減少しています。

■市における婚姻数・離婚数の推移■

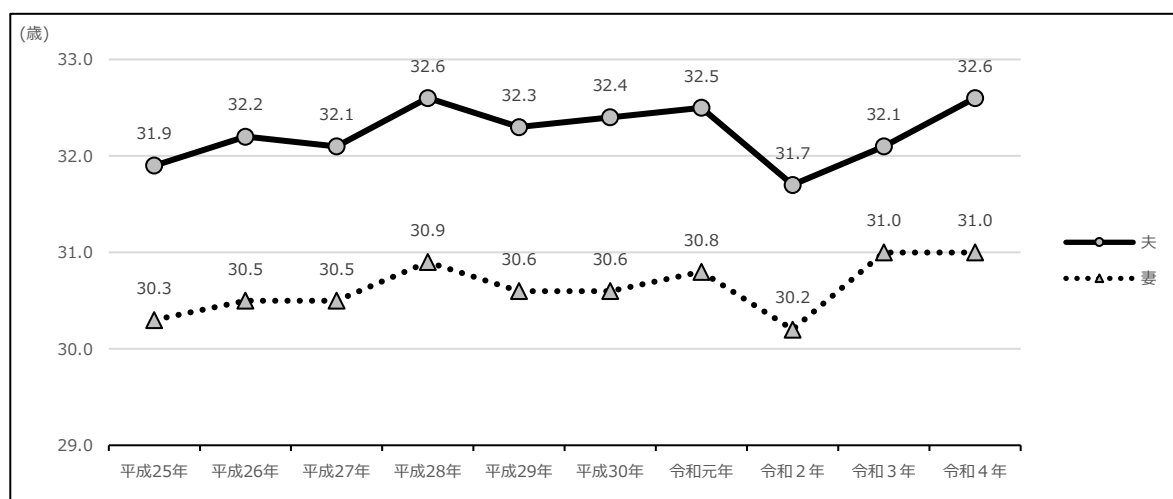


(資料) 東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

② 平均初婚年齢の推移

市における平均初婚年齢は、夫、妻共に30歳を超えており、上昇傾向にあります。令和2年に一時低下しましたが、その後再び上昇傾向となっています。

■市における平均初婚年齢の推移■

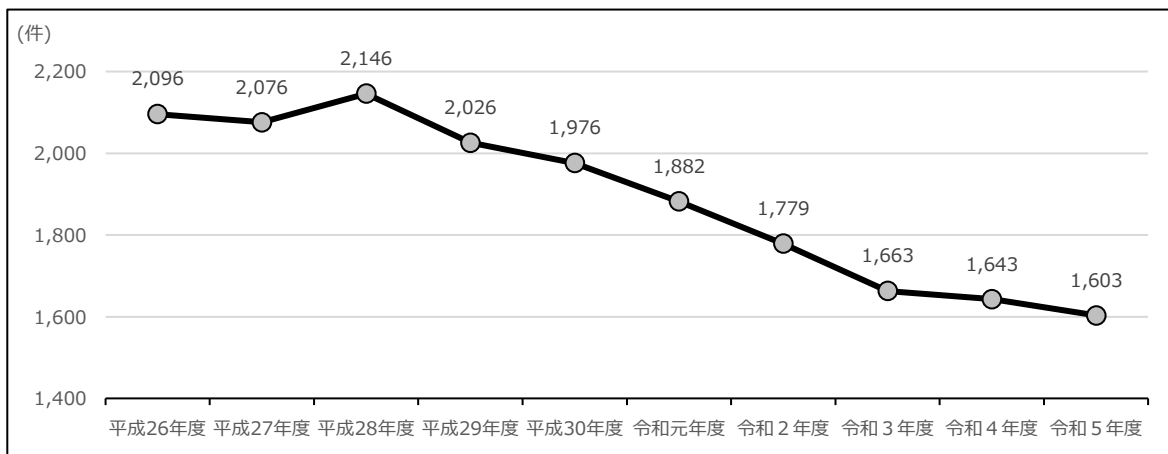


(資料) 東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

(5) 妊娠届出状況（母子健康手帳交付状況）

妊娠届出の受理件数（母子健康手帳交付件数）は平成28年度をピークに減少傾向です。
過去10年で最も多かった平成28年度と令和5年度を比較すると、543件の減少（-25.3%）
となっています。

■母子健康手帳交付件数の推移■



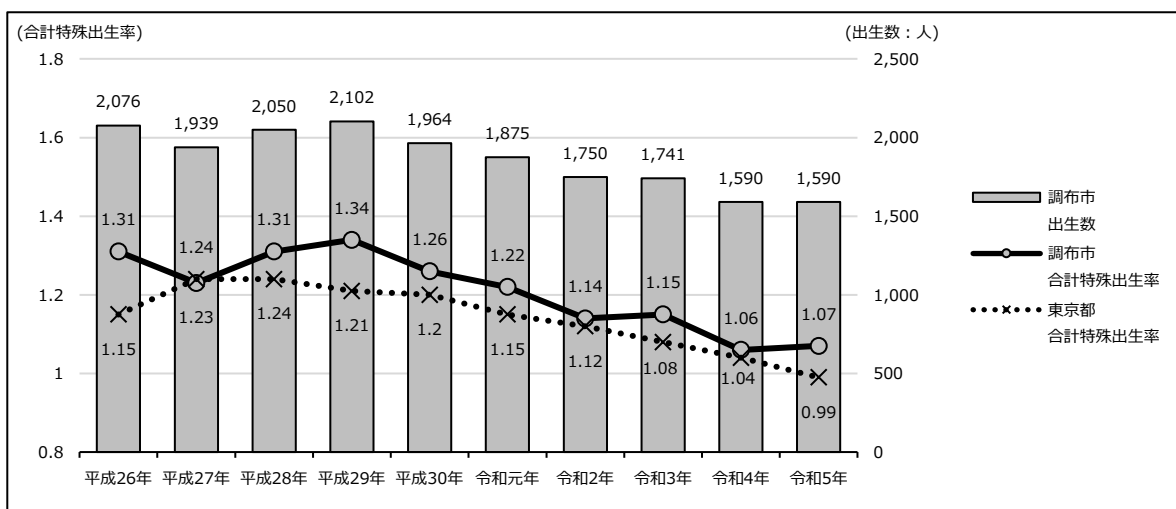
（資料）調布市子ども生活部子ども家庭センター 調べ

(6) 出生数・合計特殊出生率の動向

市の合計特殊出生率は、平成27年を除き、東京都の合計特殊出生率を上回る一方、市の出生数は平成29年をピークに右肩下がり減少しています。

また、人口を維持するための水準（人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準）である人口置換水準の2.07（令和5年時点）を下回っています。

■出生数・合計特殊出生率の推移■

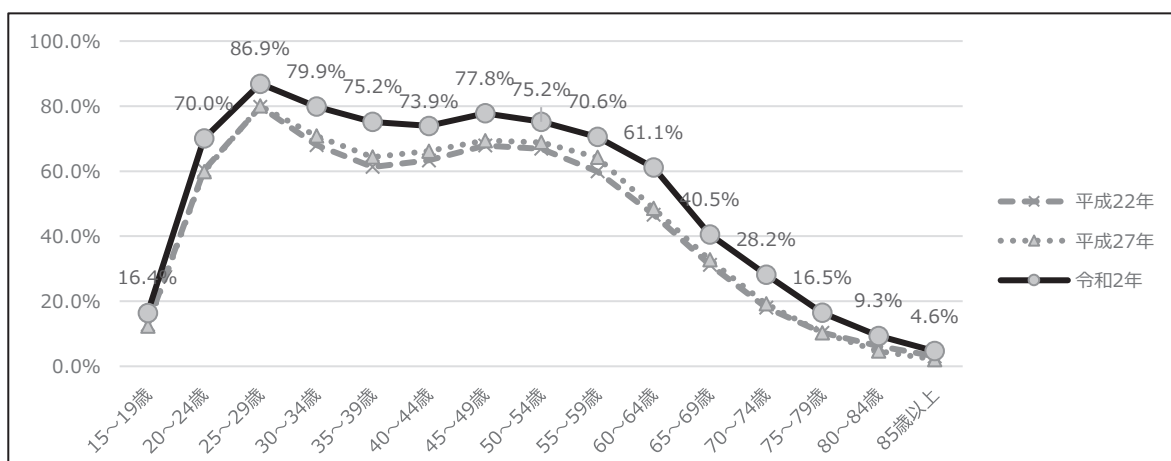


（資料）東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移

(7) 女性の就業状況

市における女性の就業率²は上昇しており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。そのため、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ちついた時期に復帰するといった状況による、従来のM字カーブに変化が出てきています。

■市における女性の就業率の推移■

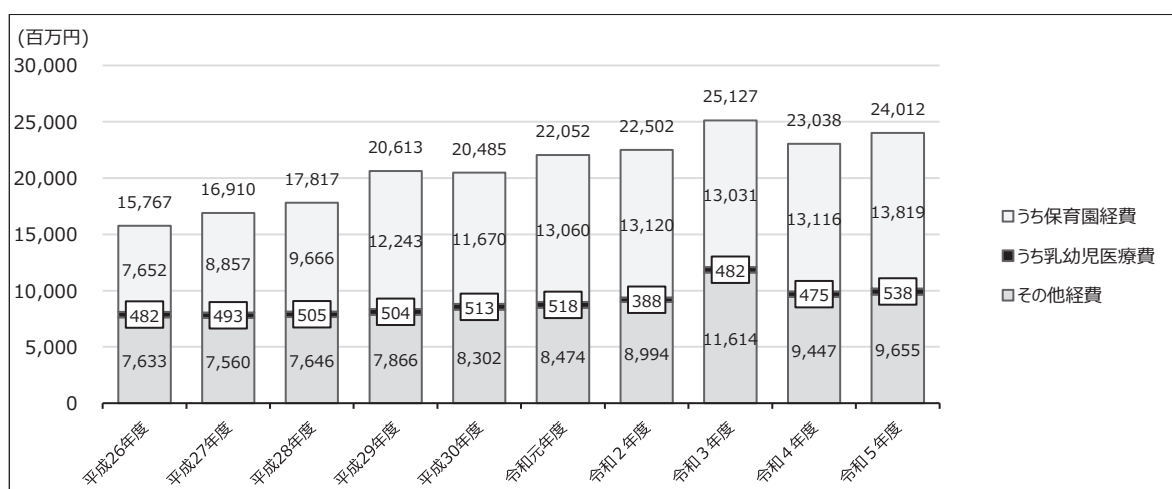


(資料) 総務省「国勢調査」

(8) 児童福祉費の推移

児童福祉費は、保育園経費（保育所の運営に必要な保育所運営費と保育園費）や子どもの医療費のほか各種手当や児童館・学童クラブの児童福祉施策費で構成されています。平成26年度と令和5年度を比較すると約82億円増えており、10年間で約1.5倍に増加しています。

■児童福祉費の推移■



(資料) 調布市決算書

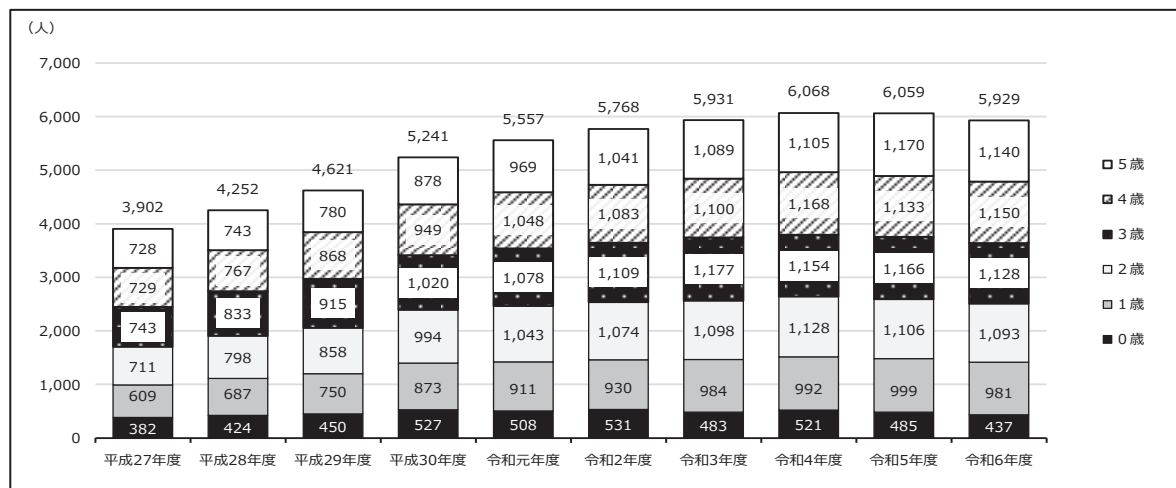
² 就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていないが病気などのため休んでいる者）を合わせたものであるため、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示しているといえる。

(9) 保育所の状況

① 認可保育所利用者数

市における認可保育所³利用者数は令和4年度まで増加傾向で推移し、令和5年度より減少に転じています。平成27年度と令和6年度を比較すると、2,000人以上増加しています。

■認可保育所利用者数■



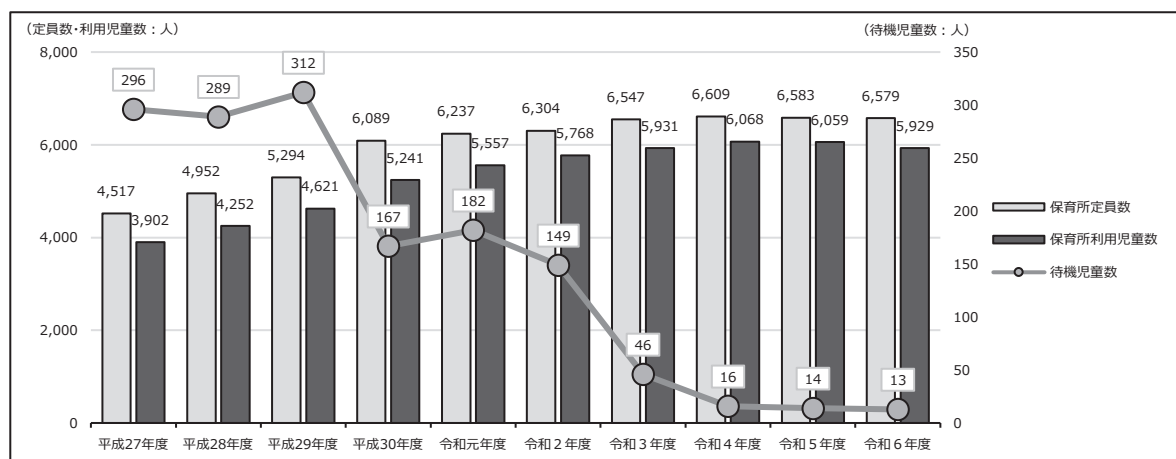
(資料)「認可保育所入所数」各年4月1日時点

② 保育所の利用状況

令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人となっています。過去10年でピークとなった平成29年度と比較して299人、前年度と比較して1人減少しています。年齢別推移でみると、1～2歳で待機児童が集中していることがわかります（令和3年度以降は1歳のみ）。

一方、保育所の利用定員数は実際の利用児童数を上回っています。

■保育所の利用状況と待機児童数の推移■



(資料) 調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点

調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年4月1日時点

³ 認可保育所：児童福祉法に基づく設置許可を受けている保育施設。一般に「保育園」と呼ばれている。本計画では事業名や固有名詞などを除き、原則として「保育所」の表記を使用しています。

■待機児童年齢別の内訳■

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	78	80	78	54	0	19	0	0	0	0
1～2 歳	218	209	234	113	182	130	46	16	14	13
3～5 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	296	289	312	167	182	149	46	16	14	13

(資料) 調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年 4 月 1 日時点

■待機児童の定義■

保護者が特定の保育所を希望していたり、認可外施設等の利用、育児休業中で復職に関する確認ができない場合は、待機児童から除外できる要件としています。このように、認可保育所に入りたくても待機児童に含まれない児童は、「潜在的待機児童」と言われています。平成 29 年度からの国の新たな定義では、保護者が育児休業中で、「保育所に入園できれば復職できること」が確認できない場合には、待機児童に含めないことになりました。

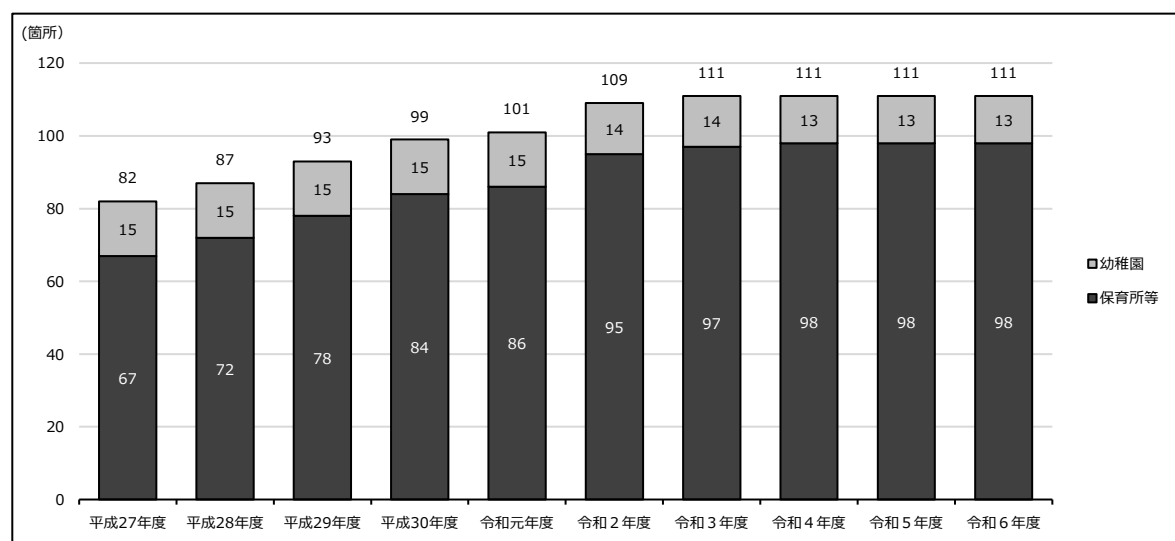
【調布市の取扱い】

- ➡待機児童に含める
 - ・求職中で申込みされている方
- ➡待機児童に含めない
 - ・認可外(認証保育所、保育ママ、グループ型保育、企業主導型保育所)に入っている方・特定の保育施設だけを希望された方
 - ・育児休業で復職に関する確認ができない方

③ 幼稚園・保育所等の施設数

平成 27 年度と令和 6 年度を比較すると、幼稚園は 2 箇所減少して 13 箇所となっています。一方、保育所等は 31 箇所増加して 98 箇所となっており、令和 6 年度時点で教育・保育施設として合わせて 111 の施設があります。

■幼稚園・保育所等の施設数■



(資料) 調布市子ども生活部子ども政策課

第 1 期 調布っすこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)

第 2 期 調布っすこやかプラン (調布市子ども・子育て支援事業計画)

④ 保育施設の整備率の推移

各保育施設の定員数の総計（A）は、平成27年度と令和6年度を比較すると、2,062人増加しています。それに伴い、整備率も24.9ポイント伸びています。

■各保育施設定員数と整備率の推移■

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
認可保育所	人	3,927	4,393	4,782	5,593	5,791	5,876	6,185	6,265	6,259	6,239
認証保育所	人	536	505	466	461	411	402	341	323	308	319
共同実施型 家庭的保育施設 (グループ型保育施設)	人	39	39	39	28	28	20	15	15	15	15
家庭福祉員 (保育ママ)	人	15	15	7	7	7	6	6	6	6	6
計（A）	人	4,517	4,952	5,294	6,089	6,237	6,304	6,547	6,609	6,588	6,579
就学前児童数（B）	人	11,708	11,796	12,172	12,315	12,410	12,184	11,781	11,479	10,968	10,359
整備率（A/B）	%	38.6%	42.0%	43.5%	49.4%	50.3%	51.7%	55.6%	57.6%	60.1%	63.5%

（資料）調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点

⑤ 保育所等利用施設別の児童数

保育所、子ども発達センター通園事業⁴、幼稚園、在宅等⁵に区別し、年齢別に構成比をみると、0歳児の多くが在宅等、1歳児以降の多くが保育所の児童です。

一方で、3歳児から5歳児までの多くが幼稚園・保育所に通い、在宅等は少ない状況です。

■令和6年度保育所等利用施設別の児童数（就学前）■

（単位：人）

年齢 区分	児童数	在宅等	幼稚園	子ども発達 センター 通園事業	保育所	認可		認証	保育室	保育ママ等
						公立	私立			
0歳	1,518	1,064			454	33	404	17	0	0
1歳	1,644	562			1,082	112	869	99	0	2
2歳	1,702	377	146		1,179	131	962	81	0	5
3歳	1,726	66	497	12	1,151	137	991	23		
4歳	1,860	79	592	11	1,178	138	1,012	28		
5歳	1,909	62	676	15	1,156	138	1,002	16		
合計	10,359	2,210	1,911	38	6,200	689	5,240	264	0	7

（資料）調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」4月1日時点

調布市子ども生活部保育課「認可保育所入所数」4月1日時点（幼稚園のみ5月1日時点）

調布市福祉健康部障害福祉課「子ども発達センター（児童数）」4月1日時点

⁴ 子ども発達センター通園事業：専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象に、児童発達支援事業を実施するもの。子どもの特性に応じた個別の療育プログラムを提供し、社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援する。

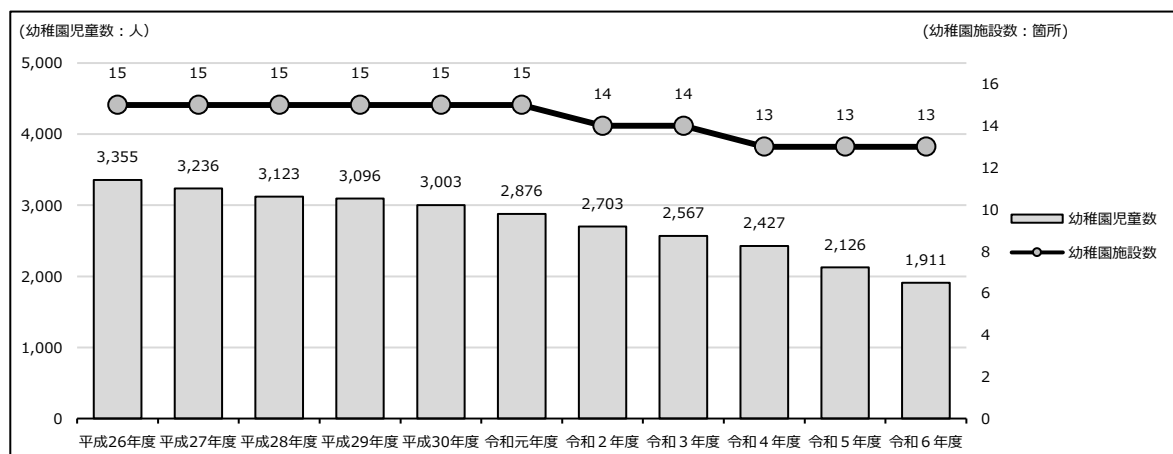
⁵ 在宅等：保育所、子ども発達センター通園事業及び幼稚園に通っていない児童。

⑥ 幼稚園の利用状況の推移

幼稚園児童数は減少傾向で推移しています。

幼稚園児童数の減少に伴い、幼稚園施設数も減少しており、令和6年5月1日時点で13箇所となっています。

■幼稚園の入園者数の推移■



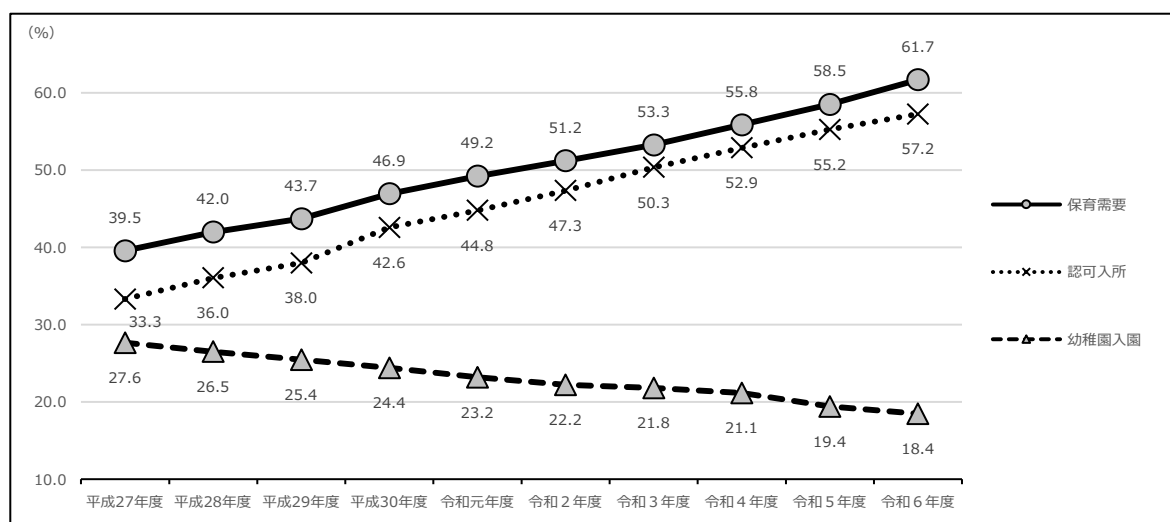
(資料) 調布市子ども生活部保育課 調べ

⑦ 保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移

「保育需要率⁶」は年々増加しており、平成27年度と令和6年度を比較すると22.2ポイント増加し61.7%となっています。

「認可保育所入所率⁷」が増加傾向で推移する一方で、「幼稚園入園率⁸」は減少傾向で推移しており、その差は拡大しています。

■保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移■



(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

⁶ 保育需要率 = 保育需要数 (認可保育所入所数 (全年齢) + 潜在的待機児童数 + 待機児童数) ÷ 就学前児童数 × 100

⁷ 認可保育所入所率 = 認可保育所入所数 ÷ 就学前児童数 × 100

⁸ 幼稚園入園率 = 幼稚園入園数 ÷ 就学前児童数 × 100

■保育需要と認可保育所入所と幼稚園入園の推移■

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
就学前児童数	人	11,708	11,796	12,172	12,315	12,410	12,184	11,781	11,479	10,968	10,359
保育需要	人	4,630	4,951	5,319	5,781	6,108	6,238	6,275	6,411	6,417	6,391
	%	39.5	42.0	43.7	46.9	49.2	51.2	53.3	55.8	58.5	61.7
認可入所	人	3,898	4,252	4,621	5,241	5,557	5,768	5,931	6,068	6,059	5,929
	%	33.3	36.0	38.0	42.6	44.8	47.3	50.3	52.9	55.2	57.2
幼稚園入園	人	3,236	3,123	3,096	3,003	2,876	2,703	2,567	2,427	2,126	1,911
	%	27.6	26.5	25.4	24.4	23.2	22.2	21.8	21.1	19.4	18.4

(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

(10) 児童館の状況

市では、乳幼児から高校生世代を対象として、児童館の運営、事業を実施していますが、令和2・3年度はコロナ禍の影響を受け、一部運営や事業が中止となりました。

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日より5類感染症に位置付けられたことを受け、児童館の運営、事業は再開されています。

■児童館事業の実施回数及び参加者の内訳■

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業実施回数	回	2,129	2,011	2,486	2,013	1,973	1,836	870	592	1,590	1,660
乳幼児	人	4,898	3,388	5,930	3,066	2,698	2,843	77	232	1,089	1,567
小学生	人	37,915	34,196	37,956	40,081	42,261	37,970	12,191	9,601	23,685	28,409
中・高生	人	775	524	649	670	648	1,207	181	300	961	1,411
その他	人	7,246	7,879	9,193	7,260	7,925	6,543	502	680	2,657	3,302
合計	人	50,834	45,987	53,728	51,077	53,532	48,563	12,951	10,813	28,392	34,689

(資料) 「調布市事務報告書」

■中・高生事業の開放日数と利用者の内訳■

	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開放日数	日	2,540	2,497	2,559	2,581	2,543	2,397	2,227	2,571	2,661	2,570
中学生	人	6,349	6,956	6,363	4,962	3,526	3,240	4,144	5,799	5,825	8,876
高校生	人	697	403	667	806	561	407	1,364	695	501	585
その他	人	469	106	128	24	8	23	17	11	4	6
合計	人	7,515	7,465	7,158	5,792	4,095	3,670	5,525	6,505	6,330	9,467

(資料) 「調布市事務報告書」

■全館事業の実施状況と参加者の内訳■

	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ウルトラキャンプ	人	58	59	57	46	60	59	0	0	0	56
児童青少年 フェスティバル	人	4,067	4,742	4,897	5,208	3,253	4,631	0	0	2,100	2,790
児童館交歓フェア	人	1,362	1,398	920	1,085	1,327	770	0	0	998	903
児童館交流大会 (サッカー大会)	人	469	450	404	469	465	0	0	287	313	327
児童館交流大会 (オセロ大会)	人	63	70	68	71	72	70	0	0	47	46
合計	人	6,019	6,719	6,346	6,879	5,177	5,530	0	287	3,458	4,122

(資料)「調布市事務報告書」

■子育て講座や親子交流事業等の実施回数及び参加者の内訳■

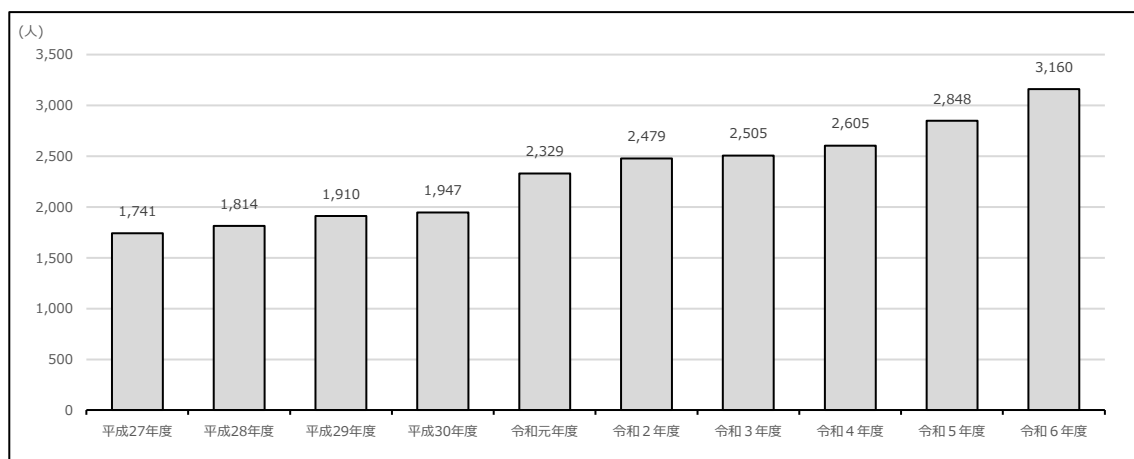
	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	回	4,860	4,827	5,418	6,103	6,165	5,637	2,636	2,518	3,762	5,049
乳幼児	人	51,831	51,384	54,395	55,863	54,096	47,755	26,948	20,130	32,516	32,918
小学生	人	188	135	122	135	106	136	0	0	41	161
中・高生	人	43	22	15	6	6	8	0	0	1	1
その他	人	47,208	47,434	49,332	50,888	48,964	43,316	23,931	18,344	30,295	30,282
合計	人	99,270	98,975	103,864	106,892	103,172	91,215	50,879	38,474	62,853	63,362

(資料)「調布市事務報告書」

(11) 学童クラブの状況

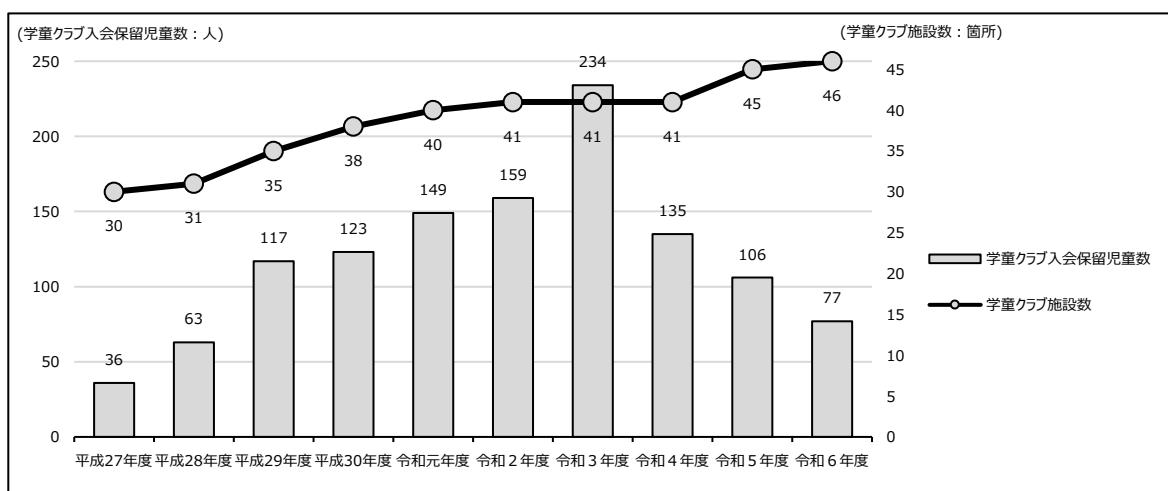
学童クラブの入会申請者数は年々増加しているものの、計画的な施設整備や職員の加配等を行い、受入人数の拡大を図ったことにより、入会保留児童数は令和4年度から減少し、令和6年度は77人となりました。

■学童クラブ入会申請者数■



(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

■学童クラブ入会保留児童数と施設数■



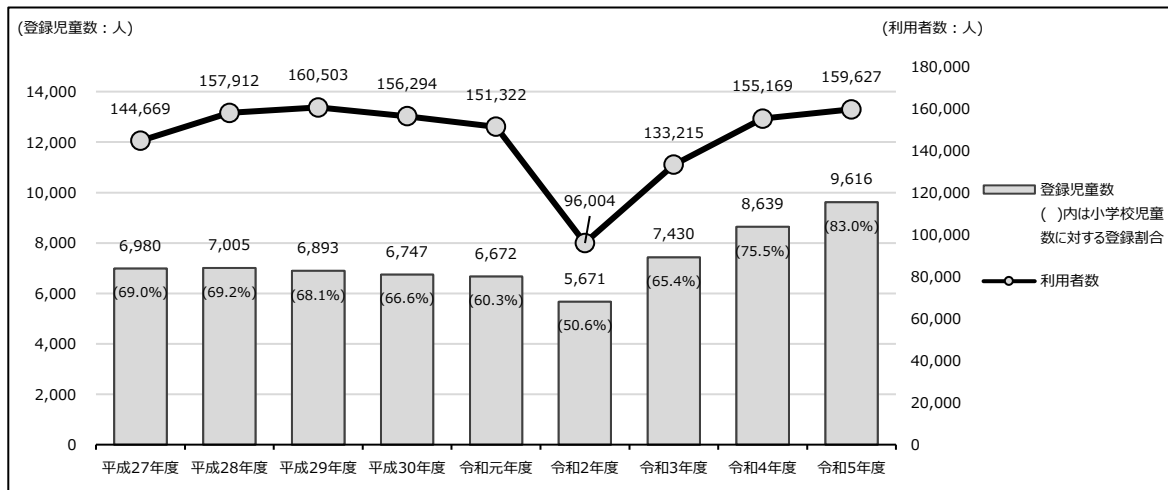
（資料）「調布市事務報告書」（各年度5月1日）

（12）放課後子供教室事業「あそびバ」（旧ユーフォー）の状況

市内全小学校（20校）に整備されている放課後子供教室事業「ユーフォー」は、令和5年度から「あそびバ」に名称変更しました。

あそびバの利用者数は、コロナ禍の影響を受け令和2年度には大きく減少していましたが、その後は年々増加しており、令和5年度の利用者数は159,627人となっています。

■放課後子供教室事業（「あそびバ」（旧ユーフォー）登録児童数■



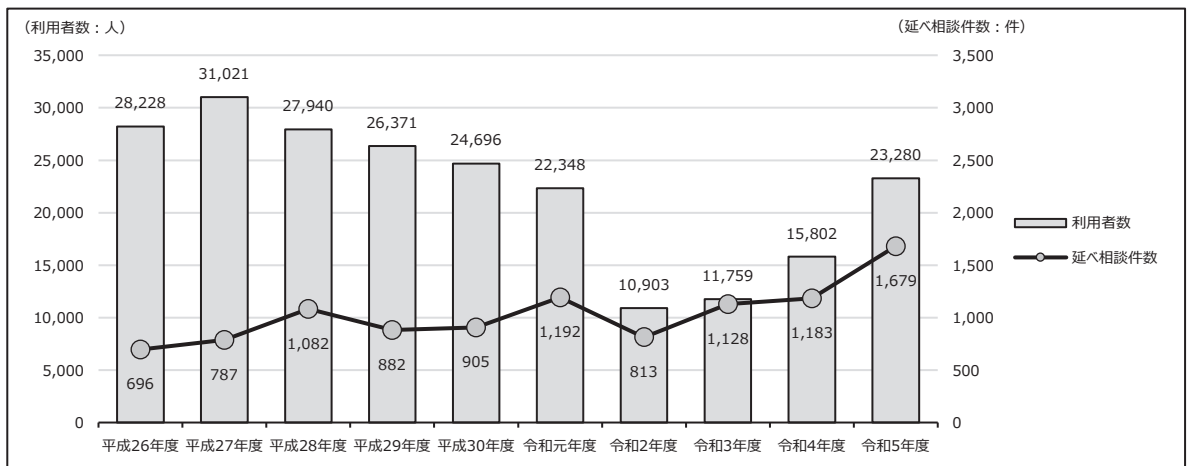
（資料）「調布市事務報告書」（各年度3月31日）

(13) 青少年ステーション CAPS の利用状況

中・高校生世代のための居場所である調布市青少年ステーション CAPS の利用者数は、令和元年度まで減少傾向で推移し、コロナ禍の影響を受け令和2年度には大きく減少していましたが、その後は増加傾向にあります。

また、延べ相談件数についても、利用者数の増加に伴い令和3年度から増加しています。

■ 青少年ステーション CAPS の利用者数 ■



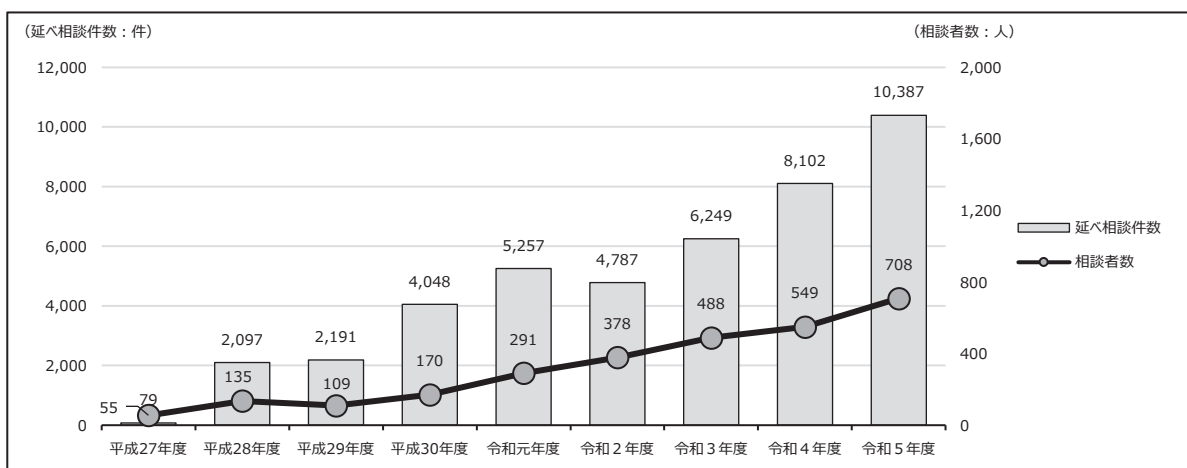
(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

(14) 子ども・若者総合支援事業（ここあ）の状況

市においては、平成27年度から子ども・若者総合支援事業（ここあ）を調布市社会福祉協議会に運営委託を行い、実施しています。

令和5年度の延べ相談件数は10,387件となり、開設以来最多となっています。

■ 延べ相談件数の推移 ■

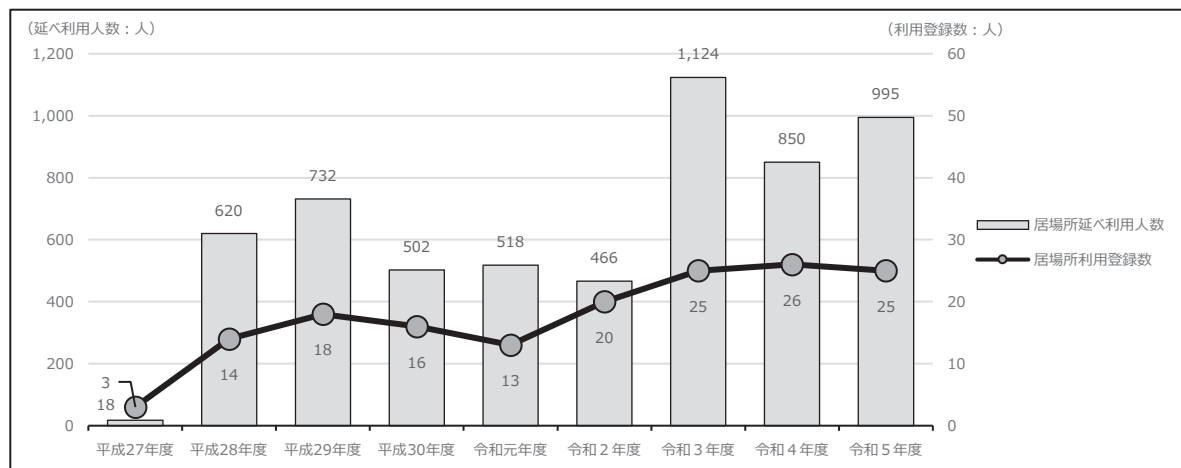


(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

居場所事業の登録者数は25人となり、延べ利用人数は995人となっています。体験利用者の中には、継続的に家から出ることが難しい等の理由により登録につながらないケースも多くあります。

また、他人の目が気になるなど集団での利用が困難な方には、個別枠での利用を調整するなどの支援を行っています。

■居場所の利用状況■

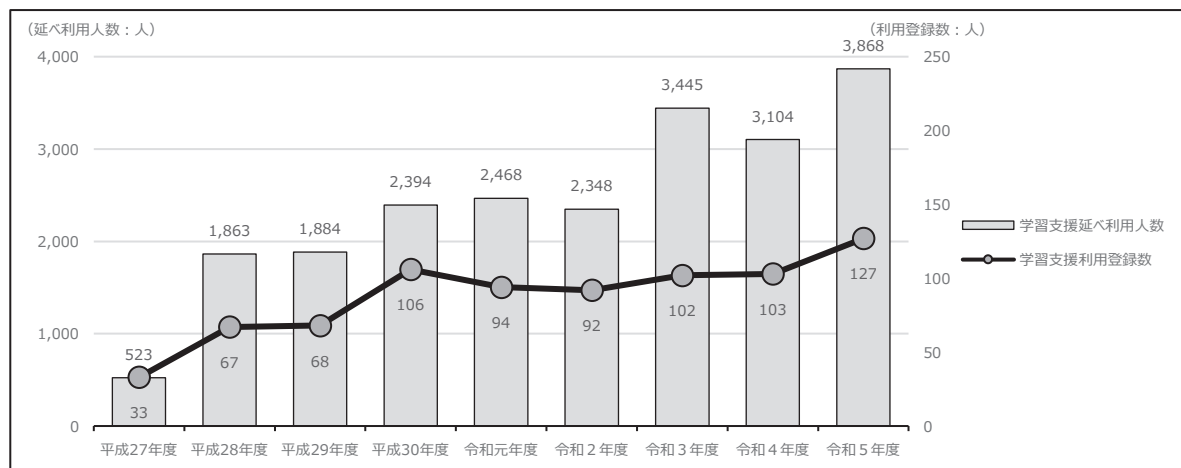


(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

学習支援について、利用登録数は令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度には前年度から24人増加して127人となっています。

これに伴い、延べ利用人数についても令和5年度は前年度から764人増加して3,868人となっています。

■学習支援の利用状況■

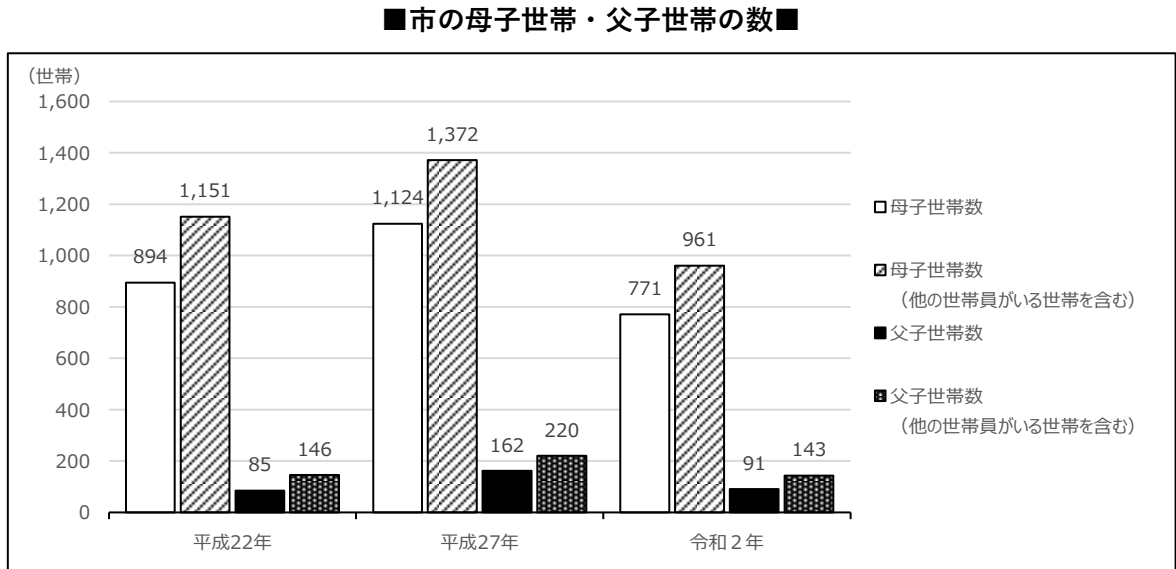


(資料) 調布市子ども生活部子ども育成課 調べ

(15) 母子世帯・父子世帯の状況

① 母子世帯・父子世帯の数

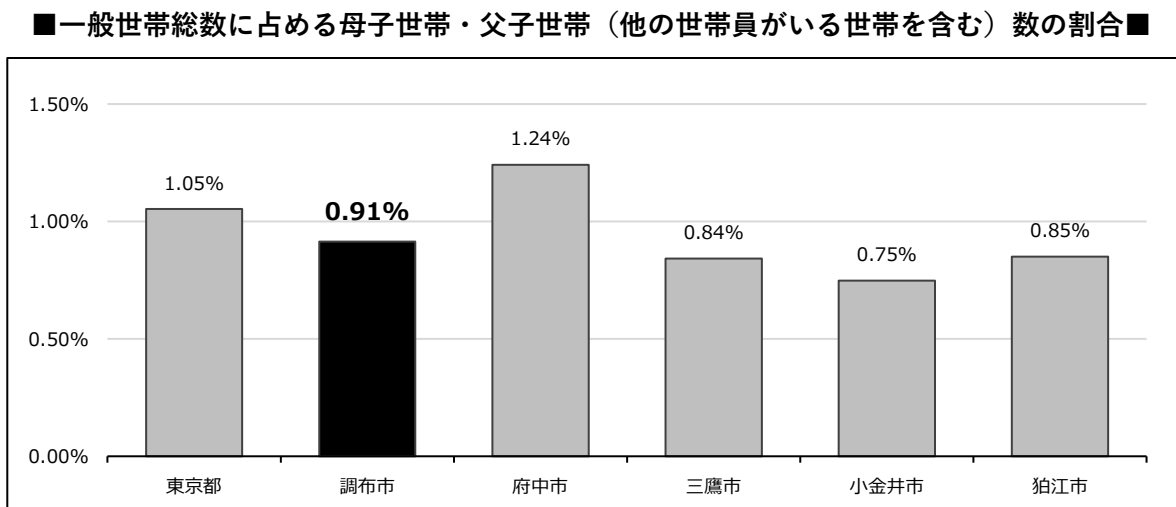
国勢調査結果（令和 2 年）によると、母子世帯・父子世帯の数は、前回（平成 27 年）調査と比較して減少しています。



（資料）総務省「国勢調査」

② 母子世帯・父子世帯の割合

国勢調査結果（令和 2 年）における母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の割合を見てみると、東京都の 1.05% を下回っているものの、近隣の三鷹市や小金井市、狛江市と比べると高い割合となっています。



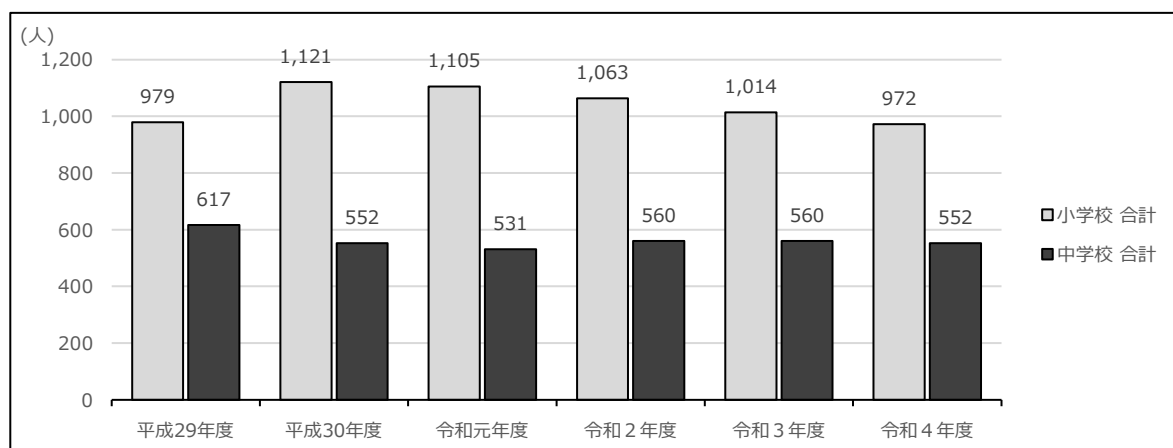
（資料）総務省「国勢調査」（令和 2 年）

(16) 就学援助の状況

市では、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度として教育費の一部を援助しています。

小学校における支給対象児童数は令和元年度以降減少傾向であるのに対し、中学校における支給対象児童数は年度によって増減があるものの平成30年度以降、概ね横ばいとなっています。

■支給対象児童数■



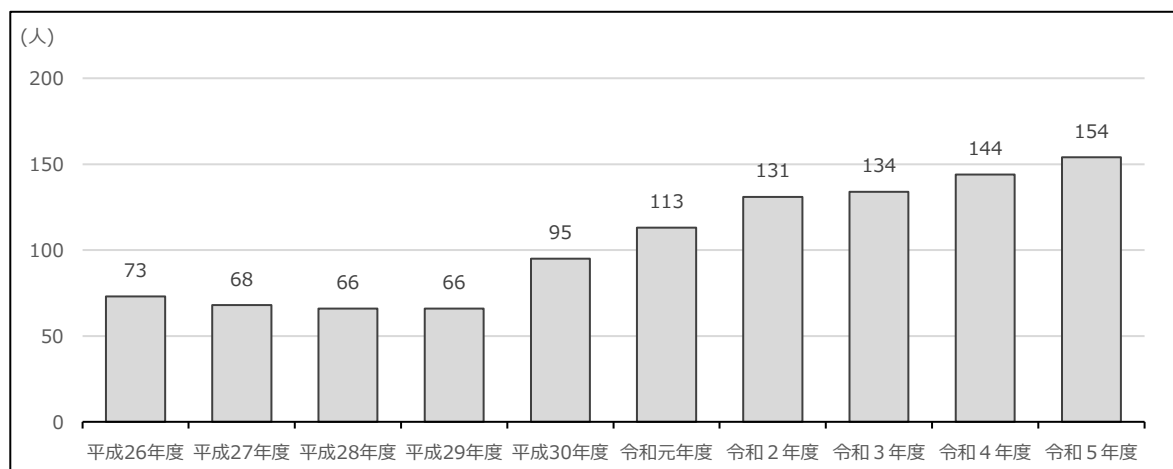
(資料)「調布市事務報告書」

(17) 発達の遅れや障害のある児童・生徒への支援の状況

① 保育所の受入

市内認可保育所では発達の遅れや障害のある子どもの保育を行っており、受入数は平成26年度と令和5年度を比較すると2倍以上に増え、増加傾向にあります。

■発達の遅れや障害のある子どもの受入状況■

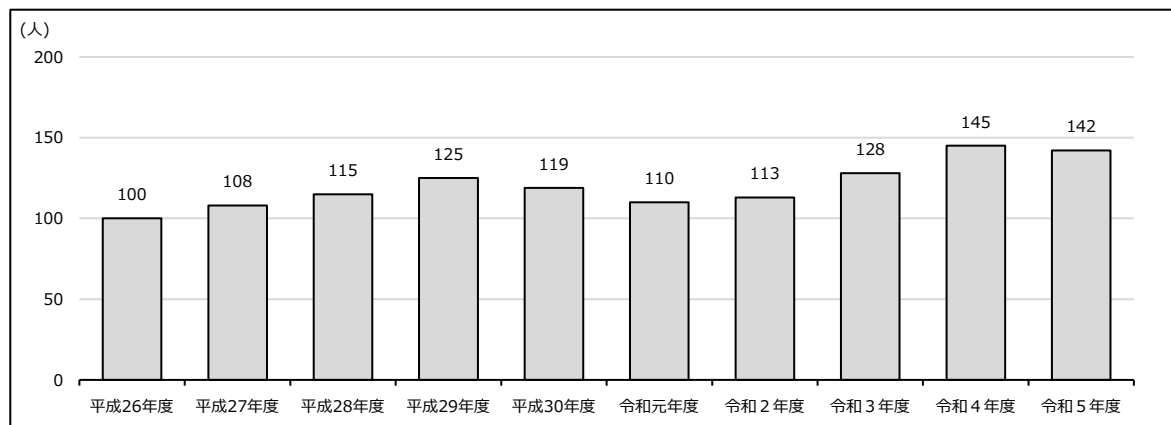


(資料) 調布市子ども生活部保育課「保育所における発達の遅れや障害のある子どもの受入数」各年度4月1日時点

② 特別支援学級⁹

特別支援学級児童数は令和2年度から増加傾向にありましたが、令和5年度時点では前年度より3人少ない142人となっています。

■特別支援学級児童数の推移■



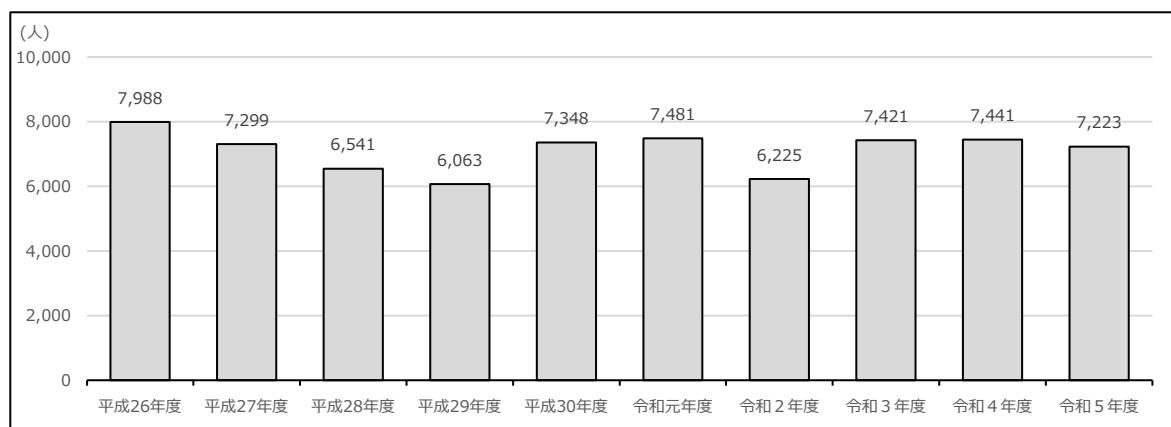
(資料)「調布市事務報告書」

③ 障害児通園事業

子ども発達センターでは、専門的支援を必要とする障害のある3～5歳児を対象とした通園療育を行っています。子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し、遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援しています。

障害児通園事業の延べ利用児童数は、令和5年度は前年度より218人減少して7,223人となっています。

■障害児通園事業延べ利用児童数の推移■



(資料)「調布市事務報告書」

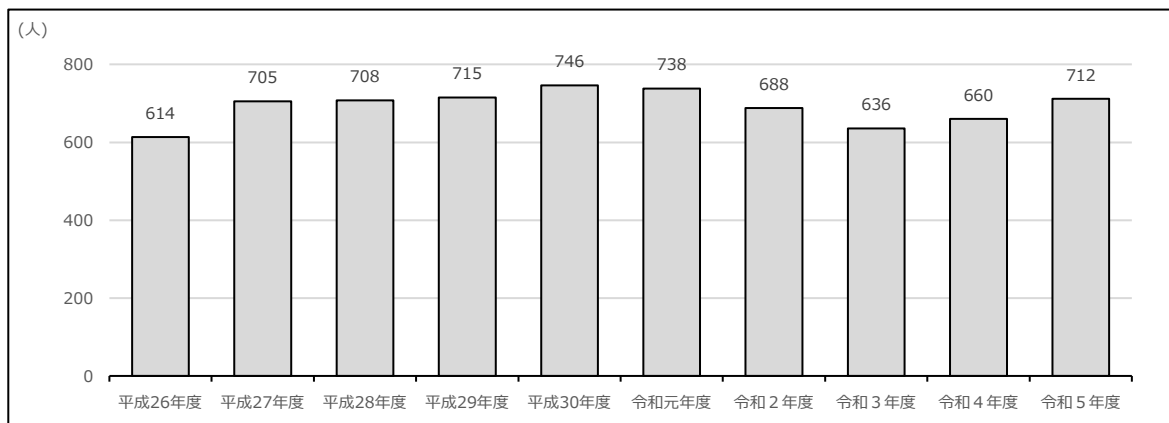
⁹ 特別支援学級：小学校、中学校等において障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級。市においては、知的障害特別支援学級（固定学級）を設置（10校）している。

④ 発達支援事業

子ども発達センターでは、就学前の発達に遅れやかたよりの心配のある子どもを対象に、年齢や一人ひとりの発達に応じて、個別やグループでの療育を行っています。

発達支援事業利用児童数は、令和5年度は前年度より52人増加して712人となっています。

■発達支援事業利用児童数の推移■

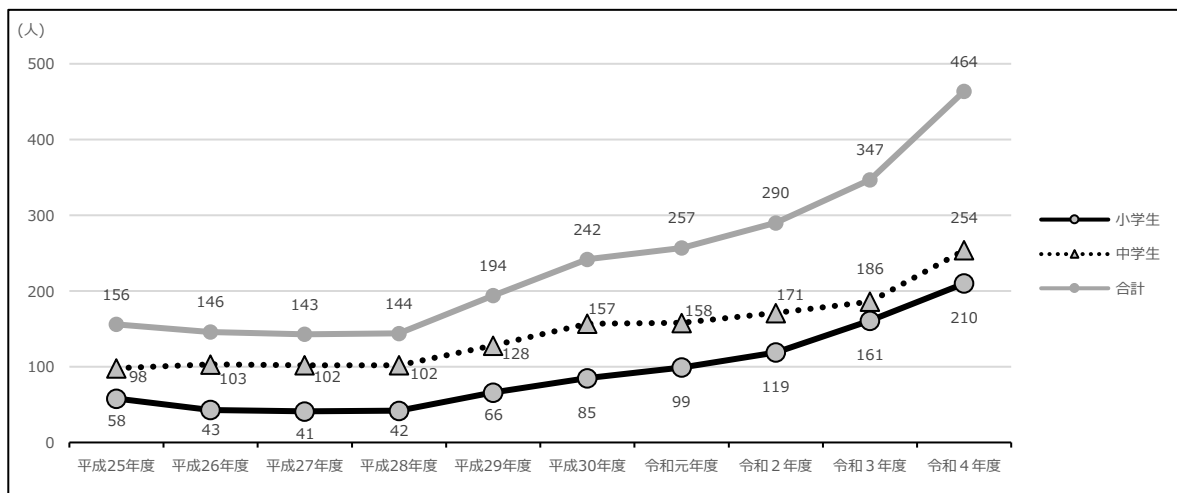


(資料)「調布市事務報告書」

(18) 不登校児童・生徒数

市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、小・中学校共に増加しています。

■不登校児童・生徒数■



(資料) 調布市教育委員会指導室「調布市立学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の調査報告」

第4章 計画の基本理念等

1. 計画の目的

本計画は、すべての子どもが夢を持ちながら、いきいきと、自立して健やかに育つことができる良質な成育環境が確保されるよう、子ども・若者、子育て家庭を地域社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第1期～第2期調布っ子すこやかプランから継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

■基本理念■

**「子どもは調布の宝、未来への希望」
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等
及び地域のつながりの中で、
子どもが夢を持って健やかに育ち、
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す**

(調布市子ども条例 前文(抜粋))

CHECK

調布市子ども条例の目的及び

「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森、南にゆるやかに流れる多摩川等、豊かな自然に恵まれた調布市で、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように、子どもを取り巻く環境の整備を家庭、学校等、地域、事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い、すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて、地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また、調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは、東京都内自治体で初めての宣言です。家庭、学校等、地域、事業主及び市は力をあわせていじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを、より一層進めていくことを宣言したものです。

3. 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「こども大綱」及び「調布市子ども条例」等を勘案し、以下の4つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

■子ども・子育て支援における4つの視点■

1 一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、健やかに成長できるよう「**子育て**」を支える視点

調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、一人ひとりの子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

また、子どもは社会の希望であり、未来をつくる担い手であることから、一人ひとりの子どもの意見を尊重し、「最善の利益」が実現され、すべての子どもが幸せに、そして健やかに安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと子どもらしく育つことができるよう「子育て」¹⁰を支えていきます。

2 安心して子どもを産み育てることができるよう「**子育て**」を支える視点

調布市子ども条例の前文に「安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す」とあるように、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、様々な課題、ニーズを抱えた子育て家庭の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげ、安心して子どもを産み育てることができ、子育てを楽しく感じることができるよう、妊娠前から子育て期にわたる、各ライフステージの状況に応じた予防的かつ切れ目ない支援を実施し、子育て家庭のニーズに沿った「子育て」¹¹を支えていきます。

3 将来を担う子ども・若者等の「**健やかな成長と自立**」を支える視点

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、良好な成育環境を確保するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）、児童虐待、いじめ、生活困窮、ヤングケアラー、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。

あわせて、若年無業者、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者とその家族についても支援していきます。

また、将来を担う子ども・若者が様々な活動や交流を通して、互いに尊重し、支え合い、力を発揮できるよう地域の支援団体や関係機関等との連携を図りながら、「健やかな成長と自立」を支援します。

4 子ども・若者、子育て家庭における「**子育て**」・「**子育て**」・「**健やかな成長と自立**」を「**地域と共に**」支える視点

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く「地域と共に」支えていく必要があります。

子ども・子育て支援は広く地域と共に取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を「地域と共に」支える仕組みづくりを推進します。

¹⁰ 「子育て」を支える：子どもの健やかな育ちへの支援

¹¹ 「子育て」を支える：保護者を通じた子どもへの支援

4. 基本目標

基本理念及び基本的方向を実現するために、子ども・子育てを取り巻く状況を踏まえ、以下の4つの目標を掲げ、目標ごとに各施策を位置づけ、総合的に子ども政策を推進していきます。

基本目標

1

子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実

調布市子ども条例の普及、子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進を行います。

また、子ども・若者の健やかな成長のための居場所づくりや多様な学び・遊び・体験活動の充実を行います。

基本目標

2

妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援を行うとともに、子どもと保護者の疾病予防や健康支援、相談支援を行います。

また、子育て家庭の学習・交流の場の充実を図るほか、経済的負担の軽減を行います。

基本目標

3

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

乳幼児期における子どもと子育て家庭を支える教育・保育環境の整備、充実を図るとともに、良質な保育サービスを利用できるよう、保育の質の維持・向上を図ります。

また、地域における多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援に対応するために、地域子ども・子育て支援事業について推進します。

基本目標

4

特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実

様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援、発達の違いやかたより、障害のある子どもや外国にルーツのある子どもなどの配慮を要する子どもや子育て家庭への支援を行います。

また、児童虐待防止、社会的養護及びヤングケアラーへの支援を行うとともに、ひとり親家庭への支援、生活に困難を抱える子ども・若者、子育て家庭への支援を行います。

第1章 計画の概要

第2章 二丁六調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組

第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

第4章 計画の基本理念等

第5章 施策の展開

第6章 計画の推進に向けて

第7章 資料編

5. 施策の体系

基本理念

「子どもは調布の宝、未来への希望」
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることが出来るまちを目指す

基本的方向

一人ひとりの子どもの意見・権利を尊重し、
健やかに成長できるよう
「子育て」※1を支える視点

安心して子どもを産み育てることができるよう
「子育て」※2を支える視点

将来を担う子ども・若者等の
「健やかな成長と自立」を支える視点

子ども・若者、子育て家庭における
「子育て」・「子育て」・「健やかな成長と自立」を
「地域と共に」支える視点

※1「子育て」を支える：子どもの健やかな育ちへの支援

※2「子育て」を支える：保護者を通じた子どもへの支援

基本目標

基本施策

基本目標1

子ども・若者の意見・権利を尊重した
健やかな成長の支援の充実

- 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進
- 1-2 子ども・若者の健やかな育成
- 1-3 健やかな成長のための居場所づくり
- 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実

基本目標2

妊娠前から子育て期にわたる
切れ目ない支援の充実

- 2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援
- 2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援
- 2-3 相談支援、学習・交流の場の充実
- 2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標3

多様な子育てニーズに対応した
子ども・子育て支援及び
保育サービスの充実

- 3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実
- 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

基本目標4

特に支援を必要とする子ども・若者、
子育て家庭への支援の充実

- 4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
- 4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援
- 4-3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援
- 4-4 ひとり親家庭への支援
- 4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策

第5章 施策の展開

ページの見方・凡例

本計画の策定にあたっては、「施策の体系」に基づき、基本目標ごとに、市の基本施策を定め、具体的な事業や取組の方向性を検討しました。

計画における市の施策の方向性は、下記（サンプル）のような構成で掲載されています。

基本施策の No

基本施策のタイトル

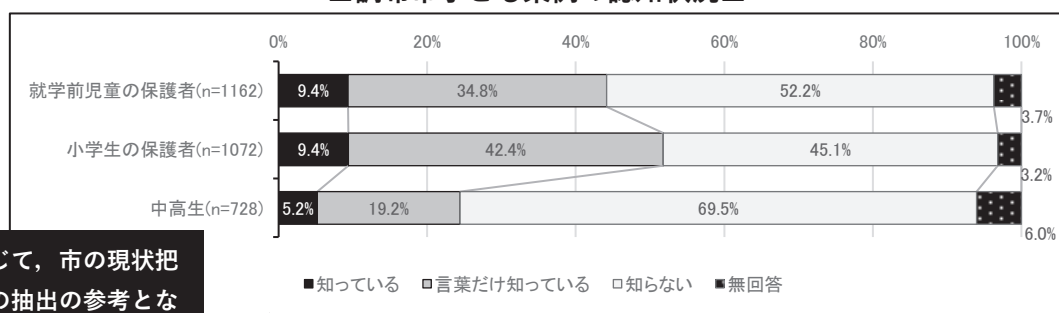
基本施策〇-〇 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進

現状と課題



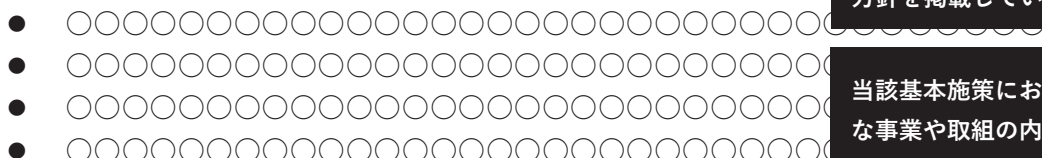
アンケート調査や、これまでの実績等に基づく、市の「現状と課題」を掲載しています。

■ 調布市子ども条例の認知状況 ■



必要に応じて、市の現状把握や課題の抽出の参考となる実績や統計データを掲載しています。

施策の方向

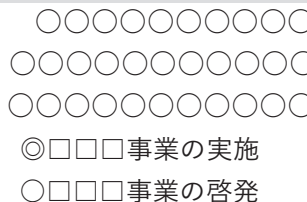


本計画における、市の取組方針を掲載しています。

当該基本施策における、主な事業や取組の内容及び関連する事業、所管課を掲載しています。

主な事業・取組

1-1-1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○ (施策〇-〇関連) (子ども政策課¹²)



具体的な取組内容を掲載しています。
第2期調布っ子すこやかプランの計画期間（令和2年度から開始）以降からの新規事業・取組は「◎」で掲載しています。
第2期調布っ子すこやかプランから継続（拡充を含む）で位置づけている取組（以前から実施しており掲載していなかった取組を含む）は「○」で掲載しています。

¹² 組織改正に伴い、本計画では令和7年度からの所管課名で記載をしています。

ページの見方・凡例（基本施策 3-1・3-2）

基本施策 3-1・3-2 は市の乳幼児期の教育・保育，地域子育て支援事業サービスに関する量の見込み（ニーズ量の見込み）と，確保方策（サービス提供体制）について記載しています。

計画における市の施策の方向性は，下記（サンプル）のような構成で掲載されています。

基本施策の No

基本施策のタイトル

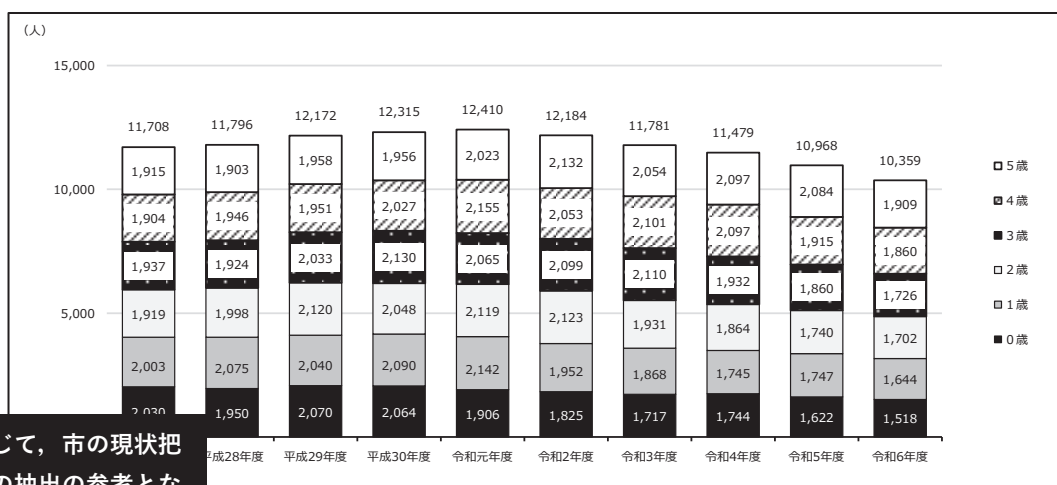
基本施策〇-〇 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実

現状と課題



教育・保育サービスの利用実績等に基づく，市の「現状と課題」を掲載しています。

■就学前児童数の推移■



必要に応じて，市の現状把握や課題の抽出の参考となる実績や統計データを掲載しています。

量の見込みと確保方策

量の見込み（ニーズ量の見込みと，確保方策（サービス提供体制）についての方向性を掲載しています。

① 確保方策の方針



② 確保方策の考え方



③ 量の見込みと確保方策



基本目標 1

子ども・若者の意見・権利を尊重した
健やかな成長の支援の充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	「調布市子ども条例」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」 子どもと大人の割合）※ 1	子ども：24.4% 大人：47.8% （令和 5 年度）	上げる
2	「子どもの権利」の認知度 （「知っている」、「言葉だけ知っている」 子どもと大人の割合）※ 1	子ども：69.9% 大人：78.4% （令和 5 年度）	上げる
3	「自分の意見や思いを自由に言えている」 と思う子どもの割合※ 2 「周囲の大人は意見を大事にしてくれている」 と思う中学生・高校生世代の割合※ 1	子ども：78.0% 中学生・高校生 世代：84.9% （令和 5 年度）	90%
4	児童館における子どもの意見を具現化した 取組の件数	55 件 （令和 5 年度）	77 件
5	「将来について明るい希望を持っている」 （「希望がある」、「どちらかといえば希望 がある」と思う若者の割合）※ 1	若者：73.8% （令和 5 年度）	80%

※ 1 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※ 2 調布っ子アンケート

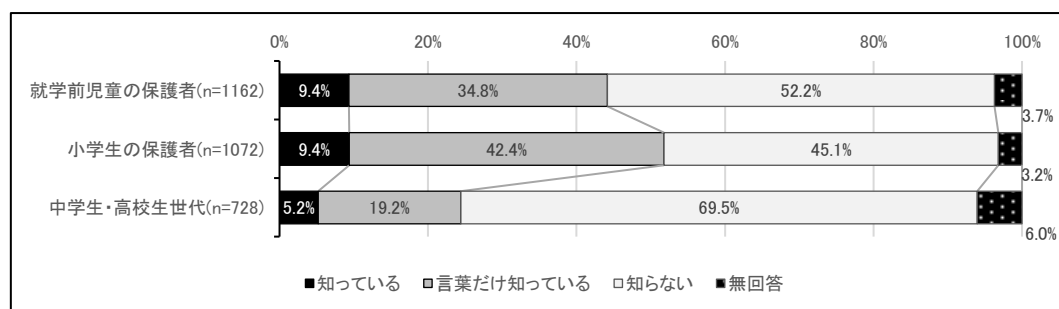
基本施策 1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進

現状と課題

令和5年4月に国によりこども基本法が施行され、より一層社会全体で子どもの権利や子どもの意見の尊重が重要視されるようになりました。そのような中、「子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査」（令和5年）において、調布市子ども条例の認知状況は、「知っている」が1割に満たず低い状況となっており、子どもの権利に関する認知状況についても、「知っている」が5割に満たない状況です。子どもの権利条約やこども基本法に基づき、子ども・若者が権利の主体であることを共有し、「子どもは調布の宝、未来への希望」とする調布市子ども条例の理念の普及に向けて、子どもも大人も、条例や子どもの権利について知り、理解を深める必要があります。

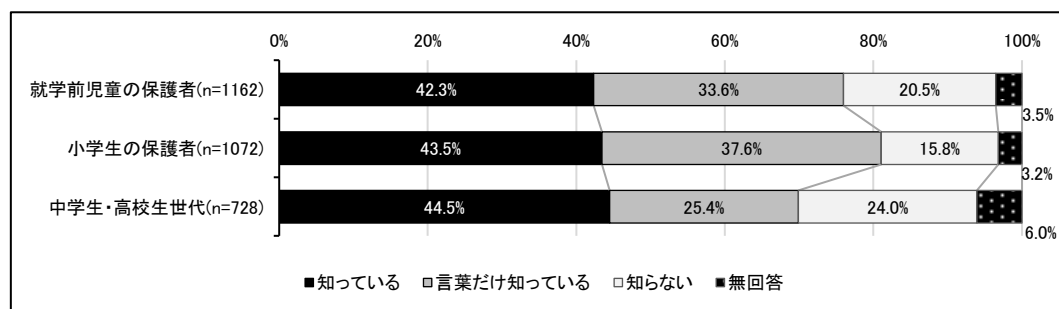
子どもの声・意見の表明や参加は、家庭や学校、地域、市政など、日常のあらゆる場面で尊重される必要があります。「調布っ子アンケート」（令和6年）では、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見箱を置くなど身近なところで行える方法などの回答が多く、子どもの声・意見の表明や参加のしやすい環境づくりに向けた検討が必要です。

■ 調布市子ども条例の認知状況 ■



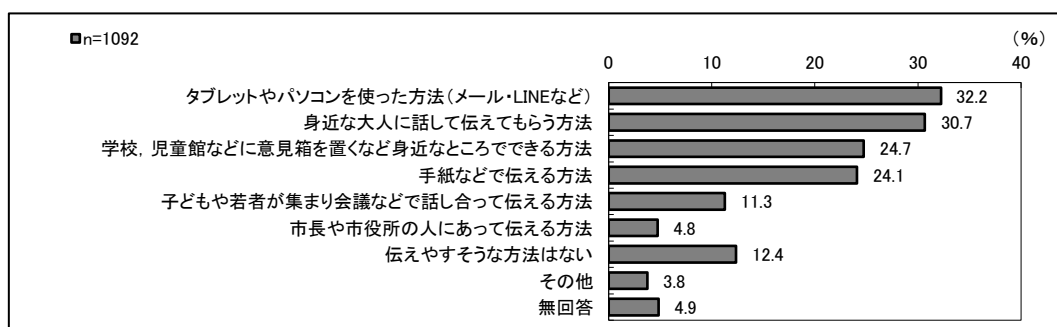
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）、
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■ 子どもの権利認知状況（再掲） ■



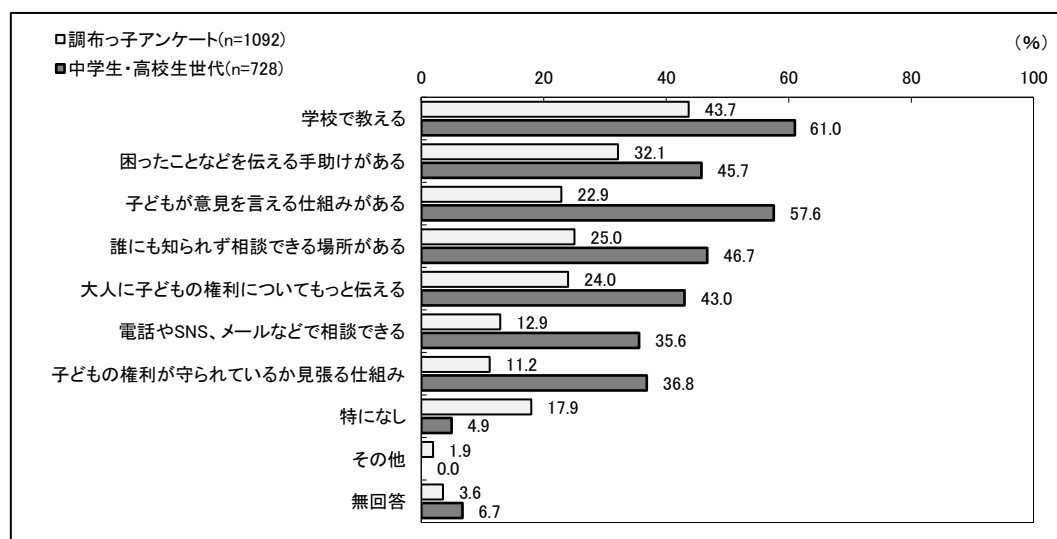
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）、
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか（再掲）■



（資料）調布っ子アンケート

■子どもの権利を守るため必要な仕組み（再掲）■



（資料）調布っ子アンケート、

子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

調布っ子ミーティング、
ユースミーティングを実施しました。

子ども・若者の

声



調布っ子の声

10年後の調布市はどんなまちになっていて欲しい？

- 全員がハッピー・ラッキー・スマイルなまち！
- 安心・安全で犯罪のないまち、楽しく暮らせるまち、みんなで子育てを応援するまちになっていて欲しいな。
- 学校に行けない人がいなくなって、いろんな人と触れ合える施設があるまちになっているといいな。

調布っ子ミーティングでは、他にも「放課後の過ごし方」や「調布市のいいところ」などをテーマとして意見交換を行いました。

調布っ子ミーティングの参加者は、調布市がきれいで自然豊かな暮らしやすいまちと感じています。

放課後の時間の過ごし方としては、自分の時間を大切にしており、家で過ごすことを好む傾向がみられました。

防犯意識、交通安全への関心が高く、安全・安心で犯罪のないまちであること願っており、ワクワクするようなまちづくりを求めていることがわかりました。



若者の声

子どもを産み育てたいと思えるまちになるためには何が必要？

補助金 | 教育費の支援 | 医療費の助成 | 結婚・出産祝い金制度 | 不妊治療の助成

出会いや交流の場 | 出産サポート | 子どもの遊び場 | ライフステージに応じた子育て支援 | 保育所の受入体制

産休・育休への理解 | 切れ目ないキャリア形成 | 良好な就労環境 | 所得 | 夫婦や子育て家庭への寛容さ

他者との繋がり | 家族のサポート | 地域のサポート | 子育てに関する悩みや不安の相談先

税制改革 | 政治や行政に頼らない自己の意識改革

※ 参加者が書き出したアイデアをリスト化したものです。



子どもを産み育てたいと思えるまちになるための課題は？

- やっぱり、出産・子育てで自分のキャリアが途絶えるのは望ましくない。積極的にカムバックを応援してほしい。
- 物価は高騰しているのに、所得は追いついていないから、お金の面は本当に不安。経済的支援が必要。
- 地域や家族の支えがないと、子育ては大変そう。子どもを産み育てたいと思う人への支援が必要。
- 悩みや不安を、もっと気軽に周囲の人や市の窓口で相談出来たらいい。

施策の方向

- 調布市子ども条例や子どもの権利の認知度を向上させるための周知・啓発活動を推進します。
- 子どもを含めた市民一人ひとりが子ども条例の趣旨について理解を深めることができるように、子どもの年齢に応じた広報や、様々な機会や媒体を利用した普及・啓発に取り組みます。
- 子どもが様々な方法で意見を言いやすく、積極的に参加できるような仕組みづくりを検討します。
- 家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境を醸成します。

主な事業・取組

1-1-1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発（施策 4-3 関連）（子ども政策課）

調布市子ども条例及び子どもの権利について、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。

また、家庭や学校、地域、行政などにおいて、子どもの意見を大事にする大人を増やし、意見が言いやすい環境づくりの大切さを伝えていきます。

- ごみ収集車装飾事業（「みんななかよし！」をテーマにした小学生の絵で装飾）
- ◎ 調布市子ども条例及び子どもの権利に関するリーフレット作成、周知
- ◎ 春のこどもまんなか月間に合わせた広報

1-1-2 保育所における子どもの気持ちへの配慮（保育課）

保育所で保育する際は、子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、援助します。

- ◎ 保育所保育指針、保育の質ガイドラインを踏まえた保育の実施

1-1-3 子どもの意見募集（子ども政策課、児童青少年課等）

子どもの権利条約や調布市子ども条例に基づき、調布っ子（調布市に住む子ども）が、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるような調布のまちをよくするためのアイデアや子ども・子育てのことで調布市に対して思っていることや聴いてほしいこと、困っていること、悩んでいることなどの意見を様々な手法を検討し、募集します。

- ◎ 調布っ子の声・意見募集の検討
- ◎ 児童館・学童クラブ・あそびバの利用児童に対するやりたいことアンケートや投書箱の設置
- 学童クラブ利用者アンケートの実施

1-1-4 意見発表の機会づくり（社会教育課）

小学生に自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を図ります。

- 調布っ子“夢”発表会

1-1-5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり（子ども政策課，社会教育課，図書館等）

子どもや若者，子育て当事者が市の子育て施策等への参画や意見を表明しやすい環境づくりに努めます。

- ◎ 調布市子ども・子育て会議委員への大学生や子育て当事者の参加
- ◎ 調布っ子ミーティングの開催検討
- ◎ 調布市ユースミーティングの開催検討
- 中学生の「記者」によるぶちねこ便の発行
- 二十歳のつどい実行委員会への若者世代の参加

1-1-6 人権に関する相談・教育・啓発の推進（市民相談課，指導室）

人権に関する関係機関と連携を図り，相談者に対して中立公正な立場でそれぞれのケースに応じた適切な支援救済措置に取り組むとともに，市民一人ひとりが人権の大切さについて理解を深め，人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発を推進します。

また，家庭や学校，人権擁護委員等と連携し，人権教育の推進により児童・生徒への人権感覚の醸成を図るとともに，人権意識の向上を図ります。

- 人権に関する相談事業・啓発の推進
- 人権教育の推進（「命」の授業や SOS の出し方教育）

1-1-7 将来の有権者理解の促進（選挙管理委員会）

将来有権者となる子どもたちの自由意志に基づく選挙候補者の選択や実際の投票方法，選挙運動などの理解，主権者教育として，身近なテーマを基に選挙について学ぶ機会づくり等をします。

- 選挙出前授業・模擬選挙の実施
- 調布市明るい選挙啓発書道展の実施

1-1-8 家庭教育・交流の機会づくり（東部公民館，西部公民館，北部公民館）

公民館施設で，市の子育て支援や子どもの権利，子育ての悩みを解消するようなセミナーやコーチングの講座などの学びの機会や子育てに関する情報を提供するとともに，子育てをする同世代の交流や地域の家庭教育・幼児教育の充実を図ります。

- 家庭教育講座の実施

CHECK

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。

■子どもの権利条約の4つの原則■

1 差別の禁止 すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。	2 子どもの最善の利益 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
3 生命、生存及び発達に対する権利 すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	4 子どもの意見の尊重 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

（出典）公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら



公益社団法人 日本ユニセフ協会 ホームページ「子どもの権利条約」

基本施策 1-2 子ども・若者の健やかな育成

現状と課題

すべての子ども・若者が、社会的に自立し、いきいきと活躍していくためには、安全・安心に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、様々な体験や学習等を通して、豊かな人間性を身につけていく必要があります。

調布市子ども条例は、子どもや若者が健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むことを基本理念としており、子ども・若者の健やかな育成に向け、世代を超えた協働体制の構築と地域の担い手育成が求められます。

また、子どもにとって安全・安心な社会環境づくりを整備するため、防犯対策やアレルギー対策等の取組の充実や、子ども自らが自身の安全を確保できるよう、関係機関と連携した取組を進める必要があります。

CHECK

調布っ子の声

Q. 調布市のいいところは？



調布駅や駅周辺がきれいに整備されているよね。



給食！
キラキラゼリー，コストリカリス，目玉おやじゼリー，ぬりかべ食パン…どれもおいしいよ。



調布市には自然がたくさんあるところがいいところだと思う。



事件・犯罪が少なくて，安全なところがいいと思うな。

施策の方向

- 子どもや若者が、地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる交流活動の機会を充実します。
- 子ども・若者の健やかな成長を支えるため、地域における子育て経験者や様々な知識・経験を有する高齢者など、多様な担い手を確保し、子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促進します。
- 子ども・若者の相談・支援を充実させるため、同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの活動を促進します。
- グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育みます。
- 地域全体で子どもの安全を確保するとともに、子ども自身が主体性を持って自ら事件・事故等から身を守る力を身につけられるよう、取組を進めていきます。

主な事業・取組

1-2-1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策 1-4 関連）（児童青少年課）

児童館が主催する宿泊活動や自然体験活動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション能力，社会性・責任感等の育成を図ります。

- ウルトラキャンプの実施
- 児童青少年フェスティバルの実施
- 児童館まつりの実施
- 児童館交歓フェアの実施
- 児童館交流大会（サッカー大会，オセロ大会）の実施

1-2-2 ボランティアスタッフの活用（児童青少年課，子ども育成課）

児童館やあそびバ，子ども・若者総合支援事業「ここあ」において地域の人材を活用し，子どもたちに様々な体験・活動等を提供します。

- 児童館支援スタッフ，あそびバボランティアスタッフの活用
- ここあ学習支援事業，居場所事業におけるボランティアの活用

1-2-3 自国の伝統・文化への理解促進等（児童青少年課，文化生涯学習課）

相互友好協力協定を締結している東京外国語大学の留学生との交流を通じて，子どもたちの日本文化や異文化に対する理解等を育みます。

- 児童館における留学生のインターンシップ受入

1-2-4 児童の防犯意識に関する啓発（児童青少年課，総合防災安全課）

学童クラブを中心に，児童が通学路を含む近隣地域を実際に歩いて点検し，誰もが入りやすく誰からも見えにくい場所（犯罪が起こりやすい場所）や，危険と思われる場所を洗い出して可視化することを通じて，児童への注意喚起を図ります。

また，児童館における防犯講話や，学童クラブ等へ児童が自ら犯罪被害や事故を予測して，安全な行動，危険な行動を学習することができるキットを貸し出し，子ども自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。

- 児童館における防犯講話の実施
- 「安全行動イメージトレーニング」貸出し

1-2-5 安全確保の推進（保育課，児童青少年課，学務課，社会教育課，教育総務課，指導室，総合防災安全課）

緊急かつ重大な事態の発生に備え，保育所，小・中学校，児童館等に，各施設と警視庁との非常通報体制を整えるとともに，通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や点検の実施，通学路標示板の更新等を通じて通学路の安全確保を推進します。

また，危険から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所としている「こどもの家」の普及啓発の支援を行うなど，保護者・地域と連携した安全対策を図るとともに，下校時の児童・生徒の安全を守る取組を推進します。

その他，「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス対策や，学校における感染症対策の取組を継続します。

- 「学校 110 番」の設置
- 通学路防犯カメラの維持管理，通学路合同点検の実施，通学路マップの作成・啓発，児童通学見守り員の配置
- 「こどもの家」の普及啓発の支援
- 調布子ども安全・安心パトロール，防災行政無線を活用した子どもの見守り放送
- 公共施設等シックハウス対策，室内化学物質対策協議会の開催

1-2-6 幼稚園・保育所・小学校及び小中学校・中学校の連携（保育課，指導室）

幼児期の遊びが小学校以降の学びに生きる保育，学校におけるスタートカリキュラムの取組，幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。

- ◎ 幼児期の遊びが小学校以降の学びに生きる保育（とうきょうすくわくプログラム）の実施
- 幼保小連携推進協議会，小 1 プロblemの対応
- 小中連携による中 1 ギャップへの対応

1-2-7 保育所や学校における食物アレルギー対策の推進（学務課，指導室，保育課，児童青少年課，子ども政策課）

保育所や学校において，食物アレルギーのある児童・生徒へ，医師の診断や給食施設の状況等により，対応可能な範囲で給食を提供し，学校給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに，各種研修・訓練を継続し，保護者への啓発や教職員等の意識・知識・技能の向上に努めながら，事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。

また，食物アレルギーと思われる事案が発生した際に，保育所や学校等関係機関が適切に対応できるよう，東京慈恵会医科大学附属第三病院や医師会との連携を図ります。

- 調布市食物アレルギー医療・教育連携会議の開催
- 調布市医師会指定医療機関のセカンドオピニオンの推奨
- エピペン投与シミュレーション研修の実施
- アレルギー対応ホットラインの活用
- ◎ 小・中学校における食物アレルギー対応専用調理室の整備
- 指導検査における認可保育所の食物アレルギー対策の検査

1-2-8 ICT 環境の整備・活用と情報教育の推進（指導室）

ICT を日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒の「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、情報活用能力の育成、学びの保障・充実を推進します。

また、スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNS の活用方法を考える機会の充実、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

- ◎ 児童・生徒1人1台端末による教育、環境整備
- ◎ 情報モラル教育の推進

1-2-9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組（指導室）

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校 2020 レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

また、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

- ◎ 体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）の活用
- 学校 2020 レガシー教育
- 外国語指導助手（ALT）の活用

1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）

「調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、現在の部活動を地域へ移行し、市の地域資源を活用した持続可能な地域クラブを整備することで、子どもたちが生涯にわたって地域の中で主体的に様々なスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる環境づくりを進めます。

- ◎ 調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画に基づく各種取組の推進

1-2-11 地域で活躍できる人材の養成（社会教育課）

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図ります。

- 小学生を対象としたジュニアサプリーダー講習会の支援
- 中学生を対象としたジュニアリーダー講習会の実施
- 高校生を対象としたシニアリーダー講習会の実施

1-2-12 安全教育の推進（教育総務課，指導室，総合防災安全課）

災害時を想定した，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練，体験等を通じて，子どもたちの自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得するとともに，「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力を育成します。

また，児童・生徒が性暴力等の加害者，被害者，傍観者にならないよう，性暴力の根底にある誤った認識や行動，性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で，自分や相手，一人一人を尊重する態度等を発達段階に合わせた方法で身に付ける「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進します。

- 調布市防災教育の日の実施
- 防災フェアの実施
- セーフティ教室の実施
- 「命」の授業の実施
- 救命講習の実施

1-2-13 食育の推進（健康推進課，保育課，学務課，指導室）

子どもが生涯にわたって健康で生き生きと過ごせるよう，健全な食生活を送り，食への意識や関心，知識，理解を高められるようなきっかけづくりや普及啓発，情報提供など関係部署と連携しながら食育を推進します。

- 食育講演会の開催
- 食育セミナー（調布っ子食育マイスター）の実施
- 保育所における保育所保育指針に基づく食育計画の策定，年齢に応じた食育活動の推進
- 小・中学校における食育の推進（親子料理教室，地場野菜を活用した給食）

1-2-14 家庭教育への支援（社会教育課）

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため，市立小・中学校 PTA との連携や家庭教育や青少年教育に関する様々な情報を発信することにより，地域や家庭での教育力の向上を図ります。

- PTA が企画・運営する家庭教育セミナーに対して，助言，情報提供や助成，広報等の支援
- 家庭教育や青少年教育に関するイベント情報や読み物を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行

1-2-15 民間協力者の確保（福祉総務課，子ども政策課）

保護司や民生委員・児童委員等の担い手として，幅広い世代・分野からの人材の確保を図ります。

また，東京都と連携し，地域型保育や，地域子ども・子育て支援事業等の担い手を養成するため，子育て支援員研修を行い，研修受講希望者の見学実習先の調整を実施します。

- 保護司，民生委員・児童委員の各地区確保
- 子育て支援員研修の保育所での受入

基本施策 1-3 健やかな成長のための居場所づくり

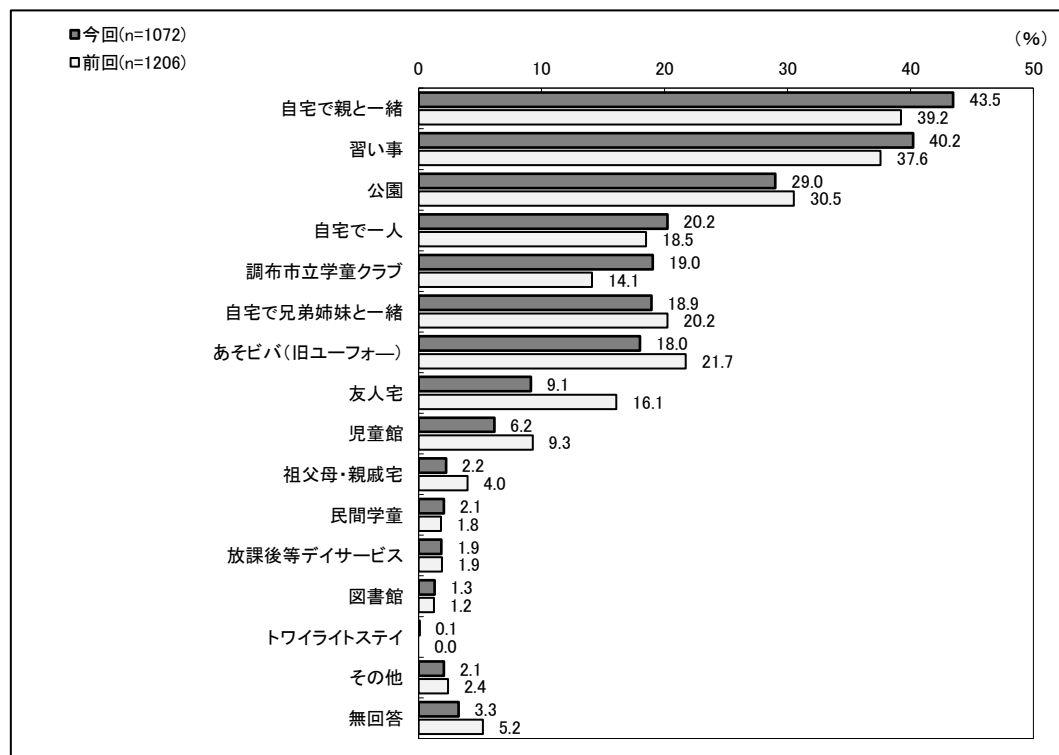
現状と課題

地域のつながりの希薄化、少子化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会や居場所の減少、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者の増加といった複雑かつ複合化した子どもを取り巻く環境、価値観の多様化などを背景に国は、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を策定しました。すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びに接する機会を持ち、健やかな成長やウェルビーイングの向上に資するよう、子どもの声を聴き、視点に立ち、官民の連携・協働等のもと、「ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる」の4つの視点を持った居場所づくりをしていく必要があります。

放課後の居場所の1つとして、学童クラブがありますが、共働き世帯の増加などを背景に申請者は増加しており、入会保留児童が発生しております。放課後の居場所対策については、計画的に定員数の拡大と施設整備を進めるとともに、児童館・学童クラブ・あそびバが一体となった施策の推進が必要です。

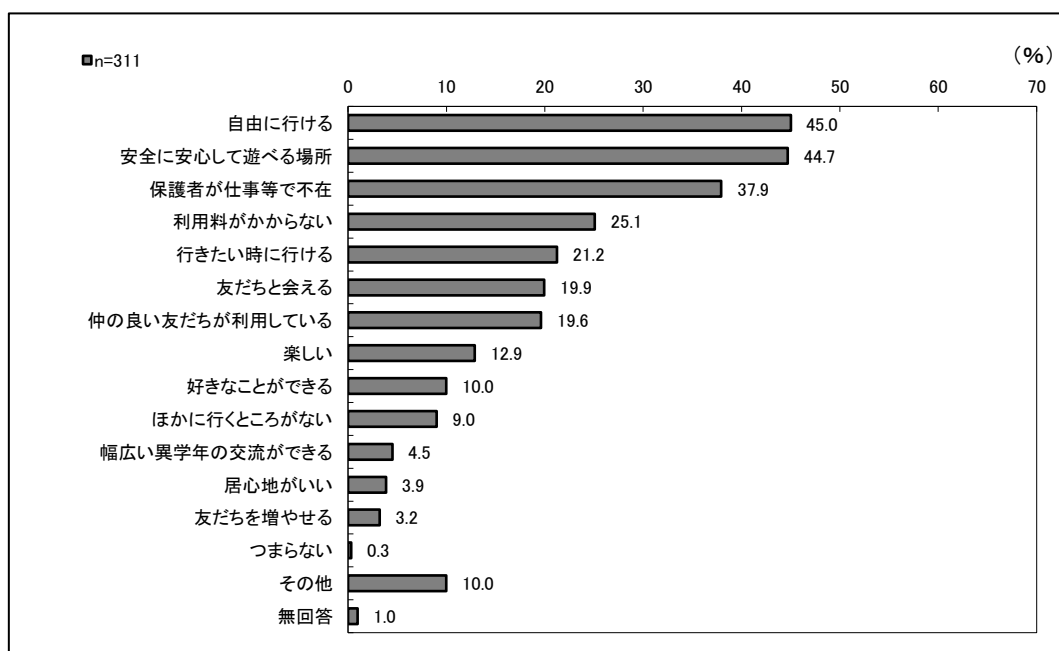
また、児童館は「子育てひろば」を含め、乳幼児から高校生世代までを利用対象としています。が、「調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査結果報告書」では、中・高校生世代の児童館や青少年ステーション CAPS の利用状況は「利用していない」が全体の8割以上となっています。居場所を必要としている中・高校生に利用してもらえよう、周知に努めるとともに、子どもたちの意見を取り入れながら、事業・施設の充実を図ることが求められています。

■放課後の居場所■



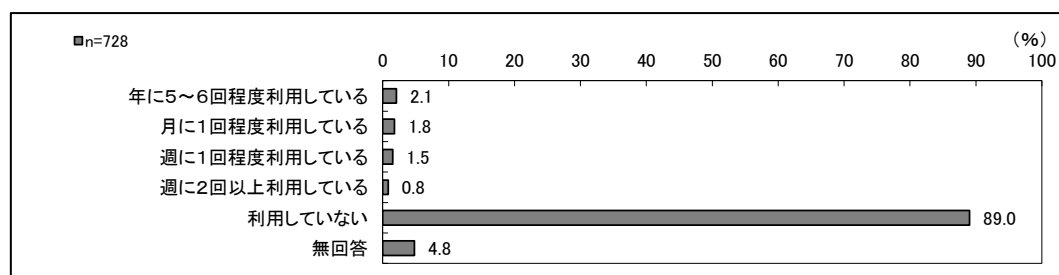
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(小学生の保護者)

■あそびバを利用している理由■



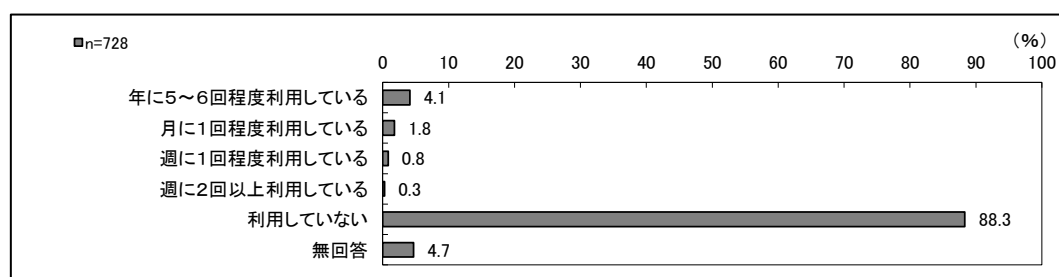
(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（小学生の保護者）

■児童館の利用状況■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■青少年ステーション CAPS の利用状況■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

CHECK

調布っ子の声

Q. 放課後はどんなところで過ごしたい？



学校から近く安全・安心なところ
がいいよね！



自分の家で好きなことをして過
ごしたいなあ。



駅が近く、車通りが少なく安全
な場所で遊びたい。



どんな遊びもできる、「スーパー
公園」みたいなところがあったら
いい！

施策の方向

- 子どもの豊かな成長や自立性、社会性を育んでいくために、子どもが安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めます。
- 子ども食堂などの既存の地域の居場所を運営する団体や新たに居場所づくりを始めたい人・団体に対して、国等の補助金（国の制度等）を活用した運営支援や地域福祉コーディネーター（CSW）と連携した居場所づくりのサポートをします。
- 子どもたちの居場所に関する情報をまとめ、可視化し、居場所につながるようにします。
- 子ども・若者にとって、より良い居場所となるよう、子ども・若者の声や意見を聴き、視点に立った居場所の充実を進めます。
- 居場所としての必要性や効果について検証しながら、居場所づくりや居場所の充実を図ります。

主な事業・取組

1-3-1 親子の居場所・交流の場づくり（子ども家庭センター，児童青少年課）

雨の日でも安心して親子が一緒に遊べ、「出会える」、「ふれあえる」ように，親子の居場所・交流の場を確保します。

また，子育て中や妊娠中の方を対象に乳幼児親子が遊べるひろば開放や各種講座，出会った仲間をつくる自主サークル支援など，「心豊かに健やかな子育て」の場づくりを支援します。

- 子ども家庭支援センターすこやか「屋根のある公園」の展開
- 児童館 11 箇所における「子育てひろば」の展開

1-3-2 認可保育園・幼稚園等における地域交流の場づくり（保育課）

認可保育園・幼稚園等において，地域の子育て支援として，親子の方などを対象に，園庭開放や人形劇，餅つき大会など園によって多種多様な交流を行い，子育ての身近な相談や仲間づくりの場を提供します。

- 認可保育園・幼稚園等における地域交流事業の実施

1-3-3 官民協働の居場所づくり（子ども政策課，児童青少年課）

関係機関や民間団体などが行う地域の子どもや親子が遊び，体験，交流する場づくりの支援を継続します。

- ◎ プレイセンター事業への支援
- ◎ 地域交流センター「まんまる」への支援
- 居場所事業を実施する団体等への運営費の補助

1-3-4 関係機関や地域団体等と連携した居場所づくりの支援（子ども政策課，福祉総務課（調布市社会福祉協議会））

調布市社会福祉協議会と連携し，子どもの食の支援を中心に学習支援，体験活動などを行い，家庭や学校だけでなく，地域内の子どもの居場所をつくりたい地域住民や企業，任意団体等を支援します。

- ◎ 地域福祉コーディネーター（CSW）や地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携した居場所づくりの支援
- ◎ 子どもの食の支援を中心に学習支援，体験活動などを行う団体等への運営費補助
- ◎ 子ども食堂等の SNS 等を活用した広報支援，後援

1-3-5 小学生の放課後等における居場所づくり（児童青少年課・教育総務課）

児童館、学童クラブ、あそびバにおいて、子どもたちが、「やってみたい」と思うことを尊重し、安全・安心に、楽しく、自由に遊び、交流できる居場所づくりを支援していきます。児童館については、子どもの意見と時代のニーズを踏まえた児童館の在り方について検討を始めます。あそびバについては、子どもたちの意見を反映させたプログラムを展開するなど、子どもたちの「やりたい遊び」の実現を図り、プログラムの充実を目指します。

また、学童クラブにおいて、保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生に対して、遊びや生活の場を提供できるよう、計画的に定員数の拡大と施設整備を進め、入会保留児童対策を推進します。

さらに、各家庭の事情などを踏まえ、学校始業前まで子どもたちが安心して過ごせるように朝の時間帯における見守りを検討します。

- 児童館の運営、児童館の在り方の検討
- あそびバの運営、「やりたいことアンケート」の実施、一部施設の平日18時までの開設時間延長を試行実施
- 学童クラブの運営、入会保留児童対策の実施
- ◎ 「早朝見守り事業」の検討

1-3-6 中・高校生世代の居場所づくり（児童青少年課）

市内の全児童館において、利用者のニーズを踏まえながら、中・高校生世代が利用しやすいような居場所づくりを推進します。

また、青少年ステーションCAPSにおいて、中・高校生世代を対象に、健全な居場所を提供し、専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽、スポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等）の活動を支援します。あわせて、多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行い支援します。

- 児童館「中・高生タイム」、中・高生世代向け事業の実施
- 青少年ステーションCAPSの運営

1-3-7 児童館におけるセンター機能の明確化（児童青少年課）

児童館の民間活力の活用を進めていく中で、児童館に係る施策の立案や庁内調整等、児童の健全育成に関する総合的な役割を果たす「センター機能型児童館」の設置について庁内検討会の中で検討して参りました。

検討の結果、「センター機能型児童館」で求められる機能は、児童館全体に係る施策の立案や庁内調整等であることから、その機能を児童館ではなく、児童青少年課（本庁）内に持たせることとし、その役割を果たすとともに事業の充実を図る方向で検討していきます。

- 「センター機能」に関する検討

1-3-8 困難を抱える子ども・若者の居場所づくり（児童青少年課）

困難を抱える子ども・若者が家庭以外の場所で自由にゆっくり過ごすことができる居場所を提供します。

- 子ども・若者総合支援事業「ここあ」の実施

1-3-9 居場所の情報提供（子ども政策課、協働推進課）

市内のサードプレイスや交流の場、子ども食堂など市内に関する情報をまとめ、紹介することで子どもや若者が居場所を見つけやすく、つながるような支援をします。

- ◎ 「子ども食堂等マップ」の充実
- ◎ 「居場所マップ」の充実

1-3-10 地域とともにある学校づくり（指導室）

保護者や地域住民と学校が学校教育を取り巻く現状や課題，目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すとともに，地域人材の活用や学校・家庭・地域の連携と役割分担により，持続可能な仕組みを構築し，学校教育活動の充実，活性化を図ります。

- コミュニティスクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の一体的推進

1-3-11 社会教育施設における居場所づくり（社会教育課，図書館，東部公民館，西部公民館，北部公民館）

社会教育施設における乳幼児と保護者，小学生から高校生の同世代相互及び世代を超えた交流や学習などの場，読書，調べ学習の場，楽しく安心して学べるよう地域交流や仲間づくり文化活動などの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供，工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- 図書館の運営（閲覧席及びおはなし室の開放，おはなし会の実施，小学生読書会の実施，中学生の「記者」によるぶちねこ便の発行等）
- 各公民館の運営（夏季休業中に施設の一部を自習室として開放，家庭教育事業の実施，青少年教育事業の実施，成人教育事業の実施，地域文化祭の実施，公民館登録団体と共催で公開講座等の開催）

1-3-12 公園における居場所づくり（緑と公園課）

子どもたちの放課後等の身近な居場所となるよう，公園の新設・改修時，遊具などの種類については，利用する子どもたちにアンケートや希望を聴きながら子どもたちが遊びたい，居たいと思える公園づくりや情報を提供します。

- 調布市公園施設長寿命化計画や子どもたちの意見に基づいた公園施設や遊具の維持・補修
- 公園・緑地機能再編整備プランによる公園の計画的な整備
- ボール遊びのできる公園や複合遊具のある公園などの情報提供
- ◎ 「親子であそぼう！！公園マップ」の充実

CHECK Q. 市内には施設や居場所が何箇所ある？

公園の数は？
ボール遊びのできる公園 12 箇所
複合遊具のある公園 52箇所

公立小・中学校の数は？
小学校20校
中学校8校

図書館や公民館の数は？
図書館11箇所
公民館3箇所

子育てひろばや児童館の数は？
子育てひろば17 箇所
児童館 11 箇所

 子ども家庭支援センターすこやか

「屋根のある公園」として、親子で一緒に楽しく遊べます。相談コーナーのほか、乳幼児交流事業、開放広場、子どもショートステイ、すこやか保育、トワイライト・ステイ、パパひろばなどのサービスを行っています。



☞ 児童館 子育てひろば

市内 11 箇所の児童館で乳幼児親子を対象にしたひろばの開放のほか、各種講座や自主サークルの支援、専門相談員による相談などを行っています。



☞ プレイセンターちょうふ

プレイセンターちょうふは、雨の日でも子どもが遊べる屋内の遊び場です。

また、親同士が学び合い自分たちで運営する、プレイセンター活動も定期的の実施しています。子どもも親も育ち合う活動に取り組んでいます。



☞ プレイセンターせんがわ

プレイセンターせんがわは、天候に左右されずに快適に子どもが遊べる屋内の遊び場です。

他のプレイセンターと同様に、プレイセンター活動や相談事業、子ども食堂なども実施しています。



CHECK Q. 青少年ステーション CAPS ってなに？

CAPS は中・高校生世代への健全な居場所を提供するとともに、中・高校生世代が自分たちの想像力を発見し、伸ばし、さらに、その力を地域に還元することで、中・高校生世代を通じてすべての人につながった街づくりを目指す施設です。中心になるのは、中・高校生世代です。

また、それぞれの専門的知識を有した職員が配置され、サポートをしています。

その他に、開設後利用対象者から外れ、CAPS を卒業していった卒業生達が支援スタッフ(ボランティアスタッフ)としてあらゆる機会をサポートを行ってくれています。



ロビー



音楽スタジオ



相談室



クラフトルーム



ダンススタジオ



アクティブトレイン



グッディー

「グッディー」と「ようすけ」

CAPS 開設当初に公募で生まれたキャラクター。
最近、「グッディー」が「ようすけ」の人気の押しに気味。



ようすけ

基本施策 1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実

現状と課題

地域コミュニティにおける関わりの希薄化に伴い、子どもの健やかな成長の原点である学びや遊び・体験活動の機会が減少しています。学校や学校外における多様な学びや遊び・体験活動を行うことができる場所や機会の充実が求められています。

すべての子ども・若者が、健やかに成長し、自立していくためには、安全・安心に暮らすことができる環境の中で、心と身体の健康を育み、一人ひとりの子ども・若者が、生まれ育った環境、家庭の経済的理由などによって学びや体験活動などの機会を奪われることのないよう支援する必要があります。

施策の方向

- 規律性、社会性及び協調性を育む機会を充実していきます。
- 子どもの意見を尊重した学びや遊び・体験活動の機会を充実していきます。
- 地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる学びや体験活動の機会を充実していきます。
- 社会の一員としての自覚を持ち、社会に積極的に関わるといった社会形成に参画する態度を育む機会を充実していきます。

主な事業・取組

1-4-1 地域における子育て支援活動の支援（子ども政策課、東部公民館、西部公民館、北部公民館）

地域における子どもの心身の成長を目的とした体験、遊びの場の提供や子どもと子育てに関する学習・啓発、子育ての仲間づくり、情報交換、交流などを目的とした子育てに関する活動を支援します。

- 子ども・若者基金を活用した子育て支援活動助成事業の実施
- 公民館における子育てサークル活動の支援

1-4-2 放課後等における遊びや体験活動の推進（児童青少年課）

児童館、学童クラブ、あそびバにおいて、子どもたちが、「やってみたい」と思うことを尊重し、自由遊びやイベントなどでの体験を通して子どもたちが交流し、自主性、協調性、創造力を高め成長するよう支援していきます。

また、学童クラブにおいて、保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない小学1年生から6年生に対して、集団生活のもと健やかな成長や基本的生活習慣の確立を支援していきます。

青少年ステーション CAPS において、中・高校生世代が、音楽やスポーツ、ダンス、クラフト、パソコン等自由に安心して遊び、活動できるよう支援していきます。

- 児童館・あそびバ・学童クラブ・青少年ステーション CAPS の運営

1-4-3 宿泊体験や職場体験の推進（指導室）

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、職場体験など、集団行動や社会の接点となる体験活動を通じて、規律性・社会性・協調性を育成する機会を創出し、将来の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

- ハケ岳移動教室（小学5年生）、日光移動教室（小学6年生）、中学生移動教室（中学1年生）、修学旅行（中学3年生）の実施
- 中学生職場体験（中学2年生）の実施
- 多摩川を利用した自然体験学習の実施
- クリーンプラザふじみのへの社会科見学の実施

1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-2関連）（児童青少年課）

児童館が主催する宿泊活動や自然体験活動を通じて、児童・生徒のコミュニケーション能力、社会性・責任感等の育成を図ります。

- ウルトラキャンプの実施
- 児童青少年フェスティバルの実施
- 児童館まつりの実施
- 児童館交歓フェアの実施
- 児童館交流大会（サッカー大会、オセロ大会）の実施

1-4-5 青少年交流・体験事業の推進（社会教育課）

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る場を、また、恵まれた自然環境の中で、集団での宿泊生活をとおりして少年の心身の健全な育成を図る場を提供します。

子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を、また、二十歳という人生の節目として将来について考える機会となるつどいの場を提供します。

- 青少年交流館の運営（学習・交流の場の提供、工作・運動等の体験型イベント等の実施）
- ハケ岳少年自然の家の運営
- 調布っ子“夢”発表会の実施
- 二十歳のつどいの実施

1-4-6 読書・調査活動への支援（図書館）

「調布市子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、子どもたちの読書や調査活動を支援します。

- 児童サービスの充実
- ◎ YA（ヤングアダルト）サービスの充実
- 利用支援サービスの充実

1-4-7 地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保（スポーツ振興課，指導室，児童青少年課）

身近な地域で子どもが運動・スポーツを楽しめるよう，様々な主体と連携した事業実施によりサッカーや陸上競技など子どものスポーツへの体験・参加の機会づくりを推進します。

また，パラスポーツの普及・啓発と障害理解の促進を図ります。

- ジュニア陸上体験教室の実施
- FC 東京子どもサッカー体験教室の実施
- NTT 東日本バドミントン地域感謝祭の実施
- 小学生を対象としたニュースポーツの大会の開催
- 児童館・学童クラブでのスポーツの機会の提供
- 調布市青少年健全育成地区親善ソフトボール大会の開催
- パラスポーツ体験会の実施
- 総合体育館，西調布体育館，大町スポーツ施設体育館の運営による運動・スポーツの場の提供

1-4-8 平和祈念事業への子どもたちの参加促進（文化生涯学習課）

戦争の記憶や平和の尊さを次世代へと着実に伝え続けていくため，次代を担う子ども・若者たちが戦争や平和について考え，学ぶとともに，その成果を広く市民へ還元する取組を実施します。

また，派遣事業に参加した子どもたちが，その学びや平和への想いを継続的に発信できるよう，活動の場づくりや支援に取り組みます。

- 調布っ子“平和なまち”絵画コンテストの実施
- ちょうふピースメッセンジャー（中学生の被爆地平和派遣事業）の実施
- ◎ ちょうふピースメッセンジャージュニア（FC 東京と連携した小学生の被爆地平和派遣事業）の実施

1-4-9 多様な農業体験の場づくり（農政課）

小学校の体験学習（授業）で農家の指導を受けながら，子どもたちが農業とふれあい，農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる機会づくりを推進します。

- 学童農園の実施

1-4-10 「映画のまち調布」の推進（産業振興課）

「映画のまち調布」として映画・映像を「つくる」「楽しむ」「学ぶ」をテーマとして，映画・映像関連企業をはじめ，市民・団体との連携・協働の下，子どもたちの成長に合わせた様々な映画・映像関連イベントを実施します。

- 子どもたちと映画寺子屋上映会の開催
- ちょうふ親子映画上映会の開催
- 調布ジュニア映画塾の実施
- 高校生フィルムコンテスト i n 映画のまち調布の実施

1-4-11 交通ルール学習の機会づくり（交通対策課，指導室）

子どもたちが交通事故から身を守るために交通ルールや自転車の正しい乗り方を身につけることができる機会づくりをします。

また，学校において自転車教室や交通安全教室を実施するなど，安全意識を高める学習を実施していきます。

○ 子ども交通教室の運営

- ・ 幼児・小学生を対象に親子交通安全教室の実施
- ・ 保育所・幼稚園・小学校・地域の子ども会等で希望されるグループを対象に1日交通安全教室の実施
- ・ 親子交通安全フェスタの開催
- ・ 自転車練習用模擬コースの一般開放の実施

○ 警察と連携した交通安全教育（保育所・幼稚園・小学校などを対象とした，交通安全講話，歩行訓練，自転車実技教室，自転車講話）の実施

○ 調布警察署管内園児交通安全防犯連絡会（交通安全講習会の実施・防犯講習会の実施・交通安全啓発活動・子ども交通安全のつどい等による啓発実施団体）に対する補助

○ 学校における自転車教室・交通安全教室の実施

1-4-12 環境学習の充実（環境政策課，資源循環推進課）

次代を担う子どもたちを含め，あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習を推進するとともに，環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。

行政・事業者・市民団体等と共同で，クリーンプラザふじみ，深大寺・佐須地域の調布市公有地（田畑等），多摩川自然情報館等を拠点とした環境学習を展開します。

○ 環境フェアの開催

○ こどもエコクラブ事業の実施

○ 環境学習に関する出前講座の実施

○ エコフェスタちょうふの開催，ごみ減量やりサイクル推進の意識啓発ポスター・川柳募集

○ ふじみまつりの開催

○ 深大寺・佐須地域の公有地等における農業体験などの環境学習の実施

○ 都立農業高校神代農場の見学会の実施

○ 多摩川・野川における自然体験型の環境学習の実施

1-4-13 就業体験の機会づくり（人事課）

学生に対し調布市役所や子ども家庭支援センターすこやか，公立保育所や児童館等での就業体験の機会を与えることにより，学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。

○ インターンシップの実施

基本目標 2

妊娠前から子育て期にわたる 切れ目ない支援の充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	市の子育て環境や支援への満足度 （「満足」、「やや満足」の割合）※1	就学前児童保護者： 65.4% 小学生保護者： 67.9% （令和 5 年度）	上げる
2	妊婦健診受診率※2	97% （令和 5 年度）	上げる
3	ゆりかご調布面接実施率※2	99.6% （令和 5 年度）	上げる
4	こんにちは赤ちゃん訪問実施率※2	98.4% （令和 5 年度）	上げる
5	産後ケア事業について（延べ利用率） ※2	58.0% （令和 5 年度）	上げる
6	う歯 ¹³ のない子どもの割合（3 歳）※2	96.8% （令和 5 年度）	上げる
7	妊婦の喫煙率※ 3	0.46% （令和 5 年度）	下げる

※1 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

※2 「調布市事務報告書」

※3 調布市福祉健康部健康推進課 調べ

¹³ う歯：一般的には虫歯と呼ばれる。

基本施策 2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援

現状と課題

安心した環境の中での妊娠・出産は、その後の子育てに良い影響をもたらし、生まれてきた子どもや夫婦、家族にとっても幸せな人生となることへつながります。

妊娠期には、適切な時期に妊婦健康診査が受けられ、妊娠中のトラブルを予防し、母体の健康管理を行う必要があります。子どもにおいては、特に乳幼児期は、心と身体の基礎を形成する大切な時期でもあるため、すこやかな成長と発達を支え、適切な育児環境の下で子どもを養育する子育て世帯の支援が必要です。

市では、子どもの発育段階に応じた各種健康診査や相談を行っています。健康診査を受けていない子どもも一定数存在しています。乳幼児健康診査の未受診者への対応については、受診勧奨の通知を行い、受診期間が過ぎた場合は、子どもの発育や養育環境などについて確認して、必要に応じて保健師による相談や事業につなげるなどの対応をしており、すべての子どもの状況把握に努めています。

また、健康診査を通して、妊婦や子どものそれぞれの健康課題に着目した事業の展開を行っています。アレルギー対策事業で行う「スキンケア教室」では、対象者を妊婦やパートナーにも広げ、出産前からアレルギーへの理解を深めてもらうことや、歯科保健では低年齢からの歯科口腔衛生に関心を持ってもらい、子どもを通じて親への歯科疾患予防の動機付けや意識の向上を図るために「こども歯科相談室」を実施しています。

■乳幼児健診及び妊婦健診の受診率の推移■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3・4か月児健康診査（集団）	%	92.5	87.5	86.5	95.9	96.6
6・7か月児健康診査（個別）	%	99.0	88.5	84.6	98.1	97.0
9・10か月児健康診査（個別）	%	98.1	87.4	83.2	98.2	95.4
1歳6か月児健康診査（集団）	%	91.3	92.8	86.1	94.5	92.9
3歳児健康診査（集団）	%	92.2	91.5	82.0	94.2	91.8
乳幼児経過観察健康診査	%	93.9	90.7	92.9	92.1	89.0
乳幼児発達健康診査	%	95.0	94.8	94.9	92.9	99.0
乳幼児精密健康診査	%	107.3	75.9	84.1	83.3	80.9
妊産婦健康診査（1回目）	%	98.9	94.9	99.9	99.1	99.9

（資料）「調布市事務報告書」

■「こども歯科相談室」における歯科教室の実施回数及び利用者数の推移■

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歯科教室健康診査実施回数	件	73	51	78	78	78
歯科教室健康診査利用者数	人	1,485	785	1,095	1,332	1,331

（資料）「調布市事務報告書」

施策の方向

- 妊婦健康診査を通じて母体の健康管理を行います。
- 妊娠期からの早期支援を確実に実施するため、妊婦の健康管理を担う医療機関との連携体制を強化します。
- 母親の喫煙や受動喫煙の影響について、ゆりかご調布面接や乳幼児健康診査などの機会を通じて正しい知識の普及を図ります。
- 出産前後の家庭への訪問や相談を通じて、保護者の育児負担を早期に把握し、その軽減を図ります。
- 保護者の健康支援を強化し、子どもの健やかな成長に寄与するため、各種健診や予防接種を行います。
- 子どもの発育段階に応じた各種健康診査を提供し、その受診率の維持・向上に努めるとともに、未受診者の状況を把握して適切な支援を行います。
- 乳幼児健康診査を通じて、市が親子と対面する機会を設け、相談しやすい体制を整備します。
- 3歳児健康診査において、スポットビジョンスクリーナー（屈折検査機器）による視覚スクリーニング検査を実施し、弱視等の早期発見に努めます。
- 新生児聴覚検査を実施し、聴力異常の早期発見と必要な医療や療育へつないでいきます。
- アレルギー対策として、相談体制の充実とアレルギーに対する知識の普及・向上を図ります。

主な事業・取組

2-1-1 妊婦への疾病予防・健康支援（子ども家庭センター）

健康診査による、健康管理及び保健指導や予防接種等を行い、母子の健康と健全な養育環境を確保します。

- 妊婦健康診査の実施
- 妊婦歯科健診の実施
- 妊婦超音波検査の実施
- 先天性風疹症候群対策事業の実施
- 子宮頸がん検診の実施

2-1-2 乳幼児への疾病予防・健康支援（子ども家庭センター）

成長発達状況を確認し、疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育につないでいきます。保護者の心理的負担についても確認し、様々な支援により不安の軽減を図ります。

- 新生児聴覚検査費用助成
- 乳幼児健康診査（3・4か月児，6・7か月児，9・10か月児，1歳6か月児，3歳児）の実施
- 乳幼児発達健康診査の実施
- 乳幼児経過観察健康診査の実施
- 乳幼児精密健康診査の実施
- 予防接種法に基づく予防接種の実施

2-1-3 子どもの相談（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター）

保健センターでは、専門的な相談窓口として、言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を抱える保護者に対し、具体的な育児に関する助言や遊び方、関わり方の紹介を行います。

また、離乳食開始から就学前までの乳幼児を対象に、摂食嚥下専門医による個別相談や栄養士による食事に関する個別相談を行うとともに、低年齢児からの歯科衛生教育・歯みがき指導を実施し生涯を通して食事が楽しめることを目標に、歯科疾患予防の動機づけと意識の向上を目指します。

そのほか、子ども家庭支援センターすこやかでは、子どもと家庭の総合相談窓口として、18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談支援を行います。

- こどもの相談室（こころ・ことば・うんどう）、食事なんでも相談、こども歯科相談室の実施
- 家庭訪問・来所相談・電話等による相談の実施
- すこやか相談コーナーの実施

2-1-4 アレルギーへの対策（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター）

専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキンケア教室、生後4～8か月児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。

- 食物アレルギー教室の実施
- スキンケア教室の実施
- アレルギー講演会の開催
- アレルギー相談（随時）の実施

基本施策 2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援

現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加等を背景に、地域の人同士のつながりも希薄化している中で、周囲の協力が得られにくく、孤立感や不安を抱えたままの妊娠・出産となる場合もあります。

出産や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、若年妊婦や未就園児の家庭は、社会とのつながりが希薄になりやすく、精神的な負担や子育てについての悩み、不安を感じる傾向にあります。

市は、「保健センター」と「子ども家庭支援センターすこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、状況の把握や妊娠・出産・子育て等家庭の状況に応じた相談支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、すべての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象に支援を行ってきました。

特に、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援は、切れ目ない支援が求められるとともに、支援の主体ごとに一定の重なりがあることから、更なる関係機関による連携・協働及び円滑な情報共有が重要となっています。

また、市における平均初婚年齢は上昇傾向にあり、結婚後、早期に子どもを持ちたいと願う家庭に対する妊娠前からの支援も期待されており、これまで以上に切れ目ない包括的な支援が求められています。

さらに、児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

このことから、市においても現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている「保健センター」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行する必要があります。

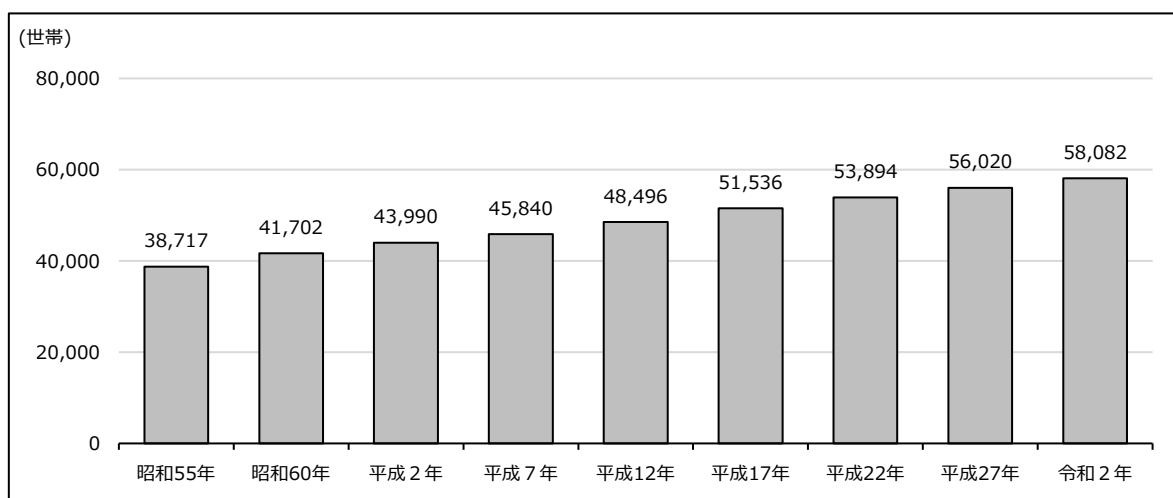
■子ども・子育て支援に係る訪問指導等の推移■

相談件数	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ゆりかご調布面接（保健センター・子ども家庭支援センターすこやか）	人	2,007	1,930	1,746	1,747	1,736
妊産婦訪問指導（実人員）	人	1,822	1,544	1,582	1,580	1,692
妊産婦訪問指導（延べ件数）	件	2,001	1,647	1,677	1,750	2,003
こんにちは赤ちゃん訪問指導（実人員）	人	1,773	1,495	1,515	1,512	1,616
こんにちは赤ちゃん訪問指導（延べ件数）	件	1,924	1,773	1,610	1,592	1,778
未熟児訪問指導（実人員）	人	29	25	30	39	38
未熟児訪問指導（延べ件数）	件	38	31	38	41	62
ベビーすこやか（延べ訪問件数） （産前・産後支援ヘルパー事業）	件	1,229	871	1,496	1,608	1,449
ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成事業（延べ助成児童数）※	人	304	174（10）	166（66）	189（48）	198（40）
ファーストバースデーサポート事業 （育児パッケージ送付件数）	件	※令和3年度開始事業		1,604	1,862	1,678

（資料）「調布市事務報告書」

※括弧内数字は令和2年7月開始の家事・育児支援サービス

■市における核家族世帯数の推移■



(資料) 総務省「国勢調査」

CHECK

こども家庭センターとは？（児童福祉法の改正）

核家族化や少子化，地域とのつながりの希薄化などを背景に，子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきています。

このような状況等を踏まえ，子どもや子育て家庭への支援を強化し，子どもの権利を尊重した児童福祉施策を推進するため，「児童福祉法等の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」が令和4年6月に成立し，市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

「こども家庭センター」は従来の「子育て世代包括支援センター（市では保健センターと子ども家庭支援センターすこやか）」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点（市では子ども家庭支援センターすこやか）」が有してきた機能を引き続き生かしながらも，一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施します。このことにより，母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め，虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで，切れ目なく，漏れなく対応します。

また，関係機関と協力しながら，地域の妊産婦，子ども及び子育て家庭に対して，様々な地域活動や団体を有機的に組み合わせながら，具体的な支援を届けていくための中核的機能を担っていくことが期待されています。

市においては，令和7年度から，「保健センター」内に母子保健係を，「子ども家庭支援センターすこやか」内に親子相談係を配置し，「調布市子ども家庭センター」として一体的な支援体制を構築します。

両センターが連携することにより，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない円滑なサービス提供及びこれまで以上にきめ細かく丁寧な支援ができるようになります。

■「調布市子ども家庭センター」のイメージ■



施策の方向

- 妊娠届出窓口である保健センターと子ども家庭支援センターすこやかにおいて、ゆりかご調布面接を実施し、保健師等が妊婦やパートナーに対して体調の相談や子育てサービスの情報提供を行い、不安の軽減を図ります。
- 妊娠期から出産・子育て期までの様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援や出産応援ギフト、子育て応援ギフトの支給による経済的支援を一体的に実施し、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援を推進します。
- 関係機関とのネットワークを強化し、地域共生社会を視野に入れた地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。
- 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を実施し、助産師等がすべての家庭を訪問して母子の健康に関する相談や助言を行い、出産後早期からの支援を図ります。
- 産後うつを早期に把握し適切に対応するとともに、産後の母親が疲労回復のための休養をとったり、授乳や育児・子どもの発育についての不安の解消ができるよう、産後ケア事業の充実を図ります。
- すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- 妊娠前からの健康づくり（プレコンセプションケア）について、市ホームページなどの情報提供や個別相談を通じて将来の妊娠を考えながら男女がより健康に生活できることを目指します。また、妊娠を予定又は希望する女性に対し、先天性風しん症候群対策事業を実施し、妊娠前の風しん予防を図ります。

主な事業・取組

2-2-1 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

児童福祉法の改正に基づき、現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている「健康推進課」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。

また、予防的支援推進とうきょうモデル事業（令和6年度で終了）について、妊娠期から積極的な訪問や必要な支援を行うことにより、出産後も保護者が安心して子育てができていることから、取組の本格実施を検討し、支援体制の強化を図ります。

◎ こども家庭センターへの移行・運営

◎ 妊娠期からのパートナーシップ事業の実施（予防的支援推進とうきょうモデル事業の本格実施）

2-2-2 妊娠前から妊娠期の支援（子ども家庭センター）

避妊や不妊などの妊娠や出産に関する悩みや情報等知りたいことについて助産師等が相談に対応します。

また、ゆりかご調布面接を実施し、保健師等による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調、サポート状況等を確認したうえで、母子保健や子育てサービスに関する情報提供のほか、飲酒・喫煙による妊婦及び胎児への影響についての正しい知識の普及を行い、不安が軽減され、安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。

- 妊娠前健康相談の実施
- ゆりかご調布面接の実施

2-2-3 産前から産後の支援（子ども家庭センター）

産前・産後の一定期間に子育て家庭にヘルパーを派遣して乳児のお世話や家事援助を行い、産前・産後の家事や育児の支援を行います。

また、産後ケア事業では、育児不安を抱える母親及び乳児に対し、母親の休養や助産師による授乳相談・育児相談など心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の確保に努めるとともに、安全対策のための基準の整備や、関係機関との連携強化に努めます。

さらに、助産師や保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。

- ベイビーすこやか（産前・産後支援ヘルパー事業）の実施
- 産後ケア事業の実施
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）、新生児訪問の実施

2-2-4 伴走型の相談支援（施策2-4関連）（子ども家庭センター）

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期にわたり一貫して身近なところで相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出産応援ギフト、出生した子を養育し、調布市の「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進します。

また、行動範囲が広がり、自我が芽生え、自己主張が強くなる1歳前後や、第一次反抗期が始まる2歳前後の子どもがいる家庭に対し、アンケートを実施し、家庭状況の把握などを行い、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、育児パッケージをお届けします。

- ◎ ようこそ調布っ子サポート事業（ゆりかご調布面接、妊娠8か月アンケート、こんにちは赤ちゃん訪問）の実施
- ◎ バースデーサポート事業の実施

2-2-5 不妊症・不育症相談や助成事業の周知（子ども家庭センター）

不妊症・不育症に悩む方のために、相談先の周知や、東京都で実施している治療や検査に係る費用の助成制度について周知を行っていきます。

- ◎ 不妊・不育ホットライン（東京都）の周知
- ◎ 不妊検査等助成事業（東京都）の周知
- ◎ 特定不妊治療費（先進医療）助成（東京都）の周知
- ◎ 不育症検査に関する助成事業（東京都）の周知
- ◎ 卵子凍結事業（東京都）の周知

2-2-6 オンラインによる利便性向上（子ども家庭センター、保育課、子ども育成課、児童青少年課）

妊娠の届出、面接、相談のほか、認可保育所入園や学童クラブ入会などオンラインによる子育て家庭の各種手続きの利便性向上を図ります。

- ◎ 妊娠届出、ゆりかご調布面接及び面接相談の受付のオンライン化
- ◎ 認可保育所入園の申請受付のオンライン化
- ◎ 保活ワンストップサービスの実施
- ◎ 病児・病後児保育の予約のオンライン化
- ◎ 児童手当、乳幼児医療証、義務教育就学児医療証、高校生等医療証の申請受付のオンライン化
- ◎ 学童クラブ入会の申請受付・変更手続のオンライン化

2-2-7 ベビーシッター等の利用支援（施策 2-4 関連）（子ども政策課）

1歳未満の子どもの保護者の方が、自宅で民間の家事・育児支援サービスを利用した場合の利用料の一部を助成します。

また、保護者が、小学校3年生までの子どもを一時的に保育できない時に、自宅で民間のベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。

- 家事・育児支援サービス利用料の助成（1歳未満）
- ベビーシッター利用料の助成（0か月～小学3年生）

2-2-8 地域での子育て支援（子ども家庭センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し、保育所・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。

- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の実施

2-2-9 子育てに関する情報提供の推進（子ども政策課、子ども家庭センター）

子育て家庭に適切な子育て支援情報を様々な媒体で提供することにより、子育てにかかる負担や不安を軽減し、各種事業の利用促進を図るとともに、子どもとその家庭の支援や子育て環境の充実を図ります。

- ◎ 「元気に育て!!調布っ子」のアプリへの移行及び充実
- 「子育てガイド」の発行
- 調布子育て応援サイト「コサイト」との連携、赤ちゃんおでかけ安心マップの更新
- ◎ ちょうふおやこ手帳アプリの実施

2-2-10 乳幼児施設間のネットワークづくり（児童青少年課）

全児童館において、乳幼児施設連絡会等を開催し、地域のネットワークづくりを行います。

- 乳幼児施設連絡会（地域ネットワークづくり）の開催

CHECK ちょうふおやこ手帳アプリとは？

令和6年12月から、「ちょうふおやこ手帳アプリ」が始まりました。

母子保健法に基づき妊婦に交付している母子健康手帳（冊子）を補完するアプリです。

調布市の子育て支援情報を提供する他、複雑化している定期予防接種スケジュールに伴う市民の負担軽減を図ります。



【主な機能】

- 市の妊娠・出産・子育てに関する情報を掲載しています。
- 市内の医療機関をマップで検索できます。
- 保育園や幼稚園，児童館，公園や子ども食堂等の子育て施設の検索ができます。
- 子育て支援情報誌「元気に育て!!調布っ子」が閲覧できます。
- AIが予防接種のスケジュールを自動で管理。設定するとプッシュ通知で接種予定日をお知らせします。
- 妊娠中の体調・成長記録・日々の出来事を記録できます。身長体重を入力してグラフで管理したり，日々の出来事を写真で記録できます。
- 家族で共有でき，きょうだいも登録できます。



基本施策 2-3 相談支援、学習・交流の場の充実

現状と課題

核家族化や共働き家庭の増加等を背景に、地域の人同士のつながりの希薄化、家族関係の複雑化等から身近な相談相手が少なく、子育てに不安を抱えた親も少なくありません。子育てを含む様々な要因で悩みや育児負担が増え、児童虐待につながることもあります。

市は、「保健センター」と「子ども家庭支援センターすこやか」を「子育て世代包括支援センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援を行うほか、「児童虐待防止センター」では、児童虐待の予防に努めています。

また、妊婦同士の仲間づくりの手助けや妊娠中の不安の解消、妊婦のパートナーに対する出産・育児に協力して取り組む動機づけを目的とした「もうすぐママ・パパ教室」や「エンゼル大学」などを実施するほか、公立保育所や児童館「子育てひろば」など地域における育児・子育て相談を行っています。

その他、妊娠中の生活や喫煙の健康への影響、出産等の子育ての正しい知識を学ぶ機会や出産・子育てに向けた、仲間づくり、親子の交流、父親向けのイベント等、子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症の拡大期においては、対面での相談支援や訪問支援が一時的に減少した一方で、虐待に関する相談が増加しており、新型コロナウイルス感染症の拡大期以降の傾向として、多様な相談支援体制・交流の場づくりが求められています。

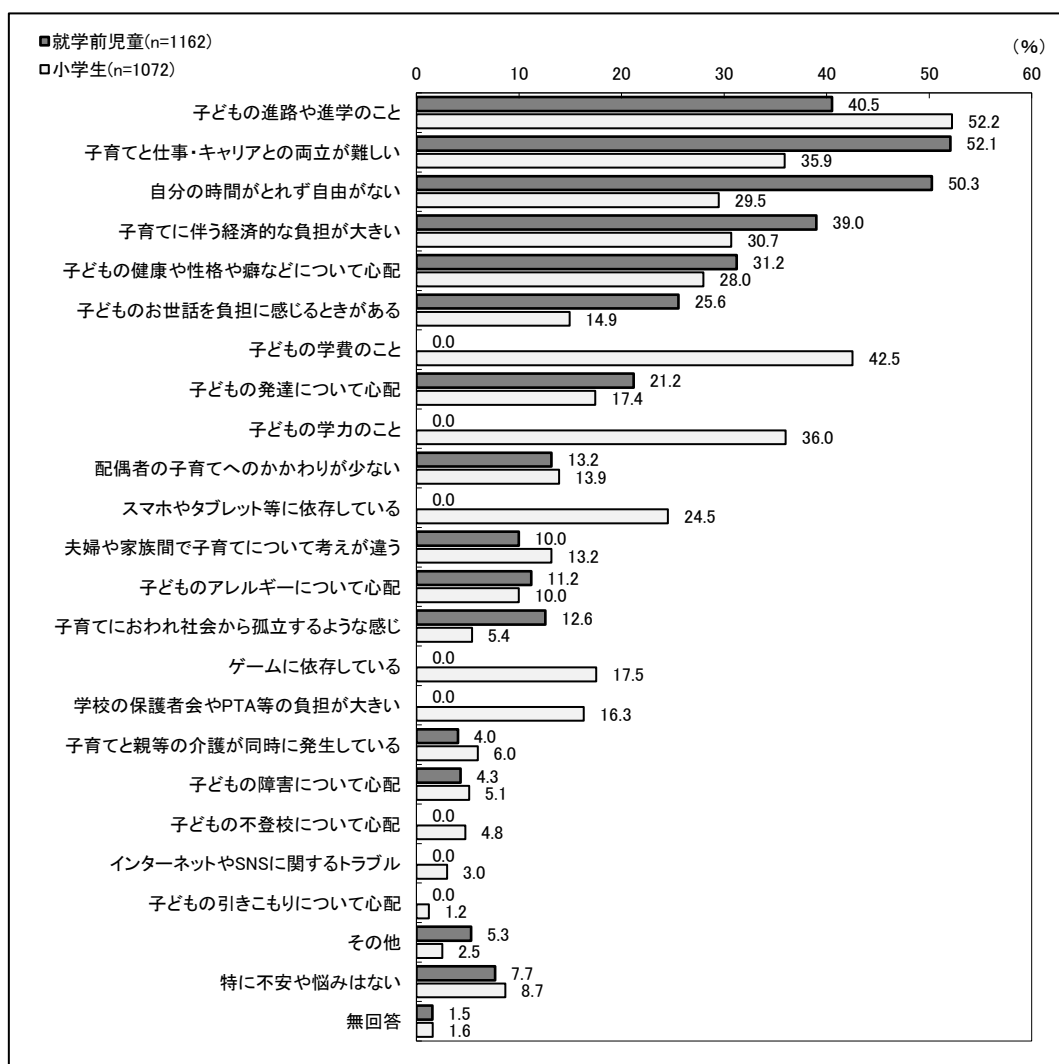
■子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移■

相談件数	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すこやか面接相談	人	21,829	22,118	21,716	23,443	18,599
うち児童虐待防止センター面接相談	人			14,763	16,742	11,311
すこやか電話相談	人	15,908	17,124	17,909	19,597	16,660
うち児童虐待防止センター電話相談	人			12,658	14,302	11,254
すこやかその他の相談（メール・オンライン等）	人	23,660	30,439	27,950	28,784	31,456
うち児童虐待防止センター電話相談その他の相談（メール・オンライン等）	人			24,473	26,188	29,154
保健センター訪問相談	人	834	752	621	857	974
保健センター来所相談	人	1,656	1,608	1,157	1,872	1,462
保健センター電話相談	人	2,966	3,017	5,848	3,987	5,318
保健センターその他の相談	人	166	155	195	146	291
こどもの相談室（こころの相談・言葉の相談・うんどうの相談・グループワーク）	人	1,576	1,162	1,253	1,432	1,500
もうすぐママ・パパ教室	人	1,414	615	804	1,358	1,448
エンゼル大学	人	235	56	70	219	220

（資料）「調布市事務報告書」、「調布市子ども家庭支援センターすこやか運営協議会資料」

※児童虐待防止センターは令和3年度から市の直営化

■子育てでの不安や悩み（再掲）■



（資料）子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

Q. ふたご・みつごを調布で育てる中で感じていることは？



児童館、すこやかなどの子育てひろばに行くと、ふたご・みつごがそれぞれ違う場所に行って遊んでしまうことが多いので、見守りのサポートがあるといいと思う。



とにかく人手が足らず、外出もままならないため、簡単な手続き(ネットで即日申し込める等)で利用できる多胎児家庭向けのヘルパー支援があるといい。



二人用ベビーカーだと通れないところが多く、エレベーターや歩道の幅を広くしてほしい。移動費や移動時のサポートの支援をしてほしい。



産後ケア事業について、ふたご・みつごの大荷物を持つての移動が困難なので、アウトリーチ型をたくさん利用しました。

施策の方向

- 「もうすぐママ・パパ教室」や「エンゼル大学」について、就労している妊婦や母親が増えていることから、参加者のニーズに合わせて誰もが参加しやすい実施体制を検討します。
- 子育て家庭の負担や不安をやわらげるため、保健センターと子ども家庭支援センターすこやかが連携し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられる相談体制の充実を図ります。
- 育てにくさを感じる子どもの成長発達に応じた対応方法について、個別相談や親子グループへの参加を促し、育てにくさによる負担感の軽減に努めます。
- 発達に課題のある子どもについては、適切な相談や療育が受けられるよう支援します。
- 日本での子育てに不安を感じる外国にルーツを持つ人に対して、円滑なコミュニケーションが行えるよう、各々の文化に配慮しながら相談支援及び情報提供を行います。

主な事業・取組

2-3-1 教室・講座（子ども家庭センター）

妊娠中の健康や赤ちゃんとの生活に関する説明や実技，両親が協力して出産，育児に取り組める動機づけのほか子育ての仲間づくりの手助けを行い，不安の解消を図ります。

また，子育てや子どもに関する身近なテーマから，ふれあい遊びや心と体のリフレッシュ等様々な講座を行っていきます。

- もうすぐママ・パパ教室の実施
- 7から9か月児のもぐもぐ離乳食講座の実施
- エンゼル大学（子育て講座）の実施

2-3-2 子どもの相談（施策 2-1 関連）（子ども家庭センター）

保健センターでは、専門的な相談窓口として，言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を持つ保護者に対し，具体的な育児に関する助言や遊び方，関わり方の紹介を行います。

また，離乳食開始から就学前までの乳幼児を対象に，摂食嚥下専門医による個別相談や栄養士による食事に関する個別相談を行うとともに，低年齢児からの歯科衛生教育・歯みがき指導を実施し生涯を通して食事が楽しめることを目標に，歯科疾患予防の動機づけと意識の向上を目指します。

そのほか，子ども家庭支援センターすこやかでは，子どもと家庭の総合相談窓口として，18歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談支援を行います。

- こどもの相談室，食事なんでも相談，こども歯科相談室（食べ方相談含む）の実施
- 訪問・来所・電話等による相談の実施
- すこやか相談コーナーの実施

2-3-3 出張型の相談・講座（子ども家庭センター）

専門職が児童館に出向き，体を使った遊びの紹介や乳幼児期の成長と発達の見守り方講座を実施し，身近な地域での子育て家庭の交流を図るとともに，子育て力の向上や育児不安の解消ができるよう努めます。

また，出前講座の「子ども向け講座」に掲載し，希望のあった団体（小・中学校，児童館や保育所，幼稚園）などに出向き，命の大切さや喫煙の影響についての健康教育を行います。

- ことばを育てるふれあい遊びの実施
- 地域健康教育の実施

2-3-4 多胎児家庭への講座・交流の機会づくり（子ども家庭センター）

保健師・助産師・栄養士が多胎妊婦・親子を対象として，児童館などで交流会を実施し，あわせて二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う心理的負担の軽減を図ります。

また，離乳食期の子どもがいる家庭を対象に，専門職から離乳食をすすめる際の大切にしたいポイントの講話を実施します。あわせて，同じ時期に育児している保護者同士の交流を図ります。

- ◎ 多胎ピアサポート事業（ふたごみつご交流会）の実施
- ◎ 7から9か月児のもぐもぐ離乳食講座の実施

2-3-5 乳幼児親子の交流（子ども家庭センター）

子ども家庭支援センターすこやかにおいて、親子遊びや保護者同士の交流、仲間づくり、情報交換の場づくりを行います。

- コロコロパンダ（3 か月～1 歳）、サンデーコロパン（3 か月～1 歳）の実施
- にこにこパンダ（1 歳～1 歳半）、すくすくパンダ（1 歳半～就学期）の実施

2-3-6 父親（パパ）の子育てを支援（子ども家庭センター、児童青少年課）

父親（パパ）が主体的に子育てをし、楽しめるよう、父親（パパ）への子育て支援情報の発信や事業を実施していきます。

- もうすぐママ・パパ教室の実施
- 児童館「子育てひろば」の土曜日開放の実施
- サンデーコロパン、パパひろばの実施

2-3-7 地域における育児・子育て相談（保育課、児童青少年課、子ども政策課）

公立保育所（全施設）及び私立保育所（3 施設）において、離乳食・発達のこと等、子育ての悩み、心配事の相談支援を行うとともに、児童館「子育てひろば」において、専門相談員や助産師による子育てに関する相談を行うとともに、月 1 回の身体測定、乳幼児向け遊具を使った自由遊び、手遊びや工作等を実施し、親子が楽しく遊び、気軽に集まれる交流の場づくりを実施します。

また、プレイセンターにおいて、妊娠中の悩み、出産後の母親の体や心、子育ての悩み相談支援を行います。

- 保育所での育児相談の実施（公立保育所（全施設）及び私立保育所（3 施設））
- 児童館「子育てひろば」での子育て相談の実施
- プレイセンター事業の支援（プレイセンターちょうふ・プレイセンターせんがわ）

2-3-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援（施策 4-2 関連）（子ども家庭センター、子ども育成課、文化生涯学習課（調布市文化・コミュニティ振興財団））

外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流センターとの連携を図り、日本語を勉強したい子育て家庭を支援、外国人親子の居場所づくりをします。

- 英語版健診案内、電子翻訳機の活用
- 国際交流センターにおける通訳・翻訳ボランティア派遣事業、だっこらっこくらぶ（子育て中の親の日本語教室）、交流サロン、交流事業・イベント、相談事業の実施
- 外国人のための調布市暮らしのガイドの配布
- やさしい日本語研修の実施による窓口等でのやさしい日本語の積極的な活用を推進

2-3-9 育児の不安や困難への相談支援（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

育児不安や育児困難を抱えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。

- 親子のメンタルケア相談の実施

2-3-10 アレルギーへの対策（施策 2-1 関連）（子ども家庭センター）

医師や専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキンケア教室、生後4～8か月児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。

- アレルギー相談の実施
- スキンケア教室の実施
- 食物アレルギー教室の実施
- アレルギー講演会の実施

基本施策 2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減

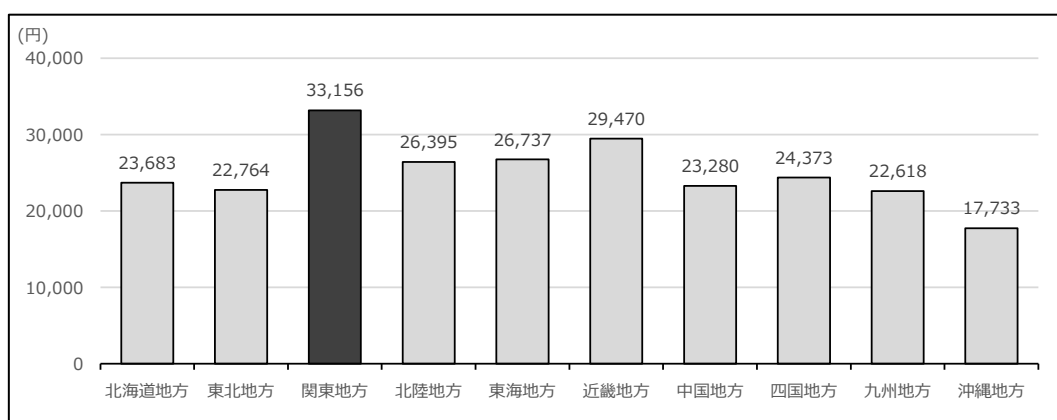
現状と課題

社会環境は目まぐるしく変化をしており、とりわけ経済状況の変化は子育て世帯に大きな影響を及ぼしています。

東京都を含む関東地方は、教育に係る費用が全国地方別に見て最も高く、出産・育児に係る経済的負担は大きくなっています。

「理想とする人数の子どもを育てやすくなるための課題」としても、「子育ての経済的負担が大きい」、「将来の教育費の負担」等、経済的要因を課題とする意見が多く、経済的支援や育児環境の充実に資するサポートの充実にに向けた検討が求められます。

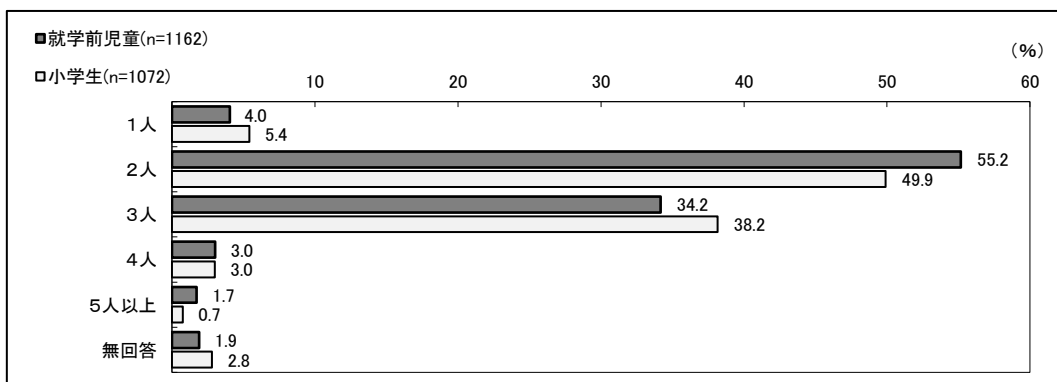
■地方別 1 世帯当たり教育関係費■



(資料) 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」

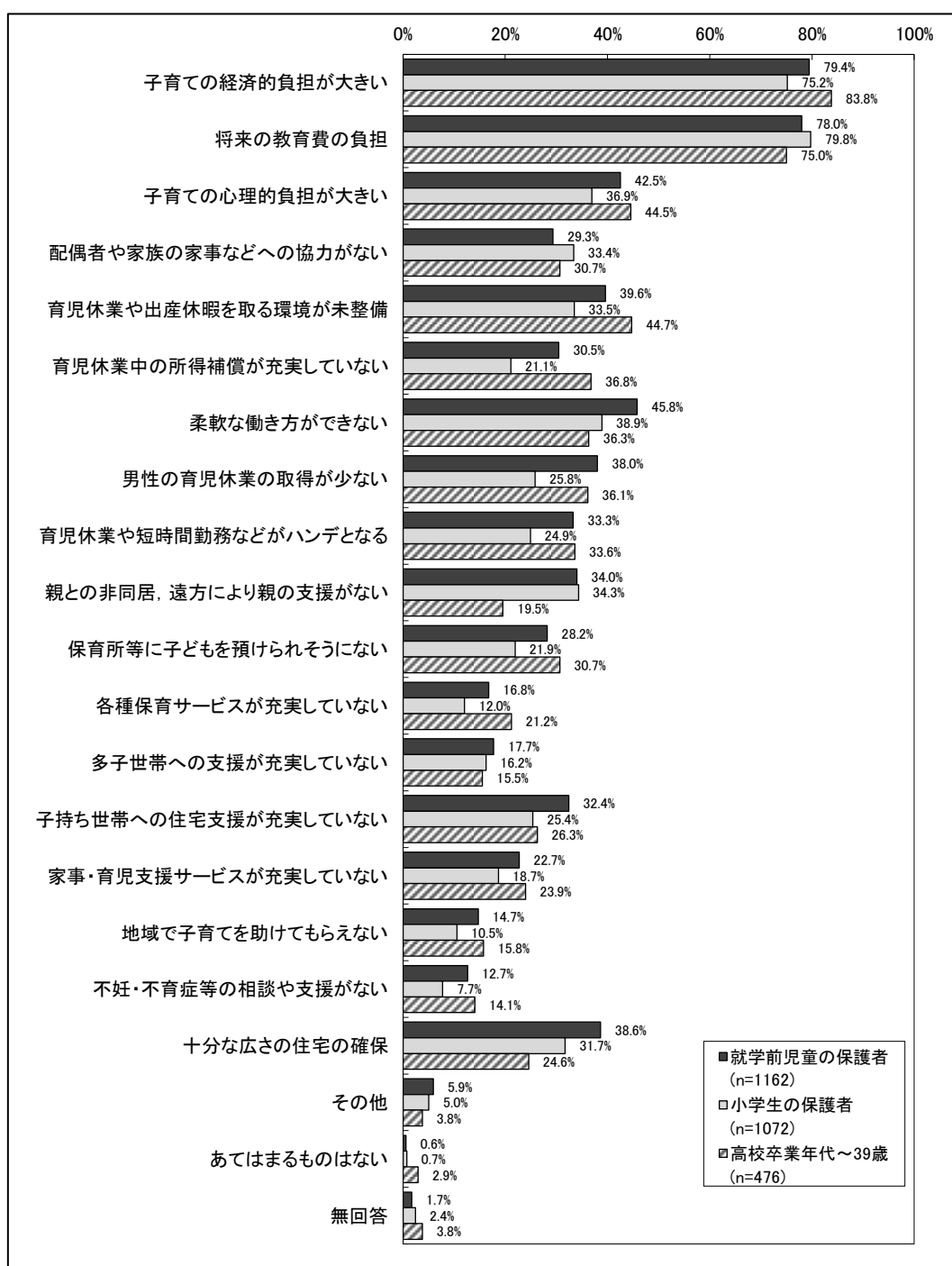
教育関係費教育費:(直接的な経費)と教育費以外の支出(間接的な経費)を合計した額。

■理想とする子どもの人数■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童の保護者・小学生の保護者)

■理想とする人数の子どもを育てるために課題となること■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童の保護者・小学生の保護者),
子ども・若者支援に関するニーズ調査 (高校卒業年代～39 歳)

施策の方向

- 子どもの健康増進や健やかな成長、子どもを望む方が、安心して子どもを産み育てられることができるよう子育て家庭等の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業・取組

2-4-1 伴走型相談支援と一体的経済的支援（施策 2-2 関連）（子ども家庭センター）

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出産応援ギフト、出生した子を養育し、市の「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を推進します。

また、行動範囲が広がり、自我が芽生え、自己主張が強くなる1歳前後や、第一次反抗期が始まる2歳前後の子どもがいる家庭に対し、アンケートを実施し、家庭状況の把握などを行い、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、育児パッケージをお届けします。

- ◎ ようこそ調布っ子サポート事業（ゆりかご調布面接、妊娠8か月アンケート、こんにちは赤ちゃん訪問）の実施
- ◎ バースデーサポート事業の実施

2-4-2 子どもの医療費の助成（子ども育成課）

子どもの健康増進、子育て家庭の医療費負担軽減を図るため、0歳から18歳に達する日の以後最初の3月31日までの間にある子どもの医療費（健康保険適用の医療費）の自己負担分を助成します。

- 乳幼児医療費助成
- 義務教育就学児医療費助成
- 高校生等医療費助成

2-4-3 児童手当の支給（子ども育成課）

子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、子どもの健やかな成長に資するため、所得制限を撤廃するとともに、高校生年代（18歳年度末）までの児童を養育している父母等に、児童手当を支給します。

- 3歳未満への支給（第1子、第2子15,000円、第3子以降30,000円）
- 3歳から18歳年度末までへの支給（第1子、第2子10,000円、第3子以降30,000円）

2-4-4 妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減（子ども家庭センター）

妊産婦及び乳幼児の健康の確保を図るため、各種健康診査等を無料実施又はその費用について助成を行います。

- 妊婦健康診査の実施
- 妊婦超音波検査の実施
- 妊婦歯科健診の実施
- 乳幼児健康診査（3・4か月児、6・7か月児、9・10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施
- 新生児聴覚検査費用助成
- 予防接種法に基づく予防接種の実施
- ◎ 男子HPVワクチン接種助成の検討
- ◎ インフルエンザワクチン接種補助の検討
- 乳幼児発達健康診査の実施
- 乳幼児経過観察健康診査の実施
- 乳幼児精密健康診査の実施

2-4-5 幼児教育・保育の利用料負担軽減（施策 4-5 関連）（保育課）

子育て世帯の幼児教育・保育に係る利用料の保護者負担軽減を図ります。

- 認可保育所における市民税非課税世帯の0～2歳児、3～5歳児の保育料無償化、第2子以降の保育料無償化の実施、第1子保育料無償化の検討
- 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業（入園料、保育料、預かり保育料等の補助）の実施
- 認可外保育施設保育料助成事業の実施

2-4-6 多胎児家庭への支援（子ども家庭センター、子ども政策課）

多胎児家庭の子育てを支援するため、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際のタクシー移動支援として多胎児家庭支援パッケージを支給するほか、通常の14回を超えて自費で妊婦健康診査を受診した場合、その費用を助成します。

また、経済的支援を要する家庭を対象に、育児用品やランドセル等の購入を支援します。

- ◎ 多胎児家庭支援事業（移動経費補助）の実施
- ◎ 多胎妊婦健康診査費助成金事業の実施
- 多胎児家庭育児用品等購入支援給付金支給事業の実施

2-4-7 おむつごみの支援（資源循環推進課）

乳幼児の子育て世帯に、おむつ袋を市内交付窓口で無料配布します。

- おむつ専用ごみ袋（おむつ袋）の無料配布

2-4-8 学校給食無償化（学務課）

学校給食費に係る保護者の経済的負担の軽減と、学校教育活動の一環として実施される学校給食を安定的に提供し、児童・生徒の心身の健全な発達とさらなる食育の推進を図るため、東京都の補助事業を活用して、市立小・中学校の給食費を無償化します。

- ◎ 市立小・中学校給食費の無償化

2-4-9 国民健康保険加入者・国民年金第1号被保険者への出産時の支援（保険年金課）

国民健康保険加入者が出産したとき、一時金を支給します。

また、産前産後の一定期間の国民健康保険及び国民年金保険の支払い負担を軽減します。

- 出産育児一時金の支給
- 国民健康保険税の免除
- 国民年金保険料の免除

2-4-10 ベビーシッター等の利用支援（施策 2-2 関連）（子ども政策課）

1歳未満の子どもの保護者の方が、自宅で民間の家事・育児支援サービスを利用した場合の利用料の一部を助成します。

また、保護者の方が、小学校3年生までの子どもを一時的に保育できない時に、自宅で民間のベビーシッターを利用した場合の利用料の一部を助成します。

- 家事・育児支援サービス利用料の助成（1歳未満）
- ベビーシッター利用料の助成（0か月～小学3年生）

基本目標 3

多様な子育てニーズに対応した
子ども・子育て支援及び保育サービスの充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	保育園の待機児童数※	13 人 （令和 6 年 4 月 1 日）	0 人
2	学童クラブの入会保留児童数※	77 人 （令和 6 年 5 月 1 日）	0 人

※ 調布市子ども生活部子ども政策課「第 2 期調布っ子すこやかプラン 令和 5 年度実績報告」

基本施策 3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現が求められています。

このような中、市は、これまで、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期調布っ子すこやかプラン」を策定し、計画に基づく各種の子ども・子育て支援の取組を実施してきましたが、今後の子どもの数は減少していくとみられるほか、核家族化の進行、女性就業率の上昇等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は変化を続けており、ニーズを的確に把握した総合的な子ども・子育て支援を推進する必要があります。

令和6年度をもって「第2期調布っ子すこやかプラン」の計画期間が終了することから、市の子ども・子育て支援の適正化及び一層の充実を図るため、本計画に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

(1) 事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体的取組は、「調布市の将来人口推計」、「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等をもとに、第4章の3「計画の基本的方向」で記述した4つの視点に沿って策定します。

(2) 教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、第2期計画と同様に、今後の教育・保育に係る施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため、全市を1区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり、年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。



CHECK

子ども・子育て支援制度とは？

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

子ども・子育て支援制度には、下記のような子ども・子育て支援給付やその他の子ども及び子どもを養育しているものに必要な支援が盛り込まれており、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

令和6年10月から「子どものための現金給付」として児童手当が拡充されたほか、令和7年4月には妊娠期の負担軽減のため「妊婦のための支援給付」が創設され、あわせて妊婦等に対する相談支援事業が創設されています。

また、令和8年度からは、保育所に通っていない子どもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、「こども誰でも通園制度」がスタートします。

■子ども・子育て支援制度の概要■



※ 「地域子ども・子育て支援事業」の「⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和8年度より「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

現状と課題

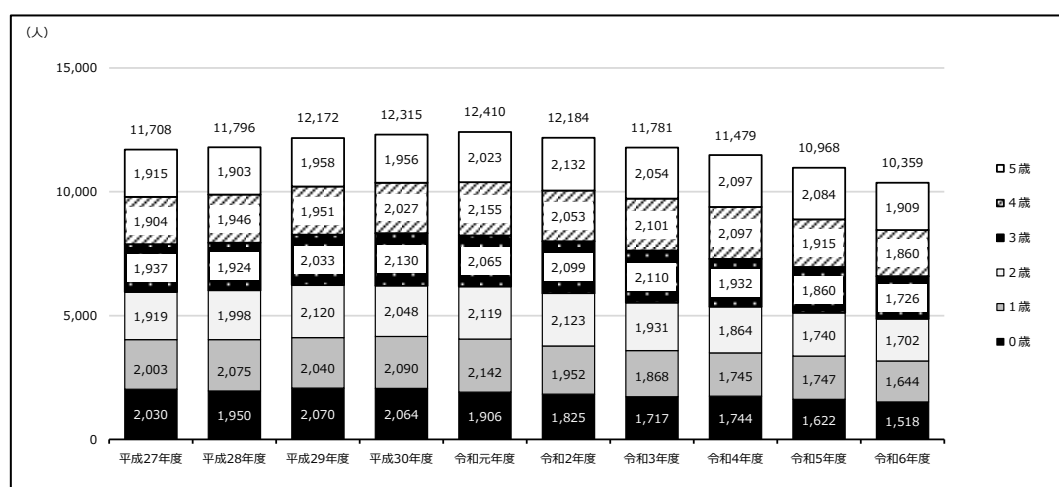
令和元年度以降、調布市の就学前児童数は減少しており、令和6年4月1日時点の就学前児童数は10,359人です。

過去10年でピークとなった令和元年度と令和6年度を年齢別で比較するとすべての年齢で減少しています。

こうした中、市内の保育所における待機児童数は令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人で、待機児童がいる1歳児の定員数の確保が課題となる一方、申込みが減少傾向にある0歳児・4歳児・5歳児の空き定員への対応も課題となっています。

女性の社会進出や、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴い、保育サービスの利用ニーズは高まっており、乳幼児期の教育・保育サービス提供体制の確保・充実及び適正化が必要です。

■就学前児童数の推移■



(資料) 調布市市民部市民課「調布市の世帯と人口」各年4月1日時点

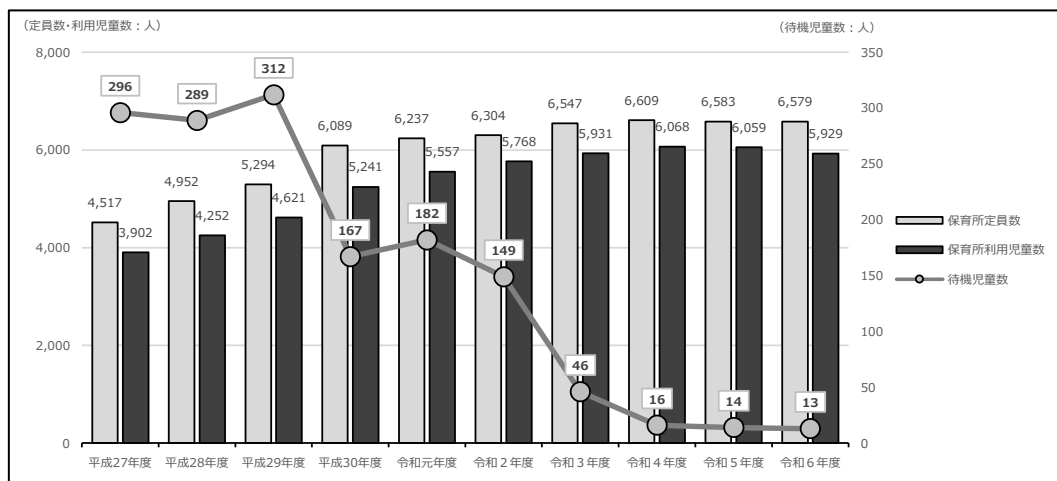
■待機児童年齢別の内訳■

(単位: 人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	78	80	78	54	0	19	0	0	0	0
1～2歳	218	209	234	113	182	130	46	16	14	13
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	296	289	312	167	182	149	46	16	14	13

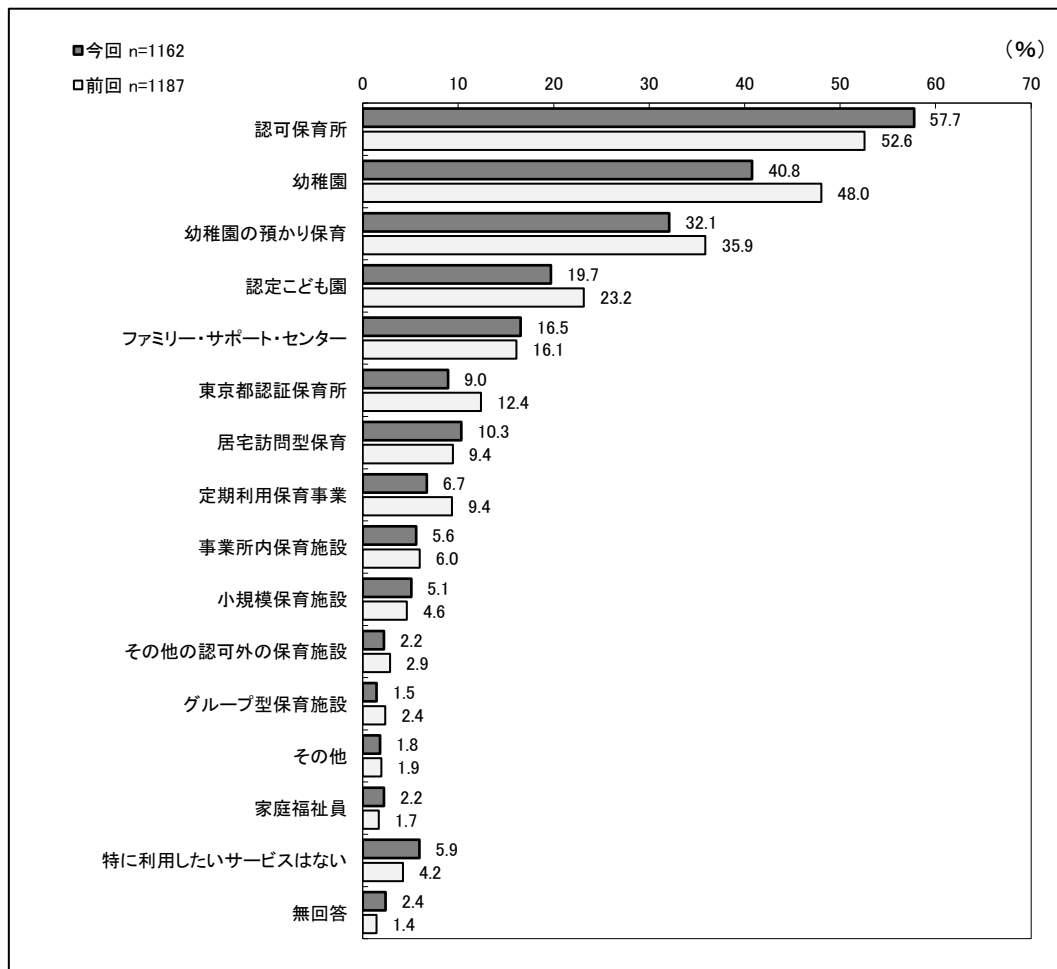
(資料) 調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年4月1日時点

■保育所の利用状況と待機児童数の推移■



(資料) 調布市子ども生活部保育課「各保育施設定員数」各年4月1日時点、
調布市子ども生活部保育課「待機児童数」各年4月1日時点

■平日定期的に利用したい教育・保育の事業■



(資料) 調布市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ 幼稚園・保育所等の量の見込みと実績（第２期計画） ■

			単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所等	0 歳	量の見込み	人	691	691	691	691	691
		確保実績	人	654	664	658	678	666
		実利用児童数	人	538	483	526	486	446
	1～2 歳	量の見込み	人	2,344	2,344	2,344	2,344	2,344
		確保実績	人	2,312	2,362	2,424	2,378	2,383
		実利用児童数	人	2,123	2,166	2,186	2,172	2,154
	3～5 歳	量の見込み	人	3,068	3,068	3,068	3,068	3,068
		確保実績	人	3,555	3,733	3,761	3,771	3,776
		実利用児童数	人	3,246	3,383	3,450	3,496	3,464
	合計	量の見込み	人	6,103	6,103	6,103	6,103	6,103
		確保実績	人	6,521	6,759	6,843	6,827	6,815
		実利用児童数	人	5,907	6,032	6,162	6,154	6,064
幼稚園等	3～5 歳	量の見込み	人	2,847	2,870	2,855	2,850	2,845
		確保実績	人	2,648	2,570	2,370	2,370	2,370
		実利用児童数	人	2,681	2,494	2,309	2,009	1,758

※ 「実利用児童数」については各年度４月１日時点。「確保実績」については、各年度末時点。

■ 令和元年度からの保育所整備 ■

名称（運営主体）	所在	定員	備考	開設年
おおたかの空保育園 （社会福祉法人桐仁会）	入間町 2-28-33	157	新規開設	平成 31 年 4 月
京王キッズプラッツ多摩川 （株式会社京王子育てサポート）	多摩川 4-39-1	46	認証保育所から認可化 移行（純増 6 人）	平成 31 年 4 月
グラン仙川ちとせ保育園 （社会福祉法人ちとせ交友会）	仙川町 3-3-21	100	既存園の分園化 （純増 31 人）	令和 2 年 4 月
ちいはぐ・飛田給 （株式会社チャイルド・スマイル）	飛田給 2-21-2 YAHIRO ビル 1 階	42	小規模保育施設から認 可化移行 （純増 24 人）	令和 2 年 4 月
パイオニアキッズちょうふ園 （社会福祉法人調布白雲福祉会）	布田 3-7-3	75	新規開設	令和 3 年 4 月
調布そらいろ保育園 （社会福祉法人なないろ）	小島町 1-16-3	60	新規開設	令和 3 年 4 月
ぼけっとランド仙川保育園 （学校法人三幸学園）	仙川町 2-14-5	93	認証保育所から認可化 移行（純増 63 人）	令和 3 年 4 月
木下の保育園調布駅前 （株式会社木下の保育）	布田 3-4-3	75	認証保育所から認可化 移行（純増 54 人）	令和 3 年 4 月
布田そらいろ保育園 （社会福祉法人なないろ）	布田 6-47-2	80	新規開設	令和 4 年 4 月

量の見込みと確保方策

① 確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように、柔軟な運用方法の検討を進めます。

② 確保方策の考え方

「第2期調布っすこやかプラン」に基づき、認可保育所の整備を中心に進めてきた結果、量の見込みを上回る定員数は確保できています。一方で、未だ1歳児の待機児童は発生しており、1・2歳児の定員に空きが少なく、0歳児・4歳児・5歳児の定員には空きがある場合があります。

この状況に鑑み、保育所の空きスペースや保育士人材を活用して、入園申込みが集中し、待機児童が発生しやすい1・2歳児を当該年度限定で預かる年度限定型保育事業や1歳児クラスの定員を増加させた認可保育所に補助を実施するほか、企業主導型保育事業の活用など様々な方策を検討、活用し、ソフト面を中心とした待機児童対策を推進します。

また、待機児童対策とともに、保育の質のガイドラインを策定し、すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、市内の全認可保育所に対する指導検査や保育アドバイザーの巡回を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。

③ 量の見込みと確保方策

			単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
保育所等	0歳	量の見込み(A)	人	616	618	610	604	604
		確保方策(B)	人	670	673	673	673	673
		(B) - (A)	人	54	55	63	69	69
	1歳	量の見込み(A)	人	1,026	1,126	1,129	1,115	1,103
		確保方策(B)	人	1,160	1,165	1,165	1,165	1,165
		(B) - (A)	人	134	39	36	50	62
	2歳	量の見込み(A)	人	1,165	1,091	1,198	1,201	1,186
		確保方策(B)	人	1,288	1,292	1,292	1,292	1,292
		(B) - (A)	人	123	201	94	91	106
	3～5歳	量の見込み(A)	人	3,488	3,326	3,187	3,168	3,202
		確保方策(B)	人	3,869	3,861	3,861	3,861	3,861
		(B) - (A)	人	381	535	674	693	659
	合計	量の見込み(A)	人	6,295	6,161	6,124	6,088	6,095
		確保方策(B)	人	6,987	6,991	6,991	6,991	6,991
		(B) - (A)	人	692	830	867	903	896
幼稚園等	3～5歳	量の見込み(A)	人	1,572	1,499	1,436	1,428	1,443
		確保方策(B)	人	2,814	2,657	2,500	2,500	2,500
		(B) - (A)	人	1,242	1,158	1,064	1,072	1,057

※ 「確保方策」は、各年度末時点の見込み数。

保育サービス充実におけるその他の主な事業・取組

3-1-1 子どもの育ち、預かりの支援（保育課）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保育施設及び幼稚園等において、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる0～2歳児の定期的な預かり事業を実施します。

◎ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施（令和8年度から）

※令和7年度は、多様な他者との関わりの機会の創出事業（未就園児の定期的な預かり）を実施
令和8年度から、こども誰でも通園制度の上乗せ事業として実施

3-1-2 保育所の空きスペース等の活用（子ども政策課、保育課）

入園申込みが集中し、待機児童が発生しやすい1・2歳児を認可保育所にて当該年度限定で預かる取組や1歳児クラスの定員を増加させた認可保育所に補助を実施するほか、企業主導型保育所における地域枠の活用の周知などソフト面での待機児童対策を実施します。

○ 認可保育所における年度限定型保育事業の実施

◎ 認可保育所における1歳児クラス定員増への補助

◎ 認証保育所における1歳児受入促進補助事業

○ 企業主導型保育所における地域枠活用の周知

3-1-3 保育所入園の予約（保育課）

育児休業中の保護者が、0歳の4月入園に合わせて育児休業を切り上げることや1歳の4月に入園できるか不安な思いをすることなく、子どもの1歳の誕生月まで育児休業を取得できるよう、復職に合わせて年度途中から入園できるよう支援します。

◎ 公立保育所における育児休業明け入園予約制度の実施

3-1-4 保育の質の維持・向上（保育課、子ども政策課）

保育所に通うすべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、保育所における保育の質の維持・向上を図ります。

◎ 保育の質のガイドラインの策定

○ 認可保育所に対する指導検査の実施

○ 保育所における保育アドバイザーの巡回

○ 保育施設等における不適切な保育に関する専用窓口の周知

基本施策 3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実

量の見込みと確保方策

多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援に対応するため、現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を踏まえて算出した「量の見込み」、「地域子ども・子育て支援事業によるサービス提供体制確保の方向性及び実施時期」を地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」として次のとおり設定し、計画的な地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保を図ります。

3-2-1 利用者支援事業

① 事業の概要

多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

■利用者支援事業の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(実施施設)	箇所	4	4	4	4	4
拠点数	箇所	14	14	14	14	14
児童館	箇所	11	11	11	11	11
保育課窓口	箇所	1	1	1	1	1
子ども家庭支援センターすこやか	箇所	1	1	1	1	1
保健センター	箇所	1	1	1	1	1

※ 「拠点数」は、各年度末時点の利用者支援事業実施拠点数。

※ 児童館は専門相談員による子育てに関する相談事業を実施。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	箇所	12	12	12	12	12
確保方策(B)	箇所	14	14	14	14	14
子ども家庭支援センターすこやか(基本型)	箇所	1	1	1	1	1
保育課窓口(特定型)	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター(こども家庭センター型)	箇所	1	1	1	1	1
児童館(地域子育て相談機関)	箇所	11	11	11	11	11
(B)－(A)	箇所	2	2	2	2	2

③ 今後の方向性

保育コンシェルジュを保育課窓口に配置し、保育所の入所や、各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じます。

また、児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する相談支援を行い、子どもや保護者が、気軽に集い、相互に交流を図る場や情報提供を行います。

加えて、子ども家庭支援センターすこやか及び保健センターでは、妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に、専門職が出産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布面接」を実施します。

そのほか、「保健センター」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。

3-2-2 時間外保育事業

① 事業の概要

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則 11 時間としていますが、保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

時間外保育事業については、新型コロナウイルス感染症やテレワークの普及により、利用者数が一時減少していましたが感染症法における新型コロナウイルス感染症の分類が 5 類感染症へ移行したことにより、増加の傾向にあります。

■時間外保育事業の量の見込みと実績（第 2 期計画）■

	単位	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み	人	5,635	5,681	5,650	5,639	5,630
利用者数（実績）	人	13,394	15,003	16,756	18,982	—

※ 「利用者数（実績）」は、各年度末時点における公私立認可保育所の年間延べ利用者数。

※ 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に利用者は減少しています。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み(A)	人	17,374	17,043	16,914	16,805	16,828
確保方策(B)	人	継続実施				

③ 今後の方向性

認可保育所在籍児童が全員利用可能な事業となっており、認可保育所の定員数に応じた預かりを引き続き実施します。

3-2-3 放課後児童健全育成事業

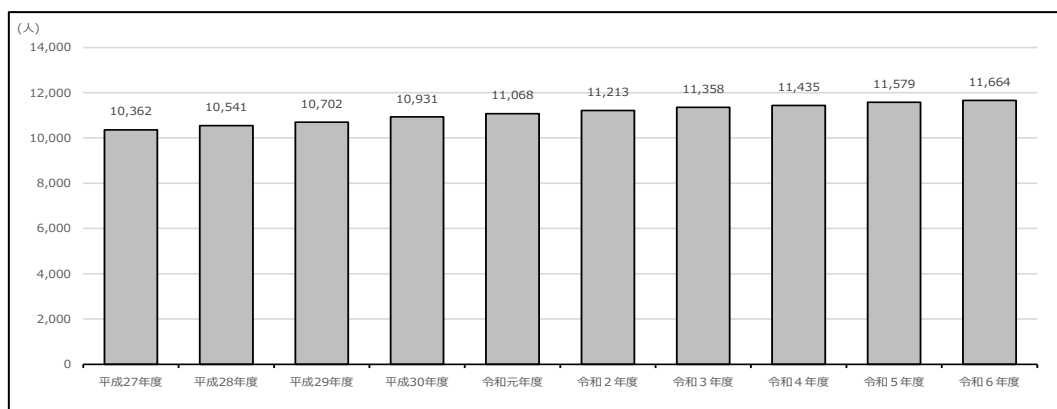
① 事業の概要

「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の三季休業中も実施しています。

また、「放課後子供教室事業（あそびバ）」は、放課後の学校施設等を利用して、「放課後の居場所・遊び場」として開放しています。自由に出入りできる遊び場なので、放課後にランドセルを背負ったまま利用でき、楽しく自由に遊びながら、異なる年齢の子どもたちの交流を図り、社会性や想像力を養うことを目的として実施しています。小学校1年生から6年生までの児童を対象とし、保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

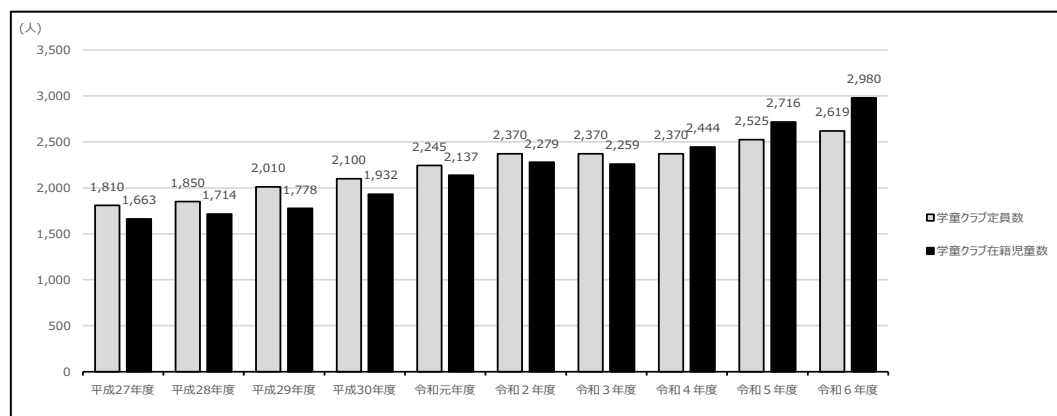
保護者の就労状況の変化により、学童クラブの利用希望者数は、見込みを上回るペースで増加しています。今後も、ハード・ソフトの両面から放課後の子どもの居場所を確保していくことが求められます。

■小学校児童数の推移■



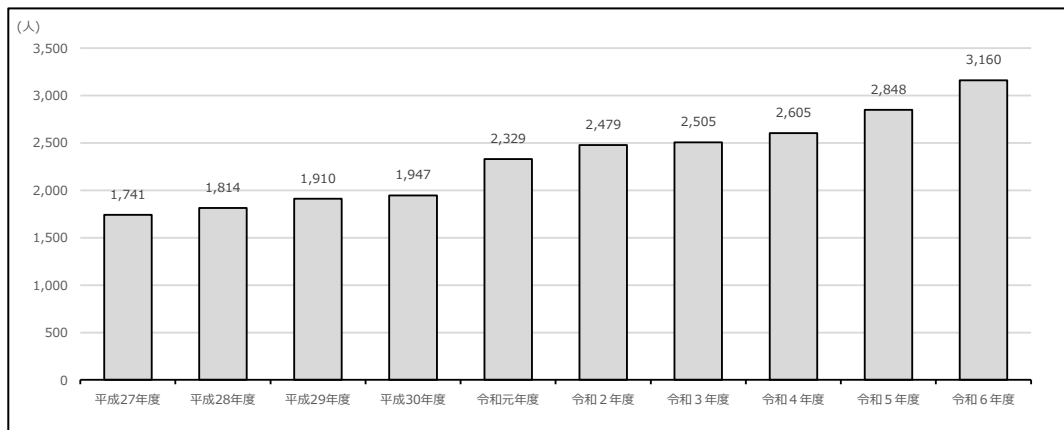
(資料) 市立小中学校の児童・生徒数、学級数（各年5月1日）

■学童クラブ定員数と在籍児童数■



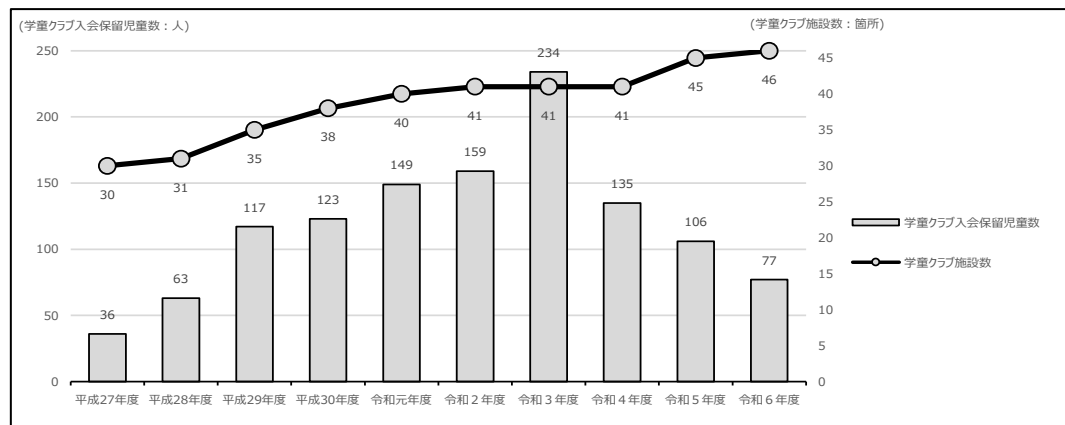
(資料) 「調布市事務報告書」（各年4月1日）

■学童クラブ入会申請者数■



(資料) 調布市子ども生活部児童青少年課 調べ

■学童クラブ入会保留児童数と施設数■



(資料) 「調布市事務報告書」(各年4月1日)

■学童クラブの量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学童クラブ 量の見込み	人	2,477	2,542	2,590	2,644	2,704
1年生	人	840	879	863	894	909
2年生	人	745	772	802	796	825
3年生	人	582	576	606	633	629
4年生	人	251	260	262	266	283
5年生	人	50	47	50	49	51
6年生	人	9	8	7	6	7
学童クラブ 申請者数（実績）	人	2,479	2,505	2,606	2,848	3,160
1年生	人	838	887	889	972	1,048
2年生	人	748	766	827	852	945
3年生	人	583	580	605	703	739
4年生	人	252	217	227	266	341
5年生	人	49	48	42	47	73
6年生	人	9	7	16	8	14

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
学童クラブ 量の見込み(A)	人	3,229	3,118	2,955	2,824	2,700
1年生	人	1,013	984	911	894	854
2年生	人	984	908	882	816	801
3年生	人	799	788	727	706	653
4年生	人	329	339	334	308	299
5年生	人	88	82	85	84	77
6年生	人	16	17	16	16	16
学童クラブ 確保方策(B)	人	3,380	3,450	3,450	3,520	3,520
	箇所	49	50	50	51	51
(B) - (A)	人	151	332	495	696	820

③ 今後の方向性

<放課後児童健全育成事業（学童クラブ）>

近年の児童数の増加や、共働き世帯等の学童クラブの利用ニーズの高まりにより、地域によっては、入会保留児童が生じている状況にあります。そのような状況の中、施設整備にあたっては、「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定している児童1人あたりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を勘案したうえで、低学年の受入を優先するという考え方のもと、入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について、整備を行い、児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。

なお、今後も引き続き、放課後子供教室事業（あそびバ）との連携を推進するとともに、児童数の推計や直近の学童クラブの申請状況を踏まえ、入会保留児童対策を進めていきます。

また、既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブについては、入会児童の障害特性に応じたきめ細かな健全育成を進めます。

現在、東京都が検討を進めている認証学童クラブ制度等について、その制度内容を踏まえ、より質の高いサービスを提供できる体制整備について検討します。

<放課後子供教室事業（あそびバ）>

市では全小学校（20校）の児童が各学区域のあそびバを利用できるように、小学校の敷地内又は近隣の施設にあそびバを整備し、土曜日・三季休業時も午前8時から開設しています。引き続き、児童が安全・安心に利用できるよう、児童及び保護者のニーズを把握・検証しながら、事業内容や設備の充実を図ります。

④ 学童クラブ及びあそびバの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

あそびバにおいて、学童クラブ及びあそびバのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては、子どもたちの意見を踏まえ、企画段階から、学童クラブとあそびバの職員による意見交換等の場を設け、連携して事業を実施しています。

⑤ 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

⑥ 児童館等の活用

市内には、児童館が11箇所あり、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行う場所として運営しています。現在、児童館の民間委託を進めていることから、民間委託後においても、誰もが利用しやすい児童館の実現を図るため、今後の児童館の在り方について検討を進めて参ります。

3-2-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

① 事業の概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、緊急一時的に預かります（宿泊も可）。市内では子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施しています（利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施）。

■子育て短期支援事業の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	1,644	1,653	1,662	1,672	1,672
利用者数（実績）	人日	1,655	1,583	1,576	1,749	－

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「利用者数（実績）」は各年度末時点の延べ利用者数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	1,736	1,703	1,690	1,679	1,681
子育て短期支援事業定員数	人	5	5	5	5	5
年間開所日数（すこやか・調布学園合計）	日	699	699	701	699	699
確保方策(B)	人日	3,495	3,495	3,505	3,495	3,495
(B)－(A)	人日	1,759	1,792	1,815	1,816	1,814

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

現在の定員数と、最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ、現状でも受入可能なニーズ量であるため、引き続き子ども家庭支援センターすこやか、調布学園の2施設で実施していきます。

3-2-5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

① 事業の概要

助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。

第2期計画期間においては、コロナ禍の影響により対象者の訪問受け入れ数が落ち込み、訪問件数と量の見込みとの間に乖離が生じていましたが、徐々に回復してきています。

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	件	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
訪問件数	件	1,495	1,515	1,512	1,616	－
出生数	人	1,750	1,741	1,590	1,590	－

※ 「訪問件数」は各年度末時点の延べ訪問件数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	件	1,666	1,671	1,650	1,633	1,634
確保方策(B)	件	現在の実施体制で全戸訪問を想定				

③ 今後の方向性

全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を対象者数（量の見込み）としています。

引き続き、保健師、助産師等により対象家庭を訪問し、健康状態・生活環境を確認して、専門的な知識や具体的な助言で不安を軽減し、それぞれの生活に沿った出産、育児の支援を実施していきます。

3-2-6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

① 事業の概要

養育支援訪問事業では、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（専門的相談支援）を行います。

要保護児童対策地域協議会では、要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関である代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の量の見込みと実績（第2期計画）■

		単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	養育支援訪問件数	件	132	133	134	135	136
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議・ケース会議	回	215	217	218	219	220
実績	養育支援訪問件数	件	1,067	1,025	572	490	—
	要保護児童対策協議会 実務者会議・ケース会議	回	173	149	135	152	—

※ 「実績」は各年度末時点の延べ件数（回数）。

※ 養育支援訪問事業のうち、家事・育児支援に係る部分は令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として実施。

② 量の見込み

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	養育支援訪問件数	件	432	427	424	421	422
	要保護児童対策地域協議会 実務者会議・ケース会議	回	106	105	102	100	98

③ 今後の方向性

ニーズ調査により量の見込みを設定する事業ではないため、過去の実績を参照しつつ、引き続き児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行い、要保護児童対策地域協議会を通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

3-2-7 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

① 事業の概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	125,982	126,987	126,320	126,084	125,869
利用者数（実績）	人日	76,805	64,229	110,277	149,824	－
児童館（子育てひろば）	人日	50,879	38,474	62,853	63,350	－
保育所（子育てひろば）	人日	979	1,117	1,218	809	－
子ども家庭支援センターすこやか（開放事業）	人日	20,885	20,576	31,717	62,901	－
プレイセンターちょうふ（子育てひろば）	人日	4,062	4,062	14,489	16,740	－
プレイセンターせんがわ（子育てひろば）	人日				6,024	－

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「利用者数（実績）」は各年度末時点の延べ利用者数。

※ 「プレイセンターせんがわ」は令和5年度開所。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人日	140,479	141,990	145,887	144,898	143,764
確保方策	箇所	17	17	17	17	17
児童館	箇所	11	11	11	11	11
保育所	箇所	3	3	3	3	3
子ども家庭支援センターすこやか	箇所	1	1	1	1	1
プレイセンターちょうふ	箇所	1	1	1	1	1
プレイセンターせんがわ	箇所	1	1	1	1	1

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

現在、市内では各児童館（11館）や、私立認可保育所3施設（オリンピック保育園・東京YWCAまきば保育園、パイオニアキッズ柴崎園）、子ども家庭支援センターすこやか、及びプレイセンターちょうふ・プレイセンターせんがわで実施しており、今後も継続して実施します。

また、現在の子育て家庭の状況は多様であることを踏まえると、どのような小さな課題であっても、当該の家族にとっては深刻な課題になりうると共通理解して向き合うことが必要です。多様な子育て家庭の課題に対応するため、地域全体の子育て力の向上に向けて官民協働で取り組みます。

3-2-8 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

① 事業の概要

保護者の必要に応じて利用の理由を問わず、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に子どもを預かる事業です。

以下の3事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

ア) 一時預かり事業

保護者の必要に応じて利用の理由を問わず、子育てから離れてリフレッシュしたいときなど、理由を問わず、市内在住の子どもを一時的に預かります。現在、市内認可保育所 11 園で実施しており、うち3園には緊急のための枠が別にあります。また、子ども家庭支援センターすこやかでも実施しています。

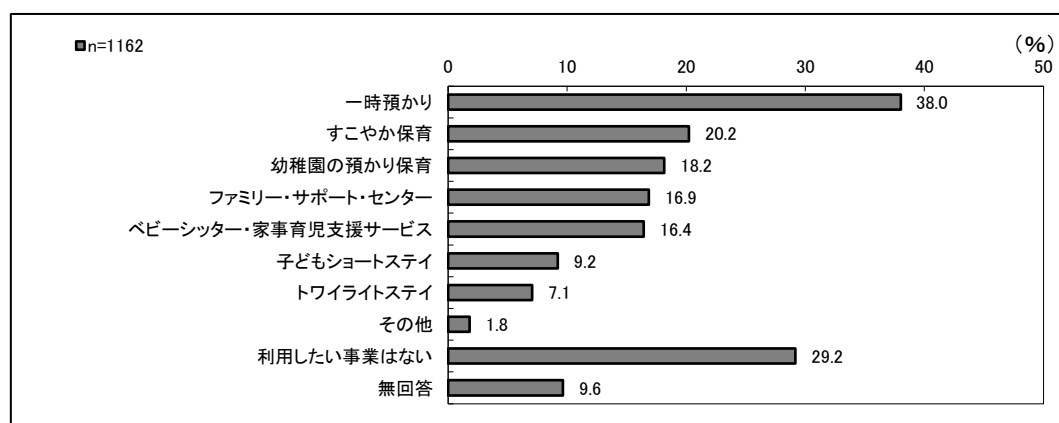
イ) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に、子どもを平日午後5～午後10時まで預かります（会員登録制）。保育所や学童クラブ等への送迎も行っています。

ウ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し、保育所・幼稚園の送迎や一時的な保育等、地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。

■ 今後利用したい事業 ■



(資料) 調布市 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

**■一時預かり事業,子育て短期支援事業(トワイライト),
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)の量の見込みと実績 (第2期計画) ■**

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	31,568	31,371	31,894	31,964	32,083
事業実績 (延べ利用者数)	人	11,463	10,935	11,897	12,913	—
確保量(年間定員数)	人日	25,809	26,208	24,468	27,465	—
一時預かり事業(年間定員数)	人日	18,397	18,843	17,168	19,676	—
子育て短期支援事業(トワイライト)(年間定員数)	人日	3,872	3,856	3,872	3,872	—
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(年間定員数)	人日	3,540	3,509	3,428	3,917	—

※ 「量の見込み (人日)」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は各年度末時点の延べ利用者数。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込みⅠ (事業利用希望者数)	人	11,252	11,037	10,953	10,883	10,897
量の見込みⅡ (延べ利用者数) (A)	人日	25,593	25,105	24,913	24,755	24,788
一時預かり事業(延べ利用者数)	人日	18,670	18,314	18,175	18,059	18,083
子育て短期支援事業(トワイライト)(延べ利用者数)	人日	3,712	3,641	3,613	3,590	3,595
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(延べ利用者数)	人日	3,211	3,150	3,125	3,106	3,110
確保方策 (年間定員数) (B)	人日	27,141	27,068	27,236	27,140	27,360
一時預かり事業(年間定員数):すこやか	人日	2,004	2,004	2,010	2,004	2,004
一時預かり事業(年間定員数):保育所	人日	17,666	17,593	17,739	17,666	17,885
子育て短期支援事業(トワイライト)(年間定員数)	人日	3,872	3,872	3,888	3,872	3,872
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(年間定員数)	人日	3,599	3,599	3,599	3,599	3,599
(B) - (A)	人日	1,548	1,963	2,323	2,385	2,572

※ 「量の見込み (人日)」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

多様な理由での利用希望に応えられるよう、引き続き子ども家庭支援センターすこやか、ファミリー・サポート・センター、保育所において、保護者のニーズに応じた預かりを実施します。

3-2-9 幼稚園の預かり保育

① 事業の概要

市内幼稚園においては、幼稚園教育時間の前後、保育を希望する保護者のニーズに応えるため、預かり保育を実施しており、市は預かり保育を支援します。

現在、市内には私立幼稚園が13園あり、預かり保育を全園で実施しています。

■幼稚園の預かり保育の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	75,596	76,199	75,799	75,657	75,528
事業実績	人	2,616	1,798	2,098	2,147	—

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は平日朝・平日夜・長期休業中の合計利用者数のため、単位を「人日」としている量の見込みに対して乖離があります。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（事業利用希望者数）(A)	人	1,893	1,805	1,730	1,720	1,739
確保方策(B)	人	2,164	2,164	2,164	2,164	2,164
(B)－(A)	人	271	359	434	444	425

※ 市では、単位を「人」として量の見込みを算出しています。

③ 今後の方向性

今後も市内の各幼稚園と協議を行い、引き続き保護者のニーズに応じた預かりを実施します。

3-2-10 病児保育事業（病児・病後児保育）

① 事業の概要

病気の急性期又は回復期にあって集団保育を受けることが困難な期間にあり、児童が保護者の勤務都合や傷病等で育児が困難な場合に児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育所等に通園中の満1歳から小学校6年生までの児童を市内2箇所で保育します。

■病児保育事業（病児・病後児保育）の量の見込みと実績（第2期計画）■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	人日	895	900	905	907	910
事業実績	人日	191	600	528	679	－

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

※ 「事業実績」は各年度末時点の延べ利用希望者数の実績。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（事業利用希望者数）(A)	人日	609	598	594	590	591
エンゼルケアルーム	1日当たり事業定員数	人	4	4	4	4
	年間開所日数	日	242	241	243	242
	年間定員数	人日	968	964	972	968
ポピンズルーム	1日当たり事業定員数	人	4	4	4	4
	年間開所日数	日	242	241	243	242
	年間定員数	人日	968	964	972	968
確保方策（年間利用定員数合計）(B)	人日	1,936	1,928	1,944	1,936	1,960
(B)－(A)	人日	1,327	1,330	1,350	1,346	1,369

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用者数×見込サービス提供日数を表示。

③ 今後の方向性

通年での実績では稼働率が低いものの、感染症等の流行する時期には稼働率が高まり、現在の定員数を上回るニーズが生じているという課題があります。また、現在の施設の数、場所では利用できないという実態について、育児と仕事の両立の支援に寄与できるよう、施設整備や民間施設との連携等、総合的に対策を検討します。

3-2-11 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

① 事業の概要

健康診査により、健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。

■妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)の量の見込みと実績(第2期計画)■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	件	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984
受診件数	件	1,688	1,661	1,629	1,555	—

※ 「受診件数」は各年度末時点の延べ件数（回数）。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	件	1,666	1,671	1,650	1,633	1,634
確保方策(B)	件	すべての妊産婦に対しての健康診査実施を想定				

③ 今後の方向性

すべての妊産婦に対しての実施を想定しているため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしています。

妊娠届出数が減少傾向にありますが、引き続き、妊産婦が安全・安心に出産を迎えられるよう、妊産婦健康診査の受診を積極的に促します。

3-2-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業の概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

保護者と同一の世帯に属するものに係る市民税所得割合算額が77,101円未満である者と、小学3年生までの児童が同一世帯に3人以上いる場合の第3子以降を対象に実施します。

② 今後の方向性

令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、世帯の所得状況その他の事情を勘案して、特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額に対して一部を補助し、円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

3-2-13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

① 事業の概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の技術・知識等を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

② 今後の方向性

本事業については、子ども・子育て支援事業計画を踏まえて、新規認可保育所の運営主体として株式会社等の多様な主体の参入を推進しました。今後も引き続き認可保育所の新設にあわせて、事業実施について検討します。

3-2-14 子育て世帯訪問支援事業

① 事業の概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	362	359	356	352	349
確保方策(B)	人日	364	364	364	364	364
(B)－(A)	人日	2	5	8	12	15

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込対象者数×見込サービス利用日数を表示。

③ 今後の方向性

引き続き、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施していきます。

3-2-15 児童育成支援拠点事業

① 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策及び③今後の方向性

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や東京都の動向や市の実情を踏まえ検討します。

3-2-16 親子関係形成支援事業

① 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

② 量の見込みと確保方策及び③今後の方向性

ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や東京都の動向や市の実情を踏まえ検討します。

3-2-17 妊婦等包括相談支援事業

① 事業の概要

妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
確保方策(B)	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
こども家庭センター等	回	4,620	4,438	4,264	4,096	3,935
業務委託	回	0	0	0	0	0
(B)－(A)	回	0	0	0	0	0

③ 今後の方向性

引き続き、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を実施していきます。

3-2-18 産後ケア事業

① 事業の概要

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

利用者の家庭を訪問するアウトリーチ（パートナー）型、利用者が保健センター等の実施場所に来所して行うデイサービス（参加）型があり、デイサービス（参加）型には、集団で相談やグループワーク等を行う集団型と一人ずつ相談等を行う個別型があります。

■産後ケア事業の実績(第2期計画)■

	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
デイサービス型（利用延べ人数）	人	271	252	264	237	－
ショートステイ型（利用延べ人数）	人	14	52	135	184	－
アウトリーチ（利用延べ人数）	人	－	－	500	666	－
3サービスの利用延べ人数合計	人	285	304	899	1,087	－

※ デイサービス型及びショートステイ型の対象者は、生後6か月以内。アウトリーチ型の対象者は生後1年未満。

※ ショートステイ型は令和2年12月から実施、アウトリーチ型は令和4年4月から実施

※ 令和5年4月からデイサービス型とアウトリーチ型の土日祝日利用開始、ショートステイ型は令和2年12月から土日祝日利用開始。

② 量の見込みと確保方策

	単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(A)	人日	725	710	701	691	682
確保方策(B)	人日	725	710	701	691	682
(B)－(A)	人日	0	0	0	0	0

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、年度当たりの見込利用産婦数×見込サービス利用日数を表示。

③ 今後の方向性

引き続き、産後も安心して子育てができるよう支援を実施していきます。

3-2-19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業の概要

保育所その他の施設において、満3歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子ども本人及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

② 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	量の見込み(A)	人日	66	66	65	65	65
	確保方策(B)	人日	79	79	76	76	77
	(B)－(A)	人日	13	13	11	11	12
1歳	量の見込み(A)	人日	37	40	40	40	39
	確保方策(B)	人日	44	48	47	47	47
	(B)－(A)	人日	7	8	7	7	8
2歳	量の見込み(A)	人日	31	29	31	31	31
	確保方策(B)	人日	37	34	37	37	37
	(B)－(A)	人日	6	5	6	6	6

※ 「量の見込み（人日）」は、国の示す『「量の見込み」の算出等の考え方』に基づく表記で、ここでは、対象年齢ごとの見込み未就園児数に対して1月当たりに必要な受け入れ時間数÷176時間（定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数）を表示。

③ 今後の方向性

現在実施している多様な他者との関わりの方の創出事業（未就園児の定期的な預かり事業）の利用状況、国や東京都の動向、市の実情を踏まえ実施の検討をしていきます。

	東京都制度	国制度※	国・東京都事業
事業名	多様な他者との関わりの機会の創出事業（令和6年度）	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	一時預かり事業
位置づけ	東京都による市町村が実施主体となる補助事業	法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）（令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付け）	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業
目的	保護者の就労の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中で様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）（こども未来戦略）	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
事業概要	①定期的な預かり ②保護者との面談 等	①定期的な預かり（適切な遊びと生活の場の提供） ②保護者との面談（乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握） 等	対象児童に対しての、保育所等における一時的な預かり
対象者	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0～2歳）	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0歳6ヵ月～2歳）	保育所・幼稚園等に通っていない乳幼児（原則0～3歳）
実施場所	認可保育所、幼稚園等		
利用時間等	一定程度継続的（複数月） ※月1回～週5回	月10時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間（改正後の子ども・子育て支援法第30条の20第3項）	なし
利用料の上限額	2,200円／日 44,000円／月 （日額制では1日8時間、月額制では1月160時間以上の利用を超える場合の延長料は、上限275円／時間）	300円程度／時	なし

基本目標 4

特に支援を必要とする 子ども・若者，子育て家庭への支援の充実

主な成果指標

	内容	実績（現状）	目標値（令和 11 年）
1	子ども・若者総合支援事業「ここあ」社会生活を営むうえで困難を抱える子ども・若者への支援に満足している市民の割合※ 1	60.7% (令和 5 年度)	62%
2	「虐待に関する相談機関」の認知度（「知っている」、「言葉だけ知っている」未就学児の保護者と小学生の保護者の割合）※ 2	未就学児保護者：48.9% 小学生保護者：55.2% (令和 5 年度)	上げる
3	放課後等デイサービスの拡充（実利用者数）	450 人 (令和 5 年度)	480 人※ 3 (令和 8 年度)
4	医療的ケア児コーディネーターの配置（東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了職員）	4 人 (令和 5 年度)	10 人※ 3 (令和 8 年度)
5	子ども・若者総合支援事業「ここあ」の認知度（「知っている」ひとり親家庭等の割合）※ 4	47.7% (令和 5 年度)	上げる

※ 1 調布市民意識調査

※ 2 調布市子ども・子育て支援及び子ども・若者支援に関するニーズ調査

※ 3 令和 9 年度以降は「調布市障害者総合計画」に基づき別途検討

※ 4 ひとり親家庭等アンケート調査

基本施策 4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

現状と課題

ひきこもり、いじめ、不登校等、様々な社会問題の背景として、子ども・若者やその家族の孤独・孤立が指摘されており、核家族化やライフスタイルの多様化に伴う地域コミュニティの希薄化が進むなか、様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援の重要性が増しています。

「子ども・若者支援に関するニーズ調査」（令和5年）によると、引きこもりの状況を招く要因は様々ですが、中・高校生では「特に理由はない」が最も多くの回答を集めた一方、「小・中学生のときの不登校」や、「学校等にうまくなじめなかった」などを要因とする回答もあり、一度そのような状態になると、傾向として長期に及ぶ可能性があります。

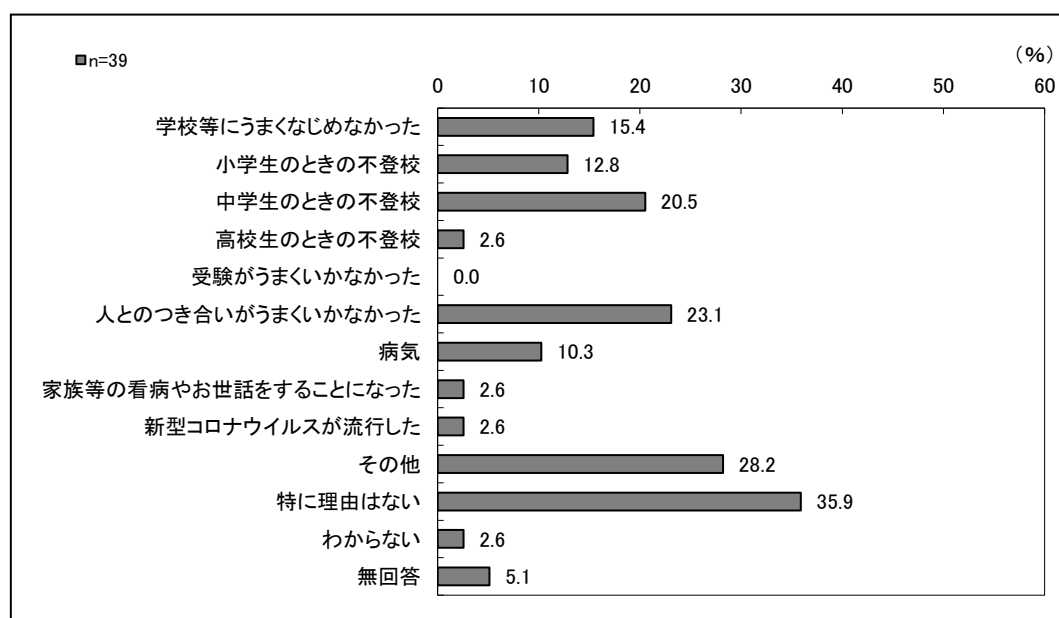
また、高校卒業年代～39歳では「新型コロナウイルスが流行したこと」や「人間関係がうまくいかなかったこと」が要因とする回答が多くなっています。

さらに、孤独であると感じることがあるかについて「しばしばある、いつもある」と「時々ある」を足し合わせた“孤独を感じたことがある”子ども・若者世代は、中・高校生で13.2%、高校卒業年代～39歳で14.7%いることがわかっています。

こうした困難を抱える子ども・若者を支援するため、総合相談窓口である子ども・若者総合支援事業「ここあ」を設置するとともに、子ども・若者支援地域ネットワークによる有機的に連携した支援を実施しています。

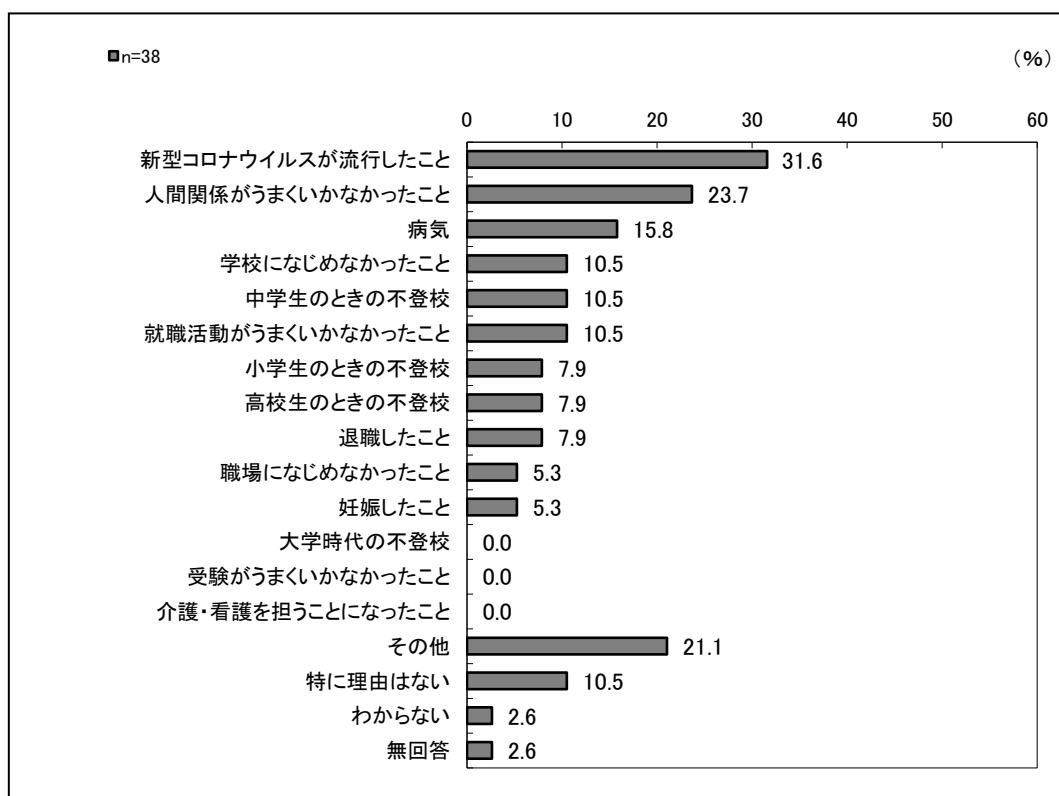
今後も、更なるニーズの掘り起こしを行い、支援の輪から取りこぼすことがないよう、事業の充実と連携体制の強化を図ることが必要です。

■引きこもり傾向状態になった理由■



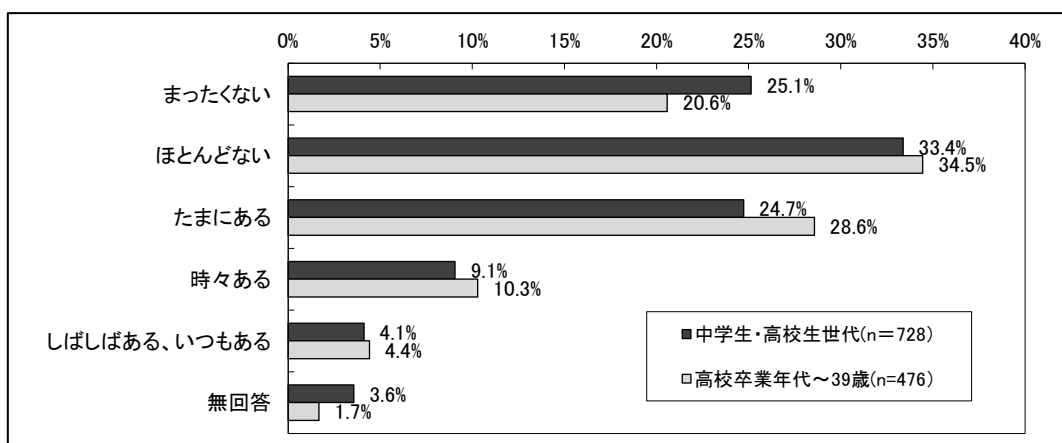
(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

■引きこもり傾向状態になった理由■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (高校卒業年代～39 歳)

■孤独であると感じることがあるか■

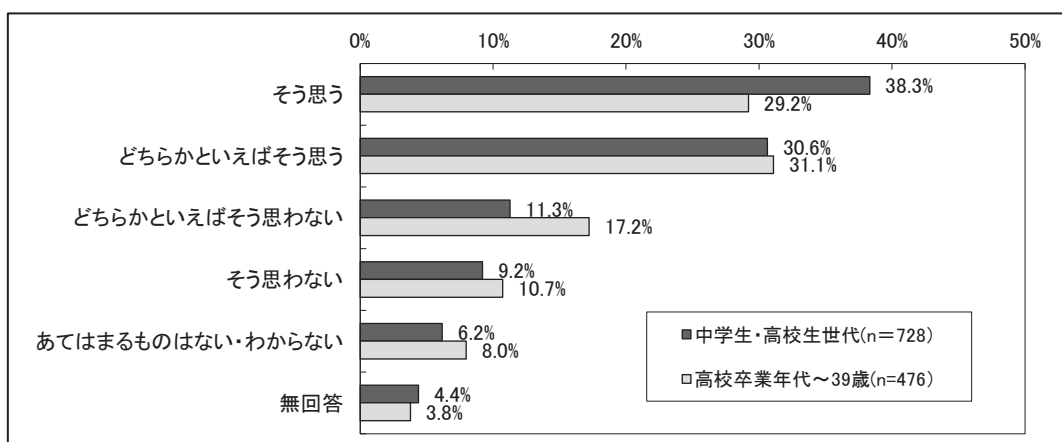


(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査 (中学生・高校生世代・高校卒業年代～39 歳)

子ども・若者に関する悩みや不安、困難等問題の原因は複雑化しており、親の無関心・ネグレクトなど、周囲の環境の影響も大きいと考えられます。そのため、子ども・若者に限らず、保護者等に対する支援体制についても強化する必要があります。

また、子ども同士で助け合えるような仕組みづくりや当事者同士のコミュニティを形成することが求められます。

■インターネット空間がほっとできる場所・安心できる場所になっている■



(資料) 子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代・高校卒業年代～39歳)

情報化の進展により、子どもや若者はネット依存、ネットいじめ、個人情報漏洩、SNS などを通じた性犯罪被害などの問題に直面しています。これらは、子どもや若者の精神的健康や社会的関係に深刻な影響を与えることが危惧される問題です。

一方で、インターネット空間が子ども・若者にとっての居場所になっていることも事実であることから、ネットトラブルやネット犯罪等の機関から子ども・若者を守るため、インターネットの正しい活用に向けた意識啓発が必要です。

CHECK

若者の声

Q. 結婚に対してどんなイメージを持っている？



結婚する人が増えれば、子どもを産む人も増えるかもしれないけど、どこでパートナーを見つけるのかわからない。



できるだけ自然な出会いでパートナーを見つけたい。地域交流の機会がたくさんあるといいな。



結婚の必要性を感じない人が増えている気がする。



なぜ結婚するのか、なぜ子どもを産むのか。個人の意識を変えないと、子どもを産み育てたいと思う人は増えないのでは？

CHECK

若者の声

Q. 学校や職場、家庭以外でどのような居場所があるといい？



若者でも気兼ねなく過ごせる場所があるといい。



悩んだり困ったときに頼れる人や話せる人がいる場所。



夜間等でできれば制限なしで使える施設があるといい。



少し疲れた時に休める場所があるといい。

施策の方向

- 各種相談支援窓口の認知度向上のため、広報活動を強化します。
- ニーズに応じたサービスの提供と周知を図り、相談支援機関を気軽に利用できる環境を整え、中・高校生世代の利用促進を図るとともに、ひきこもりや不登校の長期化を防ぐための情報発信と連携を強化します。
- 教育委員会と連携し、いじめや不登校が原因のひきこもり対策を推進します。
- 支援が途切れないうち、重層的支援体制の充実を図ります。
- 悩みや不安、困難を抱える子ども・若者の自立を支援します。
- 支援の必要な子ども・若者の早期発見を図り、個別のケースに応じた支援に向けた連携体制の強化を図ります。

主な事業・取組

4-1-1 子ども・若者の総合的な支援（児童青少年課、子ども育成課、生活福祉課）

ひきこもりや不登校など、様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族等への相談支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により教育の機会に恵まれず、進学や就職をあきらめてしまうことがないよう学習支援等を行うとともに、市内において社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者等の居場所を確保し、自立した社会生活を目指し進学や就労、自立に関する相談支援を行います。

その他、教育や福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し、それぞれの専門性や特長を生かして適切にサポートするとともに、動画を活用した広報を行い、各種相談窓口の周知に取り組みます。

- 子ども・若者総合支援事業（ここあ）の実施
- 子ども・若者支援地域ネットワークの連携

4-1-2 非行・犯罪の防止（児童青少年課，福祉総務課，健康推進課，指導室）

保護司，民生委員・児童委員，少年補導員，警察関係者，生活指導主任，健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において，青少年の非行防止を目的に，青少年を取り巻く状況等について，研究，連絡，協議を行います。

また，青少年の非行・犯罪・被害防止に向けたパトロールや調査，啓発等に取り組みます。

- 調布市青少年補導連絡会の開催
- 青少年非行防止街頭パトロールの実施
- 非行・いじめの相談窓口に関する各種啓発
- “社会を明るくする運動”の推進
- 薬物乱用防止ポスター・標語の募集，展示

4-1-3 自殺の予防（健康推進課，指導室）

小・中学校における児童・生徒への，命の大切さや SOS の出し方に関する教育を推進するとともに，その SOS を受け止められる支援体制を構築します。

また，自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため，連携の仕方を検討する会議を開催し，自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組の共有を図るとともに，自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため，職場や地域などで悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聴いて，支援につなげる役割を担い，自殺対策を支える人材を養成します。

- 小・中学校における道徳の授業や，「いのちと心の教育」月間（12 月）の実施
- SOS の出し方に関する教育の推進
- スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用
- こころといのちのネットワーク会議の開催
- ゲートキーパーの養成

4-1-4 インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進（児童青少年課，指導室）

1 人 1 台端末環境の実現といった GIGA スクール構想の推進により，児童・生徒がインターネットを利用する機会が増えることから，SNS によるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るため，保護者も含め，児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発や携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図るなど情報モラル教育の一層の充実を図り，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

- 青少年のインターネット利用に関する啓発
- ◎ 小・中学校における情報モラルに関する啓発

4-1-5 児童虐待防止センター事業の推進（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

子ども家庭支援センターすこやか内に設置した，児童虐待防止センターにおいて，市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用し，虐待を防止するとともに，子育てに不安を持つ親子を積極的に支援します。

また，児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて，児童相談所などの関係機関と連携し，迅速で適切な対応を行います。

- 児童虐待防止センターの運営

4-1-6 いじめ・虐待の防止と対応（施策 4-3 関連）（指導室、子ども家庭センター）

いじめ、虐待については、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や子どもを守る地域ネットワーク、子ども家庭支援センターすこやかや児童虐待防止センターとの連携を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行います。

- スクールカウンセラーによる小学校5年及び中学校1年の全児童・生徒面談を実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援、全校配置の体制構築
- 児童虐待防止センター事業の推進

4-1-7 不登校児童・生徒への支援（指導室）

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、教育支援センター（適応指導教室）や分教室型の学びの多様化学校の円滑な運営により、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

- ◎ 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の実施
- 小・中連携による中1ギャップによる不登校の抑制
- 不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH（メンタルフレンド、テラコヤスイッチ、学校に行きづらい子どもの保護者の集い）の実施
- ◎ 訪問型支援「みらい」の実施
- 教育支援センター（適応指導教室）「太陽の子」（小学生）の運営、学びの多様化学校分教室「はしうち教室」（中学生）における多様な生徒の状況に応じた学びの一層の推進
- ◎ 中学生を対象とした教育支援センター（適応指導教室）の新設の検討

4-1-8 個に応じたきめ細かな教育相談の充実（指導室（教育相談所））

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人ひとりの心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

- 来所相談・電話相談・就学相談・巡回相談の実施（教育相談所）
- 教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援

4-1-9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援（指導室）

様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

- スクールカウンセラーの小学5年生、中学1年生の面接の実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援、全校配置の体制構築

4-1-10 関係機関との連携（福祉総務課（調布市社会福祉協議会））

生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決を図るとともに、居場所づくりなどの住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築に取り組みます。

- 地域福祉コーディネーター（CSW）の配置

4-1-11 ヤングケアラーへの支援（施策 4-3 関連）（子ども家庭センター）

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）の負担軽減に向けて、継続した周知啓発を行うほか、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、子ども家庭支援センターすこやかを中心に、教育・福祉・子ども分野の公的機関のほか、市内の民間団体とも連携した実態の把握や支援に取り組みます。

- ◎ ヤングケアラーの周知啓発
- ◎ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

4-1-12 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進 （多様性社会・男女共同参画推進課）

性別によって役割を分けてきたこれまでの慣習や考え方を見直し、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、家庭においても社会的活動においても個性と能力を発揮していくための情報提供や講座を実施します。

また、性的指向や性自認によらず、一人ひとりの個性を尊重するための情報提供や学習機会の確保により、多様な性の理解向上につなげるとともに、多様な性に関する相談支援を実施していきます。

- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講座や情報提供の実施
- ◎ パートナーシップ宣誓制度の運用
- ◎ 多様な性に関する相談の実施

4-1-13 就職・自立支援（産業振興課、生活福祉課、多様性社会・男女共同参画推進課）

ちょうふ若者サポートステーションにおいて、高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている 15 歳から 49 歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援、就労に向けたセミナーなどを行います。

また、調布市就職サポート事業により、就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。

さらに、産業労働支援センター及び男女共同参画推進センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、就職を目指す女性の相談に応じ、就労を支援する講座、起業支援セミナー等を実施します。

- ちょうふ若者サポートステーションにおける就労・自立支援
- 調布市就職サポート事業の実施
- 女性の就職、再就職等の相談支援、講座・セミナーの実施

CHECK

調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者やその家族を支援する機関、団体等が連携して、自立に向けて支援することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会です。

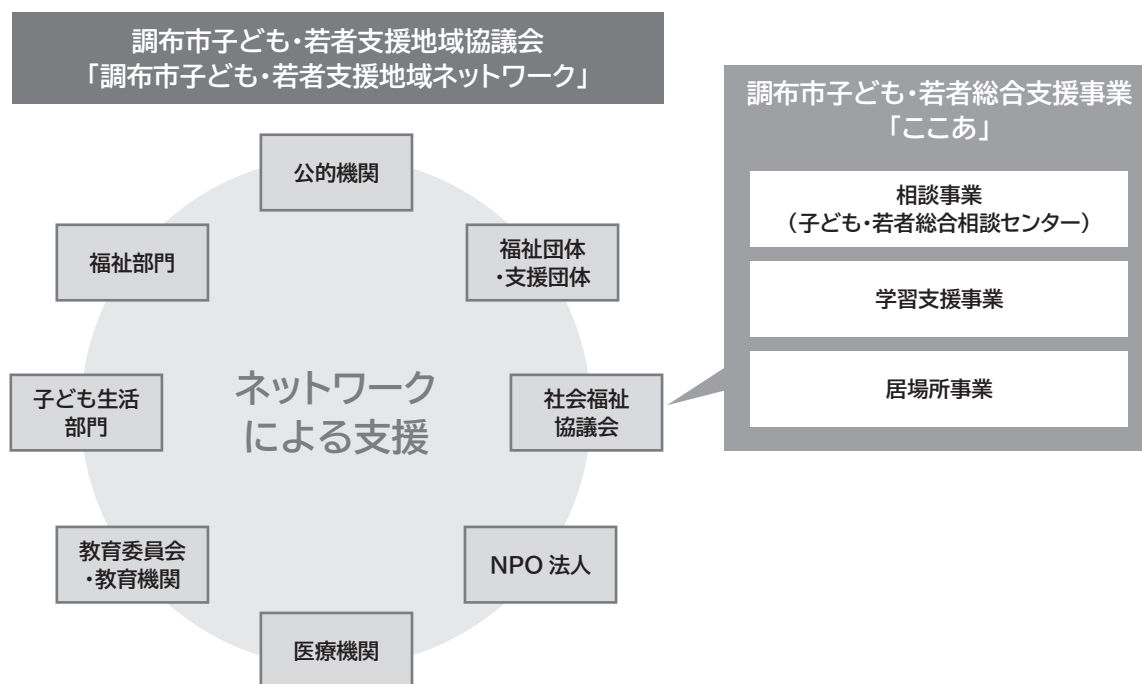
【所管課】

児童青少年課

【構成機関】

市の事業や機関に加えて、ちょうふ若者サポートステーションや東京都多摩児童相談所等の国や東京都の機関、ちょうふ子育てネットワーク・ちょこねっと等の NPO 法人を含む、福祉・教育・就労・医療など異なる専門性を持つ 29 の機関・団体等で構成しています。(令和 6 年度時点)

また、調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」が、ネットワークの総合相談窓口を担っています。



基本施策 4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援

現状と課題

発達の遅れやかたより等が気になる子どもを、乳幼児健康診査等を通じて早期に発見し、早い段階からの支援や就学に向けた相談、適切な療育までスムーズにつなげることができるような発達相談体制が重要です。あわせて、子ども発達センターを中心に、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。

また、障害児を育てる親、障害のある親のどちらの親も安心して子育てができるよう、児童福祉、母子保健、教育、障害福祉等の各分野が連携した相談支援体制の充実とともに、保護者が就労や自ら望む生活を実現していくために、保育所・幼稚園や学童クラブ、その他の子育て支援サービスが活用できるよう、受入体制を充実させていくことが必要です。

障害理解を広げることにより、市内小・中学校において、特別支援教育の充実を図るとともに、学校以外の場所で、働くことやスポーツ・文化芸術・余暇活動など多様な活動の機会を確保していくことが求められます。

国際化の進展に伴い、市では外国人登録者数が増加傾向にあります。外国にルーツのある子どもの場合には、言葉のみならず、文化、習慣等の違いから様々な場面で戸惑いを抱えていることが考えられます。市で子育てをする外国人の増加も想定されることから、外国人の子育て家庭にも対応できるよう外国語での情報提供について充実していく必要があります。

■発達の遅れやかたよりのある子ども・障害のある子どもへの支援等の推移■

利用状況	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通園事業（子ども発達センター）（延べ利用児童数）	人	7,481	6,225	7,421	7,441	7,223
発達支援事業（子ども発達センター）（利用児童数）	人	738	688	636	660	712
保育所における障害児の受入	人	113	131	134	144	154
特別支援学級児童数	人	110	113	128	145	142
放課後等デイサービス事業（ぴっころ）（延べ利用人数）	人	2,391	1,890	1,790	1,793	1,790
障害児（者）医療的ケア体制支援事業（コーディネーター相談延べ件数）	件	344	625	629	799	331
障害児（者）フットサル事業（延べ参加者数）	人	398	344	354	555	598
緊急一時養護事業（子ども発達センター）（延べ利用者数）	人	133	65	51	61	20
リフレッシュ支援事業（子ども発達センター）（延べ利用者数）	人	62	77	120	155	168

（資料）「調布市事務報告書」、調布市子ども生活部保育課「保育所における発達の遅れや障害のある子どもの受入数」

CHECK

配慮を要する子どもの 子育て家庭の声

Q. 市にしてほしいことや聴いてほしいことは？



小学校の授業などで障害のこと、生活が困難な人がいることを教えてほしい。



障害の有無に関わらず子どもたちが一緒に過ごす環境を整えてほしい。



障害児向けにスポーツや音楽、楽器などの体験会などを開催してほしい。



インクルーシブを進めてほしい。インクルーシブ遊具を増やしてほしい。

施策の方向

- 障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、健康診査等を通じた早期発見や、子ども発達センターを中心とする相談体制の充実を図り、早期に適切な療育及び支援サービスにつなげます。
- 子ども発達センターを中心に、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 保育所・幼稚園や学童クラブ、その他の子育て支援サービスにおいて、障害のある子どもについて、それぞれの状況に適した利用ができるよう、引き続き受入体制を整備していきます。
- 調布市障害者総合計画、調布市特別支援教育推進計画と連携を図り、母子保健、教育、児童・福祉の各分野が連携しながら、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう、子育て家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。
- 放課後等デイサービスの充実や就労のほかスポーツ・文化芸術・余暇活動など多様な活動の場や機会の確保を図ります。
- 外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように、市ウェブサイトをはじめとする広報・周知のためのメディア等、多言語による情報提供や相談の充実に努めます。

主な事業・取組

4-2-1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見（子ども家庭センター、健康推進課）

成長、発達状況を確認し、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげるとともに、保護者の育児上の悩みなどに対応し、育児負担の軽減や早期対応を図ります。

また、障害のある方が、身近にある診療所で適切に歯科治療を受けられるよう障害者歯科診療事業により、一般の歯科医療機関では困難な歯科治療を行います。

- 新生児聴覚検査、3・4か月児健診、6・7か月児健診、9・10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、乳幼児経過観察健康診査、乳幼児発達健康診査、乳幼児精密健康診査の実施
- 障害者歯科診療事業の実施

4-2-2 子どもの発達等の相談支援（障害福祉課、子ども家庭センター）

子ども発達センターにおいて、子どもの発達、障害の相談支援を行います。

保健センターにおいて、個別相談やグループワークを実施し、言語の発達や心理面・運動機能について経過観察が必要な乳幼児、育児の悩みや心配を抱える保護者に専門職による助言を行います。

子ども家庭支援センターすこやかにおいて、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談及び子ども自身からの相談などに対応し、必要に応じて専門機関と連携し、適切な助言を行うとともに、支援サービスの案内・提供を実施します。

- 子どもの発達相談の実施
- こどもの相談室の実施
- 「すこやか相談コーナー」の実施

4-2-3 福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援（保育課、障害福祉課、指導室）

幼稚園、保育所、小学校、中学校、子ども発達センター等の関係機関が連携するとともに、子どもの成育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめることで、一貫した継続的支援を行います。

また、就学前の教育・保育を小学校に、小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ、児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるようにきめ細かな支援を行います。

- 幼保小連携推進協議会、障害児等福祉教育連携会議の開催
- i（アイ）－ファイルの活用
- 就学支援シートの活用

4-2-4 保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援（保育課）

公立保育所における専用職員の配置による保育受入体制の整備及び障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施します。

また、私立保育所や幼稚園において、補助金の交付により、障害児の就園や障害児教育の充実を図ります。

- 認可保育所、幼稚園における障害児保育・教育の実施
- 私立認可保育所における障害児受入に係る補助
- 幼稚園心身障害児教育事業費補助金による補助

4-2-5 学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援（児童青少年課）

学童クラブにおいて障害児に対応が可能な範囲で受け入れ、送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行うとともに、ゆずのき学童クラブにおいて、既存の学童クラブでは受け入れが困難な障害児を受け入れます。

また、配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため、専門職員が訪問し、職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。

- 学童クラブにおける障害児の支援
- 送迎事業の実施
- 巡回相談の実施

4-2-6 手当・助成等（障害福祉課、子ども育成課）

国や東京都の制度による手当、障害年金、医療費助成などの制度を広く市民に周知し、対象となる人が確実に制度やサービスを利用できるよう窓口や各媒体での案内体制の充実を図るとともに、市独自施策による手当等を継続して支給します。

- 障害福祉課で実施している手当等
心身障害者福祉手当（市制度、都制度）、心身障害者交通手当、特殊疾病患者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、
- 子ども育成課で実施している手当等
特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童育成（障害）手当、上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当・児童扶養手当受給世帯）
- その他
障害福祉サービス費の支給、障害児通所支援費の支給、心身障害者扶養共済制度、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の診断書作成料の助成、日常生活用具・設備改善費の給付、補装具費の支給、中等度難聴児補聴器購入費助成金、ヘルプカードの配付、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳

4-2-7 日本語を母語としない子どもの支援（指導室）

外国にルーツがある、又は帰国子女等にあたる児童・生徒に対し、日本語を学ぶ場、交流の場を提供し、学校生活への早期適応を図ります。

- 日本語指導教室の実施
- 日本語指導臨時講師の活用

4-2-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター、子ども育成課、文化生涯学習課（調布市文化・コミュニティ振興財団））

外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流センターとの連携を図り、日本語を勉強したい子育て家庭を支援、外国人親子の居場所づくりをします。

- 英語版健診案内、電子翻訳機の活用
- 国際交流センターにおける通訳・翻訳ボランティア派遣事業、だっこらっこくらぶ（子育て中の親の日本語教室）、交流サロン、交流事業・イベント、相談事業の実施
- 外国人のための調布市暮らしのガイドの配布
やさしい日本語研修の実施による窓口等でのやさしい日本語の積極的な活用を推進

4-2-9 発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援（障害福祉課）

子どもの障害や発達の遅れ、かたよりについて、子ども発達センターの職員が、保護者や子ども施設からの相談に応じ、早期に適切な療育へつなげるとともに、子どもの状況に応じた専門的かつ適切な療育等の支援を行います。

- 障害児通園事業（児童発達支援）の実施
- 発達支援事業（グループ療育、個別療育）の実施
- 相談事業・障害児緊急一時養護事業（一時預かり）・リフレッシュ支援事業の実施
- 巡回支援等による子ども施設支援事業の実施

4-2-10 就学等の相談支援（指導室）

障害の状態や教育上必要な支援の内容に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・校内通級教室等の入退級の相談を行います。また、教育支援コーディネーターと教育相談所の連携により、悩みや不安、心配ごとを抱える児童・生徒や保護者一人ひとりの心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな教育相談の充実を図ります。

- 教育相談所の就学相談の実施
- 就学相談に必要な医師の診察記録作成文書料の助成
- 教育支援コーディネーターによる相談の実施

4-2-11 特別支援教育の推進（指導室）

「調布市特別支援教育推進計画」に基づき、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

- 特別支援教育検討委員会の開催
- 特別支援教育コーディネーターの専門性向上
- 就学支援シートの活用

4-2-12 市立小・中学校との交流（指導室）

特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように取り組みます。

- ◎ 副籍制度による交流活動の推進

4-2-13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援（学務課、指導室、教育総務課）

医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携し、環境・体制の整備について準備を進めます。

また、障害のある児童・生徒が学校生活を送るうえで、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現するために ICT 機器を活用した指導の充実や安全性を確保するために学校施設の改修工事や校舎建替えに併せ、計画的にバリアフリー整備を進めていきます。

- ◎ 小・中学校における医療的ケア児童・生徒の受入体制整備
- ◎ 小・中学校における ICT 機器の活用、バリアフリー整備

4-2-14 放課後等の活動の支援（障害福祉課，社会教育課）

放課後等デイサービスにより，障害のある児童に日中活動の場所を提供し，専門的な療育を行います。

また，特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業者を対象にスポーツや映画鑑賞など様々な社会体験活動を実施することで，集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。

- 総合福祉センター放課後等デイサービス事業（びっころ）の実施
- 遊 ing（ゆーいんぐ）事業（特別支援学級在籍者）の実施
- 杉の木青年教室（特別支援学級卒業者）の実施
- のびのびサークル事業（特別支援学級在籍者・卒業生及び特別支援学校在籍者・卒業生）の実施

4-2-15 働く機会の充実，就労支援（障害福祉課）

障害者が一般就労し，安心して働き続けることができるよう，身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し，就労の促進を図ります。

- 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（主に知的障害者，身体障害者）における就労支援
- こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者，発達障害者）における就労支援
- ワークライフカレッジすとおく（主に知的障害者）における就労支援

4-2-16 作業所等のネットワーク構築（障害福祉課）

作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として，市内の作業所等が共同して受注先の開拓や共同受注，共同商品開発，製品の販路拡大等の活動に取り組むネットワーク構築やその活動に対する補助を行います。

- 作業所等経営ネットワーク支援事業の実施

4-2-17 日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害福祉課）

特別支援学校の卒業生等の利用希望に応え，多様な日中活動の場（通所施設等）を確保するため，障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所施設等を開設・運営する事業者を支援します。

- 障害福祉サービス事業所開設費・運営費補助
- 重度知的障害者通所施設への運営費補助

4-2-18 余暇活動の支援（障害福祉課）

学校や就労，通所施設等の日中活動以外の場所や時間における，レクリエーション，スポーツなどの余暇活動の充実のほか，運動不足の解消や家族の負担軽減を図ります。また，イベント開催に当たり，ボランティアや地域住民，関係機関の協力を得ることで，障害者理解の推進を図ります。

- 障害者地域活動支援センター事業（障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害），障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（知的障害），地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害））
- 障害者余暇活動支援事業「ほりで〜ぷらん」の実施
- 障害児（者）フットサル事業（あおぞらサッカースクール）の実施
- 日中一時支援事業の実施

4-2-19 子どもの預かり等の支援（障害福祉課）

中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用、その他休養が必要となった場合等、一時的に介護が困難になった場合に、障害児本人の預かりの実施や、宿泊保護4箇所（重症心身障害者、身体障害者、障害児）、日帰り保護1箇所（障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人の預かりを実施します。

その他、家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し、室内で入浴を行います。

- 在宅障害者ショートステイ事業の実施
- 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業の実施
- 訪問入浴サービスの実施

4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）

医療的ケアを要する障害児への支援のため、看護職（医療的ケア児コーディネーター）を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートや施設の受け入れや対応に関する支援の調整や助言等を行います。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。医療的ケア児とその家族への継続的な支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図ります。

さらに、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定期間ケアを代替し、家族の休養や就労支援を行います。

- ◎ 障害児（者）医療的ケア体制支援事業の実施
- ◎ 医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催
- ◎ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施

基本施策 4-3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援

現状と課題

市では、児童虐待防止対策として、子ども家庭支援センターすこやか内に設置した児童虐待防止センターにおいて、児童虐待に関する相談や通告を受け付け、早期発見・早期対応に努めています。

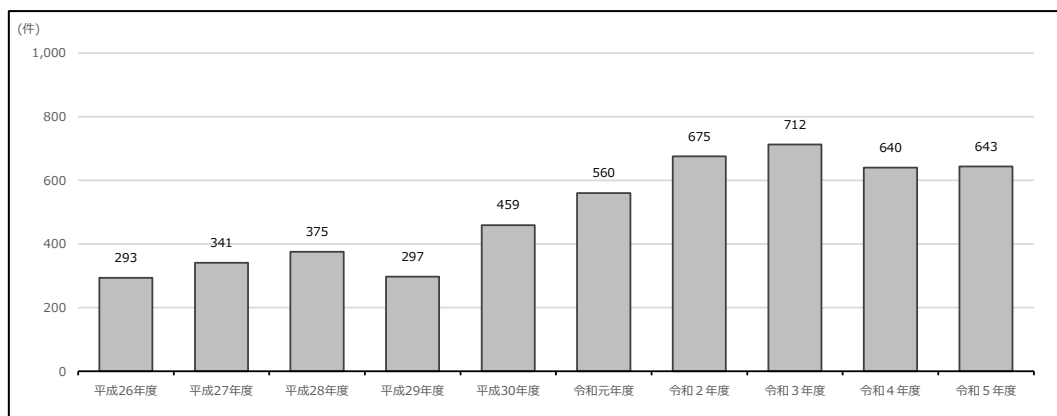
また、保健センターでは母子保健の観点から、男女共同参画推進センターでは DV（配偶者暴力）の観点から、各種事業や相談業務を実施しています。

児童虐待に関する相談は、依然として多く寄せられ、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化しているため、児童相談所、警察署、医師会、庁内関係部署等の関係機関や地域との連携を強化し、迅速かつ適切な対応が求められています。加えて、児童虐待防止センター事業の安定的な運営と相談体制の強化を図る必要があります。さらに児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行する必要があります。

また、東京都は、国の児童相談所の配置基準等を踏まえ、令和5年3月に多摩地域児童相談所配置計画を作成しました。市を管轄する多摩児童相談所に変更はありませんが、管轄人口82万人と多摩地域最大規模となります。このことを受け、児童虐待相談など複雑化する相談に迅速かつ的確に対応するため、市内にサテライトオフィスを設置できるよう、東京都及び多摩児童相談所と連携した取組を推進する必要があります。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）について、介護が長期にわたったり、責任や負担の重さにより心身の発達や友人等との人間関係の構築に支障をきたしたり、進路選択に制約をもたらすケースがあることが課題であると捉えられています。そのため、ヤングケアラー本人が望む学業や社会参加等を制限されることなく継続できるよう、個々の状況に応じた支援に取り組んでいく必要があります。

■ 虐待に関する相談件数の推移 ■



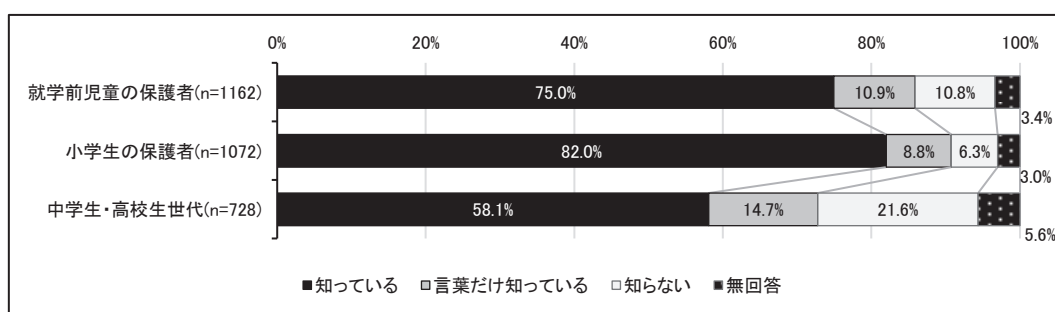
（資料）「調布市事務報告書」

■児童虐待に関する認知状況■

(%)	知っている	知らない	無回答	n
児童虐待防止法	74.9	21.0	4.1	1162
児童虐待発見時の通報先	47.2	48.5	4.2	1162
虐待に関する相談機関	48.9	47.0	4.1	1162

(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■ヤングケアラーという言葉を知っているか■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者），
子ども・若者支援に関するニーズ調査（中学生・高校生世代）

CHECK ヤングケアラーとは？

「ヤングケアラー」とは、下記のような、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
ヤングケアラーの支援対象は、概ね 30 歳未満の者を中心としています。



(資料) 令和 6 年 3 月 15 日 こども家庭庁全国こども政策主管課長会議

「(資料 15) こども家庭庁【支援局虐待防止対策課】」

CHECK

ヤングケアラーの声

市内に住む大学生で、認知症の祖父を含め家族5人で暮らしており、10年前に祖父の認知症の症状が進行し、10歳頃から介護に参加しています。現在も介護は続いており、長い経験の中で、どんな気持ちで、どのように関わってきたのか、お話を伺いました。

Q. 具体的にどのように介護に関わってきましたか？

家族の中で、ローテーションで役割を分担し、私は、例えば洗濯などの力仕事を中心に担ってきました。そのほか祖父の介助などを行っています。家族の目が祖父に行き届いていない時には、柔軟に対応することが必要ですので、様々なことを幅広く行っています。

Q. 辛いと感じることはありますか？

祖父とずっと一緒に暮らしているので、認知症の進行が目に見えて分かることです。いろんなことを徐々に忘れていくので、小学生の頃は私の名前を呼んでくれましたが、今は名前も分からなくなっている状況がとても辛いですね。

Q. 支援の手を差し伸べるためにできることは何だと思えますか？

家に突然来られて「ヤングケアラーの方ですよ」と聞かれても受け入れられないと思います。自分から相談に行ったからこそ、すべてが肯定的に捉えられたのだと思いました。困っている事に自ら気づき、他からの支援を受け入れられるような方法を、私自身これからも考え続けていきたいと思っています。

Q. 大人に伝えたいことはありますか？

ヤングケアラーの中にもいろんな人がいて、軽度であれば、その人がヤングケアラーだと誰も分からないと思います。

だからこそヤングケアラーという概念を、世間がもうちょっと広く受け止めてくれたら良いなと思います。

施策の方向

- 児童虐待の早期発見、早期対応のため、継続的な支援を行うとともに、児童虐待防止のための体制整備、機能強化を図るとともに、虐待の予防に努めます。
- 支援を必要とする児童に適切な対応ができるよう、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに、社会的養護が必要な子ども・若者に対しては、社会的孤立を防ぎ、社会的自立を支援します。
- ヤングケアラーに関する正しい理解と社会的認知度の向上を図るとともに、福祉、介護、医療、教育などの関係機関や民間団体や地域等と連携し、ヤングケアラーの実態把握、早期発見、早期支援を図ります。

■ 主な事業・取組

4-3-1 児童虐待防止センター事業の推進（施策 4-1 関連）（子ども家庭センター）

子ども家庭支援センターすこやか内に設置した、児童虐待防止センターにおいて、市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用し、虐待を防止するとともに、子育てに不安を持つ親子を積極的に支援します。

また、児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行います。

- 児童虐待防止センターの運営

4-3-2 要保護児童に関する関係機関との連携（子ども家庭センター）

要保護児童等への適切な支援を図るため、情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関である代表者による会議、実務者による会議のほか、個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか、当該協議会の枠組みを通じ、関係者間で積極的な情報共有を行います。

- 要保護児童対策地域協議会の開催

4-3-3 児童虐待防止に係る普及啓発（子ども家庭センター）

児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、子どもの権利の尊重の周知とともに児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。秋のこどもまんなか月間である 11 月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。

- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施
- ◎ 秋のこどもまんなか月間に合わせた広報

4-3-4 里親制度の普及（子ども家庭センター）

里親体験による発表会を東京都と合同で開催し、様々な事情から家庭で暮らすことのできない子どもと、養子縁組を目的とせず一定期間養育する里親制度の普及を図ります。

- 養育家庭体験発表会の開催

4-3-5 児童養護施設退所者への支援（子ども政策課）

市内の児童養護施設と連携し、養護施設退所者等に住居を借り上げ、一定期間提供するとともに、就労、学業、日常生活等の支援及び相談等の援助を実施します。

また、経済的に支援を必要とする養護施設を退所した大学等在学者に対して給付金を支給することで、当該大学等在学者の生活の安定を図ります。

- 児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）の実施
- 大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業の実施

4-3-6 養育支援（子ども家庭センター）

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、児童虐待の発生を予防するとともに、家庭における安定した児童の養育が可能となるよう、保護者の養育能力を向上させるための相談支援や、負担軽減のための育児・家事援助等を行います。

- 養育支援訪問事業の実施
- ◎ 子育て世帯訪問支援事業の実施

4-3-7 ヤングケアラーへの支援（施策 4-1 関連）（子ども家庭センター）

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）の負担軽減に向けて、継続した周知啓発を行うほか、ヤングケアラー・コーディネーターを中心に、子ども家庭支援センターすこやかとともに、教育・福祉・子ども分野の公的機関のほか、市内の民間団体とも連携した実態の把握や支援に取り組みます。

- ◎ ヤングケアラーの周知啓発
- ◎ ヤングケアラー・コーディネーターの配置

4-3-8 母子・女性の緊急保護・支援（子ども育成課、生活福祉課）

居所を失うなど緊急に保護を要する母子又は女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。

- 母子・女性緊急一時保護事業の実施
- 生活保護法による支援

4-3-9 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発（施策 1-1 関連）（子ども政策課）

調布市子ども条例及び子どもの権利について、様々な媒体や手法を用いて子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発を行います。

- 「みんな なかよし！」をテーマに小学生から絵を募集、ごみ収集事業者と連携した子どもの見守り、「いじめや虐待のないまち宣言」及び調布市子ども条例普及啓発事業
- ◎ 調布市子ども条例及び子どもの権利に関するリーフレット作成、出前講座の実施
- ◎ 春のこどもまんなか月間に合わせた広報

4-3-10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策 2-2 関連）（子ども家庭センター）

児童福祉法の改正に基づき、現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている「健康推進課」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。

また、予防的支援推進とうきょうモデル事業（令和6年度で終了）について、妊娠期から積極的な訪問や必要な支援を行うことにより、出産後も保護者が安心して子育てができていることから、取組の本格実施を検討し、支援体制の強化を図ります。

- ◎ こども家庭センターへの移行・運営
- ◎ 妊娠期からのパートナーシップ事業の実施（予防的支援推進とうきょうモデル事業の本格実施）

4-3-11 育児の不安や困難への相談支援（施策 2-3 関連）（子ども家庭センター）

育児不安や育児困難を抱えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。

- 親子のメンタルケア相談の実施

4-3-12 いじめ・虐待の防止と対応（施策 4-1 関連）（指導室，子ども家庭センター）

いじめ，虐待については，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や子どもを守る地域ネットワーク，子ども家庭支援センターすこやかや児童虐待防止センターとの連携を通じて，未然防止，早期発見，早期対応等を行います。

- スクールカウンセラーによる小学校 5 年及び中学校 1 年の全児童・生徒面談を実施
- スクールソーシャルワーカーの相談・支援，全校配置の体制構築
- 児童虐待防止センター事業の推進

4-3-13 DV 等への相談・支援（多様性社会・男女共同参画推進課）

DV 等女性が抱える様々な悩みについて，相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう，面接・電話による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等，関係機関と連携を図りながら支援します。

また，11 月 12 日～25 日「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府男女共同参画推進本部）にちなみ，DV についての講演会・講座等を開催し，女性に対する暴力の根絶に取り組みます。

- 女性の生きかた相談の実施
- 女性のためのヘルスケア相談の実施
- DV についての講演会・出前講座の実施
- パープルリボンプロジェクト in ちょうふの実施

基本施策 4-4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

「令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査」の結果によると、ひとり親家庭においては、不安・心配なこととして生活費や教育費の回答が高い割合を占めています。また、経済的な理由から電話・電気・水道・ガス・家賃のライフラインが未払いとなった経験が「ある」と答えた回答者のうち、電話・電気・ガス・家賃を未払いになったのは約4割、また、保護者が食事回数や量を減らしたと回答した人は、回答者のうち3割を超える結果となりました。

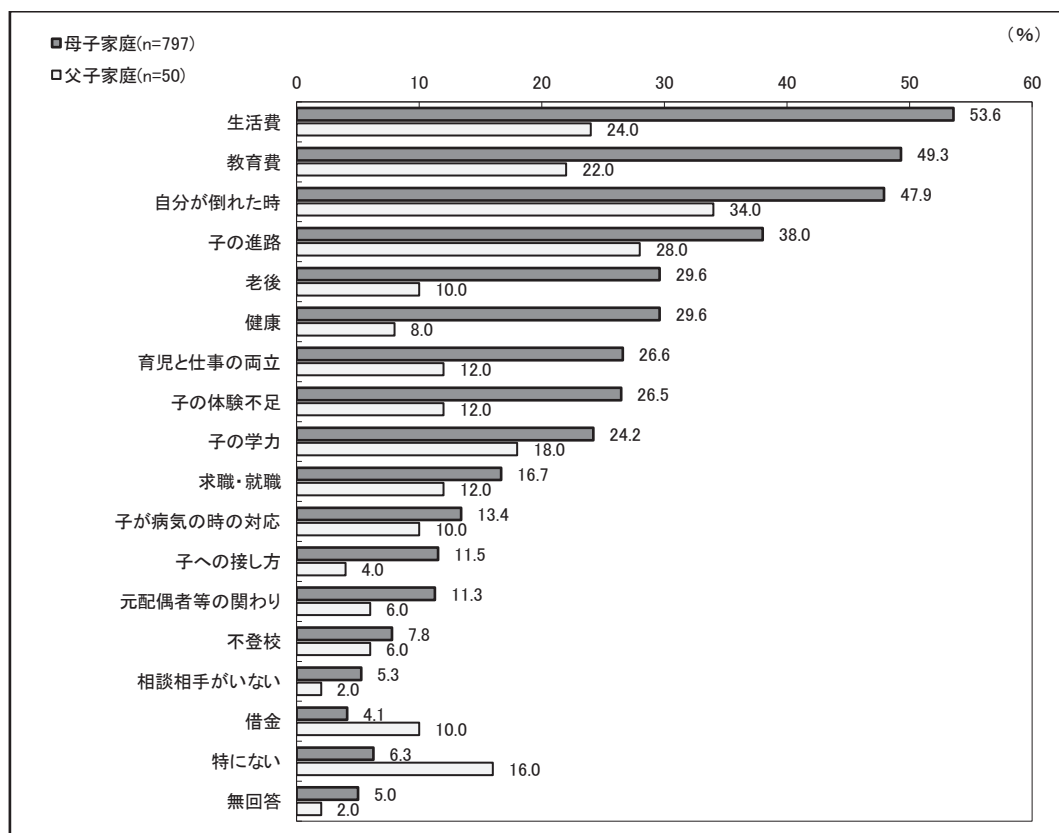
ひとり親家庭の置かれている生活実態や就業状況等に目を向けると、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することが見受けられます。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むとともに、子どもに届く生活・学習支援を進めることが求められています。

ひとり親家庭の抱えている困難は、多くが複雑に重なり合っています。

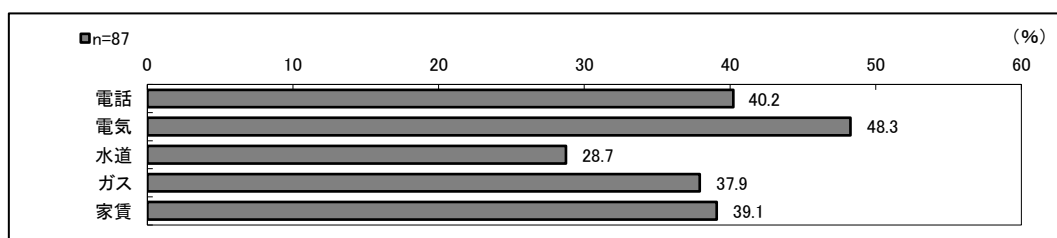
調布市子ども条例第6条第3項では、「市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。」としており、関係機関が連携して総合的な支援を行っていく必要があります。

■ひとり親家庭の不安・心配なこと■



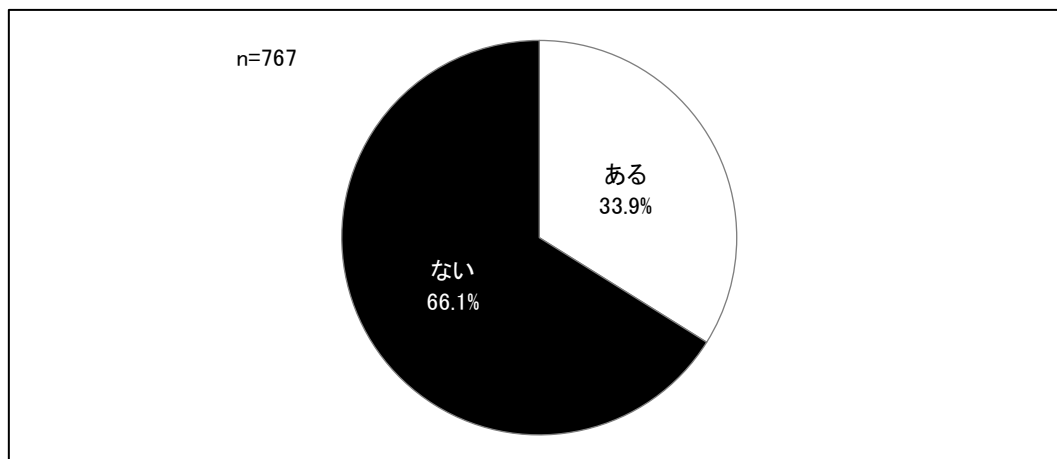
(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

■ ライフラインの未払い ■



(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

■ 親の食事を減らしたこと ■



(資料) 令和5年度調布市ひとり親家庭等アンケート調査

施策の方向

- ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化します。
- 複雑化・多様化する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。
- 保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。
- ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、保護者の就業・修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

主な事業・取組

4-4-1 子育て支援サービスに係る相談支援（子ども育成課）

ひとり親家庭、ひとり親家庭の20歳未満の子ども、ひとり親家庭となることが想定される親及びその関係者に対し、日常生活や育児等に関する様々な相談、子育てサービスに関する情報提供を行います。

- 子育て支援サービス相談員の配置

4-4-2 ひとり親家庭の就労支援（子ども育成課）

保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

また、個々の状況に合わせた自立支援プログラムを作成し、育児と就労の両立を支援します。

- 母子・父子就労支援専門員の配置
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

4-4-3 ひとり親家庭の自立支援（子ども育成課）

ひとり親家庭の日常生活や育児、就労、子どもの学習や進路等に関する複雑化・多様化する相談内容に対応するため、個々の事情に合わせた相談に応じるとともに、他機関との連携や、支援員による訪問等自立に向けた総合的な支援を行います。また、就労に結びつきやすい資格を取得するため修学する際、給付金の支給により、資格取得を目指す間の学費や生活の負担の軽減を図ります。

- 母子・父子自立支援員の配置
- ひとり親家庭相談窓口強化事業の実施
- 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）支給

4-4-4 ひとり親家庭への生活支援（子ども育成課）

ひとり親家庭等が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、保護者の就業・修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、支援員を派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

- ひとり親家庭ホームヘルプサービス（ホームヘルパーの派遣）の実施

4-4-5 子どもの学習・相談支援（施策4-5 関連）（子ども育成課、生活福祉課）

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが経済的困窮により教育の機会に恵まれず、進学や就職を諦めてしまうことがないように学習・相談支援を行います。

また、高校進学に向けた学習及び学習習慣獲得のための支援を行うとともに、子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行い、進学や高校中退者・無業の若者の学び直しや就労につなげていくための支援を総合的にを行います。

その他、高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、給付金を支給し、生活の負担の軽減を図ります。

- 調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ）の実施
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金の支給
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金の支給
- ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金の支給

4-4-6 養育費の確保に向けた支援（子ども育成課）

離婚協議前後の父母等に対し、親子交流・養育費の取決め方や、養育費の請求に関する相談支援を行います。

また、養育費に関する公正証書等の作成支援を通じて離婚後のひとり親が子どもを養育するために必要な費用を確保することで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

- ◎ 養育費確保支援事業の実施
- ◎ ひとり親家庭夏季集中相談の実施

4-4-7 母子生活支援施設による支援（子ども育成課）

ひとり親家庭の母が子どもを育てていくにあたり、家庭の事情、疾病、就業等により生活援助が必要となった際に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、住まい・就業の支援や、親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。

- 母子生活支援施設を活用した支援

4-4-8 ひとり親家庭の実態把握（子ども育成課）

ひとり親家庭の現状とニーズを把握し、今後のひとり親家庭に対する支援に役立てるため、アンケート調査を実施し、ひとり親家庭に対する福祉施策の充実に向けた基礎資料とし、新たな支援策の展開につなげていきます。

- 「ひとり親家庭等アンケート調査」の実施

4-4-9 ひとり親家庭等医療費の助成（子ども育成課）

ひとり親家庭等の要件に該当する母、父又は養育者及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は、20 歳未満まで）の児童に、医療費の自己負担分（課税世帯は、自己負担分の一部）を助成します。

- ひとり親家庭等医療費助成（生活保護受給者、健康保険未加入者は対象外、所得制限あり）

4-4-10 ひとり親家庭への手当（子ども育成課）

ひとり親家庭等の生活の安定に寄与するとともに、子どもの健やかな成長に資するため、児童を養育している父又は母等に、各種手当を支給します。

- 児童扶養手当の支給（18 歳に達した年度末日までの児童（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで））
- 児童育成手当（育成手当）の支給（18 歳に達した年度末日までの児童）

CHECK

調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)とは？

学校・仕事・家庭生活(ひきこもり等)などの困りごとについて相談に応じるとともに、様々な事情により進学や就職をあきらめてしまうことがないよう、学習支援や居場所の提供を行い、進学や自立に向けたサポートをすることを目的として、平成27年度から調布市社会福祉協議会に委託して実施しています。

相談

概ね中学生以上の子ども・若者及びその家族について、電話・訪問等での相談に応じ、必要な支援機関への紹介等も含め、課題解決に向けた支援を行います。



居場所

概ね15歳以上の子ども・若者について、自宅や学校、職場でもない、ゆったり過ごすことができる居場所を提供しています。自由に参加することができる調理・手芸・スポーツなどのプログラムもあり、スタッフや他の利用者と交流することもできます。



学習支援

児童扶養手当や就学援助等を受給している家庭の中学生を対象に、学習コーディネーターの助言のもと学生ボランティアによるマンツーマンの学習支援です。高校進学に向けた学習および学習習慣を身に着けるためのサポートを行います。



基本施策 4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策

現状と課題

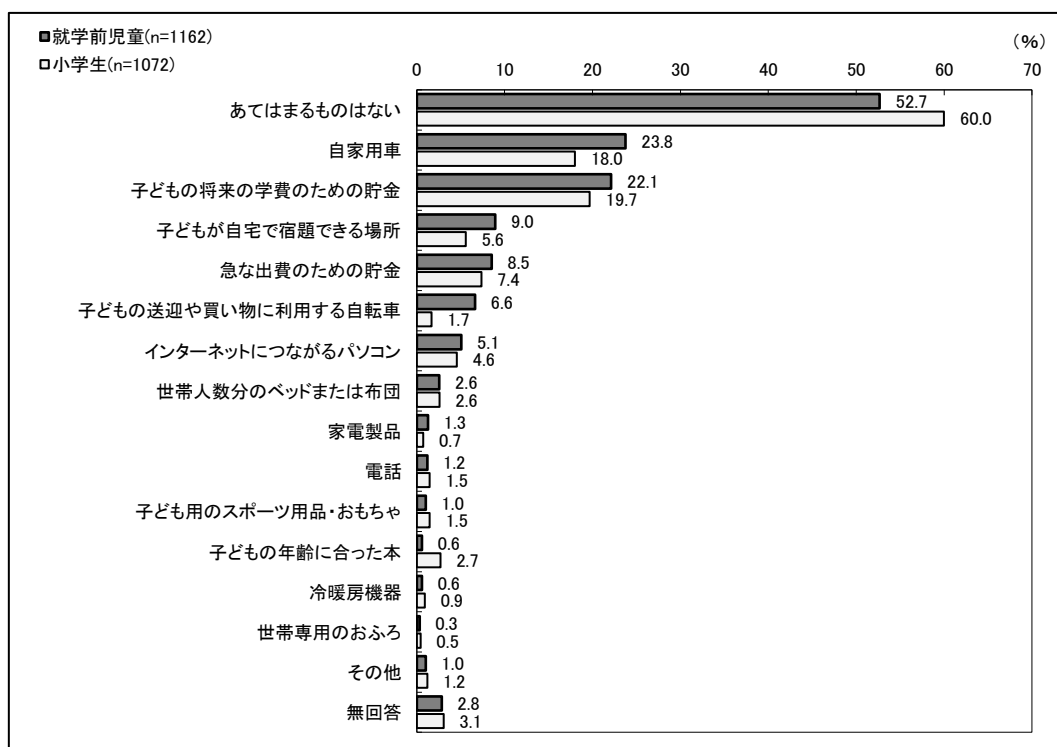
令和6年6月、「こどもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立しました。これにより、法律の名称も「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、「子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと」、「子どもが多様な体験の機会を得られないこと」など、貧困によって生じる具体的な課題が示されたほか、「子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう」と法律の目的が明確化されました。

市においては、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（令和5年）で、経済的理由のために「子どもの将来のための貯金」がないと回答した割合は、就学前児童の保護者では全体の22.1%、小学生の保護者では全体の19.7%にのぼっています。

その他、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに1割以上が経済的な理由により「衣類の購入」を見送ったことがあると回答しています。

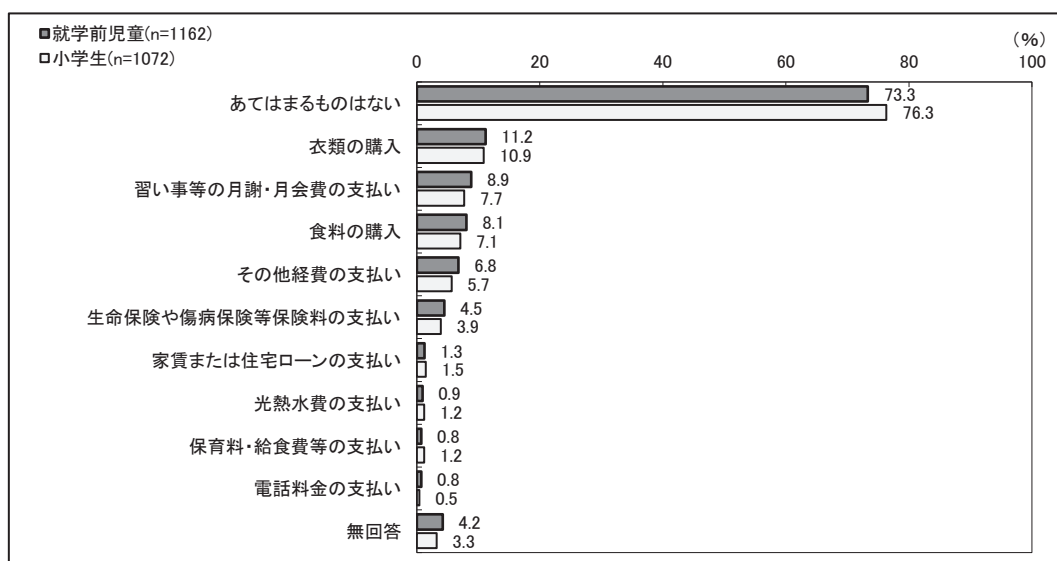
子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが求められます。

■経済的理由のために世帯で持っていないもの■



（資料）子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）

■この1年で経済的理由のために見送ったもの■



(資料) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童の保護者・小学生の保護者)

CHECK

若者の声

Q. どうしたら必要な人に支援が届けられるか？



子ども一人では、自分の境遇を客観視して支援が必要な状況だという判断をつけるのは難しいので、職員や大人が支援について知り、支援が必要と感じれば、情報を子どもや保護者に伝えられると思う。



行政が地域とつながっていることが重要。そうすれば、地域の方などが、必要な人に支援の情報を届けてくれたりするかもしれない。



媒体問わず、いつでも何でも相談してほしいというメッセージ発信がほしい。部屋の雰囲気や相談員がどんな人なのか、利用できる支援が分かると安心する。



人によって利用しやすい方法は異なるので、相談する場合、電話・メール・来所など、多様な方法があるとよい。

施策の方向

- 貧困の状況にある子ども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進めます。
- 家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべての子どもが、将来の夢や希望を持ち、挑戦できるよう、貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生、大学生等への支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、これらの修学支援が必要な世帯に利用されるよう、周知等に取り組めます。
- ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押し、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートを強化します。
- 保護者の就労支援において、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を進めます。
- ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化するほか、各種手当や給付金、医療費助成等の経済的な支援を実施します。
- 複雑化・多様化する児童相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携はもとより、相談員の対応力の向上を図ります。
- 保護者の就労と暮らしの安定に向け、就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。
- 子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

主な事業・取組

4-5-1 乳幼児期の支援（子ども家庭センター）

経済的理由のある妊産婦，乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。

また，適切な栄養の摂取が困難な母子に対し，粉ミルクを支給します。

- 妊産婦・乳幼児保健指導票交付
- 母子栄養強化乳製品支給扶助

4-5-2 幼児教育・保育の利用料負担軽減（施策 2-4 関連）（保育課）

市民税非課税の子育て世帯の幼児教育・保育に係る利用料の保護者負担軽減を図ります。

- 市民税非課税世帯の幼児教育・保育に係る利用料無償化又は補助
- 延長保育料の減免

4-5-3 子どもの学習・相談支援（施策 4-4 関連）（子ども育成課，生活福祉課，児童青少年課）

ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもたちが経済的困窮により教育の機会に恵まれず，進学や就職を諦めてしまうことがないように学習・相談支援を行います。

また，高校進学に向けた学習及び学習習慣獲得のための支援を行うとともに，子ども・若者に対して学習支援や居場所の提供を行い，進学や高校中退者・無業の若者の学び直しや就労につなげていくための支援を総合的に行います。

その他，高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子どもが，より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため，給付金を支給し，生活の負担の軽減を図ります。

- 調布市子ども・若者総合支援事業(ここあ)の実施
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金の支給
- ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金の支給
- ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金の支給

4-5-4 教育費の負担軽減（学務課）

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して，教育費の一部を援助し，負担軽減を図ります。

- 就学援助の実施

4-5-5 子どもの食の確保の支援（子ども政策課，文化生涯学習課）

貧困の状況にある子どもやひとり親家庭等を含めた経済的に困窮している者の食品アクセス確保を図るため，食の支援や地域交流ができるような体制づくりを推進します。

- ◎ 子ども食堂やフードバンク等を行う団体への運営費の補助
- ◎ 子ども食堂等マップの更新
- フードドライブの実施

4-5-6 各種貸付制度等による支援（子ども育成課、福祉総務課（調布市社会福祉協議会）、生活福祉課）

子どもの進学や自立、家庭の就労や自立等のための資金の貸付や各種制度の周知を行います。

- 子ども育成課で実施している貸付
母子・父子福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金等）、女性福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金・転宅資金等）
- 福祉総務課・調布市社会福祉協議会で実施している貸付
受験生チャレンジ支援貸付、教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、総合支援資金の貸付（生活支援費・一時生活再建費・住宅入居費）、生活福祉資金の貸付
- 生活福祉課で実施している貸付
緊急援護資金貸付
- その他の制度等
JR 通勤定期乗車券の割引、都営交通機関の無料パスの交付、上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免

4-5-7 子育て家庭への生活保護による支援（生活福祉課）

小・中学生を対象に、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等を、高校生を対象に、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給するとともに、小・中・高校生を対象とした通塾代、大学等受験費用、進学・就職準備金等を支給します。

また、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行うとともに、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します。

- 生活保護（小・中学生向け）による支援
- 生活保護（高校生向け）による支援
- 生活保護（次世代育成支援プログラム他）による支援
- 生活保護（ケースワーカーによる生活相談・支援）による支援
- 生活保護（生活費等の法内援護）（現物給付含む）による支援

4-5-8 生活困窮者の支援（生活福祉課）

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するために、ワンストップ型の相談窓口「調布ライフサポート」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。

- 自立相談支援事業の実施
- 就労準備支援事業の実施
- 家計改善支援事業の実施

4-5-9 就労に向けた支援（子ども育成課，児童青少年課，生活福祉課，産業振興課，多様性社会・男女共同参画推進課）

子ども・若者総合支援事業（ここあ）において，生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により，進学や就職をあきらめてしまうことがないよう就労に関する相談支援を行うとともに，ちようふ若者サポートステーションなどの関係機関の紹介や情報提供を行います。

また，雇用と福祉の一体的支援事業の一環として，調布市庁舎内にハローワーク窓口を常設し，生活保護受給者をはじめ，生活困窮者，児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。加えて，就労意欲や心身の健康状態により，就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起，支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓，求人情報の提供や面接支援，面接同行，職場定着サポート等の就労支援を行います。

更に，調布国領しごと情報広場において，様々な求人情報や職業相談，職業紹介をはじめ，ハローワーク府中と連携したセミナーや面接会の開催，「マザーズコーナー」においては保育付き就労セミナーの共催や，就職活動用スーツの貸出などを行います。

その他，「女性のための仕事&生活サポート相談」などの面接相談，さらに女性のキャリア形成をテーマとしたグループ相談など，女性の就労に関する相談を実施するとともに，女性の多種多様な相談に対応し，ケースワーカー，母子・父子就労支援専門員等が各関係機関と連携を図りながら自立に向けた就労支援を行います。

- 子ども・若者総合支援事業（ここあ）における相談支援
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施
- 調布国領しごと情報広場及びマザーズコーナーにおける就労支援の実施
- 調布市就職サポート事業の実施
- 女性に向けた就労支援事業の実施
- 調布市母子・父子就労支援事業の実施

4-5-10 住まいに関する相談・支援（住宅課，生活福祉課）

子育て家庭などの様々な事情により住まいにお困りの方を対象に，調布市居住支援協議会の相談員が相談者の状況をうかがいながら，適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス，行政支援などにつなげます。

また，市内の民間賃貸住宅へ転居する際に，協力不動産事業者等の仲介を利用した場合に，その仲介手数料を一部助成や，保証人となる方がいないことにより転居先の確保が困難となっている方に対し，協力不動産事業者等を通じ，民間保証会社を利用した際の保証料を一部助成します。

更に，離職等により経済的に困窮し，住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し，家賃相当額（上限あり）を求職活動中有期で支給します。

- 住まいぬくもり相談室の実施
- 住まいぬくもり支援制度（民間賃貸住宅仲介支援支援事業，民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業）による支援
- 住居確保給付金の支給



30 以上の子ども食堂等を実施する団体等が市内各所で活動しています。

地域の子どもやその保護者へ食事や地域交流の場を提供していたり、様々な理由で十分な食事を取ることができない、生活に困っている状況の人々に食品等を届けることで各家庭が安定した食事の機会を確保できるように支援しています。



👉 子ども食堂とは？

地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、無料又は安価で食事を取りながら、相互に交流を行える場です。

👉 フードドライブとは？

必要とする相手先(地域の福祉団体・施設、フードバンク等の団体・個人)に食品を配布する予定を踏まえて、主に家庭で余っている食品等を「集める(集めたらすぐ配る)」活動です。

👉 フードバンクとは？

企業からの寄贈やフードドライブなどで家庭から寄贈された食品等を「集め」、必要な時に子ども食堂や福祉団体・施設、子どものいる家庭へ宅配、郵送等により、食品等を配布できるようにすることを目的として、食品等を「備蓄しておく」活動です。

👉 フードパントリーとは？

生活困窮者やひとり親家庭など、様々な理由で食品等を必要としている、生活に困っている状況の人々に食品等を「配る(提供する)」活動(場所・イベント)です。

第6章 計画の 推進に向けて

1. 計画の推進

計画の推進にあたっては、子育て家庭、事業者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また、庁内関係各課や、その他の機関、国、東京都、近隣市と連携しながら、計画を推進します。

2. 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 目標値と評価指標

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、調布市子ども・子育て会議において、進捗状況を継続的に点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

(2) 進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため、調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても、国や東京都の動向、市の現況や計画に基づく施策の実施状況等により、計画の見直しが必要な場合には、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

第7章 資料編

1. 調布市子ども条例

平成 17 年 3 月 23 日

条例第 2 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 人権の尊重（第 4 条）

第 3 章 子どもとその家庭への支援（第 5 条－第 12 条）

第 4 章 協働の取組（第 13 条－第 17 条）

第 5 章 計画の推進（第 18 条・第 19 条）

第 6 章 雑則（第 20 条－第 22 条）

附則

前文（抜粋）

子どもは、
個性が認められ、自分らしく
生きる権利と尊厳を持ったか
けがえのない存在です。

私たちの願いは、
子どもが、家庭や地域のぬくも
りと恵まれた自然の中で、夢と
希望を持ちながらいきいきと
育つことです。

そのために、
私たちは、人が生まれながら
にして持っている基本的人権
を尊重し、子どもの健やかな
成長のために、家庭、学校等、
地域、事業主及び市は、協働
して子どもの支援に取り組み
ます。

私たちは、
子どもが幸福に暮らすこと
ができるまちづくりを進め
ることを決意し、安心して子
どもを産み、育てることがで
きるまちを目指すことを
宣言します。

子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っている。

私たちの願いは、子どもが、家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で、安全かつ快適にのびのびと遊び、学び、夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために、私たちは、日本国憲法をはじめとして、世界人権宣言、児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで、未来の調布をつくり、平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは、子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し、子どもの育ちや子育てを楽しむことができ、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが夢を持ちながら、いきいきと育ち、自立することができるまちづくりを推進し、子どもが健やかに育つことを目的とする。

（子どもの定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の市民をいう。

（基本理念）

第3条 子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に向け、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して取り組むものとする。

第2章 人権の尊重

（人権の尊重）

第4条 大人及び子どもは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第3章 子どもとその家庭への支援

(子どもの健康の保持増進)

第5条 市は、子どもの心身の健康の保持増進を図るため、健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

2 市は、母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(保護を要する子ども等への支援)

第6条 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

2 市は、すべての人が、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに、通告をしやすい環境を整備するものとする。

3 市は、ひとり親家庭等の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

4 市は、障害児の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもの生活の安全確保)

第7条 市は、子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、飲酒、喫煙、薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し、その飲用又は使用を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、子どもがいじめに遭うことを防止するとともに、いじめをしないことの教育について、総合的な施策を推進するものとする。

5 市は、犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について、総合的な施策を推進するものとする。

6 市は、子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに、加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について、総合的な施策を推進するものとする。

7 市は、前各項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関との連携を図り、協力体制を構築するものとする。

(子どもにやさしいまちづくりの推進)

第8条 市は、子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ、安全に安心して過ごすことができ、子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め、ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

2 市は、子どもとその家庭の住環境の整備、子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備、施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

（子育て家庭への支援）

第9条 市は、保護者の多様な就労形態に対応するとともに、積極的な社会参加を支援するため、仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

2 市は、在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

3 市は、保育所、学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう、積極的にその対策を講ずるものとする。

4 市は、保育の需要を的確に把握し、多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

（子どもの相談体制の充実）

第10条 市は、子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り、子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより、子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

（地域の資源の活用）

第11条 市及び大人は、地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり、人間関係を豊かにする場であることに配慮し、子どもが安心して遊び、活動することができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより、地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第12条 市は、子どもが、社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加をする機会を拡充し、子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

2 市及び大人は、個性を伸ばし、人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し、積極的な支援を行うとともに、子どもがその活動に参加し、体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第4章 協働の取組

（家庭の役割）

第13条 家庭は、子どもが育ち、人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し、子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

2 家庭は、子どもが、基本的な生活習慣、社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに、豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

（学校等の役割）

第14条 学校等は、集団生活をととして、社会性、基礎学力、考える力、創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに、子どもが自ら学び、遊び、夢を持って将来への可能性を開いていくために、家庭、地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

2 学校等は、積極的に教育活動等の内容を公表し、地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに、人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

- 3 学校等は、子どもに対し、家庭を築くこと、子どもを育てること等に関する教育、啓発、情報提供等の取組を推進するものとする。

(地域の役割)

第 15 条 大人は、子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ、子どもの支援に積極的にかかわり、地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

- 2 大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めなければならない。

- 3 大人及び子どもは、体罰を加え、又は暴力を振るってはならない。

- 4 大人は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の定めるところにより、速やかに通告しなければならない。

(事業主の役割)

第 16 条 事業主は、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに、学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 子どもを雇用している事業主は、その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

(市の役割)

第 17 条 市は、常に子どもの最善の利益に配慮し、一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに、差別、暴力その他の人権侵害から守られるよう、子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

- 2 市は、家庭、学校等、地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について、相互の連携を図り、総合的な調整を行うことにより、協力体制を構築するものとする。

- 3 市は、前項の規定による調整に当たっては、必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第 5 章 計画の推進

(行動計画の策定等)

第 18 条 市は、子どもとその家庭への支援を推進するため、その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 2 市は、行動計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに、その実施に当たっては、市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

- 3 市は、行動計画を効果的に推進するため、その評価を行い、必要に応じて改定を行うものとする。

(ネットワークの構築)

第 19 条 市は、行動計画を総合的に推進するため、関係機関との連絡調整を図り、子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第6章 雑則

(広報)

第20条 市は、この条例の定める理念及び内容について、市民の理解を深めるよう、広報活動により広く周知を図るものとする。

(意見の反映)

第21条 市は、子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2. 「子ども 夢 すこやか まちづくり」 ～ いじめや虐待のないまち宣言 ～

「調布市子ども条例」の理念に基づき平成19年5月5日に東京都内自治体ではじめてとなる「いじめや虐待のないまち宣言」をしました。

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子どもが夢と希望を持って健やかに育つことは市民共通の願いです。

しかし近年、全国的にみて子どもに関わるいじめや虐待が大きな社会問題となっています。とくに、子どもの尊い命が失われる痛ましい事件は、極めて深刻な憂慮すべき問題です。こうしたことは、いつでも、どこでも起こりうることを自覚すると同時に、これを未然に防ぐため、すべての大人が子どもたちを見守っていかなければなりません。

大人も子どもも一緒になって、いじめや虐待は絶対にいけない、絶対に許さないという強い心を持ち、家庭や学校等、地域で子どもを見守ることが大事です。そして、大人は、その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもから信頼されるよう自らを省み、子どもの模範となるよう努めることが大切です。

調布市は、家庭、学校等、地域、事業主と協働し、関係機関とも力を合わせ、いじめや虐待をなくし、子どもたちがあたたかい人間関係を育み、夢を持って健やかに育つことができるまちづくりをより一層進めていくことを宣言します。

平成19年5月5日

調 布 市

3. 第3期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス

(1) 令和5年度及び令和6年度調布市子ども・子育て会議委員名簿

委員 20 人

(敬称略, 順不同)

	役職	氏名
会長	学識経験者（白百合女子大学 教授）	高橋 貴志
委員	調布市民生児童委員協議会	土方 康全
委員	調布市保育園協会	小林 弘一
委員	調布私立幼稚園協会	金子 剛
委員	調布市私立幼稚園 PTA 連合会	八幡 美貴（令和5年度） 岩永 響太郎（令和6年度）
委員	NPO 法人調布心身障害児・者親の会	内藤 英子
委員	調布市公立小学校長会	秋國 光宏
委員	調布市公立中学校長会	佐藤 政彦（令和5年度） 馬場 誠（令和6年度）
委員	調布市教育委員会指導室	伊藤 聖子
委員	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	大石 ひとみ
委員	調布市公立学校 PTA 連合会	水野 勇太（令和5年度） 塚松 美穂（令和6年度）
委員	東京都多摩児童相談所	矢崎 新士
委員	調布市認証保育所事業者連絡会	行足 郁子（令和5年度） 湯浅 あかね（令和6年度）
委員	民間学童クラブ施設長	中満 美由起
委員	公募市民	新井 宗弘
委員	公募市民	仲田 恵
委員	公募市民	林 飛鳥（令和5年度） 五十嵐 耕大（令和6年度）
委員	公募市民	丹後 遼（令和5年度） 八幡 美貴（令和6年度）
委員	公募市民（大学生）	三芳 綾菫（令和5年度） 青木 香穂（令和6年度）
委員	公募市民（大学生）	村上 紗弥花（令和5年度） 西脇 ゆい（令和6年度）

(2) 第3期調布っ子すこやかプランの策定プロセス

会議開催回数 全13回
 令和5年度 7回
 令和6年度 6回

令和5年度

開催(実施)日	開催(実施)事項	主な内容
令和5年 7月18日	第1回子ども・子育て会議 第1回調布市次世代育成支援協議会	○ 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけについて ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要について ○ こども等からの意見聴取の概要について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定に向けた委員アンケート ○ 令和5年4月1日保育園待機児童数状況について ○ 令和5年4月1日学童クラブ在籍児童数等の状況及び施設整備について
8月25日	第2回子ども・子育て会議 第2回調布市次世代育成支援協議会	○ 第2期調布っ子すこやかプラン令和4年度実績報告(案)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について ○ (仮称)調布市における保育の質ガイドラインの策定について
9月27日	第3回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学児童)について
10月30日	第4回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学児童)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(大学生世代から39歳まで)について
11月22日	第5回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童の保護者)について ○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(小学生の保護者)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(高校卒業世代から39歳まで)について

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和6年 1月17日	第6回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプランについて ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査(中学生・高校生世代)について ○ 子ども・若者等からの意見聴取・意見反映検討について
3月22日	第7回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ○ 調布市子ども・若者支援に関するニーズ調査の結果について ○ 令和6年度保育所等入所申込み状況について ○ 令和6年度学童クラブ入会申請の状況について

令和6年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
令和6年 6月24日	第1回子ども・子育て会議	○ 調布市子ども・子育て会議について ○ 会長・副会長の選出について ○ 令和6年度の会議開催予定について ○ 第3期調布っ子すこやかプランの位置づけ及び第3期調布っ子すこやかプラン策定までのスケジュールについて ○ 令和6年度保育園待機児童状況について ○ 令和6年度学童クラブ在籍児童数等の状況について
7月26日	第2回子ども・子育て会議	○ 認可保育園の保育料改定について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン策定に向けての市の現状・課題について(2グループ形式)
8月27日	第3回子ども・子育て会議	○ 第2期調布っ子すこやかプラン令和5年度実績報告(案)・今後の方向性について ○ 第3期調布っ子すこやかプランの基本的方向・施策体系(案)について
10月31日	第4回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン(原案)について
11月18日	第5回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン(案)について
令和7年 2月20日	第6回子ども・子育て会議	○ 第3期調布っ子すこやかプラン(案)に係るパブリック・コメント実施結果(案)について ○ 第3期調布っ子すこやかプラン(案)について ○ 調布市保育の質ガイドラインの概要について

4. 年齢別・子育て支援サービス一覧

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、多子家庭やひとり親家庭、障害のある家族のいる家庭の状況やニーズに応じた細かな支援により、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めています。

また、子育ての孤立を防ぐ取組や、妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る取組などを通じて、児童虐待防止にもつなげています。

●主な支援メニュー

令和7年度の新規・拡充事業(★は新規事業 ☆は拡充事業)

時期 ニーズ	妊娠前	妊娠期 (産前)	0ヶ月 産褥期	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月～ 5ヶ月	6ヶ月～ 11ヶ月	1歳～ 1歳5ヶ月	1歳6ヶ月 ～就学前	小学生	中学生～ 18歳
相談したい 利用したい	【各種子育て相談事業の実施】 ★こども家庭センター／保育コンシェルジュの配置／児童虐待防止センター／児童館子育てひろばでの助産師相談／ すこやか相談コーナー／児童館子育てひろば／保育園での育児相談(公立全園・私立2園) ☆子ども発達センターにおける相談(※事業の利用は生後6ヶ月～就学前まで) ☆ようこそ調布っ子サポート事業／ゆりかご調布面接／ こんにちは赤ちゃん訪問事業／母子健康手帳アプリ 多胎児家庭支援事業(移動費の補助や相談支援)										
安全な遊び 場・居場所 がほしい										あそびバ ☆学童クラブ ★みまもーニング 青少年交流館	☆子ども・若者 総合支援事業 CAPS
交流したい ・情報が欲 しい	もうすぐ ママ/パパ教室					プレイセンター／子育てひろば 親子遊びや情報交換 コロコロパンダ、にこにこパンダ、すくすくパンダなど パパひろば／地域交流事業(公立・私立保育園) 子育て講座(エンゼル大学)／Web版赤ちゃんお出かけ安心マップ／調布市子育て応援サイト「コサイト」 わくわく育児教室			就学前講座		
子どもを 預けたい						認可保育園／認証保育所 ☆多様な他者との関わりの機会創出事業 幼稚園 一時預かり(保育園) すこやか保育／病児・病後児保育 ショートステイ/ トワイライトステイ					
手伝って ほしい			育児・家事ヘルパー派遣(バイビーすこやか)			家事・育児支援サービス利用料助成 ベビシッター利用料助成 ☆産後ケア事業(デイサービス、 ショートステイ、アウトリーチ型)		ファミリー・サポート・センター事業			
保健・ 予防接種	【各種子どもの健康相談・訪問事業の実施】 未熟児訪問／こんにちは赤ちゃん訪問／健康相談(こどもの相談室・こども歯科相談室)／食事なんでも相談室／ アレルギー相談／ひろばのお医者さん・歯医者さん・栄養士さん 妊婦健診／新生児聴覚検査／乳幼児健診／発達健診／経過観察健診 多胎妊婦健診追加助成										
経済的支援	不妊治療 助成	入院助産 制度				多胎児家庭育児用品等購入費助成 児童扶養手当／児童育成手当／ひとり親家庭等医療費助成制度 出産育児一時金 母子栄養食品の支給／妊婦への現金等の給付 医療費助成制度(乳幼児、義務教育就学児、高校生世代) 出産応援 ギフト		☆バースデー サポート事業 (1歳・2歳)	☆幼稚園 保護者 負担軽減		就学援助制度
妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、子育て家庭への支援を行うとともに児童虐待防止につなげていきます											
子どもを 守りたい	発生予防・未然防止 早期発見 迅速・的確な対応 児童虐待防止センター／すこやか虐待防止ホットライン／予防的支援 養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業 ヤングケアラー支援										

5. 調布っ子すこやかプラン（市町村こども計画）の分野別計画等との関連

			調布っ子すこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組	
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども政策課 子ども家庭 センター他	いじめに 対する取組	虐待防止に 対する取組
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども・子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子育て支援 （安心して子どもを産み、 育てることができる取組）	少子化対策	いじめに 対する取組	虐待防止に 対する取組
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	1 子ども・若者が 権利の主体であることの共有・意見の 表明・参加の促進	1 調布市子ども条例や 子どもの権利の普及 啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			2 保育所における子ども の気持ちへの配慮	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			3 子どもの意見募集	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			4 意見発表の機会づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			5 子ども・若者や子育て 当事者の参画の機会づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			6 人権に関する相談・ 教育・啓発の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			7 将来の有権者理解 の促進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			8 家庭教育・交流の機会 づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	2 子ども・若者の 健やかな育成	1 児童館全館事業を通じた 体験活動の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			2 ボランティアスタッフの 活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			3 自国の伝統・文化への 理解促進等	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			4 児童の防犯意識に関する 啓発	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			5 安全確保の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			6 幼稚園・保育所・小学校 及び小学校・中学校の連携	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			7 保育所や学校における 食物アレルギー対策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			8 ICT 環境の整備・活用と 情報教育の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			9 グローバルな人材の育成 とオリンピック・パラリンピック 教育の継承・レガシーの取組	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			10 中学校における部活動の 地域資源の活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			11 地域で活躍できる人材の 養成	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			12 安全教育の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			13 食育の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			14 家庭教育への支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			15 民間協力者の確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧							いじめや虐待防止の取組	
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他		
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子育て (安心して子どもを産み、 育てることが出来る取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	3 健やかな成長の ための居場所づくり	1 親子の居場所・交流 の場づくり	●	●		●				●
			2 認可保育園・幼稚園 等における地域交流 の場づくり				●				●
			3 官民協働の居場所 づくり	●	●	●	●			●	●
			4 関係機関や地域団体 等と連携した居場所 づくりの支援		●	●	●			●	●
			5 小学生の放課後等 における居場所づくり	●	●		●				
			6 中・高校生世代の居 場所づくり		●		●			●	
			7 児童館におけるセン ター機能の明確化	●	●		●				
			8 困難を抱える子ど も・若者の居場所づ くり		●		●			●	
			9 居場所の情報提供		●		●			●	●
			10 地域とともにある学 校づくり		●		●				
			11 社会教育施設におけ る居場所づくり		●		●				
			12 公園における居場所 づくり		●		●				
1	子ども・若者の 意見・権利を尊重した健やかな 成長の支援の充実	4 多様な学び・遊 び・体験活動の 充実	1 地域における子育て 支援活動の支援		●		●				
			2 放課後等における遊 びや体験活動の推進	●	●		●				
			3 宿泊体験や職場体験 の推進		●		●			●	
			4 児童館全館事業を 通じた体験活動の充 実		●		●				
			5 青少年交流・体験事 業の推進		●		●				
			6 読書・調査活動への 支援		●	●	●				
			7 地域における子ども の運動・スポーツ機 会の確保		●		●				
			8 平和祈念事業への 子どもたちの参加促 進		●		●				
			9 多様な農業体験の 場づくり		●		●				
			10 「映画のまち調布」の 推進		●		●				
			11 交通ルール学習の機 会づくり		●		●				
			12 環境学習の充実		●		●				
			13 就業体験の機会づく り		●		●				
2	妊娠前から子育て 期にわたる切れ 目ない支援の 充実	1 子どもと保護者の 疾病予防・健 康支援	1 妊婦への疾病予防・ 健康支援	●			●	●	●		
			2 乳幼児への疾病予 防・健康支援				●	●	●		●
			3 子どもの相談	●			●	●	●		●
			4 アレルギーへの対策				●	●	●		

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の取組	
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども・子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子育て (安心して子どもを産み、 育てることが出来る取組)	少子化対策	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	1 切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●		●	●	●	●		●
			2 妊娠前から妊娠期の支援		●		●	●	●	●		
			3 産前から産後の支援	●		●	●	●	●	●		●
			4 伴走型の相談支援	●			●	●	●	●		●
			5 不妊症・不育症相談や助成事業の周知			●		●	●	●		
			6 オンラインによる利便性向上		●		●	●	●	●		
			7 ベビーシッター等の利用支援		●	●	●	●	●	●		
			8 地域での子育て支援	●			●	●	●	●		●
			9 子育てに関する情報提供の推進				●	●	●	●		
			10 乳幼児施設間のネットワークづくり				●	●	●	●		●
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	3 相談支援、学習・交流の場の充実	1 教室・講座		●		●	●	●	●		●
			2 子どもの相談	●	●		●	●	●	●		●
			3 出張型の相談・講座				●	●	●	●		●
			4 多胎児家庭への講座・交流の機会づくり				●	●	●	●		
			5 乳幼児親子の交流		●		●	●	●	●		●
			6 父親(パパ)の子育てを支援	●	●		●	●	●	●		●
			7 地域における育児・子育て相談	●			●	●	●	●		●
			8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援		●		●	●	●	●		
			9 育児の不安や困難への相談支援				●	●	●	●		●
			10 アレルギーへの対策				●	●	●	●		
2	妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	4 子育て家庭の経済的負担の軽減	1 伴走型相談支援と一体的経済的支援	●		●	●	●	●	●		
			2 子どもの医療費の助成			●			●	●		
			3 児童手当の支給			●			●	●		
			4 妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減	●		●	●	●	●	●		
			5 幼児教育・保育の利用負担軽減	●	●	●			●	●		
			6 多胎児家庭への支援			●	●	●	●	●		
			7 おむつごみの支援			●	●		●	●		
			8 学校給食無償化			●	●		●	●		
			9 国民健康保険加入者・国民年金第1号被保険者への出産時の支援			●	●		●	●		
			10 ベビーシッター等の利用支援			●	●		●	●		
3	多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	1 乳幼児期における教育・保育サービスの提供体制の確保・充実	- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施	●	●	●	●		●	●		
			1 子どもの育ち、預かりの支援	●	●		●		●	●		●
			2 保育所の空きスペース等の活用	●	●		●		●	●		
			3 保育所入園の予約	●	●		●		●	●		
			4 保育の質の維持・向上	●	●		●		●	●		●

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の 取組			
			子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他					
基本目標		基本施策		主な事業・取組		子ども・子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	子ども政策課 子ども家庭 センター他 育てる（安心して子どもを産み・ 育てることができる取組） 少子化対策	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
3	多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	2	地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	1	利用者支援事業	●		●	●		●	●		●
				2	時間外保育事業	●			●			●		
				3	放課後児童健全育成事業	●	●	●	●			●		
				4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	●		●	●			●		●
				5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	●	●		●		●	●		●
				6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会	●	●	●	●			●		●
				7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）	●			●			●		●
				8	一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	●		●	●			●		●
				9	幼稚園の預かり保育	●		●	●			●		
				10	病児保育事業（病児・病後児保育）	●			●			●		
				11	妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	●			●		●	●		
				12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	●			●			●		
				13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●			●					
				14	子育て世帯訪問支援事業	●	●	●	●			●		●
				15	児童育成支援拠点事業	●			●					
				16	親子関係形成支援事業	●			●					●
				17	妊婦等包括相談支援事業	●			●		●	●		●
				18	産後ケア事業	●		●	●		●	●		●
				19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	●		●	●			●		●
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	1	様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	1	子ども・若者の総合的な支援		●		●				●	
				2	非行・犯罪の防止		●		●				●	●
				3	自殺の予防		●		●				●	●
				4	インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進		●		●				●	
				5	児童虐待防止センター事業の推進		●		●					●
				6	いじめ・虐待の防止と対応		●		●				●	●
				7	不登校児童・生徒への支援		●		●				●	
				8	個に応じたきめ細かな教育相談の充実		●		●				●	●
				9	様々な家庭環境にある児童・生徒への支援		●		●				●	●
				10	関係機関との連携		●		●				●	●
				11	ヤングケアラーへの支援		●		●					●
				12	固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進		●		●				●	
				13	就職・自立支援		●	●						

		調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の 取組	
		子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子ども子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	少子化対策 (安心して子どもを産み、 育てることが出来る取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見	●		●		●	●		
			2 子どもの発達等の相談支援	●		●		●	●		●
			3 福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援	●		●			●		
			4 保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援	●		●			●		
			5 学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援	●		●			●		
			6 手当・助成等	●		●			●		
			7 日本語を母語としない子どもの支援	●	●	●			●	●	
			8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援	●		●			●		
			9 発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援	●	●	●			●		
			10 就学等の相談支援	●		●			●		
			11 特別支援教育の推進	●		●			●		
			12 市立小・中学校との交流	●		●			●		
			13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援	●		●			●		
			14 放課後等の活動の支援	●		●			●		
			15 働く機会の充実、就労支援	●		●					
			16 作業所等のネットワーク構築	●		●					
			17 日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援	●		●					
			18 余暇活動の支援	●		●					
			19 子どもの預かり等の支援	●		●			●		
			20 医療的ケア児の支援	●		●			●		
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	3 児童虐待防止対策・社会的養護及びヤングケアラーへの支援	1 児童虐待防止センター事業の推進	●		●					●
			2 要保護児童に関する関係機関との連携	●	●	●					●
			3 児童虐待防止に係る普及啓発		●	●					●
			4 里親制度の普及		●	●					●
			5 児童養護施設退所者への支援		●	●					●
			6 養育支援	●	●	●			●		●
			7 ヤングケアラーへの支援		●	●					●
			8 母子・女性の緊急保護・支援		●	●					●
			9 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発		●	●				●	●
			10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●		●	●		●
			11 育児の不安や困難への相談支援		●	●		●	●		
			12 いじめ・虐待の防止と対応		●	●				●	●
			13 DV等への相談・支援		●	●					●

			調布っすこやかプラン(市町村こども計画)の分野別計画等との関連一覧								いじめや虐待防止の 取組	
基本目標		基本施策	主な事業・取組	子ども政策課 保育課他	児童青少年課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども政策課 子ども家庭 センター他	子ども育成課	子ども家庭 センター	子ども政策課 子ども家庭 センター他		
				子ども・子育て 支援事業計画	子ども・若者計画	子どもの貧困対策計画	次世代育成支援 行動計画	自立促進計画	母子保健計画	少子化対策 (安心して子どもを産み・ 育てることができる取組)	いじめに対する取組	虐待防止に対する取組
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	4	ひとり親家庭への支援	1	子育て支援サービスに係る相談支援			●	●	●	●	●
				2	ひとり親家庭の就労支援			●	●	●		
				3	ひとり親家庭の自立支援			●	●	●		●
				4	ひとり親家庭の生活支援			●	●	●		●
				5	子どもの学習・相談支援		●	●	●	●	●	
				6	養育費の確保に向けた支援			●	●	●		
				7	母子生活支援施設による支援			●	●	●		●
				8	ひとり親家庭の実態把握			●	●	●		
				9	ひとり親家庭等医療費の助成			●	●	●		
				10	ひとり親家庭への手当			●	●	●		
4	特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	5	子ども・若者、子育て家庭への貧困対策	1	乳幼児期の支援		●	●	●	●		
				2	幼児教育・保育の利用負担軽減		●	●	●	●		
				3	子どもの学習・相談支援		●	●	●	●	●	
				4	教育費の負担軽減		●	●	●	●		
				5	子どもの食の確保の支援		●	●	●	●	●	●
				6	各種貸付制度等による支援		●	●	●	●		
				7	子育て家庭への生活保護による支援		●	●	●	●		
				8	生活困窮者の支援		●	●	●	●		
				9	就労に向けた支援		●	●	●	●		
				10	住まいに関する相談・支援		●	●	●	●		

6. ライフステージ別の施策一覧

基本目標	基本施策	主な事業・取組	対象となるライフステージ ¹⁴			
			子どもの誕生前から幼児期まで	学童期・思春期	青年期・ポスト青年期	子育て当事者
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	1 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発	●	●	●	●
		2 保育所における子どもの気持ちへの配慮	●			
		3 子どもの意見募集	●	●	●	
		4 意見発表の機会づくり		●		
		5 子ども・若者や子育て当事者の参画の機会づくり	●	●	●	●
		6 人権に関する相談・教育・啓発の推進	●	●	●	●
		7 将来の有権者理解の促進		●		
		8 家庭教育・交流の機会づくり	●	●	●	●
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	2 子ども・若者の健やかな育成	1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		
		2 ボランティアスタッフの活用		●	●	
		3 自国の伝統・文化への理解促進等		●	●	
		4 児童の防犯意識に関する啓発		●		
		5 安全確保の推進	●	●		
		6 幼稚園・保育所・小学校及び小学校・中学校の連携	●	●		
		7 保育所や学校における食物アレルギー対策の推進	●	●		
		8 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進		●		
		9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組		●		
		10 中学校における部活動の地域資源の活用		●		
		11 地域で活躍できる人材の養成		●	●	
		12 安全教育の推進	●	●	●	●
		13 食育の推進	●	●	●	●
		14 家庭教育への支援	●	●	●	●
		15 民間協力者の確保	●	●	●	●
1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	3 健やかな成長のための居場所づくり	1 親子の居場所・交流の場づくり	●			●
		2 認可保育園・幼稚園等における地域交流の場づくり	●			●
		3 官民協働の居場所づくり	●	●	●	●
		4 関係機関や地域団体等と連携した居場所づくりの支援	●	●	●	●
		5 小学生の放課後等における居場所づくり		●		●
		6 中・高校生世代の居場所づくり		●	●	
		7 児童館におけるセンター機能の明確化		●		
		8 困難を抱える子ども・若者の居場所づくり		●	●	
		9 居場所の情報提供	●	●	●	●
		10 地域とともにある学校づくり		●		●
		11 社会教育施設における居場所づくり	●	●	●	●
		12 公園における居場所づくり	●	●	●	●

¹⁴ 「ライフステージ別の施策一覧」で示すライフステージは、次の方を対象として表記しています。

- 子どもの誕生前から幼児期まで：子どもが生まれる前～就学前（義務教育年齢に達するまでの0歳から5歳まで）
- 学童期・思春期：小学生（6歳から12歳まで）～中学生・高校生年代（13歳から概ね18歳まで）
- 青年期・ポスト青年期：高校卒業年代：概ね18歳から～概ね40歳未満
- 子育て当事者：年齢・性別・続柄を問わず、子育てに携わる方

			対象となるライフステージ ¹⁴			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
1 子ども・若者の意 見・権利を尊重し た健やかな成長の 支援の充実	4 多様な学び・遊 び・体験活動の 充実	1 地域における子育て支援活動の支援	●	●	●	●
		2 放課後等における遊びや体験活動の推進		●	●	●
		3 宿泊体験や職場体験の推進		●		
		4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実		●		
		5 青少年交流・体験事業の推進		●	●	
		6 読書・調査活動への支援	●	●	●	●
		7 地域における子どもの運動・スポーツ機会の確保		●		
		8 平和祈念事業への子どもたちの参加促進		●		
		9 多様な農業体験の場づくり		●		
		10 「映画のまち調布」の推進	●	●		●
		11 交通ルール学習の機会づくり	●	●	●	●
		12 環境学習の充実	●	●	●	●
		13 就業体験の機会づくり			●	
2 妊娠前から子育て 期にわたる切れ目 ない支援の充実	1 子どもと保護者 の疾病予防・健 康支援	1 妊婦への疾病予防・健康支援	●			
		2 乳幼児への疾病予防・健康支援	●			
		3 子どもの相談	●	●		●
		4 アレルギーへの対策	●	●	●	●
2 妊娠前から子育て 期にわたる切れ目 ない支援の充実	2 妊娠前から子育て 期にわたる包 括的な支援	1 切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●	●
		2 妊娠前から妊娠期の支援	●			
		3 産前から産後の支援	●			●
		4 伴走型の相談支援	●			●
		5 不妊症・不育症相談や助成事業の周知	●			
		6 オンラインによる利便性向上	●	●	●	●
		7 ベビーシッター等の利用支援	●	●		●
		8 地域での子育て支援	●	●		●
		9 子育てに関する情報提供の推進	●	●		●
		10 乳幼児施設間のネットワークづくり	●			
2 妊娠前から子育て 期にわたる切れ目 ない支援の充実	3 相談支援、学習・ 交流の場の充実	1 教室・講座	●			●
		2 子どもの相談	●	●		●
		3 出張型の相談・講座	●			●
		4 多胎児家庭への講座・交流の機会づくり	●			●
		5 乳幼児親子の交流	●			●
		6 父親(パパ)の子育てを支援	●			●
		7 地域における育児・子育て相談	●			●
		8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援	●	●	●	●
		9 育児の不安や困難への相談支援	●	●	●	●
		10 アレルギーへの対策	●	●	●	●
2 妊娠前から子育て 期にわたる切れ目 ない支援の充実	4 子育て家庭の経 済的負担の軽減	1 伴走型相談支援と一体的経済的支援	●			●
		2 子どもの医療費の助成	●	●		●
		3 児童手当の支給	●	●		●
		4 妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減	●			●
		5 幼児教育・保育の利用料負担軽減	●			●
		6 多胎児家庭への支援	●	●		●
		7 おむつごみの支援	●			●
		8 学校給食無償化		●		●
		9 国民健康保険加入者・国民年金第1号被保険者への出産時の支援	●			●
		10 ベビーシッター等の利用支援	●	●		●
3 多様な子育てニ ーズに対応した子 ども・子育て支援 及び保育サービ スの充実	1 乳幼児期におけ る教育・保育サ ービス提供体制 の確保・充実	- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施	●			●
		1 子どもの育ち、預かりの支援	●			●
		2 保育所の空きスペース等の活用	●			●
		3 保育所入園の予約	●			●
		4 保育の質の維持・向上	●			●

基本目標	基本施策	主な事業・取組	対象となるライフステージ ¹⁴			
			子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
3	多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	地域子ども・子育て支援事業サービスの提供体制の確保・充実	1 利用者支援事業	●		●
			2 時間外保育事業	●		●
			3 放課後児童健全育成事業	●		●
			4 子育て短期支援事業(ショートステイ)	●		●
			5 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	●		●
			6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会	●	●	●
			7 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	●		●
			8 一時預かり事業, 子育て短期支援事業(トワイライトステイ), 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	●		●
			9 幼稚園の預かり保育	●		●
			10 病児保育事業(病児・病後児保育)	●		●
			11 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)	●		
			12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	●		●
			13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●		
			14 子育て世帯訪問支援事業	●	●	●
			15 児童育成支援拠点事業	●		●
			16 親子関係形成支援事業	●		●
			17 妊婦等包括相談支援事業	●		●
			18 産後ケア事業	●		●
4	特に支援を必要とする子ども・若者, 子育て家庭への支援の充実	様々な悩みや不安, 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	●		●
			1 子ども・若者の総合的な支援		●	●
			2 非行・犯罪の防止	●	●	
			3 自殺の予防	●	●	
			4 インターネット利用に関する啓発・情報モラル教育の推進	●	●	●
			5 児童虐待防止センター事業の推進	●	●	●
			6 いじめ・虐待の防止と対応	●	●	●
			7 不登校児童・生徒への支援	●		
			8 個に応じたきめ細かな教育相談の充実	●		●
			9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	●		●
			10 関係機関との連携	●	●	●
			11 ヤングケアラーへの支援	●	●	●
			12 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進	●	●	●
4	特に支援を必要とする子ども・若者, 子育て家庭への支援の充実	配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	13 就職・自立支援		●	●
			1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見	●		●
			2 子どもの発達等の相談支援	●	●	●
			3 福祉・教育の連携による個に応じたきめ細かな支援	●	●	●
			4 保育所・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援	●		●
			5 学童クラブにおける障害児の受入体制の整備・支援		●	●
			6 手当・助成等	●	●	●
			7 日本語を母語としない子どもの支援		●	
			8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援	●	●	●
			9 発達の遅れやかたよりのある子どもへの療育等支援	●		●
			10 就学等の相談支援		●	●
			11 特別支援教育の推進		●	●
			12 市立小・中学校との交流	●		
			13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援	●		●
			14 放課後等の活動の支援	●		●
			15 働く機会の充実, 就労支援		●	
			16 作業所等のネットワーク構築		●	
			17 日中活動の場(通所施設等)の整備・運営の支援	●	●	
			18 余暇活動の支援	●	●	
			19 子どもの預かり等の支援	●	●	●
			20 医療的ケア児の支援	●	●	●

			対象となるライフステージ ¹⁴			
基本目標	基本施策	主な事業・取組	子どもの 誕生前から 幼児期まで	学童期・ 思春期	青年期・ ポスト青年期	子育て 当事者
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	3 児童虐待防止対策・社会的養護 及びヤングケアラーへの支援	1 児童虐待防止センター事業の推進	●	●	●	●
		2 要保護児童に関する関係機関との連携	●	●		●
		3 児童虐待防止に係る普及啓発	●	●	●	●
		4 里親制度の普及	●	●	●	●
		5 児童養護施設退所者への支援		●	●	
		6 養育支援	●	●		●
		7 ヤングケアラーへの支援	●	●	●	●
		8 母子・女性の緊急保護・支援	●	●	●	●
		9 調布市子ども条例や子どもの権利の普及啓発	●	●	●	●
		10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり	●	●	●	●
		11 育児の不安や困難への相談支援	●	●		●
		12 いじめ・虐待の防止と対応	●	●	●	●
		13 DV 等への相談・支援	●	●	●	●
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	4 ひとり親家庭への支援	1 子育て支援サービスに係る相談支援	●	●	●	●
		2 ひとり親家庭の就労支援	●	●	●	●
		3 ひとり親家庭の自立支援	●	●	●	●
		4 ひとり親家庭の生活支援	●	●	●	●
		5 子どもの学習・相談支援		●	●	●
		6 養育費の確保に向けた支援	●	●	●	●
		7 母子生活支援施設による支援	●	●	●	●
		8 ひとり親家庭の実態把握	●	●	●	●
		9 ひとり親家庭等医療費の助成	●	●	●	●
		10 ひとり親家庭への手当	●	●	●	●
4 特に支援を必要とする子ども・若者、 子育て家庭への支援の充実	5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策	1 乳幼児期の支援	●			●
		2 幼児教育・保育の利用料負担軽減	●			●
		3 子どもの学習・相談支援		●	●	●
		4 教育費の負担軽減		●		●
		5 子どもの食の確保の支援	●	●	●	●
		6 各種貸付制度等による支援	●	●	●	●
		7 子育て家庭への生活保護による支援	●	●	●	●
		8 生活困窮者の支援	●	●	●	●
		9 就労に向けた支援		●	●	●
		10 住まいに関する相談・支援		●	●	●

7. 子どもの権利条約

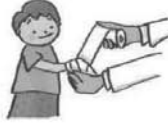
(出典) 子どもの権利条約カード 公益財団法人 日本ユニセフ協会発行

よ読んでみよう! 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいで、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したいいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

「子どもの権利条約」について詳しくはこちら→





調布市子育て応援シンボルマーク

刊行物番号
2024-187

第3期調布っ子すこやかプラン

(令和7年度～令和11年度)

発行年月日 令和7年3月

発行 調布市

(担当) 子ども生活部子ども政策課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

TEL : 042-481-7757 / FAX : 042-499-6101

